

亀山市議会 議会改革白書 2025

平成 25 年 10 月 21 日

令和 7 年 10 月 20 日改訂

亀山市議会改革推進会議

目次

1 各会議・委員会の活動報告（2025年）

- （1）議会改革推進会議
- （2）議会改革推進会議 検討部会
- （3）議会運営委員会
- （4）正副委員長会議
- （5）予算決算委員会
- （6）広聴広報委員会
- （7）全員協議会
- （8）全員協議会 政策検討部会
- （9）総務委員会
- （10）教育民生委員会
- （11）産業建設委員会

2 各会議・委員会での決定事項（2025年）

- （1）議会改革推進会議
- （2）議会改革推進会議検討部会
- （3）議会運営委員会
- （4）広聴広報委員会

3 議会改革の取組

- （1）政策提言
 - ①所管事務調査
 - 総務委員会
 - 教育民生委員会
 - 産業建設委員会

②政策条例

子どもの権利条例について

子どもの権利に関する条例の検討経過について

(2) 2025年議会改革の取組について

①完了した検討課題

②着手中の検討課題

本条例の目的達成の検証について

オンライン会議の実施について

議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について

子ども議会の実施について

4 広聴広報の取組

(1) かめやま市議会だよりの掲載内容について

(2) 議会報告番組「こんにちは！市議会です」番組原稿

(3) 議会映像等インターネット配信アクセス件数について

5 参考資料

(1) 議会改革の取り組みについて

(2) 議会改革推進会議の取り組みについて

(3) 広聴広報の取り組みについて

(4) タブレット端末導入の経過について

(5) 政策条例制定に向けた取組内容について

1 各会議・委員会の活動報告（2025年）

（1）議会改革推進会議

- ・ 第42回 令和7年2月7日
 - 1 子ども議会の実施について（検討課題47）
- ・ 第43回 令和7年5月19日
 - 1 子ども議会の実施について（検討課題47）
- ・ 第44回 令和7年6月23日
 - 1 子ども議会の実施について（検討課題47）
- ・ 第45回 令和7年8月20日
 - 1 子ども議会の実施について（検討課題47）
- ・ 第46回 令和7年10月20日
 - 1 議会改革の取組の報告について
 - （1）子ども議会の実施について（検討課題47）
 - 2 議会改革白書2025の作成について
 - （1）検討課題一覧・スケジュールについて
 - （2）各種委員会・会議の決定事項について

（2）議会改革推進会議 検討部会

- ・ 第92回 令和6年10月18日
 - 1 第88回から91回検討部会の確認事項について
 - 2 議会改革白書2024への掲載内容の確認について
 - 3 議題
 - （1）子ども議会の実施について（検討課題47）
 - （2）議会改革のまとめについて
- ・ 第93回 令和6年11月14日
 - 1 正副部会長の互選について
- ・ 第94回 令和7年1月23日
 - 1 第93回検討部会の確認事項について

- 2 議会改革白書2025への掲載内容の確認について
- 3 議題
 - (1) 検討課題一覧・スケジュールについて
 - (2) 子ども議会の実施について（検討課題47）
 - (3) 本条例の目的達成の検証について（検討課題31）
- ・第95回 令和7年2月7日
 - 1 第94回検討部会の確認事項について
 - 2 議会改革白書2025への掲載内容の確認について
 - 3 議題
 - (1) 子ども議会の実施について（検討課題47）
- ・第96回 令和7年2月20日
 - 1 第95回検討部会の確認事項について
 - 2 議会改革白書2025への掲載内容の確認について
 - 3 議題
 - (1) 本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題31）
 - (2) オンライン会議の実施について（検討課題48）
- ・第97回 令和7年4月28日
 - 1 第96回検討部会の確認事項について
 - 2 議会改革白書2025への掲載内容の確認について
 - 3 議題
 - (1) 本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題31）
 - (2) オンライン会議の実施について（検討課題48）
 - (3) 子ども議会の実施について（検討課題47）
- ・第98回 令和7年5月12日
 - 1 第97回検討部会の確認事項について
 - 2 議会改革白書2025への掲載内容の確認について
 - 3 議題
 - (1) 本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題31）

(2) オンライン会議の実施について（検討課題 4 8）

(3) 子ども議会の実施について（検討課題 4 7）

・ 第 9 9 回 令和 7 年 5 月 1 9 日

1 第 9 8 回 検討部会の確認事項について

2 議会改革白書 2 0 2 5 への掲載内容の確認について

3 議題

(1) 子ども議会の実施について（検討課題 4 7）

・ 第 1 0 0 回 令和 7 年 6 月 2 0 日

1 第 9 9 回 検討部会の確認事項について

2 議会改革白書 2 0 2 5 への掲載内容の確認について

3 議題

(1) 子ども議会の実施について（検討課題 4 7）

・ 第 1 0 1 回 令和 7 年 7 月 1 6 日

1 第 1 0 0 回 検討部会の確認事項について

2 議会改革白書 2 0 2 5 への掲載内容の確認について

3 議題

(1) 子ども議会の実施について（検討課題 4 7）

・ 第 1 0 2 回 令和 7 年 8 月 1 8 日

1 第 1 0 1 回 検討部会の確認事項について

2 議会改革白書 2 0 2 5 への掲載内容の確認について

3 議題

(1) 子ども議会の実施について（検討課題 4 7）

・ 第 1 0 3 回 令和 7 年 1 0 月 1 7 日

1 第 1 0 2 回 検討部会の確認事項について

2 議会改革白書 2 0 2 5 への掲載内容の確認について

3 議題

(1) 子ども議会の実施について（検討課題 4 7）

(2) 議会改革のまとめについて

(3) 議会運営委員会

- ・ 令和6年11月6日
 - 1 令和6年第1回亀山市議会臨時会の日程等について
 - 2 質疑順序について
 - 3 質疑時間について
 - 4 予算決算委員会について
 - 5 臨時会の進行について
- ・ 令和6年11月14日①
 - 1 議長の辞職許可について
 - 2 議長の選挙について
- ・ 令和6年11月14日②
 - 1 副議長の辞職許可について
 - 2 副議長の選挙について
- ・ 令和6年11月14日③
 - 1 正副委員長の互選について
 - 2 各委員会の委員及び正副委員長の報告について
 - 3 閉会中の継続調査の申し出について
- ・ 令和6年11月14日④
 - 1 追加提出議案について
 - 2 鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙について
- ・ 令和6年11月22日
 - 1 令和6年12月亀山市議会定例会の日程等について
 - 2 質疑・質問順序について
 - 3 予算決算委員会について
 - 4 亀山市議会会議規則及び亀山市議会委員会条例の一部改正について
 - 5 亀山市議会議員の請負の状況の公表に関する規程の制定について

- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 0 日
 - 1 請願書の取扱いについて
- ・ 令和 6 年 1 2 月 2 0 日
 - 1 追加議案について
 - 2 予算決算委員会について
 - 3 委員会提出議案について
 - 4 閉会中の継続調査について
 - 5 令和 7 年第 1 回臨時会・3 月定例会の日程（案）について
- ・ 令和 7 年 1 月 2 0 日
 - 1 請願の取扱いについて
- ・ 令和 7 年 2 月 7 日
 - 1 令和 7 年第 1 回亀山市議会臨時会の日程等について
 - 2 質疑及び討論について
 - 3 委員会付託について
 - 4 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について
 - 5 臨時会の進行について
 - 6 請願の取扱いについて
- ・ 令和 7 年 2 月 1 8 日
 - 1 令和 7 年 3 月亀山市議会定例会の日程等について
 - 2 代表質問について
 - 3 質疑・質問順序について
 - 4 予算決算委員会について
 - 5 陳情の取扱いについて
 - 6 亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- ・ 令和 7 年 2 月 2 5 日
 - 1 亀山市議会委員会条例の一部改正について
 - 2 質疑・質問順序について
- ・ 令和 7 年 3 月 7 日

- 1 3月11日の議場における弔意表明について
 - 2 議会の品位について
- ・令和7年3月25日
 - 1 追加議案について
 - 2 委員会提出議案について
 - 3 閉会日の進行について
 - 4 令和7年6月定例会の日程（案）について
 - ・令和7年5月23日
 - 1 令和7年6月亀山市議会定例会の日程等について
 - 2 質疑・質問順序について
 - 3 予算決算委員会について
 - ・令和7年6月20日
 - 1 追加議案について
 - 2 委員会提出議案について
 - 3 議員提出議案について
 - 4 令和7年9月定例会の日程（案）について
 - ・令和7年6月23日
 - 1 委員会提出議案について
 - ・令和7年8月22日
 - 1 令和7年9月亀山市議会定例会の日程等について
 - 2 質疑・質問順序について
 - 3 予算決算委員会について
 - 4 所管事務調査の報告について
 - ・令和7年9月9日
 - 1 請願書の取扱いについて
 - 2 要望書の取扱いについて
 - ・令和7年9月29日
 - 1 意見書に関する委員会提出議案について

- 2 令和7年第2回臨時会・12月定例会の日程（案）について

（４）正副委員長会議

- ・ 令和6年11月20日
 - 1 所管事務調査について
 - 2 常任委員会の年間スケジュールについて
 - 3 過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について
- ・ 令和7年6月10日
 - 1 委員会への市長及び副市長出席依頼について
 - 2 行政視察について

（５）予算決算委員会

- ・ 令和6年11月13日①
 - 1 補正予算の分科会審査について
 - 2 補正予算の全体審査について
- ・ 令和6年11月13日②（産業建設分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和6年11月13日③（教育民生分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和6年11月13日④（総務分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和6年11月14日①
 - 1 議案の審査（令和6年度各会計補正予算）
- ・ 令和6年11月14日②
 - 1 正副委員長の互選について
- ・ 令和6年12月10日
 - 1 補正予算の分科会審査について
 - 2 補正予算の全体審査について
- ・ 令和6年12月16日（産業建設分科会）
 - 1 議案の審査

- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 7 日（教育民生分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 8 日（総務分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 6 年 1 2 月 2 0 日
 - 1 議案の審査（令和 6 年度各会計補正予算）
- ・ 令和 6 年 1 2 月 2 3 日
 - 1 議案の審査（令和 6 年度各会計補正予算）
- ・ 令和 7 年 2 月 1 4 日
 - 1 議案の審査（令和 6 年度各会計補正予算）
- ・ 令和 7 年 2 月 1 7 日（協議会）
 - 1 令和 7 年度当初予算について
- ・ 令和 7 年 3 月 1 0 日
 - 1 分科会審査について
 - 2 全体審査について
- ・ 令和 7 年 3 月 1 3 日（産業建設分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 3 月 1 4 日（教育民生分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 3 月 1 7 日（総務分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 3 月 2 1 日
 - 1 提出資料の説明
 - 2 議案の審査（令和 7 年度各会計予算）
- ・ 令和 7 年 3 月 2 4 日
 - 1 議案の審査（令和 7 年度各会計予算）
 - 2 議案の審査（令和 6 年度各会計補正予算）
- ・ 令和 7 年 4 月 1 8 日（協議会）

- 1 第2次亀山市総合計画の検証について
- ・ 令和7年5月30日①
 - 1 議案の審査について（令和7年度一般会計補正予算）
- ・ 令和7年5月30日②
 - 1 繰越計算書及び放棄した私債権の報告について
- ・ 令和7年6月10日
 - 1 分科会審査について
 - 2 全体審査について
- ・ 令和7年6月17日（教育民生分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和7年6月18日（総務分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和7年6月20日
 - 1 議案の審査（令和7年度一般会計補正予算）
- ・ 令和7年8月29日
 - 1 決算審査結果の報告について
 - 2 健全化判断比率及び各会計資金不足比率の報告について
- ・ 令和7年8月29日（協議会）
 - 1 第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（骨子案）について
 - 2 亀山市人口ビジョン（骨子案）について
 - 3 第4次亀山市行財政改革大綱（骨子案）について
 - 4 今後のスケジュールについて
- ・ 令和7年9月10日
 - 1 分科会審査について
 - 2 全体審査について
- ・ 令和7年9月17日（産業建設分科会）
 - 1 議案の審査

- ・ 令和 7 年 9 月 1 8 日（教育民生分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 9 月 1 9 日（総務分科会）
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 9 月 2 4 日
 - 1 議案の審査（令和 6 年度各会計決算）
- ・ 令和 7 年 9 月 2 5 日
 - 1 議案の審査（令和 6 年度各会計決算）
 - 2 議案の審査（令和 7 年度各会計補正予算）
- ・ 令和 7 年 1 0 月 1 4 日（協議会）
 - 1 第 3 次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（骨子案）、
亀山市人口ビジョン（骨子案）及び第 4 次亀山市行財政改革
大綱（骨子案）に対する意見について

（ 6 ） 広 聴 広 報 委 員 会

- ・ 令和 6 年 1 1 月 1 4 日
 - 1 副委員長の互選について
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 0 日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第 9 9 号について
- ・ 令和 6 年 1 2 月 2 6 日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第 1 0 0 号について
 - 3 今後のスケジュールについて
- ・ 令和 7 年 1 月 9 日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第 1 0 0 号について
- ・ 令和 7 年 1 月 2 0 日
 - 1 議会報告番組について

- 2 議会だより第100号について
- ・令和7年4月2日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第101号について
 - 3 今後のスケジュールについて
- ・令和7年4月4日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第101号について
- ・令和7年4月14日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第101号について
- ・令和7年6月30日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第102号について
 - 3 今後のスケジュールについて
- ・令和7年7月3日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第102号について
- ・令和7年7月10日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第102号について
 - 3 市議会ホームページについて
 - 4 9月定例会後の委員会の日程について
- ・令和7年10月6日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第103号について
 - 3 議会だよりの質疑質問ページについて
 - 4 市民アンケートについて

- 5 議会映像インターネット配信について
- 6 今後のスケジュールについて
- ・令和7年10月10日
 - 1 議会報告番組について
 - 2 議会だより第103号について
 - 3 議会だよりの質疑質問ページについて
 - 4 今後のスケジュールについて
 - 5 市民アンケートについて
 - 6 議会映像インターネット配信について

(7) 全員協議会

- ・令和6年11月8日
 - 1 正・副議長の被推薦者からの所信表明について
 - 2 臨時会の進行について
 - 3 議員報告
 - (1) 広聴広報委員会行政視察(10/24~25)
 - (2) 鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会(10/25)
 - 4 市長報告
- ・令和6年11月14日
 - 1 議会選出監査委員について
- ・令和6年11月20日
 - 1 市長報告
 - (1) 令和7年「亀山市二十歳の集い」の開催について
 - (2) 令和6年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会について
 - 2 議長報告
 - (1) 第83回北勢5市議会懇話会(10/31:桑名市)
- ・令和6年12月13日
 - 1 協議事項

- (1) 亀山市議会会議規則の一部改正について
 - (2) 亀山市議会委員会条例の一部改正について
 - (3) 亀山市議会議員の請負の状況の公表に関する規程の制定について
- ・令和7年1月20日
 - 1 市長報告
 - (1) 令和6年度事務事業点検の点検結果報告について
 - 2 議員報告
 - (1) 鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会（12／25 鈴鹿市）
- ・令和7年2月7日
 - 1 市長就任あいさつ
- ・令和7年2月20日
 - 1 市長報告
 - (1) 市役所本庁代表電話への自動音声案内の導入について
 - (2) 令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会について
 - 2 議長報告
 - (1) 第169回三重県市議会議長会定期総会（1／22：志摩市）
 - 3 議員報告
 - (1) 第42回亀山市都市計画審議会（1／24）
 - 4 協議事項
 - (1) 亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- ・令和7年4月18日
 - 1 市長報告
 - (1) クールビズの実施について
 - (2) 令和7年度亀山市水防訓練について
 - 2 議員報告

(1) 鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会 (3 / 26 : 鈴鹿市)

・令和7年5月19日

1 市長報告

(1) 市有財産売却に関する媒介制度の創設について

(2) 亀山市歴史博物館の休館について

2 議長報告

(1) 第108回東海市議会議長会定期総会 (4 / 17 : 豊田市)

(2) 北勢5市の市長・正副議長懇談会 (4 / 25 : 鈴鹿市)

(3) 第170回三重県市議会議長会定期総会 (5 / 1 : 鳥羽市)

・令和7年7月18日

1 市長報告

(1) 戸籍等への氏名の振り仮名記載について

2 議長報告

(1) 第101回全国市議会議長会定期総会 (5 / 20 : 東京都)

(2) 亀山市議会議員退職者と正・副議長との意見交換会 (5 / 27)

(3) 県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について (7 / 1)

3 議員報告

(1) 産業建設委員会行政視察 (5 / 21 ~ 22)

(2) 鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会 (7 / 7)

4 協議事項

(1) 児童・生徒の登下校時における熱中症対策を求める緊急要望書について

・令和7年8月20日

1 市長報告

(1) 「大阪・関西万博」への出展について

2 議員報告

(1) 総務委員会行政視察 (7 / 15)

(2) 教育民生委員会行政視察 (7 / 28 ~ 29)

- ・ 令和7年10月20日
- 1 市長報告

(8) 全員協議会 政策検討部会

- ・ 令和6年11月14日
- 1 副部会長の互選について
- ・ 令和7年1月30日
- 1 条例案の検討について
- ・ 令和7年2月21日
- 1 条例案の検討について
- ・ 令和7年4月23日
- 1 条例案の検討について
- 2 今後の進め方について
- ・ 令和7年5月26日
- 1 条例案に対する意見について
- ・ 令和7年6月24日
- 1 条例案に対する逐条解説の作成について
- ・ 令和7年7月11日
- 1 条例案に対する逐条解説の作成について
- ・ 令和7年8月19日
- 1 条例案に対する例規審査について
- 2 逐条解説案に対する意見について

(9) 総務委員会

- ・ 令和6年11月14日
- 1 正副委員長の互選について
- ・ 令和6年12月18日①
- 1 提出資料の説明
- 2 一般質問

- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 8 日②
 - 1 所管事務調査について
 - 2 委員会の年間スケジュールについて
 - 3 過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について
- ・ 令和 6 年 1 2 月 2 3 日
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 1 月 2 4 日
 - 1 所管事務調査について（現状把握、今後の調査研究の進め方について）
- ・ 令和 7 年 2 月 1 4 日①（協議会）
 - 1 今後の広報活動の取組方向について
- ・ 令和 7 年 2 月 1 4 日②
 - 1 所管事務調査について（現状把握、今後の調査研究の進め方について）
- ・ 令和 7 年 3 月 1 7 日
 - 1 議案の審査
 - 2 提出資料の説明
 - 3 一般質問
- ・ 令和 7 年 5 月 1 5 日①（協議会）
 - 1 所管事務事業概要説明について
 - 2 管内視察
- ・ 令和 7 年 5 月 1 5 日②
 - 1 所管事務調査について（今後の調査研究の進め方について）
- ・ 令和 7 年 6 月 1 8 日①
 - 1 議案の審査
 - 2 提出資料の説明
 - 3 一般質問

- ・ 令和 7 年 6 月 1 8 日②
 - 1 所管事務調査について（行政視察、意見交換について）
- ・ 令和 7 年 6 月 2 3 日
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 7 月 1 1 日（協議会）
 - 1 所管事務調査について
「行政 D X の推進」意見交換会
亀山市職員組合
- ・ 令和 7 年 7 月 2 9 日
 - 1 所管事務調査について（行政視察報告書（案）、所管事務調査のまとめについて）
- ・ 令和 7 年 8 月 2 5 日
 - 1 所管事務調査について（所管事務調査のまとめについて）
- ・ 令和 7 年 9 月 1 9 日①
 - 1 議案の審査
 - 2 請願の審査
 - 3 提出資料の説明
 - 4 一般質問
- ・ 令和 7 年 9 月 1 9 日②
 - 1 所管事務調査について（所管事務調査のまとめについて）

(10) 教育民生委員会

- ・ 令和 6 年 1 0 月 1 8 日（協議会）
 - 1 国民健康保険運営協議会事務局との意見交換
 - 2 窓口入力支援システム導入事業について
 - 3 公立幼稚園の園児募集について
 - 4 公立保育所等における副食費の考え方について
- ・ 令和 6 年 1 1 月 1 3 日
 - 1 議案の審査

- ・ 令和 6 年 1 1 月 1 4 日
 - 1 正副委員長の互選について
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 7 日①
 - 1 議案の審査
 - 2 請願の審査
 - 3 提出資料の説明
 - 4 一般質問
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 7 日②（協議会）
 - 1 第 3 期亀山市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 7 日③
 - 1 所管事務調査について
 - 2 委員会の年間スケジュールについて
 - 3 過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について
- ・ 令和 7 年 1 月 9 日（協議会）
 - 1 第 3 期亀山市子ども・子育て支援事業計画骨子案に対する意見について
- ・ 令和 7 年 1 月 2 4 日①
 - 1 所管事務調査について（現状把握、今後の調査研究の進め方について）
- ・ 令和 7 年 1 月 2 4 日②（協議会）
 - 1 国民健康保険税の税率改正について
- ・ 令和 7 年 2 月 1 3 日（協議会）
 - 1 児童発達支援センターについて
 - 2 第 3 期亀山市子ども・子育て支援事業計画最終案について
- ・ 令和 7 年 2 月 2 1 日
 - 1 所管事務調査について（現状把握、今後の調査研究の進め方について）

- ・ 令和 7 年 3 月 1 4 日 ①
 - 1 議案の審査
 - 2 陳情について
 - 3 提出資料の説明
 - 4 一般質問
- ・ 令和 7 年 3 月 1 4 日 ②（協議会）
 - 1 亀山市就学前教育・保育施設の再編方針について
 - 2 第 3 期亀山市子ども・子育て支援事業計画最終案に対する意見について
- ・ 令和 7 年 5 月 1 4 日（協議会）
 - 1 所管事務事業概要説明について
 - 2 管内視察
- ・ 令和 7 年 5 月 2 1 日 ①（協議会）
 - 1 意見交換会「子どもの育ちを支える場の形成」
 - (1) どんな児童センターが必要かについて子育て支援「かめのこ」、魚と子どものネットワーク、
WINDSOIL
- ・ 令和 7 年 5 月 2 1 日 ②
 - 1 所管事務調査について（行政視察について）
- ・ 令和 7 年 6 月 1 7 日
 - 1 議案の審査
 - 2 提出資料の説明
 - 3 一般質問
- ・ 令和 7 年 6 月 2 3 日
 - 1 議案の審査
- ・ 令和 7 年 7 月 1 8 日
 - 1 所管事務調査について（行政視察、所管事務調査報告書（案）について）

- ・ 令和 7 年 7 月 3 1 日（協議会）
 - 1 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会との意見交換会
- ・ 令和 7 年 8 月 4 日（協議会）
 - 1 公益社団法人亀山市シルバー人材センターとの意見交換会
- ・ 令和 7 年 8 月 8 日①（協議会）
 - 1 公益財団法人亀山市地域社会振興会との意見交換会
- ・ 令和 7 年 8 月 8 日②
 - 1 所管事務調査について（行政視察報告書（案）、所管事務調査報告書（案）について）
- ・ 令和 7 年 9 月 5 日
 - 1 所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）、課題・問題点及び提言事項について）
- ・ 令和 7 年 9 月 1 8 日
 - 1 請願の審査
 - 2 要望について
 - 3 提出資料の説明
 - 4 一般質問

(11) 産業建設委員会

- ・ 令和 6 年 1 1 月 1 4 日
 - 1 正副委員長の互選について
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 6 日①
 - 1 議案の審査
 - 2 提出資料の説明
 - 3 一般質問
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 6 日②
 - 1 所管事務調査について
 - 2 委員会の年間スケジュールについて
 - 3 過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

- ・ 令和 7 年 1 月 2 7 日 ①
 - 1 所管事務調査について（現状把握について、今後の調査研究の進め方について）
- ・ 令和 7 年 1 月 2 7 日（協議会） ②
 - 1 亀山市景観計画について
- ・ 令和 7 年 2 月 1 7 日
 - 1 所管事務調査について（現状把握について、今後の調査研究の進め方について）
- ・ 令和 7 年 3 月 1 3 日
 - 1 議案の審査
 - 2 提出資料の説明
 - 3 一般質問
- ・ 令和 7 年 4 月 1 6 日 ①（協議会）
 - 1 亀山市下水道使用料の在り方について
 - 2 亀山市上下水道耐震化計画について
- ・ 令和 7 年 4 月 1 6 日 ②
 - 1 所管事務調査について（行政視察について、意見交換について）
- ・ 令和 7 年 5 月 1 3 日（協議会）
 - 1 所管事務事業概要説明について
 - 2 管内視察
- ・ 令和 7 年 6 月 1 6 日 ①
 - 1 議案の審査
 - 2 提出資料の説明
 - 3 一般質問
- ・ 令和 7 年 6 月 1 6 日 ②
 - 1 所管事務調査について（行政視察報告書（案）、意見交換について）

- ・ 令和 7 年 6 月 2 0 日①
 - 1 委員会提出議案について
- ・ 令和 7 年 6 月 2 0 日②
 - 1 委員会提出議案について
- ・ 令和 7 年 6 月 2 3 日
 - 1 委員会提出議案について
- ・ 令和 7 年 7 月 1 7 日
 - 1 所管事務調査について（意見交換会について）
- ・ 令和 7 年 8 月 2 1 日（協議会）
 - 1 意見交換会「太陽光発電施設とまちづくり」
亀山市自治会連合会 川崎支部・野登支部
- ・ 令和 7 年 9 月 4 日
 - 1 所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）、課題・問題点（案）、提言事項（案）について）
- ・ 令和 7 年 9 月 1 7 日①
 - 1 議案の審査
 - 2 提出資料の説明
 - 3 一般質問
- ・ 令和 7 年 9 月 1 7 日②
 - 1 所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）、提言（案）について）

2 各会議・委員会での決定事項（2025年）

（1）議会改革推進会議

年 月 日	事 項
令和7年2月7日	【子ども議会の実施について】 令和7年度の子ども議会については、令和6年度と同様に「中学生議会」を開催することとする。

（2）議会改革推進会議検討部会

年 月 日	事 項
令和7年1月23日	【子ども議会の実施について】 令和7年度の子ども議会については、令和6年度と同様に「中学生議会」を開催することとする。

（3）議会運営委員会

年 月 日	事 項
令和7年2月7日	【請願書の記載内容及び個人情報の取扱いについて】 請願書の取扱いについては、原則公開であるが、希望する請願者については住所の一部を非公開とする。 また、請願文書表と審査報告書については、希望の有無に関わらず、請願者の住所は市町村名までを記載することとし、委員会審査における請願内容の朗読についても市町村名までとする。

（4）広聴広報委員会

年 月 日	事 項
令和7年4月14日	【議会だよりの発行及び議会報告番組放送について】 議会だよりについては、令和7年10月1日号から「広報かめやま」の発行が、現在の月2回発行（1日号及び16日号）から月1回発行（1日号）へ変更することに伴い、同様に月1回発行（1日号）とし、次のとおりの発行日とする。

発刊号	内容
6月1日号	3月定例会
8月1日号	6月定例会
12月1日号	9月定例会
1月1日号	臨時会
3月1日号	12月定例会

また、議会報告番組については、令和7年5月1日から行政情報番組の更新が毎週更新から月2回（1日又は16日）の更新へ変更することに伴い、定例会日程に合わせて調整した放送開始日とする。

3 議会改革の取組

(1) 政策提言

① 所管事務調査

令和7年常任委員会の所管事務調査報告による提言について、常任委員会の調査事項についての結果をまとめましたので、令和8年度予算編成及び政策決定に反映されるよう提言した。

1. 総務委員会・・・「行政DXの推進」について
2. 教育民生委員会・・・「子どもの育ちを支える場の形成」について
3. 産業建設委員会・・・「太陽光発電施設とまちづくり」について

総務委員会

【調査・研究期間】 令和6年12月24日から令和7年9月30日

【調査研究テーマ】 「行政DXの推進」について

【委員】 委員長 今岡 翔平

副委員長 豊田 恵理

委員 新 秀隆

高島 真

森 英之

【活動日】 令和7年1月24日

令和7年2月14日

令和7年5月15日

令和7年6月18日

令和7年7月11日 意見交換会（亀山市職員組合）

令和7年7月15日 先進地視察（桑名市、志摩市）

令和7年7月29日

令和7年8月25日

令和7年9月19日

【意見交換会出席者名簿】

亀山市職員組合 4名

総務委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

デジタル技術の急速な発展と、コロナ禍などをきっかけとした社会情勢の目まぐるしい変化によって、私たちの生活様式だけでなく、行政のあり方にも大きな変革が迫られている。少子高齢化による人口減少、それに伴う人手不足、そして厳しい財政状況は、地方自治体にとって共通かつ喫緊の課題であり、同時に、多様化・高度化する行政サービスへの要求に応え続ける必要がある。

このような背景の中、本市では、これらの課題に対応するため、令和4年に「亀山市行政DX推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定し、デジタル技術を活用した行政サービスの向上と業務効率化に向け、各部署で様々な取組が進められている。

また、行政DXの推進は単なるデジタル技術の導入に留まるものではなく、行政組織や業務プロセス、さらには職員の意識そのものを変革し、未来の亀山市を築き上げていくための重要な政策と位置づけられる。そのため、持続可能な行政DXの推進体制を確立し、着実に実行していく必要がある。

以上のことから、総務委員会では、「行政DXの推進」についてをテーマに設定し、デジタル技術の活用により、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減を通じて、職員の働き方改革につながるよう、調査研究を行った。その結果を以下のとおり報告する。

【現状把握】

当委員会では、行政DX推進について把握をするため、政策部、総務財政部及び市民文化部に対し、推進計画の進捗状況、行政DXの推進に係る人材育成の取組、第3次亀山市行財政改革大綱における行政DXの位置づけや進捗状況、各種証明書の交付実績、先進市事例などの資料を求め、聞き取りを行った。

1 推進計画の進捗状況について

(1) 推進計画の概要について

推進計画は、デジタル社会の形成や官民データ活用の推進等に関し、市域の特性を生かした自主的な施策等を策定し実施するための分野別計画である。計画期間は令和4年度から令和8年度までである。

「人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します」という基本理念の下に、「行政サービスのDX」「行政経営のDX」「市民・地域のD

X」の3つの基本方針を定め、24の重点施策を位置づけている。また、重点施策の具体化のための85の取組を実施計画として定めている。

重点施策の取組のうち、主な取組状況は以下のとおりである。

<行政サービスのDX>

・行政手続のオンライン化の推進

マイナンバーカードを活用したオンライン手続「ぴったりサービス」の利用可能手続きの拡充（合計20手続）。電子申請フォーム作成ツールを用いた検診申込やアンケートの作成（200件以上）。

・マイナンバーカードの普及促進

出張申請や夜間休日窓口の開設やクオカードの進呈などにより、マイナンバーカードの申請・交付率が向上、各種証明書のコンビニ交付についても年々増加している。

「書かない窓口」の一環として、本庁1階に窓口入力支援システムを2台導入し、申請書類を記入する際の来庁者負担軽減を図っている。

・情報発信の多様化

LINE公式アカウントを構築し、市の多様で効率的な情報発信に努めている。

・問合せの自動応答環境の整備

LINE公式アカウントを活用し、道路や公園の損傷等を通報できる仕組みを備えた。

・公金収納のデジタル化

固定資産税、都市計画税、軽自動車税について、納付書にQRコードを利用した電子納税を可能とした。

<行政経営のDX>

・情報システムの標準化・共通化の推進

市民課などの住民情報を管理するシステムを、国の示す標準準拠システムへの移行に向けて、標準仕様や現行システムとの比較分析、情報収集を行い、保守業者などと今後の方向性を検討した。

・タブレット端末の活用の推進

市幹部職員のタブレット端末・電子会議システムの活用を促進した。また、議会において、タブレット端末で活用可能な、チャット機能を備えたグループウェアシステムを導入した。

・AI・RPAの活用の拡充

一部の職員へ、実務を想定したRPAシナリオの作成研修を実施した。また生成AIに関するワーキンググループを設置し、実証実験を踏まえながら運用上のルールを検討している。

・テレワーク、ウェブ会議の推進

テレワークについては、試行運用を継続している。ウェブ会議については、専用のシステムを活用し、移動時間削減など職員の負担軽減や研修開催の効率化を図った。

・文書等のデジタル化の推進

職員が利用している文書管理システムに電子決裁の機能を導入し、可能な文書から実施している。

・内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進

データセンター及び市庁舎において監視や保守を適切に実施し、システムの安定稼働を行った。また、ビジネスチャットツールの運用により、情報共有やコミュニケーションの活性化、円滑化を図った。さらには、例規集システムや、CADシステム等の運用によって業務効率化を図った。

・庁内無線LANの拡充

内部事務用のネットワーク無線LANを拡充し、効率的な働き方の環境整備を行った。

・学校・保育現場等のデジタル化の推進

GIGAスクール構想の推進により、校務用サーバーの更新を行い、情報教育環境の整備を進めた。また、児童・生徒の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。

<市民・地域のDX>

・オープンデータ化の推進

オープンデータを拡充したほか、市のオープンデータの公開を、自治体共同で公開しているカタログサイトへ移行したことにより、利便性を向上させた。

・Wi-Fi環境の整備

図書館の移転に合わせて館内利用フリーWi-Fiの整備を行い、図書館利用者の利便性の向上を図った。

・防災や被災者支援の仕組みの構築

迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、防災情報伝達システムの整備の整備を行った。

(2) 推進計画の進捗の評価について

令和7年1月の政策部への聞き取りの時点で、実施計画に定める85の取組のうち、進捗評価「A 順調に進んだ」「B まずまず進んだ」を選択している取組は、全体の96%を占める。実施計画ベースでは、全体として概ね順調に進んでいるという結果である。

2 行政DXの推進に係る人材育成の取組について

本市では、行政DXを組織的に推進するために、職員一人ひとりが行政DXへの意識を高め、変革に積極的に取り組むという共通認識を持ち、職員全体の機運を醸成することを重視するなど、推進計画の中で、行政DXを推進するための人材の育成について、位置付けている。

また、行政DXを効率的に進めるためには、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用できる人材の育成が不可欠である。このため、亀山市では、地方公共団体情報システム機構が実施するeラーニングをはじめとしたオンライン研修などを積極的に活用し、職員自らが行政DXを推進するマインドセットを育み、デジタルリテラシーと情報セキュリティ意識の向上を図っている。

さらに、行政DX推進の核となる人材を育成するため、職員に対して情報処理技術者試験の受験を推奨している。

この方針に基づき、具体的には、令和6年度にITパスポート試験の内容を学ぶ研修を実施し、職員のIT基礎知識の底上げを図った。また、総務省自治行政局や個人情報保護委員会事務局が実施するマイナンバー制度に関する研修へ参加するなど、様々な研修の実施や参加促進を行っている。

こうした研修の年度別の実績については、令和4年度で延べ159名、令和5年度で延べ219名、令和6年度（令和7年1月末時点）で291名と上昇している。

3 第3次亀山市行財政改革大綱における行政DXの位置づけ・進捗状況について

(1) 第3次亀山市行財政改革大綱について

第3次亀山市行財政改革大綱は、長期的に厳しい財政見通し、特に財政調整基金の減少を念頭に策定された。本大綱は、今後の人口減少社会に対応した方策を講じ、行財政運営の強化を図ることで、人的・財政的負担の軽減を主眼とし、持続可能な行政運営を目指すものとして、令和2年2月に策定され、計画期間は令和2年度から令和7年度までの6年間である。

本大綱の中でも、特に、業務生産性の向上と社会変化に対応した市民サービスの向上を図るため、行政システムの改革においては、AIやRPAなどのICT技術を積極的に導入し、効率的・効果的な行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換を進めている。

(2) 第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画について

第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画で定める78の具体的取組のうち、行政DX

に関連するものは18項目あげられる。これらについては、令和5年度末時点で全く進んでいないものもあるが、約70%の進捗率である。

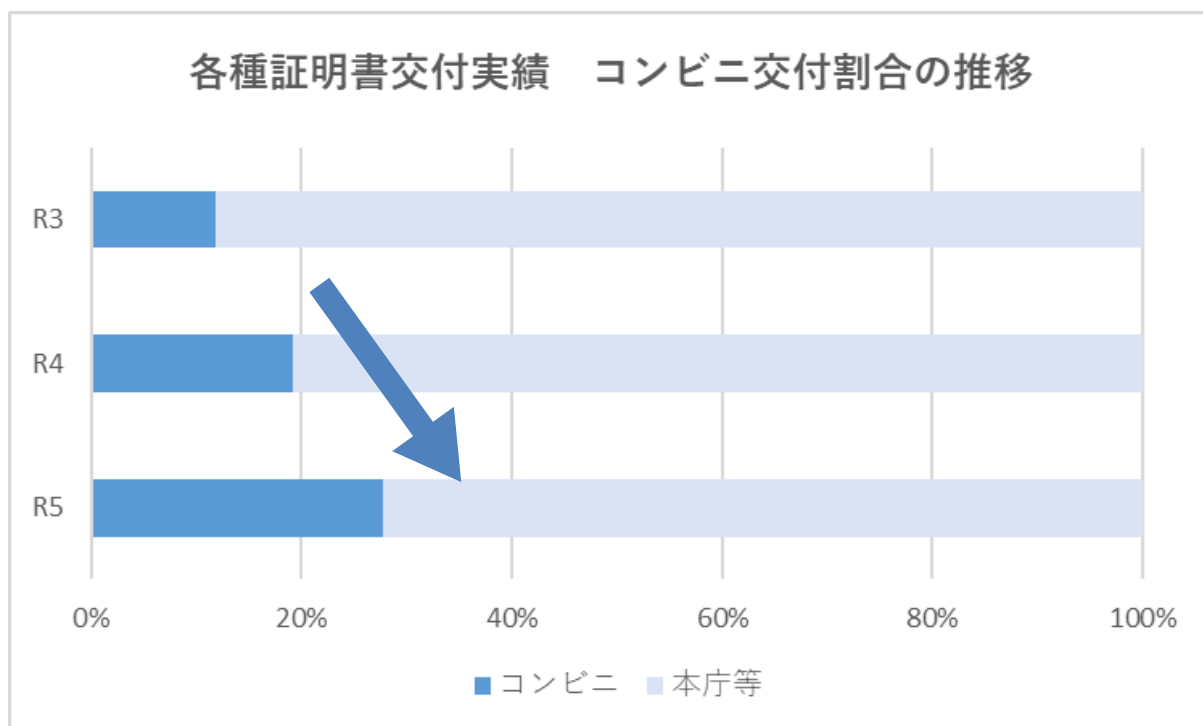
4 各種証明書交付実績（令和3年度から令和5年度まで）

総務財政部及び市民文化部より、各種証明書の交付実績として別表のとおり説明を受けた。

各種証明書交付実績	R3			R4			R5		
	全体	コンビニ	本庁等 (※)	全体	コンビニ	本庁等 (※)	全体	コンビニ	本庁等 (※)
住民票の写し	22,029	2,999	19,030	21,527	4,710	16,817	20,937	6,495	14,442
印鑑登録証明書	13,059	1,944	11,115	12,997	3,141	9,856	13,363	4,835	8,528
戸籍の全部事項証明書	5,267	371	4,896	5,543	647	4,896	6,722	1,222	5,500
戸籍の個人事項証明書	1,065	124	941	1,390	304	1,086	1,243	389	854
戸籍の附票の写し	1,206	51	1,155	1,274	67	1,207	1,545	113	1,432
所得証明書	2,543	167	2,376	2,404	305	2,099	2,180	443	1,737
課税証明書	4,493	199	4,294	4,228	327	3,901	4,466	537	3,929
合計	49,662	5,855	43,807	49,363	9,501	39,862	50,456	14,034	36,422

市民文化部提供資料を基に作成

- ・本庁等（本庁・関支所・あいあい・加太出張所の合計）
- ・住民票の写しは、記載事項証明書及び広域交付住民票を除きます。（コンビニ交付サービス対象外のため）
- ・戸籍の全部事項証明書は、広域交付戸籍証明書を除きます。（コンビニ交付サービス対象外のため）
- ・公用・無料交付を除きます。



市民文化部提供資料を基に作成

5 近隣市の先進事例について

近隣市の先進事例について、政策部から提供を受けた内容は、次のとおりである。

・(三重県津市) 電子入札システム導入事業

紙での入札・契約管理事務をデジタル化し、入札参加者の負担軽減と利便性向上を図る。

・(三重県鈴鹿市) 母子健康手帳アプリを活用した伴走型相談支援サービス

母子健康手帳アプリを導入し、子育て家庭の負担軽減を図る。オンライン予約や質問票システムを活用し、きめ細やかな伴走型支援の実現を目指す。

・(三重県名張市) ICTを活用した字幕表示システム導入事業

字幕表示システムを活用し、聴覚障がい者や高齢者、外国人等との対応を円滑化する。窓口業務のサービス向上、情報提供機能の充実、対応時間の短縮等の負担軽減を図る。

・(三重県志摩市) 窓口キャッシュレスサービス導入事業

住民サービスの利便性向上のため、窓口での支払いにキャッシュレス決済を導入し、行政手続きのデジタル化と住民の利便性向上を図る。

・(三重県伊賀市) 公共施設予約のオンライン化

公共施設の予約管理、有料施設の電子決済、施設の施錠のデジタル化をオンライン化し、利用者および運営側の利便性向上と効率的な公共施設利用促進を図る。

・(愛知県名古屋市中区) ひきこもり支援におけるメタバースの活用 (※)

インターネット上にメタバース空間を作成し、匿名性やオンライン参加の特性を活かして、ひきこもり状態にある本人やその家族への情報発信や支援につながる環境を構築する。

※本市においても、令和7年4月から同様の事業を開始している

・(愛知県一宮市) ウェブ口座振替受付サービス導入事業

PC やスマートフォンからいつでも口座振替の申込手続きが可能となるウェブ口座振替受付サービスを導入し、納付者の負担軽減と口座振替の推進を図る。

・(愛知県豊田市) kintone による手続き DX

kintone を活用し、紙や来庁が基本となっている申請手続き「スマート窓口（行かなくてよい・書かなくてよい・待たなくてよい窓口）」を実現する。

・(愛知県高浜市) 町内会運営支援事業

町内会加入率低下に対し、地域のデジタル化を推進し、町内会の負担軽減や連絡手段の効率化のため、町内会運営支援システム（電子回覧板アプリ）を導入する。

・(愛知県日進市) 電子請求システム導入事業

市の取引事業者向けに電子請求システムを導入し、支払関連業務のデジタル化を促進することで、行政サービスの利便性向上、ペーパーレス化、事業者の働き方改革・生産性向上を図る。

・(愛知県みよし市) 保育所 AI マッチング入所選考導入事業

保育所の入園選考事務に AI システムを導入し、受付から結果通知まで一括でデジタル処理を行うことで、保育士等の負担軽減と保護者の利便性向上を図る。

・(愛知県稲沢市) 遠隔相談システムの導入

出先機関に遠隔相談窓口を設置し、離れた場所からでも専門的な相談ができるシステムを構築することで、市民サービスの拡大を図る。

・(岐阜県本巣市) 水道スマートメーター導入事業

高齢化や積雪による検針困難、検針員不足解消のため、スマートメーターを設置する。水道使用量データのオンライン確認により、漏水早期発見や独居高齢者世帯の安否確認なども可能となる。

【亀山市職員組合との意見交換】

令和7年7月11日に亀山市職員組合と「行政DXの推進」についてをテーマに、意見交換を行った。

《主な意見等》

○行政DXの推進の考え方に対して

- ・現段階の職員の働き方の効率化は、DXというより単なるIT化と考える。例えば、電子決裁の導入は、手法を変えたものであって、本来の業務は変わっていない。
- ・デジタル化の1歩手前で現行の業務の手順を見直し、改善の糸口を見つけることが重要である。
- ・DXと言われるようになり、全国的にDXの取組が進む中、多くの分野で効果が実証され、効率性も担保されたDXの手法があるのではないかと。特に、ワークライフバランスの確立につながるようなものは、行政も取り入れていかなければならない。
- ・現場の業務実態に合わない仕組みは、手間等が増す可能性もある。導入段階での現場のヒアリングや、実際の亀山市のやり方に沿ったやり方なのかという柔軟性を確保していくことが必要ではないか。
- ・行政DXを推進する中で、何を目指せば良いのか、職員の中でもばらつきがあり、ベクトルが違う方向に行ったり、方々にやるのがちぐはぐになったりしていないか。
- ・行政サービスをもう少し向上させようという中で、全庁的に考えるような仕組みがあれば、集約ができて、どう改善していけば良いか、どう知識を持てば良いかが見えてくるのかと思うが、そういった発信があまりない。

○組織体制や人材育成の考え方に対して

- ・積極的に取り入れていくべきDXもあれば、自治体の実情に応じて導入を検討すべきも

のもあり、企画立案能力や、D X所管課のサポート体制が必要になってくるのではない
か。

- D X推進室は、従来の電子機器のメンテナンスなどの業務も一緒に抱えており、労力が
必要と考える。その上でD Xも積極的に進めていこうと思うと、やはりその点でマンパ
ワーが不足しているのではないか。
- 一部の職員が精通した知識があるだけでは全体の底上げにはならない。すべての職員が
最低限のI Tに関する知識を習得し、使いこなす能力を身に付けることが行政D X推進
の土台となってくるのではないか。専門部署がそれを進め、職員一人ひとりが対応して
いくスキルを身につける必要がある。
- 研修は、日々希望すれば十分受けられる環境であると思うが、D Xに関し、画期的なこ
とを生み出すための研修はなかなか受けられていないと感じる。
- 手段が変わっただけでは、行政サービスの向上や職員の働き方改革につながることはな
いため、事前に導入実績を検証した上で、現場の声をもとにブラッシュアップしていけ
るような体制づくりを期待する。

○デジタル技術や情報セキュリティの考え方に対して

- D Xの推進にはセキュリティリスクを伴う場合もある。リスクに対する基準等が曖昧で
あると、導入にためらいが生じることもある。便利さとセキュリティリスクの両輪を明
確にしていく必要がある。
- 電子決裁はスムーズに決裁が回る利点もあるが、紙での決裁と比べ、場合によっては少
し手間がかかる。
- オンライン申請や手続きについて、単純なものはL I N Eなどを用いるのも良いが、対
面で自治会長や市民との相談業務も多く、その辺りは単にオンライン化するのは難しい
ものもある。テレビ電話のような形で相談しながら申請することができれば、効率的に
なるのではないか。
- テレワークシステムについては、コロナ禍以降通常の業務に戻ってきている中、組合の
中ではテレワークをしたいという大きな意見はない状況である。
- 出退勤システムについては、組合の方から導入を要望し、一時試行的に導入したことも
あったが、あまり実態になじまず、改善を要望している。

○その他

- 亀山市の規模では、誰が担当か顔がわかり、距離が近くて直接たずねてしまう。わざわざ
チャットなどをする必要がないこともある。

【行政視察】

総務委員会では「行政DXの推進について」をテーマに、7月15日に、県内における行政DXの先進自治体である三重県桑名市と三重県志摩市を訪問し、行政視察を実施した。

1 三重県桑名市

・現状と主な取組

桑名市では、人口減少、少子高齢化などの社会課題の解決や社会の変革に対応するため、行政DXを推進し、将来にわたり快適で豊かな生活を送ることができるまちづくりが必要であることから、市長のトップダウンにより、市民サービス・まちづくり・行政運営においてデジタルファーストで取り組み、誰ひとり取り残さない、持続可能なまちづくりを推進することを令和3年2月に宣言した（桑名市デジタルファースト宣言）。

この宣言を皮切りに、桑名市では行政DXの推進体制が大きく見直され、様々な取組や事業が展開されている。

・スマートシティ推進課の設置

令和2年に現在のスマートシティ推進課の前身となるデジタル推進課を設置し、令和3年には当時4人だった課員を8人（内2人はこの分野のエキスパートとして市職員から募った）に増強した。また、令和5年には市長直轄の組織として、スマートシティ推進課が誕生し、さらに部長級職員としてデジタル最高責任者が設置された。

市長直轄となったことで、様々な施策を推進するために、他課との連携がしやすくなった。

ただし、当課の業務のスタンスは、推進の主体は各担当課であり、あくまでもフォローに徹するということだった。伴走型の業務支援を行うことにより、各担当課が主体となって取り組んだ成功体験を育むことができ、職員のモチベーションの向上とスキルアップに寄与している。

・生成AIやLoGoフォーム・kintoneの利活用

生成AIについては、令和5年にガイドラインを策定し、セキュリティ、運用ルールを設定して、業務に利用している。日本初となる試みで、生成AIにより多度学園の校歌を作成するプロジェクトも実施されている。また、WEBフォーム作成ツールのLoGoフォームや、業務改善プラットフォームのkintoneなどのツールを使って、全庁的に多種多様な電子申請フォームや業務アプリが職員の手によって作成され、利用されている。作成されたフォームやアプリは、年々増加している。

2 三重県志摩市

・現状と主な取組

志摩市では、官民の連携により、様々な行政DXの推進を図っている。主な企業としては、

株式会社システナ、グーグルクラウドジャパン合同会社、ソフトバンク株式会社などであるが、これらの企業との連携により、システム整備の強化や、人材の確保などを行っている。また、職員のデジタルリテラシーやモチベーションの向上のため、庁内で様々な取組が展開されている。

・専門人材の確保

志摩市では、令和6年3月持続可能な地域づくりやSDGs目標の達成のために、株式会社システナと連携協定を締結した。

具体的には、市のDX推進に伴う市民サービスの向上、スマート行政に関する事項、生成AIやクラウドシステムを活用する上での自治体セキュリティの向上、市へのデジタル人材の派遣などを行うこととしている。

また、これらの連携事項の推進に必要な財源を確保するため、同年4月から「地域活性化起業人制度」を活用している。この協定により社員1名が同社から派遣され、総合政策課に所属している。

同様にソフトバンク株式会社からも社員1名が派遣され、同課に配置されており、DXのエキスパートとなる人材が合わせて2名、確保されている。

・Smart at 自治体DX

志摩市では、kintoneを活用した地方自治体向けセミオーダー型の業務パッケージサービス「Smart at 自治体DX」を導入した。

これにより、桑名市と同様に職員の内製により、公用車運行簿や避難所情報共有システムなどの業務アプリを作成している。また、今後は業者への委託により、公有財産台帳や道路占用台帳などの業務アプリの作成を検討している。

3 視察全体を通じて

今回の行政視察を通じ、両市ともにトップである市長が行政DXを推進するために組織としての立場とビジョンを明確にしており、そのための組織づくりやデジタル人材の育成をしていること、また、行政DX推進に係るエキスパートとなる人材の確保に力を入れていることが分かった。さらに、職員が自発的にDXに取り組めるような環境づくりや、モチベーションを維持・向上させるための取組があることが分かった。

両市とも人口減少社会を迎える中であるからこそ、行政DXの推進の取組への熱意と気概が伝わってきた。

これらの風土・環境づくりにより、デジタル技術の導入や業務プロセスの抜本的な見直しを行うことができ、行政サービスの向上やフロントヤード改革につながっていると感じた。

また、kintoneの活用は両市ともに行われており、作ったアプリが属人化するという課題があるものの、志摩市においては、その点を業務委託することでカバーしており、亀山市で

の研究も必要であると強く感じた。

行政DXを推進するにはお金がかかるという印象があるが、現在の推進体制の見直しも含め、基礎となる組織づくりや職員の知識レベルを向上させるための支援策、モチベーションの維持向上については、参考となる部分も非常に多く、本市においても積極的に検討していくべきである。

【検討結果のまとめ】

総務委員会として、調査・研究テーマに掲げた「行政DXの推進」について、現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

- 1 トップダウンによる強力なリーダーシップや、庁内全体を巻き込む推進力が不足しているため、職員が自分事として行政DXに取り組む風土や雰囲気十分に醸成されておらず、行政DXによる行政サービスの向上には、更なる取組が必要である。
- 2 行政DXの推進を担当する部署が、従来の情報システムの保守管理業務と行政DXの推進を兼ねており、行政DXを推進するためのマンパワーが不足している。
- 3 行政DXに精通した外部企業や専門人材との恒常的な連携・交流が少なく、先進技術等に関する知見やノウハウ、フォローアップを十分に受けられる環境にない。
- 4 本年7月から生成AIの試行運用が始まっているが、このような技術の活用が一部の職員に留まっている。また、他市のような業務効率化アプリの内製化や、多様な活用事例の組織横断的な展開が進んでいない。

よって、総務委員会として、デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう、「行政DXの推進」について、下記のとおり市長に提言する。

記

- 1 行政サービスや職員の働き方改革の向上につなげるため、トップダウンにより強力に行政DXを推進し、従来のIT化にとどまらない取組を進めること。また、管理部門と推進部門を設置するなど、本市の規模に合わせつつも、組織体制や事務分掌の見直しを図り、職員が成功体験を積み重ねられる風土・環境を醸成すること。
- 2 行政DXの推進に必要な予算とマンパワーの確保に努めること。特に、専門人材の確保やマンパワー不足を解消するため、行政DXに精通した企業等との連携による業務支援や人材支援の活用について、より具体的に研究を行うこと。
- 3 先進技術に関する知見やノウハウを継続的に取り入れ、行政DX推進の要となる若手職員やキーパーソンを計画的に育成すること。また、これまで以上に、職員自らが生成AIや業務改善プラットフォーム等を積極的に取り入れることができる環境を整備するとともに、これらを庁内で組織横断的に共有・展開できる仕組みを拡充させること。
- 4 次期推進計画においても、先進事例に倣うなど、行政サービスの向上や業務効率化を図ることができるよう、引き続き行政DXの推進に精力的に取り組むこと。

教育民生委員会

【調査・研究期間】令和6年12月24日から令和7年9月30日

【調査研究テーマ】「子どもの育ちを支える場の形成」について

【委員】委員長 鈴木 達夫

副委員長 深水 隆司

委員 櫻井 清蔵

森 美和子

福沢美由紀

中島 雅代

【活動日】令和7年1月24日

令和7年2月21日

令和7年3月28日 現場確認（旧図書館等）

令和7年5月21日 意見交換会（子育て支援団体等）

令和7年7月18日

令和7年7月28日～29日 先進地視察

（岐阜県海津市、愛知県田原市、三重県四日市市、津市）

令和7年8月 8日

令和7年9月 5日

【意見交換会出席者名簿】

子育て支援「かめのこ」 2名

魚と子どものネットワーク 1名

windsoil 2名

教育民生委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

自分の居場所を持つことは、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題である。特に子どもの居場所は、社会構造や経済構造の変化により、かつては居場所となり得た空き地や路地裏など、子どもが自由に遊び過ごせる場は減少し、ボール遊びなどが禁止されている公園も多く、放課後の時間において子どもが自由に過ごせる時間が減っており、子どもが居場所を持つことが難しくなっている。また、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加など、子どもを取り巻く環境は一層厳しさが増すとともに課題が複雑化しており、子どもの権利が侵害される事態も発生している。

このような背景から、国は子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、児童館は、児童福祉施設として子ども・子育て支援及び子どもの健全育成の推進の役割を担うこととなり、令和6年には児童館ガイドラインが改正され、子どもの居場所として更なる機能強化が期待されている。

本市では、放課後児童クラブ事業、長期休暇子どもの居場所事業など子どもの居場所に係る様々な施策が展開されている中で、児童センターを中心とした子どもの育ちを支える場の形成の重要性が高まっている。また、現在の児童センターは施設が手狭で老朽化も進んでいることから、公共施設跡地等活用検討委員会において検討を行い、亀山公園内の旧市立図書館への移転方針が決定されている。

以上のことから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究し、検討した結果をここに報告する。

【現状把握】

当委員会では、子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するため、子ども未来部子ども政策課から、児童センターの現状と課題、新児童センターの考え方、子どもの居場所に係る施策、児童館ガイドラインなどの資料を求め、聞き取りを行った。

1 児童センターの現状と課題

児童センターは、昭和54年に建築されており、1階部分に図書室、遊戯室、トレーニング室、トイレ、事務室、湯沸かし室がある。2階部分に集会所、トイレ、子育て支援「かめのこ」の事務所がある。子育て支援「かめのこ」の事務所は行政財産目的外使用許可により使用許可している。

利用者数は、令和2年度で4,429人となり新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したが、回復傾向にある。利用者数を地区別で見ると亀山西小学校区の利用者が一番多く、次いで亀山東小学校区、井田川小学校区の順である。

課題は、施設の老朽化に伴い、毎年一定の修繕費用が必要となってきたことであり、またトイレについては男女共用で、子ども用はなく、車椅子による使用ができず、バリアフリーに対応していないことである。

児童センターはゼロ歳児から18歳未満の子どもまで幅広く利用できる施設であるが、授乳室、おむつ替えスペースがない。またファミリーサポートセンター事業と十分に連携を取っていくには、スペースが少なく、駐車場もない。

2 新たに設置する児童センターの考え方

現在の児童センターは、施設が手狭で老朽化も進んでいることから、公共施設跡地等活用検討委員会において検討を行い、亀山公園内の旧図書館への移転方針を決定した。移転に際しては、児童センターの機能だけでなく、複合的な活用を図っていくという方針が示されている。

国のこどもの居場所に関する指針や、それを受けた児童館新ガイドラインの考え方にも対応し、更に利用しやすい施設となるよう検討している。

3 児童センターに関する法令等

児童館は、面積要件などに応じて小型児童館、児童センター、大型児童館のように、いくつかの種別が存在している。

児童センターは、児童福祉法第40条の児童厚生施設に該当する。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、第6章の児童厚生施設において設備や職員について定められている。

都市公園内に児童センターを設置できる根拠は、児童館が都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当するからである。同時に、児童館が同法施行令第5条第5

項第1号の体験学習施設または第5条第8項の集会所等に分類されることから、都市公園内に設置しているという例が多いことも根拠である。

参考

児童福祉法 抜粋

(児童厚生施設)

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第6章 児童厚生施設 抜粋

(設備の基準)

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(一から六まで 略)

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

都市公園法 抜粋

(定義)

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

(一から二まで 略)

- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

- 四 ブランコ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

都市公園法施行令 抜粋

(公園施設の種類)

第5条 (略)

(2から4まで 略)

5 法第2条第2項第6号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

(二から三まで 略)

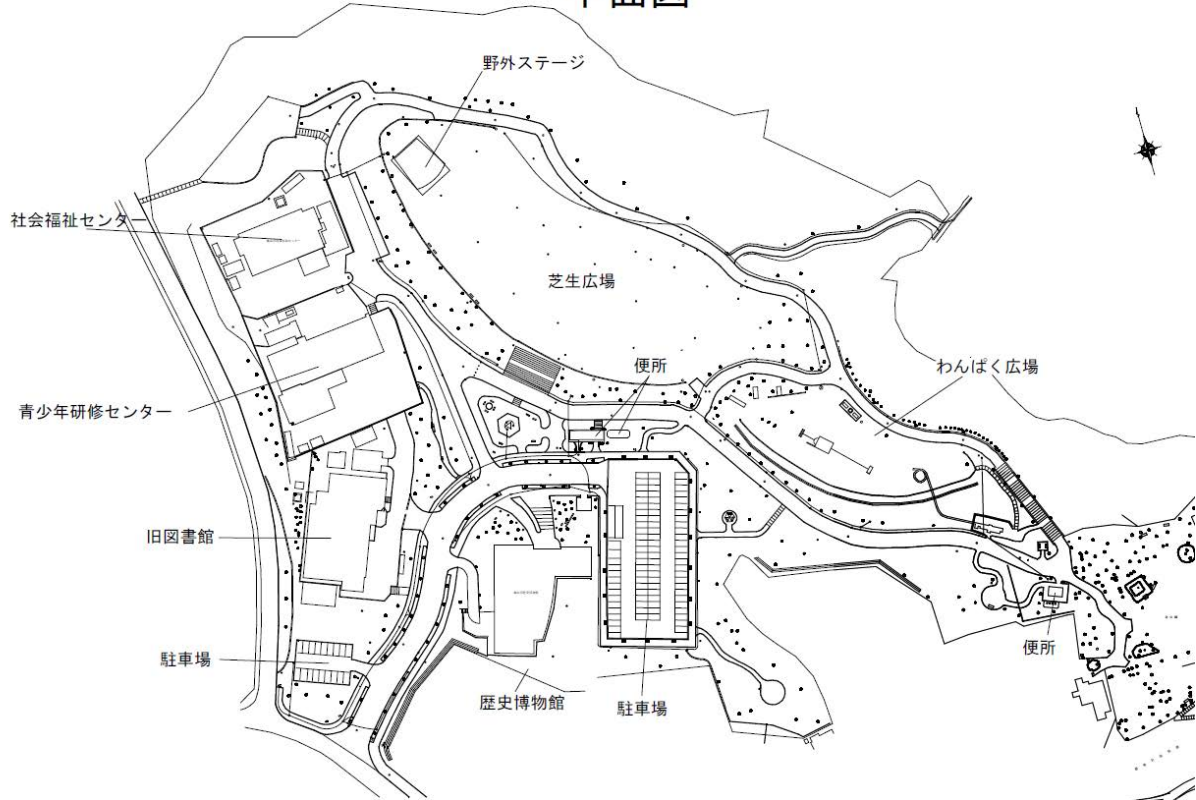
(6から7まで 略)

8 法第2条第2項第9号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

4 新たな児童センターを中心とした文教エリア及び関係施設の現場確認

旧図書館、歴史博物館、青少年研修センター、社会福祉センター、わんぱく広場を含めた亀山公園全体図は、次のとおりである。また、令和7年3月28日に旧図書館等の施設の現場確認を行い、概要を把握した。

平面図



都市公園（亀山公園）内の公共施設の概要について				
施設名称	歴史博物館	旧図書館	青少年研修センター	社会福祉センター
管理者（部署）	市 （市民文化部歴史博物館）	市 （教育委員会図書館）	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会
建築年	平成6年	昭和55年	昭和53年	昭和51年
階数	2階	1階	2階	3階
延床面積	1,731㎡	958㎡	1842.2㎡	1706.29㎡
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
耐震状況	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり
利用者数 （令和5年度実績：人）	7,200	—	30,086	9,122
年間管理費 （令和5年度決算：千円）	28,153	1,200	15,000	9,243
課題問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築から30年が経過し、外壁や躯体、その他設備の更新、長寿命化の費用負担が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧図書館跡地の管理が現在、教育委員会である。 ・ 使用していく上でAED、消火器等設備の更新が必要となる。 ・ 施設看板（図書館）をはずす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の老朽化が進んでいる。 ・ 利用者のためにエレベーター設置、フリーwifi設置が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和51年に建設され、平成12年度に耐震工事を含む大規模改修を行っており、その後、外壁の塗装工事や天井の雨漏り修繕などを行っているが、老朽化により毎年修繕箇所があるのが現状である。

5 こどもの居場所に関する指針及び児童館新ガイドライン

こどもの居場所に関する指針は、令和5年12月に閣議決定され、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくための施策の根拠となるものであり、この指針の内容を基に、全国でこどもの居場所づくりを推進していく。

児童館ガイドラインは、こども基本法及びこどもの居場所づくりに関する指針の理念、趣旨や内容を反映することを基本とし、関係法令等の改正や近年の児童館を取り巻く動向等を踏まえて、令和7年4月1日付で改正された。児童館は、このガイドラインに基づき、こどもの居場所としての更なる機能強化が期待されている。

6 児童センターに係る国の補助制度

次世代育成支援対策施設整備交付金は、次世代育成支援対策推進法に規定する交付金であり、内閣府令に規定する「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付し、児童センターの改築費用や解体費用に活用できるものである。負担割合は、国3分の1、県3分の1、市3分の1である。

こども・子育て支援事業債は、こども基本法に基づく、市のこども計画に位置付けた地方単独事業として実施する児童館、保育所などの児童福祉施設の環境改善事業に活用できるものである。充当率が90%、交付税措置率が50%となっており、事業期間は令和10年度までである。

7 子どもの居場所に係る施策

施策名	施策の概要
放課後児童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み、冬休み、春休みに適切な生活の場を提供するものである。
長期休暇子どもの居場所事業	保護者が就労などの理由により、家庭で見守ることができない小学生を対象に、長期休業期間中（夏休み、冬休み、春休み）の居場所づくりを行うものである。
ファミリーサポートセンター事業	保育所、幼稚園、小学校等の開始前、終了後、冠婚葬祭、買い物などの場合に子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人（援助会員）を紹介し、一時的に子どもを預かるものである。
教育支援センター事業	市内小中学校における不登校児童生徒の学習・生活指導等の支援及びその保護者に対する相談を図るため、亀山市教育支援センター「ふれあい教室」を設置、運営する。また、不登校児童生徒の受け入れ、支援、学校との連携等の業務を特定非営利活動法人亀っ子サポートに委託するものである。
学習支援事業	生活困窮世帯等の児童生徒の学習を支援するため、講師及びスタッフによる学習支援や学習を行う場所を提供するものである。
ひきこもり支援（オンライン相談）	対面でのコミュニケーションや外出が難しい方々が、アバター操作やチャット機能、音声通話機能を使って、自宅などから交流支援や相談支援を受けることができる「オンライン居場所」を提供するものである。
子育て支援事業（園庭・園開放）	幼稚園、保育所、認定こども園では、園庭や保育室を開放し、保護者の方と自由に遊べる日を設けている。また、子育て相談も随時受け付けている。
子育て支援センター	就学前の子どもと保護者が安心して楽しく遊べる場所であり、市内に5箇所ある。子育て情報の提供や子育て相談等いろいろな活動を通して、子どものすこやかな育ちを支援する。①亀山子育て支援センター「あいあいっこ」、②関子育て支援センター「あすれっこ」、③「のんの」（野登ルンビニ園内）、④「コスモス倶楽部」（亀山愛児園内）、⑤「なぎの木」（川崎愛児園内）

8 ファミリーサポートセンター移転の考え方

ファミリーサポートセンターは旧図書館へ移転する方針であり、そのことにより期待できる効果は、市においても、児童センター機能とファミリーサポートセンター事業が連携することで、当該事業の充実が期待できる。

また、国において、令和3年度からファミリーサポートセンター事業について会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合の加算を子ども・子育て支援交付金に創設している。

【意見交換会】

令和7年5月21日に子育て支援「かめのこ」、魚と子どものネットワーク、Windsolと「子どもたちの育ちを支える場のあるべき姿や、どんな児童センターが必要かについて」をテーマに意見交換を行った。

《主な意見等》

○子どもたちの育ちを支える場のあるべき姿、児童センターに求められる機能等

- ・本物の自然に触れることができる。
- ・広い空間で静かに過ごすことができる。
- ・地域とつながることができる。
- ・自由に動きまわることができる。
- ・心のふるさとづくりが大切である。
- ・感性が豊かな真っ白な時に触れ合うことができる。
- ・大人になっても行ける場。
- ・多世代と一緒に交流できる場。
- ・誰でも気軽に行けて活用できる場。
- ・体験を通じて親子のきずなを深める場。
- ・拠点性や象徴性を持った施設が必要である。
- ・親子がフィールドワークすることができる。
- ・使用許可が毎回必要となるようなものではなく、容易に使用できる施設。
- ・情報共有の基盤となる施設。
- ・親子が安心できる場。
- ・年齢を問わず、安心安全で開かれた場。
- ・飲食、勉強、自然体験、囲碁、将棋、ワークショップなどができる場。
- ・外と内をつなぐウッドデッキ。
- ・施設の管理方法をどのようにするか、児童センターまでの移動手段は課題である。
- ・学校に行きづらい人も行くことができる場。
- ・団体が活動しやすい環境づくりを児童センターが担う。
- ・共同で使用できる乳幼児用の部屋があると良い。
- ・気軽に外に行ける場。
- ・体験活動しやすい場所のコーディネーターがいたら良い。
- ・児童センターが自然につながる仕掛けが必要である。
- ・子どものたまり場、コミュニティをつくる。
- ・子どもを連れ出すための窓口になると良い。

○その他

- ・こども劇場などの他団体との横のつながりが必要である。情報共有の場が必要である。
- ・団体の事務所がないため、代表者の自宅を事務所としている。
- ・活動には参加費用を必要とするため経済格差が生まれ、結果、体験格差につながる。
- ・備品（ライフジャケットなど）において子どもが対象なので成長に伴い不要となるため、相互共有が必要である。また、備品の保管場所の確保が難しい。
- ・市内各地域の空き地の情報を提供してほしい。
- ・自然環境を保護し、子どもたちが自然に慣れ親しむ機会が必要である。

【行政視察】

7月28日から29日にかけて、岐阜県海津市の「海津市こども未来館 ZúTTo」、愛知県田原市の「田原市親子交流館すくっと」、四日市市にある「NPO 法人 体験ひろばこどもスペース四日市」及び津市の「こどもまんなか社会実現会議」について、行政視察を実施した。

1 海津市こども未来館 ZúTTo

海津市は、市長就任時の政策目標「子育て世代に選ばれるまちづくり」を実現する上で、「子育て支援の充実」を重点施策の一つに位置付けて取組を進め、総合福祉会館「やすらぎ会館」を子育て支援の拠点施設として「海津市こども未来館」を設置した。

福祉会館から子育ての拠点施設へ機能転換を図り、社会環境が変化する中で、「福祉」から「子育て」へという市長の強い思いが感じられた。また、施設内のこども図書館は、ただ本が置いてあるだけでなく司書もおり、本館や県立図書館との連携も取れる図書館として参考にすべき事例である。

2 田原市親子交流館すくっと

田原市は、三河田原駅前工場跡地を住民の意向に沿った活用を図っていく方針を定め、子育て世代包括支援センターの機能を持たせた親子交流施設「田原市親子交流館すくっと」を整備した。

施設の特徴的なところは、保育士資格を有する子育てコンシェルジュの配置、一時預かりサービス、子育て支援センター機能、妊娠・出産・子育て総合相談窓口設置、各種支援によるワンストップサービスが提供されているところである。

また、親が安心して子どもの遊ぶ姿を見守ることができ、親同士が交流できる環境が整備されている素晴らしい施設であると感じた。

3 NPO 法人 体験ひろばこどもスペース四日市

1972年に四日市子ども劇場を立ち上げ、そこから取組がスタートしている。本施設は、子どもの権利条約に基づき、0歳から大人までの体験を提供しており、子どもを取り巻く大人たちを支援するとともに、子どもに敬意をもって接し、たくさんの人との出会いが作られる中で、多様な生活体験、社会体験の機会を創造し、最終的に親と子どもの自立につなげていく活動を展開している。

特徴としては、利用者がスタッフとなるような仕組みができており、利用者が学びながらスタッフとしての資質を向上させることができる環境があることである。また、中学生がボランティアとして関わり、その子たちの居場所につながっている。

4 こどもまんなか社会実現会議

津市は、令和7年3月に策定したこども計画に基づき、こども・若者、子育て当事者の意見表明の仕組みとして、「総合会議」、「こども会議」、「事業推進会議」の3つの会議で構成される「津市こどもまんなか社会実現会議」を設置している。

事業推進会議のテーマであるこどもの遊び場づくり事業に対して子どもたちが設計段階から関わり、このような経験は子どもたちにとってかけがえのないものとなると感じた。また、事業を進める上で、子どもの意見を聴く姿勢が強く表れている。市民の意識改革にもつながると感じた。

総括

こども施策全体の強力な推進には、首長の判断が大変重要な役割を果たすと感じた。また、こどもまんなか社会実現会議のように施設の利用者である子ども、若者の意見を聴く新たな手法を検討する必要もある。子どもの権利を尊重し、大人が決めるのではなく、子どもの自主性を重んじ、いきいきと楽しく成長できる居場所を提案することで、市の施策につなげることが重要である。

【検討結果のまとめ】

教育民生委員会として、調査・研究テーマに掲げた「子どもの育ちを支える場の形成」について、現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

- 1 市は放課後児童クラブ事業、子育て支援センター事業など様々な子どもの居場所に係る施策を行っているものの、児童福祉法やこども基本法が求める理念に則した施設整備につながっていない。
- 2 現在の児童センターは、老朽化が進み、既存の設備では中高生を含む多様な利用者に対する合理的配慮や利便性が十分ではなく、児童センターとして求められる機能を十分持ち合わせていない。
- 3 自然と触れ合える活動を行う市民活動団体は積極的に活動しているものの、広く自然と触れ合える遊びをする機会が充実していない。
- 4 子育てサポートに係る市民活動団体相互の意見交換や交流の機会が十分ではなく、相互連携の仕組みもできていない。
- 5 子どもの居場所に係る施策の対象は児童が中心となっており、中高生の居場所づくりについては十分ではない。

よって、教育民生委員会として、「子どもの育ちを支える場の形成」について、下記のとおり市長に提言する。

記

- 1 新たな児童センターについては、児童福祉法やこども基本法が求める理念を尊重し、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する施設及び体制づくりに取り組むこと。
- 2 旧図書館については、文教エリアとしての意義を尊重し、子ども図書館の機能を含む子育て支援に特化した新たな児童センターとして整備すること。
- 3 新たな児童センターについては、全天候型施設とし、加えて広く自然と触れ合える遊びの機会の充実に努めること。
- 4 子育てサポートに係る市民活動団体相互の意見交換や交流の機会を確保し、団体間の相互連携の仕組みを構築すること。
- 5 子ども・若者等の様々な世代の意見を聞く体制を整備するとともに、中高生の居場所づくりを検討すること。

産業建設委員会

【調査・研究期間】 令和6年12月24日から令和7年9月30日

【調査研究テーマ】 「太陽光発電施設とまちづくり」について

【委員】 委員長 草川 卓也

副委員長 櫻木 善仁

委員 古田 吉昭

伊藤彦太郎

服部 孝規

【活動日】 令和7年1月27日

令和7年2月17日

令和7年4月16日

令和7年5月21日～22日 先進地視察

(山梨県北杜市、長野県上田市)

令和7年6月16日

令和7年7月17日

令和7年8月21日 意見交換会

(亀山市自治会連合会 川崎支部、野登支部)

令和7年9月 4日

令和7年9月17日

【意見交換会出席者名簿】

亀山市自治会連合会 川崎支部、野登支部 11名

産業建設委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

昨今、持続可能な社会の実現は喫緊の課題であり、その根幹をなすのがエネルギー問題である。地球温暖化の進行、化石燃料依存のリスク、頻発する自然災害などにより、エネルギー源の多様化と再生可能エネルギーの導入が強く求められている中、クリーンで枯渇することがない太陽光発電は、再生可能エネルギーの主力として世界でも導入が進められている。

国においては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入を掲げており、FIT制度（固定価格買取制度）などの支援策を通じて、その普及を推進している。特に、近年では地域共生型の太陽光発電施設の導入が重視され、地域住民との合意形成や災害への強靱化、地域経済への貢献といった多角的な視点からの取組が求められている。

三重県においては、国の動向と歩調を合わせ、「三重県新エネルギービジョン」において、「エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上」を基本理念に掲げ、我が国の抱えるエネルギーの課題に地域から積極的に貢献していくという考え方を示している。また、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」では、太陽光発電施設の設置にあたり、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等が示されており、そのような中で再生可能エネルギーの導入と利用促進に取り組んでいる。

本市においても、「亀山市環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーの導入促進に取り組まれているが、一方で、近年、急速に進む太陽光発電施設の設置は、その規模や立地など地域によっては、景観や環境への影響、災害時のリスクなどの防災の問題、電波障害、地域住民の生活への影響など様々な課題も生じている。

以上のことから、太陽光発電施設について、市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について、所管事務調査を行った結果をまとめたものである。

【現状把握】

当委員会では、太陽光発電施設の設置について現状把握をするため、産業環境部に対し、太陽光発電施設設置に伴う関係法令やガイドライン、亀山市の太陽光発電施設の現状と取組について資料を求め、聞き取りを行った。

1 太陽光発電施設設置に伴う関係法令、ガイドライン等について

太陽光発電施設の設置は、その規模や設置場所、形態によって多岐にわたる法令やガイドラインの適用を受ける。これらを遵守することは、適正な事業実施と地域との共生を図る上で不可欠となっている。国では、電気事業法、自然環境保護法、森林法、農地法、建築基準法などの基本的な法令に加え、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法・FIP法）において、事業認定や設備認定、電力系統への接続等に関わる重要な枠組みが定められている。また、環境影響評価法は、一定規模以上の開発行為に環境影響評価を義務付けており、地域の生態系や景観への配慮が求められる。

また、環境省や資源エネルギー庁からは、これらの法令に基づく詳細なガイドラインが示されており、安全性の確保、廃棄物の適正処理、地域との合意形成など、事業者が遵守すべき事項が具体的に示されているほか、適切な立地選定、災害対策、地域住民への説明義務などが定められている。

また、三重県では、比較的日照条件に恵まれた良好な地域特性を生かし、太陽光発電の導入が促進されており、太陽光発電施設の適正導入を推進するため「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」が策定されている。太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境・景観上の懸念が生じ、地域住民との関係が悪化するなど様々な問題が顕在化していることから、事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重県の豊かな自然環境との調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的としている。対象となる施設規模は、出力50kw以上の太陽光発電施設であり、関係法令や条例の遵守、適正な保守点検や維持管理の実施、事業終了時の廃止届の提出、地域住民への配慮とコミュニケーションを図ることなどが義務付けられている。

本市においても、独自の環境政策や土地利用計画に基づき、太陽光発電施設の設置に関する指導が行われているが、関係法令やガイドラインは、太陽光発電施設の

適正な導入と管理を通じて、地域環境の保全、住民の安全・安心、そして持続可能な社会の実現を目指すもので、事業者は、これらの規制を十分に理解し、地域住民との円滑なコミュニケーションを図りながら、責任ある事業運営を行うことが求められている。

2 亀山市の太陽光発電施設の現状について

(1) 太陽光発電施設の設置状況

①森林伐採を伴う太陽光発電施設（森林伐採関係）

太陽光発電施設の設置に伴い、北伊勢地域森林計画の対象の森林を伐採する際には、事前に市に 0.5ha 以下の伐採については届出の提出が必要となる。また、0.5ha を超える場合は県に林地開発許可が必要となる。

年度	届出件数	伐採面積 (ha)
R1	1	0.4731
R2	4	0.71
R3	5	1.015
R4	6 (1)	5.21 (4.1)
R5	4	1.26
R6 (12 月末現在)	4	0.52

※ () 林地開発による届出件数、伐採面積

②農地転用を伴う太陽光発電施設（農地転用関係）

太陽光発電施設の設置に伴い、農地を転用する際には、事前に市及び農業委員会の農地転用の許可申請が必要となる。

【野立太陽光発電】

年度	許可件数	転用面積 (㎡) 農地のみ
R1	64	83,310
R2	26	35,942
R3	17	23,876
R4	36	59,866
R5	37	81,661
R6 (12 月末現在)	36	48,619

【営農型太陽光発電設】

年度	パネル下部の作物	農地面積 (㎡)	転用面積 (㎡) 支柱部分のみ
H27	玉竜	2,077	1.08
H30	玉竜	1,965	3.42
R3	芍薬	3,927	12.75
R3	榊	4,374	1.68

④パネル面積 1000 ㎡を超える太陽発電施設（景観関係）

パネル面積が 1,000 ㎡を超える太陽光発電施設の設置については届出が必要となる。

年度	届出件数	敷地面積 (㎡)
R1	0	0
R2	1	3,379
R3	14	112,131
R4	8	43,476
R5	3	22,223
R6 (12 月末現在)	7	55,481

⑤土地の区画形質の変更を伴う太陽光発電施設（環境保全条例関係）

年度	届出件数	敷地面積 (㎡)
R1	1	3,384
R2	0	0
R3	1	77,858
R4	0	0
R5	1	12,037
R6 (12 月末現在)	3	41,012

⑥出力50kw以上太陽発電施設（三重県ガイドライン関係）

再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定申請を行う出力50kw以上の太陽発電施設を対象とし、事業者から市や県に対し事業概要書の提出が必要となる。

年度	概要書提出件数	事業地の面積（㎡）
R1	8	38,443
R2	15	55,305
R3	9	110,261
R4	4	20,763
R5	0	0
R6 (12月末現在)	3	29,626

（2）亀山市の太陽光発電施設設置に関する取組状況

①太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

太陽光発電施設は、その面的な広がりから、相当距離が離れた場所からも視認され、場合によっては広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受ける。また、反射により周囲の景観から浮き立つなど目立つことも懸念される。これらのことから、太陽光発電施設の設置に当たっては、景観への影響をできる限り回避、低減するための工夫や対策を講じる必要がある。このガイドラインは、太陽光発電施設の設置に関し、亀山市景観計画に定める景観形成基準への適合のために留意すべき基本的事項を取りまとめたもので、設置者（事業者）がこのガイドラインに沿って、設置計画を進めることで、地域の良好な景観の形成に寄与するために定められたものである。

（3）太陽光発電施設設置に関する課題について

国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっている。

しかし、一方で、太陽光発電施設の設置件数の増加とともに、地域住民と事業者との間で設置に関するトラブル事案も増加している。こうしたことから、国は、令和6年4月に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を

改正し、また、改正を受けて、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）の策定や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（三重県）が改定され、県内の多くの自治体及び事業者が活用している。

しかしながら、近年の設置状況は、低圧電源や非 FIT/FIP の太陽光発電施設が増加しており、ガイドライン適用外の施設のため法的拘束力が全くなく、地域住民からの相談やトラブルに対する対応に苦慮している現状である。このことから、再生可能エネルギーの普及促進を図る一方で、三重県が関係部局と連携して条例を制定することにより、行政の関与による法的拘束力を持たせることで、地域住民と事業者とのトラブルを未然に防止されるよう令和 6 年 12 月 2 日付け三重県都市環境保全対策協議会から三重県知事に対し要望書が提出された。

【各所管部署における課題】

①排水機能等について

太陽光発電施設の設置によって雨水の地中への浸透が妨げられることにより、開発前の土地に比べ、雨水の流出量や流下速度が増大し、地表の侵食、洗掘等による土砂流出、斜面の崩壊を助長するおそれがある。

また、平坦地においては、敷地内から雨水等が適切に排水されず、滞留してしまう状況も確認されている。太陽光発電施設を設置することで排水が増えて農業用水路に流入することがあり、水路等の破損や越水被害の問題が生じている。

②法面保護について

太陽光発電施設が傾斜地に設置される場合は、土砂の流出や崩壊等の災害のリスクが想定される。そのため、表面緑化や構造物工による法面保護、擁壁の設置等による斜面崩壊防止策によって、法面の安定性を確保するための措置が講じられるよう担保する必要がある。

③太陽光発電施設設置後の管理について

太陽光発電施設が設置された後、適切な維持管理がなされないことにより、雑草の繁茂等、周辺環境の悪化につながるおそれがある。そのため、開発段階における維持管理計画の策定及び実施体制の構築が適切に行われるとともに、供用開始後は、これらの計画及び体制に基づき、太陽光発電設備等が適切に維持管理されることを担保する必要がある。さらには、太陽光発電事業の廃止後については、可能な限り速やかに太陽光パネル等の撤去及び処分が行われる必要がある。

④地域住民への説明について

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインによると、事業者は、地域

住民とのコミュニケーションを図るに当たり、事業概要書等を用いて説明するよう求めるとともに、太陽光発電施設の設置の関心度も高いことから、地域住民への事業説明を行うよう事業者に依頼している。

⑤法令に基づく手続きの徹底

文化財保護法第93条の規定に基づく、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘の届出書」の提出について、太陽光発電施設の設置に当たり、造成工事(切土・盛土)が行われる場合、提出書類に明記が必要となるが、届出書類に明記がなく工事を行っている場合がある。

3 三重県内他市における推進、規制の現況について

(1) 他市における推進の現況

再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対して補助金を交付している。

自治体名	概要
桑名市	桑名市太陽光発電設備等設置費補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋住宅用蓄電池
いなべ市	いなべ市太陽光発電設備等設置費（個人・事業者向け）補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 対象者：事業者 対象設備：事務所又は事業所用太陽光発電設備、事務所又は事業所用太陽光発電設備＋蓄電池
四日市市	四日市市太陽光発電設備等設置費補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 四日市市スマートシティ構築促進補助金 対象者：個人 対象設備：太陽光発電設備、燃料電池設備、家庭用定置型蓄電池、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、地中熱ヒートポンプ、電気自動車等充給電設備、電気自動車等充電設備、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）
鈴鹿市	鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池

津市	津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 津市新エネルギー利用設備設置費補助制度 対 象 者：市内で、個人住宅、共同住宅、事業所または自治会集会所に対象設備を設置する人 対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、小型風力発電システム、太陽光発電システム＋定置型蓄電池 太陽光発電システム＋電気自動車等充電設備（V2H）
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備等設置（個人向け）補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
名張市	名張市太陽光発電設備等設置（個人向け）補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
松阪市	松阪市太陽光発電設備等設置等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
伊勢市	伊勢市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
鳥羽市	鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
志摩市	志摩市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 対 象 者：事業者 対象設備：事業所用太陽光発電設備、事業所用太陽光発電設備＋蓄電池
尾鷲市	尾鷲市太陽光発電設備等設置費補助金 対 象 者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽光発電設備＋蓄電池

(2) 他市における規制の現況

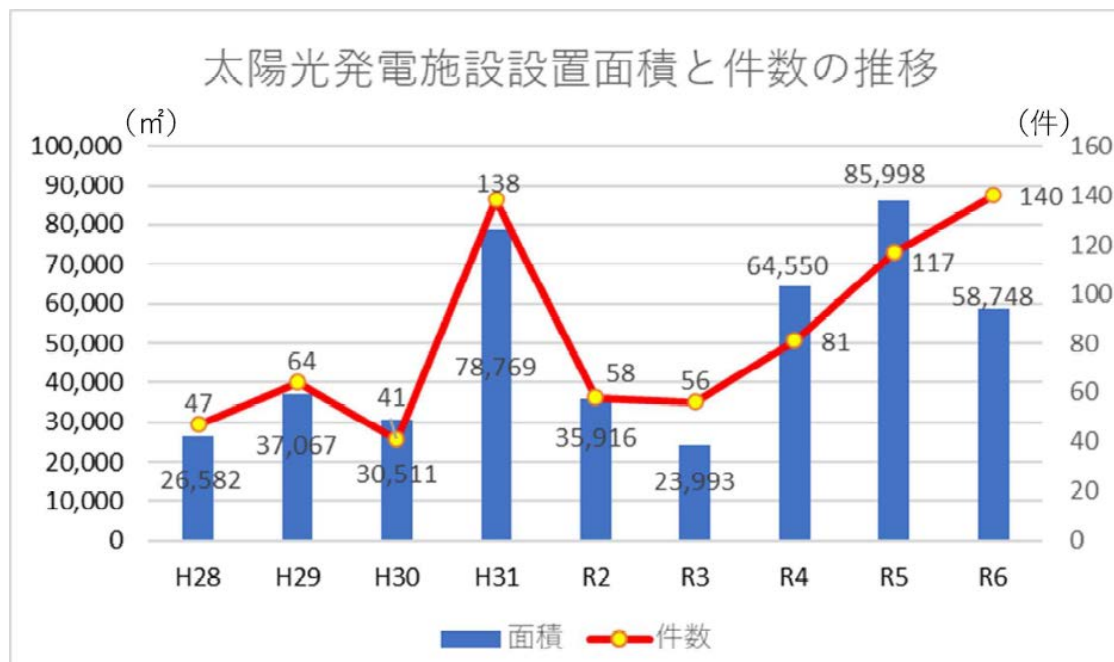
太陽光発電施設の設置に伴い、防災、環境、景観上の懸念が生じ、様々な問題等が顕在化していることから、安全、安心な暮らしと自然環境と調和がとれた太陽光発電設備の適正な導入を図ることを目的としている。

自治体名	名称	制定日又は施行日
三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン 太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 29 年 6 月 30 日 平成 29 年 1 月 6 日
亀山市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和 3 年 1 月 25 日
四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン	平成 30 年 4 月 1 日
鈴鹿市	鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン	令和 6 年 4 月 1 日
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	平成 28 年 3 月 15 日
名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	令和 2 年 3 月 30 日
津市	津市景観計画で届出対象	平成 28 年 4 月 1 日
松阪市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 30 年 4 月 1 日
伊勢市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 29 年 11 月 22 日
鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成 30 年 3 月 27 日
志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例 志摩市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン 志摩市小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	平成 29 年 6 月 26 日 平成 31 年 4 月 1 日 平成 29 年 12 月 1 日
尾鷲市	尾鷲市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和 6 年 6 月 10 日
熊野市	熊野市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	平成 31 年 1 月 15 日

4 市内の太陽光発電施設の設置状況について

遊休農地調査結果及び農地法第5条の規定による許可申請受付状況の調査を行うため、平成28年度から令和6年度までの申請状況について執行部に資料を求め、当委員会において分析し、整理した。

(1) 市内の太陽光発電施設の設置面積と設置件数



(2) 地域別の太陽光発電施設設置状況の推移

年度別地区別データ (面積順)

大字	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	計
関町新所	3	3	3	51	3		8	19	20	70
関町		4		45	2		15	2	7	43
安坂山町			1	3		6	15	5	18	38
関町木崎	4		2	3		5	15		9	36
関町鷺山		5	1	1				22	2	28
加太北在家			1	6	11	5	3			26
布気町			5	3	1		11	5	5	25
加太中在家		13	6			10		2		16
川崎町	3	19			1	4	1	1	6	15
関町吉原				4	28	1		1	4	13
小下町	24									24
田村町		5		2			1		8	12
太田寺町		1	10					6		10
阿野田町			3						3	9
関町白木一色				2				21		8
小川町								5	7	7
関町坂下								4	3	5
野村一丁目					2				2	5
榎世町	2					2		7		5
関町萩原									6	4
橋平尾町									16	4
野村二丁目					2	2	3			4
龜田町		7							2	4
加太板屋			1	9	1	9	1		9	3
下庄町	2		2	2						3
安知本町								6		3
辺法寺町						1				2
井尻町	1			3						2
豊内町									6	2

【行政視察】

本市では、事業区域が1,000㎡以下・発電出力が50kW未満の小規模太陽光発電施設が多く見られ、特に耕作放棄地を活用した個人や事業者による設置が、近隣住民や自治会への十分な説明もないまま進められている現状であります。三重県に準じた指導要綱やガイドラインは、法的拘束力に限界があり、こうした開発を十分に抑制できていない。このような太陽光発電施設をめぐる地域課題と本市の対応状況を踏まえ、都市計画、景観、防災といった多角的な視点から条例による規制や合意形成のあり方を学び、市民の良好な生活環境を守るための「適切な推進と抑制のバランス」について理解を深めることを目的として、令和7年5月21日から22日にかけて、山梨県北杜市と長野県上田市を訪問し、行政視察研修を実施した。

1 山梨県北杜市

(1) 現状と主な取組

山梨県北杜市では、再生可能エネルギーの導入に伴う地域課題への対応として、平成26年に「太陽光発電設備設置に関する指導要綱」を策定し、平成29年には市民からの強い要望を受け、「再生可能エネルギー発電設備に関する検討委員会」を設置し、令和元年7月には「太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」が施行された。条例では、土砂災害警戒区域や景観・自然環境の保全が必要な区域を「特定区域」として明確化し、こうした区域への立地に対しては制限や慎重な検討を求めており、特に、発電出力10kW以上の設備を対象に、独自の設置基準を定めている点が大きな特徴である。

(2) 課題

課題としては、多くの事業用地が借地であることに起因する管理や責任の所在の曖昧さや、固定価格買取制度（FIT）の期間満了により、今後の事業採算性の確保が難しくなる可能性などが挙げられ、条例に基づく適切な立地規制の運用と、地域住民との合意形成を重視する姿勢が示されていた。

(3) 所感等

特に、発電出力10kW以上の全ての設備を市長の「許可制」とする制度は、無秩序な拡大を効果的に抑止しており、非常に強力かつ実効性のある仕組みだと感じた。また、PPA方式を活用した公共施設の屋根への太陽光発電設備導入による地産地消モデルは、防災力の向上と経費削減を両立させる先進事例として、行政主導の再生可能エネルギー推進策として非常に参考になった。

2 長野県上田市

(1) 現状と主な取組

長野県上田市では、平成24年に固定価格買取制度（FIT）が開始されたことを契機に、太陽光発電設備の設置が急速に拡大した。これを受け、市は平成27年に「太陽光発電施設の設置に関する指導要綱」、平成29年には「太陽光発電設備設置ガイドライン」を策定し、設置ルールの整備を行った。

しかし、これらの基準には法的拘束力がないため、実効性に限界があるという課題があったことから、平成30年に市民団体から条例制定を求める請願が市議会に提出され、市としても同年中に国に対し意見書を提出した。その後、令和元年8月には学識経験者等による有識者会議が設置され、議論を経て「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」が制定された。本条例では、大規模な山林開発を伴う太陽光発電設備の設置を抑制し、環境保全と調和の取れた再生可能エネルギーの導入を目指している。

(2) 課題

課題としては、小規模な野立て設備（発電出力10kW以上50kW未満）については市による対象施設の把握が難しく、適切な管理が課題となっている。また、設置工事完了後に提出が求められている「完了届」が未提出のままとなっている案件が存在していることや市からの完了確認通知や指摘事項に対して、事業者からの是正報告が行われないケースがあることが挙げられる。

(3) 所感等

上田市の「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」では事業区域が1,000㎡以上・発電出力50kW以上の案件に対し、市長協議、住民説明会、地域協定の締結、工事完了届の提出、行政の立ち入り調査などを義務付けており、景観・防災・住環境に配慮した抑制的な仕組みを整えています。部局横断で環境政策課と都市計画課が役割分担している点も、推進と規制のバランスを取る上で参考になった。

一方で、条例の適用外である発電出力が10kW以上50kW未満の「野立て」設備については把握や指導が難しく、規制の限界も伺えました。住民説明会を義務付けることでトラブルが減少していることから、地域合意形成の重要性を改めて認識した。

3 視察全体を通じて

本市では、事業区域が1,000㎡以下・発電出力が50kW未満の小規模施設が多く、特に耕作放棄地などを利用した個人や中小事業者による無秩序な設置が進んでいる実情があり、住民説明・合意形成の義務化や条例による規制と事業者への義務付け、特に発電出力10kW以上を対象にした許可制導入は、北杜市の先例に倣うべきと感じた。

【亀山市自治会連合会川崎支部及び野登支部との意見交換】

令和7年8月21日に亀山市自治会連合会川崎支部及び野登支部と「太陽光発電施設とまちづくり」をテーマに意見交換を行った。

《主な意見等》

○太陽光発電施設を設置における課題

- ・太陽光発電施設設置申請を市は認めているのが現状である
- ・管理会社が草刈りを行わないなど管理状況が非常に悪い
- ・事業者から設置工事予定等の連絡はなく、突然文書で実施日直前に通知される
- ・お茶畑に太陽光発電施設が設置されているが、表面だけ伐採しているのでお茶畑の木が伸びてきている
- ・事業者によって地域住民への対応が違う。災害リスクについて、凶面、最高雨量の調査を示し、土砂が流れ出ないように対策するなどきちんと対応してくれる事業者もいれば、一切しない事業者や地域住民への説明が不十分な事業者もいる
- ・農業従事者は高齢者が多く、獣害対策も根本にあるため、太陽光発電施設の設置は今後も進んでいく
- ・設置事業者が転売することで、所有者不明となり、管理や老朽化した後の施設の放置などの課題がある
- ・40年50年先の将来、子どもたちのことを考えると抑制していく必要がある
- ・覚書は、どこまで入り込んで行っていくのかが課題である
- ・個人と事業者間だけの話ではなく、地域住民への説明が必要であり、地域まちづくり協議会や自治会への説明について市はどのように運用していくのか。見える形で示してほしい
- ・電力会社の電気を使って事業者が利益を得る形になっており、配線や電線の老朽化やメンテナンス費用など、事業者にも負担してもらう必要がある。
- ・銅線の窃盗が多く、窃盗の発生率の高い地域では保険に加入することが難しい

- ・自治会長は土地の立ち合いをするだけで、経営者は不明で、売買なのか賃借なのかわからないため、後々の安心が保障できない
- ・条例を制定するのかどうか方向性を示し、早急に対応する必要がある
- ・市が信用できる事業者を選定するなど、保障できる仕組みが必要である
- ・事業者を信用することができない。転売目的で設置する業者もいる。覚書を交わしても転売されたら覚書の内容が守られない
- ・議会としてはどの方向に動いているのか方向性を明確にしてほしい
- ・電気は必要であるため、太陽光発電は何らかの形で作っていく必要性はある
- ・2年ほど前に太陽光発電施設の設置に関する要望を提出したがほぼ返事をもらえていない
- ・地域が良くなることであれば、地域としても手助けしていきたい
- ・議会の動きが具体的になったら自治会へも教えてほしい
- ・根本的な課題は、農業の後継者がいないことであり、後継者を育てるなど、農業をいかにしてつないでいくかなど、もっと真剣に農業の課題解決を進めるべきである
- ・営農型太陽光発電が出てきており、規制がかからないと1等地の水田も資本さえあれば設置が可能となる
- ・開発であれば市の規制がかかるが、それ以外は全く規制をかけることができないため、太陽光発電施設を設置する際、市が開発行為として取扱いができないのか
- ・山間地は住宅にはなりにくく、どうしても太陽光発電施設という発想になる
- ・耕作放棄地の中で太陽光発電を設置した方がいいところもある。農地としての縛りがあるため外すことも市では考えてほしい
- ・太陽光発電施設設置の推進と抑制の両面について検討してほしい
- ・土地を貸して農地に太陽光発電施設を設置する場合、農地転用するのは地権者となる。使用終了後、雑種地から農地に戻すことは困難である
- ・太陽光発電を住宅以外で設置する場合は申請を必要とするなど、設置事業者に対して手続きを義務付ける方がきちんと管理される

【検討結果のまとめ】

産業建設委員会として、調査・研究テーマに掲げた「太陽光発電施設とまちづくり」について、現状把握、行政視察、意見交換を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1 非FIT設備の規制対象外問題

FIT/FIP認定制度の適用対象外である非FIT設備（出力50kW未満や敷地面積1,000㎡以下の小規模案件が多い）は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の適用外である。また、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」などは、法的な拘束力を持たないため、行政指導に実効性を欠き、適正な維持管理や住民トラブルの防止に十分対応できない現状がある。

2 住民説明と合意形成の不十分さ

事業者による住民説明が形式的に終わっているケースが多く、計画の段階から地域住民に十分な情報が伝わらないまま工事が進む事例が見受けられる。また、事業者による転売が繰り返されることで、当初締結した覚書や地域協定が無効化され、地域の合意形成が形骸化する危険性がある。

3 維持管理・環境影響・撤去担保への懸念

供用開始後、除草作業が行われず雑草が繁茂したり、防草シートが劣化して飛散するなど、維持管理が不十分な施設が存在する。景観の悪化や生活環境への影響に加え、排水不良による越水や土砂流出など、防災上のリスクも高まっている。また、固定価格買取制度（FIT）の満了後や採算悪化時に、施設が放置されるリスクがある。撤去費用や廃棄物処理に関する担保が制度的に不十分であり、最終的に土地所有者や自治体が負担せざるを得なくなる懸念も指摘される。

4 傾斜地や危険区域での設置によるリスク

急傾斜地や土砂災害警戒区域などに太陽光発電施設が計画される事例があり、大雨時の土砂流出・斜面崩壊など重大な災害リスクが懸念される。景観や自然環境への影響も大きく、適切な立地規制が必要である。

5 農地転用と農業機能の低下

農業後継者不足や耕作放棄地の増加を背景に、農地が太陽光発電施設に転用される事例が広がっている。農業の持続可能性が損なわれるだけでなく、景観の変化や農村地域の活力低下にもつながる恐れがある。特に「営農型」と称しながら実態は発電優先となり、農業生産が疎かになる事例も懸念されている。

6 個人財産の活用と地域づくりの調和

太陽光発電施設は個人の財産権に基づく活用である一方、設置場所や規模によっては地域全体の安心・安全・景観に大きな影響を及ぼす。個人の自由な土地利用と公共の利益とのバランスをどう取るかが大きな課題であり、合意形成のプロセスや基準の明確化が不可欠である。

7 行政内部の所管体制の問題

本市では太陽光発電施設に関する抑制と推進の双方を環境課が担っているため、調整機能が不十分となり、住民からの不信感や行政内部での整合性が図れないことが懸念されている。本来、立地規制や災害リスク評価など抑制的観点とは他部署が所管すべきであり、体制の在り方が課題となっている。

よって、産業建設委員会として、「太陽光発電施設とまちづくり」について、下記のとおり市長に提言する。

記

1 市独自条例による規制・義務化

(1) 非FIT設備を含めた全設備の規制対象化

50kW未満や1,000㎡以下の案件など非FIT設備についても簡易届出・許可制の対象とし、罰則規定を含む市独自の条例を制定することで、行政の指導に法的拘束力を持たせること。

(2) 住民説明と合意形成の義務化

すべての太陽光発電施設（地上設置10kW以上）を対象に、住民説明会の開催、標識設置、自治会や隣接地権者への書面通知、覚書提出を条例で義務付けること。また、転売時にも協定義務が承継される仕組みを条例で規定し、地域住民の理解と合意形成を制度的に担保すること。

(3) 維持管理・撤去計画と費用担保の義務化

施設設置にあたっては、事業者に対する適正な維持管理の徹底を図り、年次点検・除草・苦情対応を含む維持管理計画と、撤去・現状復帰計画を提出義務とすること。また、撤去費用を保証金・保険・積立金等で担保させ、違反した事業者には是正命令・氏名公表・行政代執行を可能とする規定を設けること。

(4) 傾斜地や災害危険区域・景観区域での設置規制

事前協議と抑制区域の設定を通じて、傾斜地や土砂災害警戒区域・重要景観区域における設置の禁止・制限について規定し、災害リスクを未然に回避することで安全性と環境保全を優先すること。

(5) 個人財産活用の尊重と地域づくりの仕組みの構築

個人財産の活用を尊重しつつ、公共の安全や景観保全との調和を図るための基準を設け、地域住民とのトラブルの未然防止や地域住民の合意形成を前提にした手続・協議の仕組みを整備し、計画的かつ持続可能な太陽光発電施設の導入を進めること。

2 農地保全・農業振興との調和

農地での太陽光発電施設設置については、農業継続を前提とした「営農型ソーラーシェアリング」が推進されているが、すべてを無条件に優先するのではなく、農業委

員会と連携して営農継続の実態を確認したうえで、地域の農業振興とのバランスを見極めながら進めること。

3 行政の所管体制の見直しとチェック機能の強化

太陽光発電施設に関する「推進」と「規制・抑制」を同一部署（環境課）が担う現状を改め、「規制・立地抑制」は他部署に所管を移す体制を構築し、行政内部でのチェック機能の確保により市民の信頼性を高めること。

政策条例

子どもの権利条例について

亀山市議会では、子どもが、それぞれの個性が認められ、自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう望み、子どもの持つ権利を保護し、支援するまちにするため、「亀山版の子どもの権利条例」をつくることとした。

この条例は、「市民」と「議会」が一緒になってつくることで実行力を持ち、将来にわたって誰もが住みやすいまちに近づくことができると考えており、新しい時代に市民の声をカタチにし、真に亀山の子どもたちの今と未来を守る条例制定を目指している。

子どもは一人一人がかげがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育ち、安心して生きることができるよう、子どもの権利を保障し、子どもの成長を支えるまちづくりを目指して議員提案により条例を制定するため、政策検討部会を中心に、全議員で取り組んでいます。

子どもの権利に関する条例の検討経過について

○条例立案の提案（令和元年12月19日全員協議会）

- ・議員の2名から条例立案の提案があった。

○検討開始（令和2年1月8日政策検討部会、1月20日全員協議会）

- ・政策条例の立案に向けて議会として取り組むことを決定した。

○本市の取組状況の把握（令和2年3月13日政策検討部会）

- ・市の子どもの権利に係る条例、規則、取組について説明を受けた。

○三重県子ども条例（令和3年2月4日政策検討部会）

- ・みえ出前トークを活用して、県子ども福祉部少子対策課から子ども条例の制定に向けた検討内容、手順、課題等について説明を受けた。

○国連・子どもの権利条約の現状と課題（令和3年4月26日議員研修会）

- ・全議員が山梨学院大学教授荒牧氏から子どもの権利条約の現状と課題、子どもの権利条例の策定に係る課題に関する講演を受けた。

○子どもの権利と地方自治体の政策についてオンライン研修

(令和3年5月10日、11日政策検討部会)

- ・講義1 コロナ禍における学校現場と子どもの権利
- ・講義2 コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き
- ・講義3 コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ）の現状と課題
- ・講義4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展

○有志による今後の進め方の検討（令和3年7月9日）

- ・オンライン行政視察について検討する。
- ・子どもの意見集約及び聞き取り調査（医療児、不登校、外国人、ヤングケアラー、いじめ、虐待、LGBTQなど多様な意見）、教育委員会との連携について協議する。

○今後の方向性の確認（令和4年2月3日、5月30日政策検討部会）

- ・より良い条例制定のため、改選時期にとらわれず、十分な調査議論を進めることとした。
- ・オンライン行政視察を実施することとした。

○オンライン行政視察（令和4年7月27日、8月8日政策検討部会）

- ・川崎市、奥州市、丸亀市の条例の制定過程等について説明を受けた。

○行政視察報告（令和4年10月4日政策検討部会）

- ・行政視察を行った3市の視察報告書を確認した。

○今後の進め方の確認（令和5年2月13日）

- ・これまでの検討経過の確認とともに、こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行に伴う子ども施策全般への影響に関して執行部から説明を受けることと、子どもに関係する方と意見交換の場を持つという2本柱で検討を進めていくことを確認した。

○意見交換の相手方の検討（令和5年4月20日）

- ・意見交換の相手方として「子どもに関する団体」の洗い出し、リスト化を行う。
- ・子ども条例の制定に向けた取組リーフレットを広報に折込み、回覧する。
- ・部会員が独自に勉強を進める。

○意見交換の相手方の検討及び周知用リーフレットの作成（令和5年6月1日）

- ・「子どもに関する団体」を抽出し、7団体程度に絞り込みを行う。
- ・子どもの権利条例の制定に向けた取組周知用リーフレットの修正。

○意見交換の相手方との日程調整及び周知用リーフレットの確認（令和5年7月5日）

○周知用リーフレットの完成（令和5年7月14日）

○こどもの権利条例説明用ページ公開（令和5年7月20日）

○政策条例意見交換会「不登校のこどもと親と地域の会でんでん」

（令和5年7月31日）

○議会だより令和5年8月1日号と同時に周知用リーフレット配布

（令和5年8月1日）

○政策条例意見交換会「亀山市学童保育連絡協議会」（令和5年8月7日）

○政策条例意見交換会「NPO法人 ぽっかぽかの会」（令和5年8月8日）

○政策条例意見交換会「亀山市PTA連合会」（令和5年10月16日）

○アンケート調査及び意見交換の進め方について

（令和5年10月23日政策検討部会）

○政策条例意見交換会「各小学校児童会」（令和5年10月24日）

○政策条例意見交換会「各中学校児童会」（令和5年11月2日）

○政策条例意見交換会「徳風高校、亀山高校」（令和6年2月6日）

○アンケート調査票、アンケートスケジュール等について確認

最新の他市の条例を参考に条例の構成を検討（令和6年2月6日）

○政策条例意見交換会「未就学児の保護者（幼稚園・保育園）」

（令和6年2月19日）

○アンケート調査票を確認（令和6年2月19日）

○意見交換会での意見を総括し、条例の権利に係る部分について検討

（令和6年4月16日）

○条例案の章立てや前文、目的、こどもの権利等の項目について検討

（令和6年5月10日）

○「第2章こどもの権利」の項目について検討（令和6年5月29日）

○アンケート調査結果を確認し、「第2章こどもの権利」の項目について検討するとともに、外部有識者との関わりについて確認

（令和6年7月12日）

○「前文、第1章総則」の項目について検討（令和6年7月25日）

○条例案について、外部有識者との意見交換を実施（令和6年8月20日）

2025年の取組

○任期2年が経過したことにより、部会員の交替とともに副部会長の互選を実施（令和6年11月14日）

○外部有識者との意見交換を受け、条例案（前文、第1章、第2章）を修正（令和7年1月30日）

○外部有識者との意見交換を受け、条例案（第3章から第6章まで）を修正（令和7年2月21日）

○条例案全体（前文から第6章まで）を確認し、修正（令和7年4月23日）

○条例案に対する執行部の意見を確認（令和7年5月26日）

- 条例案に対する逐条解説案を検討（令和7年6月24日）
- 条例案に対する逐条解説案を検討（令和7年7月11日）
- 条例案に対する例規審査結果、逐条解説案に対する有識者意見を確認し、一部修正（令和7年8月19日）

（２）２０２５年議会改革の取組について

①完了した検討課題

なし

②着手中の検討課題

・議会基本条例の検証及び見直し手続きの手順書の作成等について

「災害や感染症等の危機管理の対応」及び「障がい者への合理的配慮」に関する規定を追加する条例の見直しについて、プロジェクトチームを設置し協議を進めている。

・オンライン会議の実施について

災害や感染症以外の育児、介護等の会議規則に規定する欠席理由などで、オンライン会議を開催できるよう、プロジェクトチームを設置し協議を進めている。

・議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について

育児や介護等の、会議規則に規定する欠席事由などで、オンライン会議を開催する場合の具体的な運用基準や、オンライン会議に関する申し合わせの作成について検討するとともに、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について調査し、協議を進めている。

・子ども議会の実施について

亀山市議会では、次世代を担う子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで市政への関心と理解を深めるとともに、意見の調整や発表の機会を通して社会的活動への参画意識を高め、子どもたちの自由な発想や視点からの意見や提言を市政の参考とすることを目的に令和7年度亀山市中学生議会を実施した。

実施に当たっては、事前に議会出前授業を開催し、議員が各学校へ出向き、子どもの権利条約、亀山市の概要、亀山市及び市議会の仕事、地方自治のしくみ、二元代表制、議員の仕事、中学生議会の開催について等を説明した。

令和7年度亀山市中学生議会 議会出前授業

【開催日時】

- ①令和7年5月23日（金） 関中学校
- ②令和7年5月27日（火） 中部中学校
- ③令和7年5月29日（木） 亀山中学校

【説明内容】

- ・子どもの権利条約
- ・亀山市の概要
- ・三重県と亀山市の人口
- ・数字で見る亀山市
- ・グループワーク
- ・亀山市の仕事
- ・亀山市議会の仕事
- ・国と地方自治体
- ・地方自治のしくみ
- ・二元代表制
- ・議員の仕事
- ・議長の役割
- ・令和7年度亀山市中学生議会について

令和7年度亀山市中学生議会

【開催日時】 令和7年8月26日（火）午前10時から

【場 所】 亀山市議会議場

【参加者】 市内各中学校3年生 14人

【テーマ】 もっと好きになれる！亀山市の未来について考える

一般質問通告一覧

学校名	質問内容
中部中学校	ゴミ箱の設置について 特別教室へのエアコン設置について 中高生の遊び場について バスの利便性の向上について 亀山市の獣害対策について 市内における街灯の設置について
関中学校	亀山市の駅のトイレについて 体育館へのクーラーの設置について 関駅の電車の本数について 夜の関中学校の魅力を最大限に活かすイベントについて 中学校における新しい出会いや、交流について
亀山中学校	高校生（18歳）までの医療費無償化について 東町商店街の活性化について 東町商店街の建物やシャッターの印象について 亀山の祭りについて 中高生の遊ぶ場所について 亀山市公式Y o u T u b eについて

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定 作成	H25- 5-10
----------	-----------

検討課題	1	総合計画後期基本計画の審査の方法について（予算決算常任委員会の設置について）	
区分	A		
関連条例内容	<p>（議会の議決事件）</p> <p>第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件について（2）基本構想に基づく基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止</p> <p>（1）地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の変更（軽微なものを除く。）又は廃止</p> <p>（平23条例23・一部改正）</p>		
検討内容	<p>議会の議決事件として追加した、基本計画の審査の方法についての検討。</p> <p>H23-11-22第3回検討部会提起、H24-1-20第4回検討部会決定 H24-1-30議運委で協議、設置決定</p>		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<p>①平成12年の地方自治法改正で、これまで人口段階別の常任委員会数の制限規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。</p> <p>②平成18年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となった。</p> <p>③平成19年の予算特別委員会から、議長と監査委員を除く全議員での審査とした。</p> <p>④基本条例制定前は、地方自治法の規定により、総合計画の基本構想についてのみ議会の議決事件であった。</p> <p>本会議の議案質疑と総務委員会に付託しての議論。</p> <p>⑤基本条例制定で、基本構想に加え、基本計画も議決事件に加えた。</p> <p>基本計画の審査を行う委員会を決定していなかった。</p>	<p>①議会の議決事件として追加した、基本計画の審査を行う委員会についての検討。</p> <p>②複数常任委員会への取り組みを行う。</p>	<p>①平成18年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となったことを受け、予算決算常任委員会の設置を検討。</p> <p>特別委員会では、定例会の会期中しか設置できない（設置の目的を果たしたことになるため。）が、常任委員会化で、通年での設置が可能になった。</p> <p>②特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件を審査するもので、予算や決算のように毎年出される議案については、本来常任委員会で審査をするものとの見解あり。</p> <p>③委員についても、議長を除く全議員とする。</p>
	<p>予算決算常任委員会の設置について</p> <p>●議長を除く全議員で、予算決算常任委員会を設置する。</p> <p>●委員について、議長を除く全議員としたが、このことは議会基本条例第4条2項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視および評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。</p> <p>このことから、議会の重要な役割である監視評価を議員全員で行うことで、議会の責任を果たしていくとの考え方である。</p>		

- 予算と決算の特別委員会を一本化することで、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。
- 補正予算の審査は、詳細な審査は各分科会で行い全体審査として予算決算委員会において、各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑後、討論・採決を行うことで、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。
- 補正予算について、従来常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の審査しかできなかったが、分科会審査後、全体審査を行うことで、他の委員会の所管事項でも全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

■検討経過日程

H23-11-22 第3回検討部会提起

H24-1-20 第4回検討部会決定

H24-1-30 議運委で協議、設置決定、予算決算委員会内規決定

■別紙1、予算決算委員会内規

亀山市議会予算決算委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、予算決算委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査する議案)

第2条 委員会は、予算議案、決算議案、基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案等の審査を行うものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、議長を除く議員21人で構成するものとする。

(分科会の設置)

第4条 亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）第96条の規定により、委員会に分科会を置く。

2 分科会の名称及び所管は次のとおりとする。

分科会名称	所 管
総務分科会	総務委員会の所管に関するもの
教育民生分科会	教育民生委員会の所管に関するもの
産業建設分科会	産業建設委員会の所管に関するもの

(分科会の所属)

第5条 委員の分科会の所属は、委員が所属する常任委員会と同一とする。

(会長及び副会長)

第6条 分科会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行うものとする。

(審査)

第7条 各会計の当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査は、委員会における審査（以下「全体審査」という。）により行うものとする。

2 全体審査については、議案の説明を受けた後、総括質疑、個別質疑の順に質疑を行い、委員間の自由討議及び討論を経て表決を採るものとする。

- 3 各会計の補正予算に係る議案の審査は、委員会において各分科会へ分担し、各分科会における審査（以下「分科会審査」という。）により行うものとする。
- 4 分科会審査は、議案の説明を受けた後、質疑及び委員間の自由討議を行うものとする。
- 5 各分科会の会長は、議案の審査が終了したときは、審査経過の報告書を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において報告するものとする。
- 6 委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議及び討論を経て、表決を採るものとする。ただし、質疑については、各分科会の会長から報告があった部分（審査の経過）のみ質疑することとし、議案の内容には及ばないものとする。

（理事会の設置）

第8条 委員会及び分科会の運営に関する次の事項について協議又は調整を行うため、委員会に理事会を置く。

- (1) 議案の審査又は調査の日程等に関する事項
- (2) 総括質疑等の実施の有無及び質疑者の順序、質疑時間等に関する事項
- (3) 付託議案の取扱いに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

- 2 理事会は、委員会の委員長及び副委員長並びに理事で構成する。
- 3 理事は、委員会の委員長又は副委員長の属する会派以外の各会派から1人を選出する。
- 4 理事会は、委員会の委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（審査結果の報告）

第9条 委員会の審査結果については、委員長が本会議において報告するものとする。

（その他）

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年12月18日から施行する。

予算決算常任委員会の設置に至る経緯

【背景】

- ◎平成12年の地方自治法の改正により、これまで人口段階別の常任委員会数の制限の規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。
- ◎平成18年の地方自治法の改正により、議員の複数常任委員会への所属が可能となった。
- ◎平成19年の予算特別委員会から、これまで予算特別委員会と決算特別委員会で委員を半数ずつ分けていたのを、議長と監査委員を除く全議員で審査することとした。
- ◎議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする議案不可分の原則がある（行政実例は、議案一体の原則から分割付託は認めていない。）が、これまで、各会計補正予算については、各常任委員会に分割付託している。（分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない）
- ◎特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件等を審査するものであり、予算や決算のように毎年出される議案については、本来、常任委員会で審査するものである。

【メリット】

- ◎**議会運営の原則を議会基本条例第4条第2項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。**
執行機関の事務事業の成果、課題などをチェック・評価していくことは議会の重要な役割であり、議員全員で行うことによって、議会としての責任を果たしていくことができる。
- ◎予算特別委員会と決算特別委員会を一本化することにより、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。
- ◎補正予算の審査について、詳細な審査は各分科会で行うが、全体審査として予算決算委員会において各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑の後、討論及び採決を行うことから、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。
- ◎補正予算について、従来の常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の所管事項しか審査することができなかったが、分科会による審査の後、全体審査を行うことにより、他の委員会の所管事項についても全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

※ 議案不可分の原則

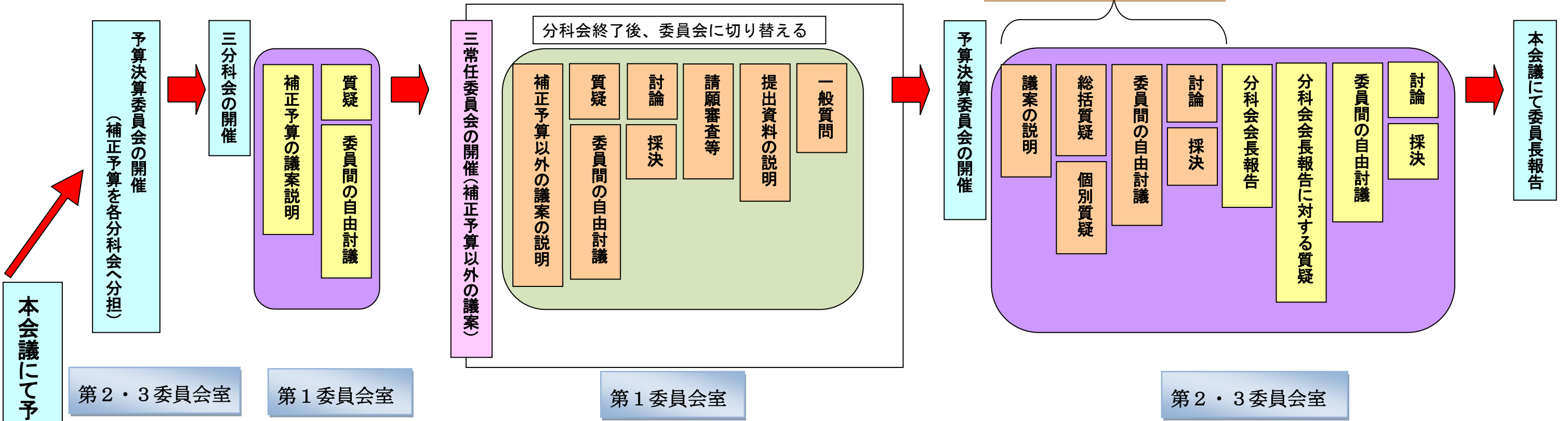
議案は、一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする原則。

特に、予算案は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用を内容とするもので、その全体で一つの議案であり、これを分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない。

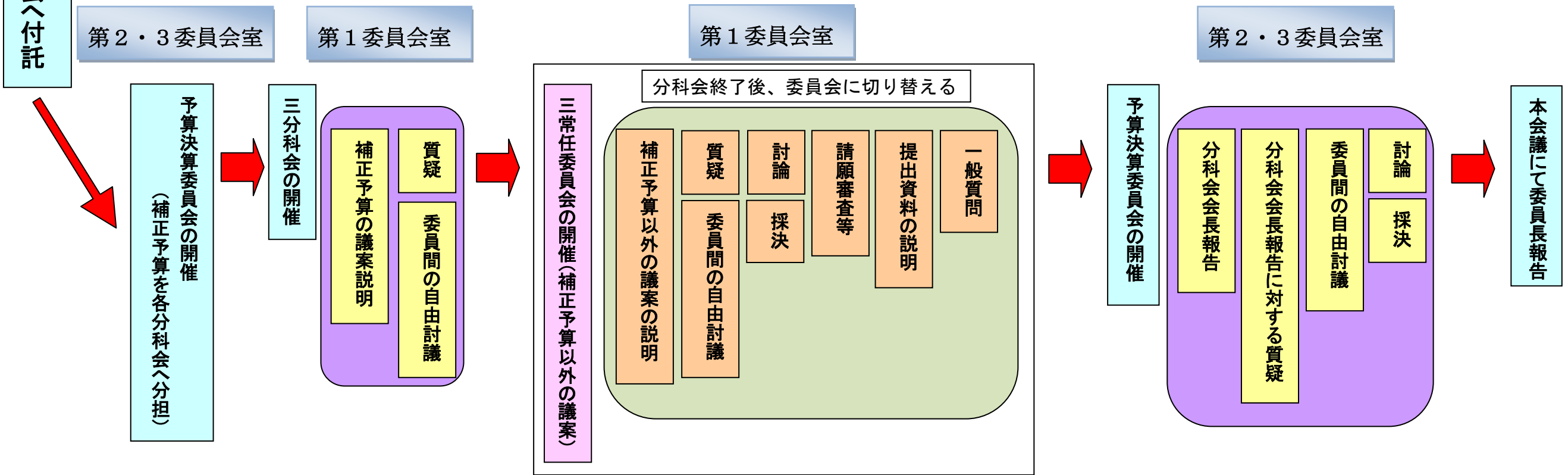
予算決算委員会の審査フロー

3月及び9月の予算（補正を含む）・決算議案、総合計画基本構想・基本計画

インターネット録画配信



6月及び12月の補正予算議案の審査



本会議にて予算決算委員会へ付託

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 作	定 成	H25- 5-10
--------	--------	-----------

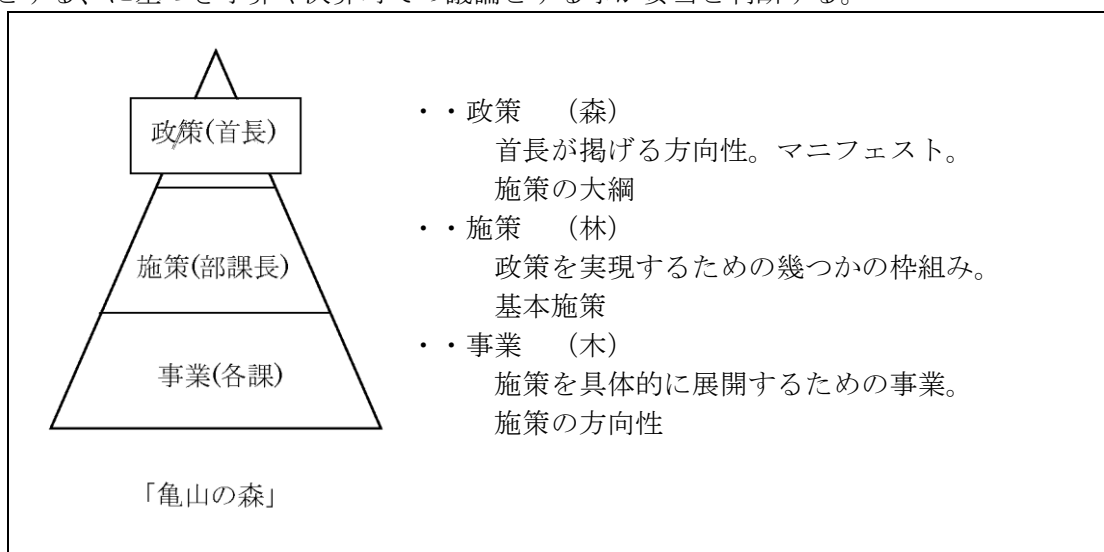
検討課題	市長が提案する重要な政策の定義について	
区 分	A	
関連条例内容	<p>(市長の提案説明)</p> <p>第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4) 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 亀山市総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p> <p>2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。</p>	
検討内容	市長が提案する重要な政策について、具体的な定義についての検討。 H24-4-20第5回検討部会提起、H24-8-30第7回検討部会決定	
	現状分析	議論する内容
	<p>①条例制定までに市長が提案する重要な政策についての定義が議論できていなかった。</p> <p>②理事者側からも条例制定段階で具体的な定義について説明を求められていた。</p>	<p>①市長が提案する重要な政策についての定義を検討し決定する。</p>
		<p>対応内容</p> <p>①H24-5-25第6回検討部会において、企画部長、総務部長を招き、市の政策の考え方について意見交換を行う。</p> <p>②(株)ぎょうせいと委託契約を行い、重要な政策についての考え方について検討を依頼。</p> <p>③市の考え方、ぎょうせいからの報告に基づき、重要な政策の定義内容を検討。</p>
	<p>【重要な政策の定義】については次の通りとする</p> <p>●10条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。(下図「亀山の森」参照)</p> <p>●「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。</p> <p>。「事業」についての議会の議論は、第10条第2項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。</p> <p>■検討経過日程 H24-4-20 第5回検討部会提起、H24-8-30第7回検討部会決定</p> <p>■別紙資料1、「亀山市議会基本条例第10条に掲げる「重要な政策」の定義について」</p>	

議会改革推進会議第7回検討部会確認事項

＜亀山市議会基本条例第10条に掲げる「重要な政策」の定義について＞

- 10条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。（下図「亀山の森」参照）
- 「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。

「事業」についての議会の議論は、第10条第2項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。



【参考】

◆議会基本条例における「政策」とは

議会基本条例制定の動きが活発となった背景の一つに、執行部側の「自治基本条例」又は「まちづくり条例」がある。自治基本条例では、まちづくりのプロセスにおいて、その素案段階から住民が参画することによる自主的なまちづくりという意義と、策定されたプロセスの進捗管理を住民も参画して自ら検証する仕組みづくりという意義がある。

この場合において、議会の役割は何か？⇒まちづくりのプロセスにおける基本的方針（方向性）が誤っていないか（独断的になっていないか、偏向的になっていないか）を監視評価することであり、プロセスの中身までを持ってきて議論することではないという流れが主流（不祥事等、住民に説明が必要なケースは別）。

⇒ 議会基本条例を定めている状況下で位置付けられる「政策」とは、首長含め、執行部側から提示される基本方針と捉えるべきである。

但し、議論の過程で発生する資料や、プロセスを明記した資料を拒むものではない。

執行部が示す方向性に対して議論を深めるべきであり、その手続きは首長の責任のもとに進められるべきである。

◆「政策」の定義（村松憲行：NOMA）

「政策とは、国や地方自治体が政府として、そこに抱える問題の解決を図り、国民や住民のより良い生活環境を維持、創造するために示された方向と対応策を示すものである」

方向や対応策の前提は、国や地域に発生する、または発生するだろうという問題です。対応策には、「私たちの自治体はどういう状態を創り出そうとしているのか」という進むべき方向、つまりビジョンがあり、それに基づく具体的な政策的課題を戦略として示すことが必要になります。地方分権が進展する中では、この「政策」を地方自治体が自らの力で創り上げなければならなくなっているのです

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定 作成	H25- 5-10
----------	-----------

検討課題	各種審議会等への議員派遣について		
区分	A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容	各種審議会等への議員の派遣の是非についての検討。 H23-11-22第3回検討部会提起、H24-11- 2第8回検討部会で考え方を決定 H25-2-18第10回検討部会で最終確認		
	現状分析	議論する内容	
	<p>①議員派遣の委員会は、</p> <p>ア) 上位法令で必置のもの 亀山市都市計画審議会(都市計画法) 亀山市民生委員推薦会(民生委員法)</p> <p>イ) 亀山市条例で議員と明記のもの 亀山市総合計画審議会(総合計画審議会条例) 亀山市水道水源保護審議会(水道水源保護条例) 亀山市住居表示審議会(住居表示審議会条例) 亀山市廃棄物減量等推進審議会(廃棄物の処理及び清掃に関する条例)</p> <p>ウ) 規約・要綱で議員と明記のもの 亀山市森林管理協議会(森林管理協議会要綱) 亀山市農業振興地域整備促進協議会(農業振興地域整備促進協議会要綱) 亀山市農業再生協議会(農業再生協議会規約)</p> <p>エ) 条例・規程で識見を有するものと明記 亀山市国民健康保険運営協議会(国民健康保険法、</p>	<p>①各種審議会に議会からの派遣が必要か、派遣の是非について検討</p> <p>②4条での議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保する点、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないの視点からの議論とする。</p>	<p>①(株)ぎょうせいと委託契約を行い、各種審議会等への議員派遣についての考え方について検討を依頼。</p> <p>②ぎょうせいからの報告に基づき、基本的な考え方を検討。</p> <p>③H24-11-2第8回検討部会で基本的に議員を派遣しないことを確認。但し、上記法令に必置義務のあるものは除外する。</p> <p>④H24-11-12議長より市長に議員を派遣しない旨口頭にて申し入れ。</p> <p>⑤H24-11-20付けで総務部長名で申し入れに対する検討結果意見書が提出される。</p> <p>⑥H25-1-10検討結果意見書に対し、議会の意見を議長名で送付。</p> <p>⑦H25-1-29付けで、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」との議会の意見に対し、基本的に尊重する旨の回答が提出される。</p>

現状分析	議論する内容	対応内容
国民健康保険条例) 亀山市社会福祉協議会(社会福祉協議会評議員選 任規程)…H24.9.13代表者会議で派遣せず 亀山市行政改革推進委員(行政改革推進委員会条 例)…H24.6.13代表者会議で派遣せず オ)その他(監事) 亀山市土地開発公社(土地開発公社定款)		⑧H25-2-18第10回検討部会で最終確認。3月定例会 で条例改正を提案。 規則・要綱についても所要の改正を行う。

各種審議会等への議員の派遣の基本的な考え方について

①各種審議会等への議員派遣をしないことについて

●コンサルタント契約の(株)ぎょうせいの見解により、委員会や審議会への議会からの委員派遣については、二元代表制の視点、議会の役割、行政への監視評価の視点、議決を伴う案件への視点等を勘案する必要があるとのこと。

特に議会基本条例を策定している議会ほど改善検討が進行しているとのこと。この背景としては、基本条例に議会の役割を定義したこと(基本条例第4条議会運営の原則)、理事者側に議論における必要資料の提示を求めていること(基本条例第10条市長の提案説明)などから、議会の議論の前段となる政策議論に議員が加わるべきでないとの議論が増大しているのが現状。基本条例制定を理由に、執行部側への委員の派遣を中止した団体もでている。

議会基本条例を策定した議会は、「議会の役割」を明確に定義し、有権者に広く周知・アピールしているからこそ、執行部側の組織する審議会や策定委員会等には関わらすべきではない。しかし、議会は審議会や策定委員会等において議論された内容を知る必要は有り、また、その内容を確認した上で、執行部側がまとめた案に対して、委員会等での議論が反映されているのか、住民の声が反映された内容になっているのかを検証、さらにはその進捗を議会全体で監視評価していく責務もあるものと考え。

●自治日報社の「議会運営の実際」でも、審議会等への委員には就任しないことが望ましいとしている。

議員が委員として参加した審議会等の答申等を参考にして長が議案を作成し議会に提案したとき、委員となった議員は議案審査で鋭い質疑を行うことが出来なくなり、他の議員も議員が参加し作成した議案の審議には遠慮がちにもなり、これでは議員が委員に就任することで議会の審議権を抑制することになり、議会の役割を十分に果たせなくなる。

委員に就任することは議会の監視権、審議権行使に支障があることから、最近では法令に定めるものを除き委員を辞退する議会が多くなりつつある。

●これらの見解により、上記法令に必置義務のあるものを除き、基本的には議員を派遣しないこととする。

2. 各委員会への見解について

●今回、派遣について見解を求められている審議会、協議会から最終的に提出される計画について、確認が必要。この計画により、事業にどのように影響があるのかの確認も必要。これ迄各策定時に議会への説明についてどのように考えてきたのかについても確認。

●審議会や協議会への委員での派遣ではなく、議論の最終段階で議会の関与が必要であれば、常任委員会での議論としたい。

●議論の後、議案として提出される協議会については特に、議会からの委員の派遣でなく、議案提出までの事前説明や議案提出後での議会での審査に委ねたい。

●外郭団体についての委員の派遣は、外郭団体自体の議論が行えないことから、委員派遣で事業内容の把握が出来る面はあるが、逆にこれ迄議論が出来ないとしていたことから、決算時等における事業報告や質疑が出来る体制作りが重要な点ではないか。この点についても今後執行部との協議を重ねたい。

【懸案事項】

●議会が委員派遣ではなく、今後どのように執行部の案に対して議論を行っていくのか、関与について今後執行部と議論を重ねていく必要があるものと考え、検討部会でも関与についての議論を行っている段階で、早急に考えのとりまとめを行うものとする。

■ 検討経過日程

H23-11-22 第3回検討部会提起

H24-11- 2 第8回検討部会で考え方を決定

H24-12- 4 第3回議会改革推進会議で検討部会での基本的に派遣しない旨の決定内容について報告

H25-1-21 第4回議会改革推進会議で議会の意見内容を確認

H25-2-18 第10回検討部会で最終確認

■ 別紙1、各種審議会・委員会一覧表

各種審議会・委員会一覧表

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会 条例改正
〔法必置のもの〕								
1	亀山市都市計画審議会	4	まちづくり計画室	都市計画法(法設置) 亀山市都市計画審議会条例		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
2	亀山市民生委員推薦会	14 (議長、教 民委員長)	地域福祉室	民生委員法(法設置) 亀山市民生委員推薦会委員 定数規則		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
〔議会議員と明記されているもの〕								
3	亀山市総合計画審議会	2	企画政策室	亀山市総合計画審議会条例	○	基本構想自体、地方自治法上では策定義務もなくなり、今後策定を行うのかの判断や、その際議決事件に組み込み、条例改正を行うのか等の議論も現段階では不明な点も多くあることから、その時点で議論を行いたいと考える。	第2次総合計画(平成29年度～)の策定準備が必要となる平成26年度に検討する。	
4	亀山市水道水源保護審議会	7 (産建委員 長)	上水道室	亀山市水道水源保護条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市水道水源保護条例について、所要の改正を行う。	◎
5	亀山市森林管理協議会 (森林ゾーン協議・環境創造事業の認定)	16 (産建委員 長)	森林・林業室	亀山市森林管理協議会要綱	○	協議における専門性の高さや、予算審議でも十分に議会からの意見反映は行えるとの観点から議会からの委員の派遣を中止しても影響はないものとする。	議会の意見を受け、亀山市森林管理協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
6	亀山市農業振興地域整備促進協議会 (農用地区域からの除外の是非等)	18 (産建正副 委員長)	農政室	亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱	○	市における取り組みは多くの項目が予算化されており、3月の予算審議で議論が出来ることや、予算確定後の常任委員会での所管事項説明において、当該年度の市の取り組み事業内容等についての説明をもらうことで、議会からの意見も表明できるのではないかと考える。この議論の内容を次年度への意見反映としてもらうとの観点から、議会からの委員の派遣を中止しても支障ないではないのか。	議会の意見を受け、亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
7	亀山市農業再生協議会	(会員・産 建委員長)	農政室	亀山市農業再生協議会規約	○	議会からの委員派遣を中止しても支障ないものとする。 また、議会における農業政策に関する議論の場の設定については、一昨年も産業建設委員会の所管事務調査で農業問題を取り上げており、農業部門を所管する産業建設委員会での議論の場の設定については前向きに取り組んでいきたいと考える。	議会の意見を受け、亀山市農業再生協議会規約の改正について、1月24日開催の協議会総会に議案として提出し、可決された。	
8	亀山市住居表示審議会	案件があり 次第、委嘱 (議長、総務 委員長)	市民相談協働室	亀山市住居表示審議会条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市住居表示審議会条例について、所要の改正を行う。	◎
9	亀山市廃棄物減量等推進審議会	19 (議長、産 建委員長)	廃棄物対策室	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第8条)		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、所要の改正を行う。	◎

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会 条例改正
〔識見を有するもの等〕								
10	亀山市国民健康保険運営協議会	15 (総務委員長、他1)	保険年金室	国民健康保険法 亀山市国民健康保険条例	○	運営協議会で保険料の改正の議論も行われ、その後、議案となって議会へ提出されることとなるので、議案の素案議論に議会の議員が参加することとなり、議案提出後の議案審査への影響がないとは言えない。 議案審査前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会での内容の説明や意見聴取は可能ではないのかと考える。	条例等の改正は必要ないため、担当室において、議会の議員以外から公益を代表する委員を委嘱する。	
11	亀山市社会福祉協議会	(評議員・ 教民委員長)	社会福祉協議会	亀山市社会福祉協議会評議員選任規程		H24.9.13代表者会議で派遣しないことで決定		
12	亀山市行政改革推進委員	10 (副議長)	行政改革室	亀山市行政改革推進委員会条例		H24.6.13代表者会議で派遣しないことで決定		
〔その他〕								
13	亀山市土地開発公社	(監事・副 議長)	用地管理室	亀山市土地開発公社定款	○	現在は、事業計画のある中での用地の先行買収が主な事業となっており、独自に土地を開発する等の事業は行っていない。 事業の健全性の判断であれば、所管の常任委員会で事業内容の説明を行えば良いのではないのかと考える。	規約等の改正は必要でないため、担当室において、現監事の取扱いを議会と協議し、議会の議員以外から監事を任命する。	

各種審議会・委員会一覧表

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会 条例改正
〔法必置のもの〕								
1	亀山市都市計画審議会	4	まちづくり計画室	都市計画法(法設置) 亀山市都市計画審議会条例		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
2	亀山市民生委員推薦会	14 (議長、教 民委員長)	地域福祉室	民生委員法(法設置) 亀山市民生委員推薦会委員 定数規則		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
〔議会議員と明記されているもの〕								
3	亀山市総合計画審議会	2	企画政策室	亀山市総合計画審議会条例	○	基本構想自体、地方自治法上では策定義務もなくなり、今後策定を行うのかの判断や、その際議決事件に組み込み、条例改正を行うのか等の議論も現段階では不明な点も多くあることから、その時点で議論を行いたいと考える。	第2次総合計画(平成29年度～)の策定準備が必要となる平成26年度に検討する。	
4	亀山市水道水源保護審議会	7 (産建委員長)	上水道室	亀山市水道水源保護条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市水道水源保護条例について、所要の改正を行う。	◎
5	亀山市森林管理協議会 (森林ゾーン協議・環境創造事業の認定)	16 (産建委員長)	森林・林業室	亀山市森林管理協議会要綱	○	協議における専門性の高さや、予算審議でも十分に議会からの意見反映は行えるとの観点から議会からの委員の派遣を中止しても影響はないものとする。	議会の意見を受け、亀山市森林管理協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
6	亀山市農業振興地域整備促進協議会 (農用地区域からの除外の是非等)	18 (産建正副 委員長)	農政室	亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱	○	市における取り組みは多くの項目が予算化されており、3月の予算審議で議論が出来ることや、予算確定後の常任委員会での所管事項説明において、当該年度の市の取り組み事業内容等についての説明をもらうことで、議会からの意見も表明できるのではないかと考える。この議論の内容を次年度への意見反映としてもらうとの観点から、議会からの委員の派遣を中止しても支障ないではないのか。	議会の意見を受け、亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
7	亀山市農業再生協議会	(会員・産 建委員長)	農政室	亀山市農業再生協議会規約	○	議会からの委員派遣を中止しても支障ないものとする。 また、議会における農業政策に関する議論の場の設定については、一昨年も産業建設委員会の所管事務調査で農業問題を取り上げており、農業部門を所管する産業建設委員会での議論の場の設定については前向きに取り組んでいきたいと考える。	議会の意見を受け、亀山市農業再生協議会規約の改正について、1月24日開催の協議会総会に議案として提出し、可決された。	
8	亀山市住居表示審議会	案件があり 次第、委嘱 (議長、総務 委員長)	市民相談協働室	亀山市住居表示審議会条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市住居表示審議会条例について、所要の改正を行う。	◎
9	亀山市廃棄物減量等推進審議会	19 (議長、産 建委員長)	廃棄物対策室	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第8条)		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、所要の改正を行う。	◎

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会 条例改正
〔識見を有するもの等〕								
10	亀山市国民健康保険運営協議会	15 (総務委員長、他1)	保険年金室	国民健康保険法 亀山市国民健康保険条例	○	運営協議会で保険料の改正の議論も行われ、その後、議案となって議会へ提出されることとなるので、議案の素案議論に議会の議員が参加することとなり、議案提出後の議案審査への影響がないとは言えない。 議案審査前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会での内容の説明や意見聴取は可能ではないのかと考える。	条例等の改正は必要ないため、担当室において、議会の議員以外から公益を代表する委員を委嘱する。	
11	亀山市社会福祉協議会	(評議員・ 教民委員長)	社会福祉協議会	亀山市社会福祉協議会評議員選任規程		H24.9.13代表者会議で派遣しないことで決定		
12	亀山市行政改革推進委員	10 (副議長)	行政改革室	亀山市行政改革推進委員会条例		H24.6.13代表者会議で派遣しないことで決定		
〔その他〕								
13	亀山市土地開発公社	(監事・副 議長)	用地管理室	亀山市土地開発公社定款	○	現在は、事業計画のある中での用地の先行買収が主な事業となっており、独自に土地を開発する等の事業は行っていない。 事業の健全性の判断であれば、所管の常任委員会で事業内容の説明を行えば良いのではないのかと考える。	規約等の改正は必要でないため、担当室において、現監事の取扱いを議会と協議し、議会の議員以外から監事を任命する。	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了 改定 作成	R4.10.7 R01.08.20、R01.05.10 H28.01.22、H25.12.26、 H25.08.19、H25.07.26
----------------	---

検討課題	4	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）	
区分	IV - A		
関連条例内容	<p>（議会運営の原則）</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通年議会の調査について 		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は市長が招集する。（地方自治法101条1項） ・ 議長または議員定数の1/4以上の者は、市長に対し臨時会の招集を請求できる。（執行部からの議案が無い場合等）（地方自治法101条2～6項） ・ 亀山市議会の定例会の招集回数は毎年4回とする。（亀山市議会定例会の招集回数に関する条例） ・ 亀山市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合によりこれを変更することができる。（亀山市議会定例会の招集に関する規則） ・ 平成21年5月18日、招集に関する規則の一部改正を行い、ただし書きの「都合により変更できること」を追加し、以後会期が長くなる3月や9月は前月の終わりから開会している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の年4回の定例会から、年間を通して開催する通年議会について、そのメリットデメリットを調査検討し、導入の可否について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年議会の考え方と、導入にあたってのメリット及びデメリットの資料作成。（第13回検討部会での意見） ・ 通年議会についての調査を㈱ぎょうせいへ委託。 ・ 通年議会の調査結果について、㈱ぎょうせいより調査資料の説明を受け、内容を確認し、協議の結果、通年議会についての検討は、必要である時期がきた時に再度議論することを確認。（平成28年1月22日第36回検討部会） ・ 通年議会の検討について、改めて議論することが必要であるとの意見から、再度検討することを決定。また、通年議会の方式やそれぞれのメリット・デメリットについて協議。（平成31年2月6日第54回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の一部改正は、3/31で専決処分されることが多く、承認のみで議論ができない。 ・ 定例会以外で議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことを理由に市長の専決処分が行われている。 ・ 定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする通年議会を導入する議会がでてきた。 (三重県議会【資料①参照】、四日市市議会) ・ 通年議会は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分や、災害などの突発的な事件、緊急の行政課題に対応可能。 ・ 議会運営委員会が大津市議会を行政視察 (平成25年8月6日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年議会に関連する例規や通年議会を採用している他市議会等について調査し、改めて通年議会のメリット・デメリットについて協議。(令和元年5月10日第56回検討部会) ・ 通年議会の方式やそれぞれのメリット・デメリット等について確認し、通年議会の検討については、推進会議で集約した意見も踏まえて、再度検討部会で検討することを決定した。(令和元年5月20日第26回議会改革推進会議) ・ 通年議会の検討については、現時点では導入せず、必要な時期が来た場合に再度議論することを決定。(令和元年8月20日第58回検討部会) ・ 通年議会の検討については、現時点では導入せず、必要な時期が来た場合に、再度議論することを決定。(令和元年10月23日第27回議会改革推進会議) ・ 通年議会の検討については、第27回議会改革推進会議において必要な時期が来たとき再度議論を行うことを決定していることから、検討課題を完了する。(令和4年10月7日 議会改革推進会議)

地方自治法

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- 3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- 4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。
- 5 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
- 6 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあっては十日以内、町村にあっては六日以内に臨時会を招集しなければならない。
- 7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては七日、町村にあっては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了 改定	H27.11.27 H27.10.20、H27.10.14 H26.05.29、H26.01.27 H25.12.26、H25.08.19
作成	H25.07.26

検討課題	5	議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて		
区分	Ⅱ - A			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	
検討内容	・派遣廃止後の各審議内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 1月10日に執行部からの検討結果意見書に対し議会の意見を送付。 1月29日付で、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」という議会の意見を基本的に尊重する旨の回答あり。 議員を派遣しないこととしたことから、審議会等の運営に関しチェックできないため、議会として関与する場を設置するため、亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、国民健康保険運営協議会、土地開発公社、亀山市行政改革推進委員会、亀山市社会福祉協議会の6つの団体について、正副委員長会議(H25.4.23)において所管する委員会を決定。 総務委員会(亀山市行政改革推進委員会) 		<ul style="list-style-type: none"> これまでの委員派遣での議論がなくなったことで、議会として関与できるようにしたい。 予算書や決算書が提出される団体について懇談の場の設置の検討。 土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センター これらの団体以外で、定期的に懇談をする団体の選定。例えば、農業関係の団体は今回の廃止で議会との懇談の場を求められている。 他に、商工会議所、自治会連合会、PTA連合会、子育て関係団体、福祉団体等。 議会報告会の広聴機能との関連も議論。 		<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長会議で議論。 各常任委員会において、各団体との議論の場について協議。(日時、メンバー、テーマ等) 産業建設委員会が農業振興地域整備促進協議会と意見交換(平成25年8月20日) 教育民生委員会が国民健康保険運営協議会の関係で担当部と意見交換(平成25年8月27日) 教育民生委員会が社会福祉協議会の事務局と意見交換(平成25年10月10日) 協議の場のあり方についてのルールを検討。(第13回検討部会での意見) 常任委員会の年間計画を作成し、この中に各団体等との懇談の場を明記できないか 懇談会後、政策提言まで行く場合の対応は議会報告会と同様の対応を行う。(政策検討会議)

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>教育民生委員会（国民健康保険運営協議会、亀山市社会福祉協議会）</p> <p>産業建設委員会（亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、土地開発公社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険運営協議会については、条例改正の議案に関連する内容である。 ・他の5つの委員会等は、議案とは関係がなく、チェックできないため、議会として議論の場を設置できないか。 ・3月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業計画書及び収支予算書が提出されている。 ・6月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業報告書及び収支決算書が提出されている。 ・外郭団体については、これまで議会では議論できなかった。 		<p>対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算書、決算書が議会に提出される「シルバー人材センター」「地域社会振興会」「社会福祉協議会」「土地開発公社」及び相手方から懇談の場の要請がある「農業再生協議会」「農業振興地域整備促進協議会」については、委員会で関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日）正副委員長会議で確認することとする。 ・国保運営協議会、行政改革推進委員会の取り扱いについては保留することとする。（第20回検討部会） ・国保運営協議会は教育民生委員会で、行政改革推進委員会は予算決算委員会で関与することを確認（平成27年8月18日 第33回検討部会） ・国保運営協議会については、教育民生委員会で年1回関与することを決定。（担当部署との意見交換会）（平成27年10月5日教育民生委員会協議会） ・行政改革推進委員会を予算決算委員会で関与することについて、次回の正副委員長会議で確認することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会、平成27年10月20日第14回議会改革推進会議） ・行政改革推進委員会については、予算決算委員会で関与することとする。（平成27年11月27日正副委員長会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
	H25-8-20
	H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	6	市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは		
区分	A			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	・ 予算決算委員会(当初予算と決算)の審査を1階ロビーで放映できないか。			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビにより、平成16年6月から一般質問の生中継と録画放送を開始し、平成22年6月から閉会日の生中継と録画放送を開始し、現在、全ての本会議の生中継と録画を放送している。 平成22年9月から、決算委員会のインターネットによる録画配信を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月定例会の予算決算委員会からの放映について 	<ul style="list-style-type: none"> 第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 第7回議会改革推進会議にて了承。 平成25年9月定例会の予算決算委員会から玄関ロビーのテレビでの放映を開始。 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月から、予算委員会のインターネットによる録画配信を開始。 ・1階ロビーでは、ケーブルテレビで放映している本会議の生中継を視聴できるが、委員会はケーブルテレビの放映がないので視聴できない。 ・委員会室のハンディカメラと1階ロビーのテレビの間を直接配線すれば視聴可能となる。 ・委員会室のハンディカメラと議場傍聴席にあるカメラ設備の間を配線すれば、ケーブルテレビを通じて、本会議同様ロビーでも視聴可能となるが、あわせてケーブルテレビの全ての加入世帯が生中継で視聴できるようになってしまう。 		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
	H25-8-20
	H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	7	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは	
区分	A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> 委員会視察報告書のホームページへの掲載について 		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 各委員会の行政視察の報告は、各委員が提出し、委員会で報告書としてまとめ、議長に提出している。 議会だよりに、各委員会の視察内容を掲載している。(文字数の制限があることから、事務局で調整している。) 各委員会の報告書の内容が、委員間で確認されているのか、所属委員に配布されているのか不明。 		<ul style="list-style-type: none"> 各委員会の報告内容と掲載範囲について。 各委員会の報告書の内容(質及び量)をあわせることについて。 いつから掲載するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 掲載する方向性が確認されれば、正副委員長会議で内容のすり合わせを行う。 常任委員会と議会運営委員会の報告書を掲載。 第7回議会改革推進会議にて了承。 平成25年10月1日よりホームページで公開。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改	了 定	H26-10-7
		H25-2-26
		H25-8-19
作 成		H25-7-26

検討課題	8	議会申し合わせ等の確認について	
区 分	I - A		
関連条例内容	<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>		
検討内容	・事務局にて見直し作業中		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・議員に「亀山市議会要覧」を配布している。(平成22年11月) ・事務局において、過去の代表者会議や議会運営委員会等で決定した事項を洗い出し、申し合わせ事項等を確認するなど、リニューアル作業中。 		<ul style="list-style-type: none"> ・条例、規則等との関連について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度中に原案の確認。 ・第22回検討部会において、亀山市議会要覧の素案を提出し、さらに精査して最終案とすることを確認。(平成26年7月2日) ・第24回検討部会において、先例集と関連例規をまとめ、議会要覧とし、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。(平成26年8月21日) ・第25回検討部会において、亀山市議会要覧の最終案を確認し完了とする。(平成26年10月7日)

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H27-1-11 H25-12-26 H25-7-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	9	広報機能（ホームページ）の充実	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>		<p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
検討内容	・ホームページの内容についても平成25年度検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 平成15年、市議会ホームページを開設。 平成21年2月にCMSを導入。 平成23年12月、議会だより編集委員会を、議会だよりの発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは!市議会です」の監修、広聴機能の充実を図るため、広聴広報委員会に改める。 平成25年4月、広聴広報委員会規程を制定し、広聴広報委員会を正式な委員会として会議規則に位置づける。 現在の市のホームページは、平成27年1月をもって更新を予定している。 広聴広報委員会の研究テーマとして議論をしており、委員会としてデザイン、構成、情報量等をまとめ、予算要求時期までに執行部に提案することとする。 		<ul style="list-style-type: none"> 広聴広報委員会へ委ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告を議会改革推進会議で行う。 広聴広報委員会でホームページのリニューアルの方向性について確認（平成25年11月1日） 広聴広報委員会で、新ホームページのデザインと構成を確認（平成26年11月21日） 市議会ホームページをリニューアル（平成27年1月11日）

現状分析	議論する内容	対応内容
・ホームページ更新の基礎資料とするため、議員アンケートを実施。（平成25年7月）		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 定	R2.10.20 R2.10.12、R1.10.11 H29.02.21、H27.10.14 H27.07.21、H27.02.18 H26.10.07、H26.5.29 H26.01.27、H25.12.26
作 成	H25.07.26

検討課題	10	議会報告会の開催	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討と開催要領の作成（原案作成済） ・報告内容は、「こんにちは！市議会です」を活用（ベース）できないか。 ・議会報告会は、議会からの報告という目的と、市民からの意見を聞くという目的（広聴広報機能）の2つがある。 ・広報機能としては、議会だよりや議会報告番組「こんにちは！市議会です」がある。 ・広聴としては、所管事務調査において市民（団体）との意見交換を行っているが、議会全体での広聴機能の検討が必要 ・新たな広聴として市民アンケートの実施の検討。 		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。 ・平成23年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。 ・議会報告会の前段として、平成23年9月定例会から広聴広報委員会監修による議会報告番組「こんにちは！市議会です」を放送している。（ケーブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性について（フリーテーマ型？政策テーマ型？） ・市民参加について参加の規模、地区割り等 ・市民アンケートの実施で市民意向の把握について（検討課題カルテ32） ・広聴機能としての市民アンケートの活用について ・議会報告会という名称についての検討。他の名称、市民との懇談会等。 ・議会報告会の持つ2つの意味、議会活動報告の部分の広報機能と市民から様々な 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートでの意見を確認。市民はどのような意向なのか把握。 ・市民アンケートに盛り込む内容の検討。具体的な内容等については（株）ぎょうせいに依頼。 ・開催規模や地区割りを検討。地域課題をテーマにまちづくり協議会との開催を検討。 ・広聴としての市民からの意見に対し、具体的にどの様に対応するのかの検討が必要。 ・すなわち、政策的に提言する場合について、議員個々での対応でなく、議会としての提言とするため、政策検討会議（仮称）の設置を検討。 ・政策検討会議の具体的な内容は別にカルテを作成する。（検討課題カルテ35）

ルテレビとインターネット)	意見を聞く広聴機能についての確認。	
現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会で、京都府京丹後市議会（議会改革度全国1位）を視察。（平成25年8月7日） ・議会運営委員会で、滋賀県栗東市、兵庫県淡路市及び大阪府柏原市を視察（平成26年4月23日、24日） ・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：36%（平成26年7月29日～8月18日） 市民アンケートの結果、議会報告会の必要性は59.4%が必要と感じながらも、出席については25.6%と半分程度であり、積極的な参加意識までには至っていないことが分かった。（平成26年10月7日第25回検討部会） ・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：32.9%（平成30年8月3日～8月20日） 	<p>広聴機能について議論を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者について、従来は市民としているが、フリーなテーマで行うのか何らかのテーマを持って行うのかの検討。 ・これに合わせて、例えば地域課題という観点からは、まちづくり協議会との懇談会を模索できないか。 ・議会報告会を行わない場合、市民の声を把握する広聴機能としての市民アンケートの活用についての検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う（平成27年2月18日第28回検討部会） ・四日市市議会議会報告会を見学（平成27年7月6日） ・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う。（平成27年10月14日第34回検討部会） ・議会報告会については今後1年間は開催せず、議論を続けることとし、所管事務調査については、さらに充実をさせていくことを確認。（平成27年10月20日 第15回議会改革推進会議） ・議会報告会については今年1年間は開催せず、議論を続けることとし、具体的な手法や議員と事務局の役割等について検討していくことを確認。（平成29年1月25日 第44回検討部会） ・議会報告会については今後1年間は取り組まないが、議論を続けていくことを確認。（平成31年2月6日 第55回検討部会） ・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを確認（令和元年10月11日 第59回検討部会） ・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを決定し、検討課題は「完了」とする。（令和元年10月23日 第27回推進会議） ・所管事務調査における意見交換会の充実のため、正副委員長会議において次の2点を確認した。 ①相手方となる団体等に場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととする。 ②意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるようあらかじめ日時等について周知を図ることとする。 （令和元年11月21日 正副委員長会議） ・令和元年11月21日の正副委員長会議の決定事項をカルテに追記し、改めて検討課題は「完了」とすることを確認。（令和2年10月12日 第63回検討部会）

◆市民と議会が話し合う場づくり

- ・議会のあり方等検討特別委員会において「直接、市民と議会が話し合う場づくり」として、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い、市長に政策提言を行う。

議会としての議論のあり方を調査・研究し、ある程度、力のついたところで市民への議会報告会を行うこととした。

- ・議会報告会を行うことは、二つの意味があり、議会報告での広報の部分と、直接市民から様々な意見を聞き、政策に結びつける広聴の部分がある。
- ・広報については、現在、様々なメディアを通じて提供しており、平成23年9月からは、定例会をまとめた「こんにちは！市議会です」を広聴広報委員会で作成し、ケーブルTVでの放送とインターネットによる配信を行っている。

また、広聴部分については、「所管事務調査」において行っているが、今後どのように拡大していくのか検討していく。

- ・議会基本条例第3条の定義では、この条例において「市民」とは市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人、その他の団体をいうことで「市民」の定義を定めた。
- ・今後、「市民」から、フリーテーマで意見をいただくのか、政策テーマを設けて意見をいただくのか、議会改革推進会議「検討部会」での議論が必要と考える。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	12	議案への賛否の公開について	
区分	A		
関連条例内容	<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	・ホームページへの公開の運用方法の検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりにおいて、全ての議案について賛否状況を議員ごと掲載している。（平成21年8月から） ・本会議の採決については、全て原則起立採決とした。（平成24年6月） ・採決時には、議場のカメラにて、全員の賛否状況が確認できるよう撮影し、その映像をケーブルテレビやインターネットで配信している。 ・採決時に、起立しない場合は反対とみなすことを議会運営委員会で確認。（平成25年6月） ・過去に起立採決において、何人立っていたかの情報公開請求があった。議長は、起立多数か起立少数を宣言するが、数は数えない。賛否を明確にするためカメラでゆっくり撮影している。 （例）請願の採決について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載の有無について ・議案の取扱について 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・不具合の内容を確認後、議会運営委員会へ。 ・検討部会で方向性が出れば代表者会議へ。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年10月1日よりホームページで公開。

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成25年6月定例会の採決時に議案名がわかりづらく一部誤解があった。		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H28.11.08
改定	H28.07.12、H28.04.11
	H28.03.11、H25.12.26
作成	H25.07.26

検討課題	13	反問権の取り扱いについて	
区分	Ⅱ - A		
関連条例内容	<p>(議会及び議員と市長等との関係)</p> <p>第9条 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。</p> <p>2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。</p>		
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・反問できる者の範囲、反問できる内容、回数を明確化 ・取扱要領の作成 		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権の行使について、反問の時間は別枠として取り扱うこととする。(平成22年8月12日議会運営委員会で決定) ・反問権の行使について、本会議及び委員会の次第のマニュアルは作成済。 ・これまでの反問権の行使 ① 平成22年9月定例会 (一般質問：市長) ② 平成22年9月定例会 (決算委特別員会：教育長) ③ 平成24年9月定例会 (予算決算委員会：市長) ④ 平成26年3月定例会 (予算決算委員会：副市長) ⑤ 平成27年6月定例会 (議案質疑：市長) ⑥ 平成27年9月定例会 (緊急質問：市長) ⑦ 平成28年3月定例会 (議案質疑：市長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局で取扱要領の作成後に議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内他市議会の反問権の取り扱いについての調査結果の報告と反問中の時間の取り扱いについて協議した。(平成28年3月11日第38回検討部会) ・反問権の取り扱いについて各会派から意見集約。取り扱いの検討を議会運営委員会に委ねることとする。(平成28年5月25日第40回検討部会) ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員会で検証することとし、検証結果が出るまでは現行の取り扱いとする。(平成28年5月27日議会運営委員会) ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員会で協議し、次のとおり決定した。 ① 執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問時間には含まないこととする。

現状分析	議論する内容	対応内容
		② 反問の回数制限は設けないこととする。 ③ 反問権を行使できる人の範囲は、部長級までとする。 (平成28年11月4日議会運営委員会)

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H28.10.21
		H27.11.27
作 成	成	H27.10.20、H27.10.14
		H27.01.28、H26.05.29
		H26.01.27、H25.12.26
		H25.07.26

検討課題	14	議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(市長の提案説明)</p> <p>第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討</p> <p>(4) 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 亀山市総合計画との整合性</p> <p>(6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたるコスト計算</p>		<p>2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。</p>
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会協議会の活用 ・10年以上の計画 ・実施計画以外の予算計上前の新規事業 ・既存政策の大幅な転換があった場合 		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。 ・市の各種計画について、平成25年5月から所管事務概要の資料として提出させ、当該年度に策定改定するものについては説明させ、その時期等を把握できるようにした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを実施する計画への関与について (委員会としての意見が出せないか) ・委員会としての議論のあり方についてどの様なまとめ方を行うのかについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、パブリックコメントを実施する計画についての対応を検討する。 ・各年度の改定する計画は5月提出の所管事務概要に添付される。 ・議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて(カルテ5)と連動して、常任委員会の年間計画を作成し、この中に計画の策定期間を明記し、議論の時期を確認できないか。 ・議会への提案時期や内容については、正副委員長会議で詳細について検討を図る。

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメントを実施する各種計画について委員会として関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日） 正副委員長会議で協議して、各委員会の中で年間計画をたてることとする。 • パブリックコメントを実施する各種計画については、骨子の段階と最終段階の2回説明を聞くこととし、議会としての意見については所管の常任委員会において意見を出し、執行部から回答をもらうことを確認。（平成26年11月28日正副委員長会議） • パブリックコメントを実施する各種計画の最終素案の説明を受ける時期については、執行部と調整することを確認。（庁議前または庁議後） （平成27年8月18日 第33回検討部会） • 議会が関与する計画等については、パブリックコメントを実施する計画に関して中間の段階と最終素案の2回説明を受けることを基本とするが、毎年5月に提出される各種計画一覧をもとに執行部との協議の中で決定することを確認。（平成27年10月14日 第34回検討部会） • 各種計画一覧の提出時期については、2月の新年度予算説明会の際に提出することとし、関与する計画について、提出された各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとした。（平成27年11月27日正副委員長会議） • 各種計画の中間案については、基本目標、基本施策、基本施策の方向について説明を受けることとし、併せて前計画との比較ができる資料を提出してもらうことを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
	H25-8-20
	H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	15	予算内示会の場の検討	
区分	A		
関連条例内容	<p>(市長の提案説明)</p> <p>第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討</p> <p>(4) 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 亀山市総合計画との整合性</p> <p>(6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたるコスト計算</p>		<p>2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。</p>
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会の場以外の検討や議場の利用等について検討 		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年まで、予算内示会は全員協議会終了後開催しており、会議の位置付けが不明確であった。 ・ 内示会の招集者は？ ・ 平成25年2月からは、全員協議会において、市長報告の一つとして当初予算の説明を受けている。 ・ 平成24年3月、予算決算委員会を設置した。 ・ 全員協議会規程の中で、協議事項として「議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの」と規定している。 ・ 市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算内示会の位置付けが不確定なため予算決算委員会で対応できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・ 方向性の確認後、内示会の運営方法について議会運営委員会で対応。 ・ 第7回議会改革推進会議にて予算決算委員会を活用することを了承。 ・ 平成25年12月18日の予算決算委員会において、予算決算委員会内規の一部改正を行い、委員会に理事会を設置して検討することとした。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
作成	H25-8-20
	H25-8-19
	H25-7-26

検討課題	16	亀山市議会議会改革推進会議規程の改正		
区分	A			
関連条例内容	(議会改革推進会議) 第19条 議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。			
検討内容	・年1回の定例会の開催（1年間の総括の報告（毎年10月を目途））			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月に議会改革推進会議と補助機関である検討部会を設置し、以後推進会議は5回、検討部会は12回開催。 推進会議の会議は、規程により必要に応じ会長が招集することとなっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 年間活動の報告の場として、年1回の定例会の開催について（10月を目途） 		<ul style="list-style-type: none"> 第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 規程の一部改正。 報告書の内容の精査。 第7回議会改革推進会議にて規定の一部改正を了承。 第8回議会改革推進会議で、議会改革白書2013としてこれまでの総括を報告。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-8-28 H26-7-2 H25-12-26
-------------	-------------	----------------------------------

検討課題	17	<ul style="list-style-type: none"> ・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは 		
区 分	I - B			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議・委員会ライブ中継の検討 			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条5項では、議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならないと規定。 ・22年9月定例会から予算決算委員会のインターネットでの録画配信がスタート。25年9月からは玄関ロビーでテレビ放映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、予算決算委員会について、インターネットを利用したライブ中継の検討。 ・合わせてタブレット、スマートフォン等でも視聴できるように対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ配信準備のため、7月に光ケーブルを新設工事(議場内) ・平成26年8月7日にライブ配信委託契約を締結(パソコン等含む) ・平成26年8月28日より運用開始予定。合わせて、タブレット、スマートフォン等でも視聴できるようにする。 	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完改	了定	H29.05.19
		H29.04.11
		H29.02.21、H28.10.12
		H28.08.09、H28.07.12
		H27.10.20、H27.10.14
		H27.08.18、H26.10.07
作成		H25.12.26

検討課題	19	請願者の説明機会について（参考人制度について）	
区分		Ⅲ - B	
関連条例内容		<p>（議会運営の原則）</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>（市民の参画）</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
検討内容		<ul style="list-style-type: none"> 運用方法の検討 説明機会の取扱要領の検討 	
		現状分析	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> 第4条3項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。 請願議論の際、請願者からの請願内容の説明は行っていない。紹介議員への質問等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 請願者の意見陳述の場について、他市の状況を調査。 ㈱ぎょうせいと委託契約を行い、請願者の説明機会についての考え方について検討依頼。（平成26年7月）

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・委員会においては、公聴会、参考人制度を条例で規定している。 ・地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになった。 ・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。（平成 25 年 3 月 1 日施行） ・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱等が未整備である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱を事務局案作成後内容の確認。 ・請願審査時の請願者の意見陳述についての可否について ・請願審査のあり方と紹介議員のあり方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・第25回検討部会で、(株)ぎょうせいからの請願者の説明機会についての資料を提示。（平成26年10月7日） ・請願審査の運営のあり方を検討。 ・(株)ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日 第32回検討部会） ・推進会議において、全議員が(株)ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日 第14回推進会議） ・（仮称）公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。（平成27年10月14日 第34回検討部会） ・取扱要領（案）を作成し、(株)ぎょうせいに委託している取扱要領の策定支援により精査。 ・取扱要領の策定支援に関する成果品納品。（平成28年3月25日） ・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱（案）、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱（案）、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規（案）を協議。（平成28年7月12日第41回検討部会） ・参考人招致の手続に関する申し合わせ案及び参考人招致の手続に関する要綱の修正案、請願者の趣旨説明に関する申し合わせ案及び請願者の趣旨説明に関する内規修正案について協議。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成29年1月25日第44回検討部会） ・請願者の趣旨説明に係るフローについて協議し、これまで議論してきた例規関係とあわせて、議会運営委員会の確認をとることとした。（平成29年2月21日第45回検討部会） ・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について、議会運営委員会で確認した。（平成29年4月27日議会運営委員会） ・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について確認し、6月定例会から次のとおり運用を開始することを決定した。（平成29年5月19日議会改

現状分析	議論する内容	対応内容
		革推進会議) ①請願は、議案質疑の前日までを提出期限とする。 ②請願者趣旨説明を希望する場合、又は委員会から請願者に趣旨説明を求める場合、付託先の委員会において、取り扱いを決定する。 ③委員会で趣旨説明の場を設ける決定があった場合、議長から請願者に委員会への出席を要請する。 ④趣旨説明は代表者1人が請願審査の冒頭に5分以内で行う。

1. 請願説明

(1) 審査における説明

付託を受けた委員会において、必要があれば、当該請願を紹介した議員の出席を求め、請願の趣旨について説明を聴くことができる。出席を求められた紹介議員は、これに応じなければならない。紹介議員の発言は、説明に限られ、意見を述べることはできない。質疑があれば、答弁することになる。紹介議員への出席要求は、委員会での決議により、日時、場所、請願件名等を記した文書で行うのが適当である。また、委員会は、審査にあたり、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から、意見を聴くことができる。このことは、「標準」都道府県・市・町村議会会議規則や地方自治法などにおいて規定されているが、請願者本人による説明については、規定はない。

(2) 請願者の説明

昨今、議会改革の一環として議会の透明化が進む地方議会においては、請願者に趣旨説明をする機会を設けるようになってきており、市議会の多くで行われている。

2. 検討事項

(1) 制度詳細検討

議会のオープン化を進めていくためには趣旨説明の制度化は必要事項と感じられる。ただ、その制度詳細については、幾つかの検討事項を要する。

◎趣旨説明者の特定化

請願者本人による趣旨説明を実現するのが目的であるが、請願者が団体である場合や複数の個人による共同請願の場合などにおいて、説明者を特定するべきか、複数名による説明を可とするべきかを検討すべきである。これは、必然的に説明時間の検討にも関連する。

また、紹介議員の発言を可とするか、可とするならば、紹介議員は「標準」都道府県・市・町村議会会議規則に規定のあるとおり説明のみとするのか意見表明も含めて可とするのか。

◎趣旨説明の希望制

上記では、基本的に請願者自らの意思（希望）によって文書にて申請するのが通例としたが、趣旨説明を必須とすることも検討事項である。

全国の市議会の事例でみると、必須としている議会は極めて少ない（議員による趣旨説明を必須としている団体もある）。

◎趣旨説明機会の位置付け

議会のオープン化を主目的として、趣旨説明機会の提供を検討する議会のほか、議会への市民参加を推進するという点を目的とする議会もみられる。

元々、請願申請（提出）や陳情を以て、議会への市民参加とする考え方が主流であったが、昨今は、その議論過程にも参加することで市民参加推進と考える議会も増えてきた。

しかしながら、議会は選挙によって選ばれた議員によって構成される議決機関であり、市民がその議論過程に参加すること自体への疑問は拭えない。市民からの付託を受けた議会としての意義を明示するためにも、趣旨説明の機会供与は、議会のオープン化が目的であるとするのが妥当と考えられ、制度化にあたっては、この点を明確にしておく必要がある。

◎ルール化（例規整備）

運営上のルールを明確にしておくための検討が必要である。先述のように、発言申請手続き、発言者、発言内容、発言時間、出席者の人数等をどのように規定するかを検討しなければならない。また、規定した内容をどのように明文化するかも併せて検討しなければならない。市民等に申請等の手続きを求めることから、議会規則や要綱等による例規整備を図り、広く周知されるべきである。

多くの市議会において、趣旨説明の機会申請ができるようになってはいるが、その手続き例規が明示されている事例は少ない。

注) これは例規整備をしていないと断定するのは難しい。地方自治体によっては、条例・規則を例規集としてHP上に公開し、要綱等は原則搭載しない団体もあるため、例規整備の有無は判断できないためである。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-10-7 H26-7-2 H25-12-26
-------------	-------------	----------------------------------

検討課題	20	議員定数18名での運営について①	
区分	I - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるように議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>
検討内容	・委員会運営のあり方の検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 第4条6項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。 現在は委員会条例で、4つの常任委員会を設置。総務委員会8名、教育民生員会7名、産業建設委員会7名、予算決算委員会21名。 24年3月から、常任委員会の複数の所属では、予算決算委員会の設置で二委員会への所属をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 26年11月より、議員定数が現在の22名より18名に変更されるため、常任委員会のあり方について検討。 委員会の数、委員数、所管内容等について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市(3委員会)、兵庫県淡路市(2委員会)、大阪府柏原市(複数委員会所属)を視察。 第22回検討部会において、18名での委員会運営を議論するため、委員会の比較表を資料として提出し、各会派にて議論後、意見集約を行うこととする。(平成26年7月2日) 第23回検討部会で、各会派からはそれぞれの意見があったため、代表者会議に委ねることとする。(平成26年7月25日) 8月28日に開催した代表者会議において、委員会数は3委員会とし、委員の定数は、総務委員会は8人から6人、教育民生委員会は7人から6人、産業建設委員会は7人から5人に改定することを了承。 第10回推進会議で、委員会数と委員定数について了承し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-5-29 H26-5-29 H25-12-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	21	議員定数18名での運営について②	
区分	I - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容	・議会運営委員会のあり方の検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 第4条6項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規程。 議会運営委員会の運営については、議会運営委員会内規で規定。 各会派からの委員の選出については、3人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じた按分率による。ただし、各会派とも1人は選出できるものとする。 2人の議員が所属する会派の代表者は、委員外議員として出席することができる。委員外議員は、委員長の発言許可を得て発言できるが、採決には加われない。 		<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会委員の選出基準についての検討とそれに伴う手続きについての検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 第19回検討部会(平成26年2月18日)において、議会運営委員会の委員の定数、選出方法について、シミュレーションした資料をもとに検討。 平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市、兵庫県淡路市、大阪府柏原市を視察。 第21回検討部会(平成26年5月29日)において、結論を議会運営委員会に委ねることとし完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-10-7 H26-7-2 H25-12-26
-------------	-------------	----------------------------------

検討課題 区分	22 I - B	議員定数18名での運営について③	
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>
検討内容	・議長、委員長の責務について		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 第4条第1項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと明記。 議長の責務は、地方自治法第104条に規定。 第104条(議長の議事整理権・議会代表権) 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。 委員長の責務については委員会条例第11条に規定。 第11条(委員長の議事整理権及び秩序保持権) 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本条例制定後、地方自治法や委員会条例の主旨にそって、改めて基本条例に議長の責務、委員長の責務を規定できないか検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例に規定する、議長及び委員長の責務の条文素案を第22回検討部会にて協議(平成26年7月2日) 代表者会議において、条文案を協議し了承。(平成26年8月28日) 第10回推進会議において、議長及び委員長の責務の条文案を提示し、平成26年9月定例会の閉会日に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。(平成26年9月19日) 平成26年9月24日に議会基本条例の一部改正について原案可決。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H26-10-7
作成	H25-12-26

検討課題	23	議員定数18名での運営について④		
区分		I - B		
関連条例内容		<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容		・ 議長の委員就任について		
		現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条第1項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと規程。 ・ 市議会申し合わせにより、議長は総務委員会に所属することを規定。 ・ 21年11月、議長の総務委員会委員の辞任については、議長の判断とすることを確認。 ・ 25年12月、議長の判断で委員を辞任。 ・ 26年6月、議長の判断で委員を辞任。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の責務と関連して、議長の委員会所属の有無について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会条例の一部改正(26年9月) ・ 第23回検討部会で、議長は常任委員会の委員とならないことを規定する委員会条例の一部改正の素案を各会派へ持ち帰り意見集約を行う。(平成26年7月25日) ・ 第24回検討部会で、意見集約の結果、委員会条例の一部改正案について了承され、代表会会議に委ねることを確認。(平成26年8月21日) ・ 代表者会議で、議長は常任委員会の委員とならないこととし、委員会条例の一部改正することを確認。(平成26年8月28日) ・ 第10回議会改革推進会議において、委員会条例の一部改正について、平成26年9月定例会に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。(平成26年9月19日)

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	R2.10.20 R2.10.12、H27.10.14 H27.08.20、H26.10.07 H25.12.26
-------------	-------------	--

検討課題	25	議会提出議案への市長等の意見表明について		
区分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>(議会及び議員と市長等との関係)</p> <p>第11条 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。</p> <p>2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。</p>			
検討内容	・ 取扱いの検討			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 議員の質問等についての反問については、第11条第2項に規定。 議員提出議案に対する市長等の意見表明については、認めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、議員提出議案の拡大を考慮する中で、提出議案に対して市長等の意見表明についての是非について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ㈱ぎょうせいと委託契約を行い、議会提出議案への市長の意見表明について検討依頼。(平成26年7月) ・ ㈱ぎょうせいより議会提出議案への市長の意見表明についての資料を提示。(平成26年10月7日 第25回検討部会) ・ 団体意思の決定に当たっては、事前調整の場として、政策検討会議を活用することを検討。(平成27年4月28日 第30回検討部会) ・ ㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。(平成27年7月21日 第32回検討部会) ・ 推進会議において、全議員が㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。(平成27年8月20日 第14回推進会議) ・ 検討部会で、議会提出議案への市長等の意見表明については、引き続き検討課題として議論していくことを確認した。(平成27年10月14日 第34回検討部会) ・ 議会の政策条例の立案に当たっては、策定作業の中で執行部との協議を随時行っていくことから、 	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<p>条例案に市長等の意思は反映されると考えられるため、市長等の意見表明の機会は設けないことを確認した。(令和2年2月17日 第62回検討部会)</p>
<p>1 議案の定義 議案＝議会の議決を経るため、長又は議員若しくは委員会が、議会に提出する案件</p> <p>①当該地方団体の意思の決定を求める議案（団体意思の決定） 例) 条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など地方自治法96条第1項に列挙されている事件など。</p> <p>②議事機関としての議会の意思の決定を求める議案（機関意思の決定） 例) 意見書の提出（地方自治法99条）、会議規則の制定（地方自治法120条、議員の懲罰（地方自治法290条）など。 ※長がその権限に属する事務を執行するに当たり、事前に議会の議決を得ることとされている場合があるが、このような場合に提出する議案のことを、特に長の事務執行の前提要件としての議決事件についての議案と呼び、区別することができる。</p> <p>◇議会提出議案（団体意思の決定）に対して市長等が意見表明を行うということは、プロセス的に考えづらく好ましくない、これまでもあまり事例が見られない。（全国市議会議長会調査部）</p> <p>◇議会提出議案（機関意思の決定）においては、長の意見を求めるべきものではありません。民の代表としての議員で構成された議会としての意思決定であり、議会としてどのような結論（意思決定）を出すかとなります。</p> <p>2 課題と検討 通常のプロセスにおいて、議会提出議案に対して市長等の意見表明を求めることは、適切なプロセスではないという見解をまとめましたが、幾つかの課題が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一部会派等による議会提案において市長等の意見表明を求めることや、議員質問に対する市長等の反問権による意思表示など、その意見表明と議決との関係です。いずれの場合においても、その意思決定が、団体意思の決定なのか、機関意思の決定なのかについての位置づけによって対応は異なると考えられます。 ●これに対して団体意思の決定においては、議事機関である議会の意思を決するにあたり長の意向を公に確認検証する必要があるかどうかです。この部分の考え方については、各議会において千差万別のように、先述のように、一般的に大半の事例としては、事前に長の意思確認が行われていると考えられます。そうでない少数の事例に対して、いつ、どのようにして、市長等の意思を確認するか、それを予め決めておくべきかどうか、といったあたりの対応が課題と言えます。 ●重要な点としては、議会（議員）は市長と同等に民の代表であり、長を監視評価する議決機関を構成する機関（一員）であるということです。議会としての意思決定を行うにあたり、背景・根拠とすべきは民の意思であり、長の意見ではありません。民の意思を負託された議員によって構成される議会が意思決定を自ら行うことができるということが重要です。 当然のことではありますが、長は意見表明を行ってはいけないということではありません。議会の意思決定後（議決後）や議決前であっても議会とは別のところにおいて、長自らの意思を示すことは何ら問題ありません。議会の要望ではなく、長としての見解を示すことは、二元代表の一役を担う長として重要な説明責任の一つと言えます。それゆえ、場合によっては、議決内容に対する「再議」という権限を有しているのが長です。 ●議会提出議案に対しては、議会と長がそれぞれの立場において、当該議案に対する意思（意見）を表するのが適当と考えられます。これは、それぞれお互いに対してということではなく、有権者を含む市民に対してそれぞれ説明責任を背負っていると考えべきです。 従って、議会は議場においてその意思を説明（提案）しますし、長は必要に応じて自らの場等において意思表示を行うことが、共に、市民に対する明確な説明と言えます。 		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H27.06.05
作成	H25.12.26

検討課題	26	第2次総合計画策定の是非により、条例の改正の検討を行う		
区分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>(議会の議決事件)</p> <p>第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の変更(軽微なものを除く。)又は廃止</p> <p>(2) 基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止(平23条例23・一部改正)</p>			
検討内容	・26年度中にまちづくり基本条例の改正の確認。			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・第11条では、地方自治法96条の2項の規定による議決事件を規定。 ・第11条では、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布)により同法第2条第4項が改正され、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、本条例における基本構想を改正前の地方自治法第2条第4項と規定し、改めて当該基本構想の変更及び廃止とそれに基づく基本計画の策定、変更、廃止を議会の議決事件として規定。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布)により、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、今後、第2次総合計画を策定することを、まちづくり基本条例に規定した場合に、議会の議決事件として条例の改正を行うことの検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけることを確認。(平成27年4月6日会派代表者会議) ・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけ、6月定例会において議会基本条例の一部改正を行うことを確認。(平成27年5月22日議会改革推進会議)

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-6-23 H26-5-29 H25-12-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	28	公開内容の検討について		
区 分	Ⅲ－ B			
関連条例内容	<p>(政務活動費の執行及び公開)</p> <p>第15条 会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。</p> <p>2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>			
検討内容	・ 詳細な報告の検討について（会計帳簿）			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 第15条3項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならないと規程。 22年12月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。 あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに、現在の収支報告書だけの公表から、新たに会計帳簿の公表について検討。（県下13市の調査が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 第21回検討部会において、ホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.5.29） 代表者会議にてホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.6.13） 平成26年6月23日よりホームページにて公開。 	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改	了 定	H30.6.26 H30.5.18、H30.4.17 H30.2.14、H29.10.04 H29.07.18、H29.05.09 H29.04.11、H29.02.21 H27.12.18、H27.10.20 H27.10.14、H27.08.18
作 成		H25.12.26

検討課題	29	長期欠席者への対応		
区 分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>(議員報酬)</p> <p>第18条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第37号)で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。</p>			
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> 取扱要領の検討 			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の計算方法については、月額計算から日割り計算へ改正された。(平成18年9月28日可決) 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第5条(報酬の日割計算) 第3条第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合(死亡した場合を除く。)であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。 長期欠席者への報酬の減額支給については規程はない。 24年議運委視察の西脇市議会では「西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を制定し減額支給を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の減額について検討。 議員が出産するときの報酬の扱いについて検討。 	<ul style="list-style-type: none"> (株)ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。(平成27年7月21日 第32回検討部会) 推進会議において、全議員が(株)ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。(平成27年8月20日 第14回推進会議) 会議規則については、女性議員が活躍できる環境を整備し、議会を活性化するため、先行して出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けることを確認。(平成27年10月14日 第34回検討部会) 全員協議会において協議し、内容を確認した。(平成27年12月18日 全員協議会) 平成27年12月定例会において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けるため、亀山市議会会議規則を改正した。(平成27年12月18日) 	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席者への対応と議員報酬の考え方について協議。（平成29年1月25日第44回検討部会、平成29年2月21日第45回検討部会、平成29年4月11日第46回検討部会、平成29年5月9日第47回検討部会、平成29年7月18日第48回検討部会、平成29年10月4日第49回検討部会、平成30年1月17日第50回検討部会、平成30年2月14日第51回検討部会、平成30年4月17日第52回検討部会） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（案）について確認（平成30年5月18日議会改革推進会議） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例が可決された。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改	了 定	H26-10-7
		H26-08-21
		H26-07-25
作 成		H25-12-26

検討課題	32	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方		
区 分	I - B			
関連条例内容	<p>(条例の検証及び見直し手続)</p> <p>第23条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>			
検討内容	・市民アンケートの実施			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 第23条の中に、条例の検証に市民の意見を徴することも規程。 市民の意見を徴する方法等については手続き規程はない。 23年12月に広聴広報委員会を設置。広聴についても対象とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見を徴する方法として、市民アンケートの実施を検討。(26年5月頃) アンケート内容や実施方法、その他の手続き等について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 第20回検討部会で、考え方を提示(平成26年5月1日) 第21回検討部会で、素案を提示(平成26年5月29日) 第22回検討部会で、アンケート案を提示し了承を得る。(平成26年7月2日) 第23回検討部会で、ホームページへ8月1日からアンケートを掲載することを確認。(平成26年7月25日) 7月29日から8月18日の期間でアンケート調査を実施する。 第24回検討部会で、8月21日時点でのアンケートの回答件数等を報告。(件数:355件、回収率:35%) (平成26年8月21日) 	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・第10回推進会議で、アンケートの回答総数等を報告。（件数：360件、回収率：36%）（平成26年9月19日） ・第25回検討部会でアンケート結果について報告。また、ホームページで「亀山市議会に関する市民意識調査報告書」を公開するとともに、議会だより第50号（平成27年1月1日号）に抜粋版を掲載することを確認。（平成26年10月7日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R4.2.7
作成	H25-12-26

検討課題	33	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方		
区分	IV - B			
関連条例内容	<p>(条例の検証及び見直し手続)</p> <p>第25条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>			
検討内容	・ 検証委員会の設置について			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 第23条に規定された条例の検証及び見直しを進めるために検証する機関など特に規定したものはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の目的が達成されているか検証し、適切な措置が講ぜられるよう答申なども依頼できる第三者機関的な検証委員会の設置についての検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、本カルテは廃止し、検討課題31のカルテに統合することを確認。(令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会) 	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-7-2 H26-05-29 H25-12-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	34	議会基本条例の基本理念の抽出（協働の定義について）	
区 分	IV - B		
関連条例内容	<p>前 文</p> <p>選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。</p> <p>日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。</p> <p>議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。</p> <p>議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。</p> <p>地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。</p> <p>議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。</p>		<p>る。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。</p> <p>以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>
検討内容	・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)（協働の定義について）		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 基本条例の前文と第1条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 まちづくり基本条例第6条に議会の責務が規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例の基本理念を抽出する。 まちづくり基本条例第6条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。 必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。 	<ul style="list-style-type: none"> （株）ぎょうせいに理念の抽出について依頼。（株）ぎょうせい報告内容（平成26年3月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p> <p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 <p>なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の3つの活動が提案されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ●全体通して共通する（というかその1点）のは「協働」の考え方（定義）です。 執行機関側とその意が共有できれば問題ないと思いますが、自治基本条例等に格上げしていく際には、なおさら前文や定義等において、協働の原則として、情報共有・相互尊重を軸とし、意思決定の協働ではないことを確認（明記）することも検討してはどうでしょうか。 ●市民と議会の協働の考え方の整理の必要性 ・ぎょうせいの報告の通り、議会の意思決定に市民が関わるといふ協働の考え方は議会の性格上あり得ないことになる。議会の意思決定に関わらない形での協働についての考察が必要となる。 ●議会における「協働」の定義（確認項目） 「市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について（検討項目） ・市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 市民が議会に関われるものについて……請願、陳情、要望の提出 市民が議会に直接発言できるものについて……議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 ・この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。 ●自治基本条例に移行を検討する時点で、議会部分についての理念の定義は、改めて検討を行うこととし、完了する。（平成26年7月2日）

【協働とは HatenaKeywordより】

「協働」とは異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することをいう。まだ、一般的な概念ではないが行政やNPOの現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として少しずつ普及がすすんでいる。

協働の概念を最初に発案したのは、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムといわれている。オストロムの1977年著作『Comparing Urban Service Delivery Systems』の中で「Coproduction」という用語が用いられ、「Co（共同の、共通の）」に「Production（生産、産出、成果）」を結びつけて作り出された造語であるが、これを日本語に訳す際に「協働」と訳して生まれた。

代表的な協働の定義の例は、他の自治体に先駆けて協働の概念を導入した横浜市で、1999年に市民活動との協働に関する基本方針（通称：横浜コード）が設けられた。その中で協働とは、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としている。

まちづくり基本条例

●前文：「市民と議会、執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくこと」の部分、協働の解釈について。

●第1条（目的）「市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組む…」

●第2条（定義）「議会」の定義は？
市が制定した条例であるため、議会の定義がない

●第5条（市民の責務）「市民、議会及び執行機関と協働して、まちづくりに…」

●第6条（議会の責務）「議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。」

●第10条（協働の原則）「まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする」

(株)ぎょうせい 検討すべき事項（平成26年3月）

●二代表制の理念としては、ともに選挙によって選ばれた市長と議会（議員）は、対等緊張でなければならない、その両者が「協働」と明記する点についての検討。

ここでいう「協働」とは何か。執行機関（市長）と議会（議員）による議論協議という意であれば、本会議を通した「協働」と解釈できなくないが、市民との「協働」とは何を指すのかが不明。議会報告会等も含めて、議会も市民との意思共有という解釈でよいのか。

議会の意思決定に市民が関わるといふ協働という意であればNGである。

●前文と同じで、ここでいう「協働してまちづくり」とは何かを確認共有しておく必要がある。市民と情報共有を図る、あるいは市民の声を聞く、という意であることを確認すべき。議会の意思決定に市民が参加する協働はNGである。

●「市民」、「事業者」、「執行機関」の定義があるのに、「議会」の定義がない。議会とは、「選挙で選ばれた議員により構成される議会という」定義を明記し、議会の位置づけ（二代表制）を明確にしておくべきではないか。

●前文、第1条と同じだが、「市民の責務」という括りに議会との協働が入ってよいか。市民側が議会と協働してまちづくりを進めるよう努める、というのはどうか。逆は然るべきだが、市民側はその意を付託して議員を選出しているわけであり、それが責務とされる点を検討すべきではないか。

●議会の「責務」として市民参加を謳う意図は。報告会などを通して情報の双方向化を図り、市民と意思共有を図るといふ意での参加・協働であれば基本条例とも整合がとれ、連動した位置づけと言えるが、意思決定等を指す参加であってはならない。

●意は理解できるので、「協働」の解釈のみ。
・「市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H27.06.05 H27.04.28 H27.04.14、H26.05.29 H26.01.27
-------------	-------------	--

検討課題	35	政策の立案及び提言のあり方について	
区分	Ⅱ－C		
関連条例内容	<p>(政策の形成及び提言) 第15条 議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。</p>		
検討内容	・政策検討会議（仮称）設置の検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会規程の第6条協議事項で、(1) 市政における基本的な計画の策定、現行の計画の大幅な変更及び新しい制度の導入等に関するもの (2) 議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの (3) 議員提出議案、政策提言等議員間討議を必要とするものと規定している。 ・ 第2条所掌事項では、全員協議会は、市政の課題、議会運営等に関し、議員間の自由討議を通じ共通認識の醸成に努め、もって議会機能の向上を図るものとする。 ただし、本会議又は委員会等に委任する事項については、理解度を高めるものであって、合意を得るものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場として、全員協議会に変わる、議会として結論が得られるような新たな場づくりについての議論を行う。 ・ 議会報告会での市民からの意見に対して議会での集約の場としての機能も持たせられないか。 ・ 各種団体との懇談会での意見集約の場としての機能を持たせられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策検討会議（仮称）設置の検討 ・ 全体会議の他に、より詳細な議論を行う分科会の設置を検討。常任委員会をこれに当てる。 ・ 運営要綱とについては事務局にて作成後確認。 ・ 会議の設置に当たっては、全員協議会規程の一部改正が必要。 ・ 新たな組織の設置について、各会派の意向は設置に前向きであるので、新たな組織の協議事項、全員協議会とのすみわけ等について、会派代表者会議に検討を委ねることを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日） ・ 重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場を設置する方向で、改選後、新体制において議論することを確認（平成26年8月28日会派代表者会議）

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>と規定されており、討議は行うが、共通認識の醸成に努め、合意を得るものではないとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの点から、全員協議会は、重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等は議会として何らかの結論は引き出せない会議となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 政策検討会議（仮）の設置について、各会派から意見を集約し協議。（平成27年2月18日第28回検討部会） 政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会） 全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日） 政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会） 全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日） 全員協議会において全員協議会規程の改正案を確認し、全員協議会の下部組織として政策検討部会を設置することを決定。また、議会改革推進会議においても全員協議会での決定事項を確認し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ		完 改	了 定	R4.10.7 R4.5.13、R4.2.7 R3.10.15、R3.6.28 R3.6.4、R3.5.28 R2.10.12、R2.2.17 H28.10.21、H28.05.25 H28.03.25、H28.03.11 H28.02.15、H28.01.22 H27.11.25、H27.10.20 H27.08.18、H27.06.05 H26.10.07、H26.07.02 H26.5.29
検討課題	36	・議会の情報化について		
区 分	C			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>	
検討内容	・パソコンやタブレット等の利活用の検討。			

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・現在はパソコンについて、各会派室の1台を設置。 ・平成25年7月に、ホームページ更新についてのアンケートにあわせ、議会の情報化に関するアンケートを実施。 ・会派室のパソコンのインターネット利用で通信が不安定である。ZTVの通信速度が遅い事に起因するか。 ・パソコン以外の機器、タブレットやスマートフォンも利用者が増えてきている。通信機能のないタブレット等は無線LAN(Wi-Fi)の環境がないためインターネットやメール等が利用できない状況。 ・現在はパソコンやタブレットについては、議場や委員会室には持ち込めない、規程が未整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の情報化についての議論を行う。 ・議員のパソコンやタブレット等の利用についての議論を行う。 ・情報化ツールとしてこれ迄のパソコンを中心とした有線LANから、タブレットやスマートフォンへの対応として無線LAN(Wi-Fi)環境の構築を、委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。 ・議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みについて、どのような活用シーンがあるのかの検討。合わせて、議会資料等や情報の電子化についての検討。 ・市から提出される資料の内、データ化を要請するものを検討。 ・タブレットの具体的な活用方法及び運営方法等の検討。 ・タブレットの使用基準の内容について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月より、会派室使用のインターネットの通信速度を160Mにアップ。 ・平成26年6月、会派室のデスクトップパソコンを更新。 ・ノートパソコンやタブレット、スマートフォンへの対応として、無線LAN(Wi-Fi)の構築を委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。(平成26年9月17日完了) ・議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みでの活用シーンについての他市の事例等、事務局にての情報収集。 ・議会資料等や情報の電子化について事務局にて検討。 ・事務局にて、タブレットを購入し、活用シーンについて研究。(Microsoft Surface Pro3)(平成26年10月購入予定) ・パソコン・タブレットの利活用指針の作成を検討する。 ・第25回検討部会で、事務局での検証と並行して、議会の内部会議でのタブレット端末の活用シーンを検証するため、会議に必要なタブレット端末10台を平成27年度から導入することとし、その後、導入結果を分析して、最終的には市職員と同様、議員一人一台の配備体制を構築することを確認。(平成26年10月7日 第11回議会改革推進会議) ・マイクロソフト社からWindows10が発売されることから、H27年度に購入予定の10台については、今後、議員一人一台の配備体制の構築も考慮し、マイクロソフト社の動向を見極めて購入するため夏以降に購入することを確認。(平成27年5月22日 第13回議会改革推進会議) ・平成27年7月29日から無償でWindows10へのバージョンアップが可能となることから、ただちに購入の手続きに入ることを決定。(平成27年7月21日 第32回検討部会) ・平成27年9月24日に入札により落札業者が決定し、10月8日に10台納品。

		<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末を実際に検討部会で使用し、資料閲覧等の機能について確認。今後、内部会議で使用することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会） ・タブレット端末残り10台について、年内に購入することとする。（平成27年12月購入予定） ・タブレット端末の運用及び使用基準を策定するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し、検討することとする。（平成27年11月25日第35回検討部会） ・タブレット端末残り10台納品。（平成27年12月21日） ・プロジェクトチームにおいてタブレット端末運用に関する確認事項について協議。（平成27年12月22日、平成28年2月2日） ・議会事務局において、タブレット端末の運用について名張市議会、尾鷲市議会へ視察。（平成28年1月14日） ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について協議。（平成28年2月15日第37回検討部会）（平成28年3月11日第38回検討部会） ・議会改革推進会議で亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について確認。（平成28年3月25日第16回議会改革推進会議） ・タブレット端末操作研修会2回を開催し、全議員へタブレット端末を配布。（平成28年4月18日、平成28年4月27日） ・平成28年5月16日から公開する全ての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。 ・亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせを一部改正する。（平成28年6月3日議会改革推進会議） ・定例会及び委員会の配布資料のペーパーレス化について、できることから取り組んでいくことを確認し、検討部会として、ペーパーレス化する資料を
--	--	---

		<p>抽出。（平成28年8月9日第42回検討部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部のタブレット端末の導入及びペーパーレス化の考え方について、企画総務部と意見交換を行う。 <p>（平成28年10月12日第43回検討部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会及び委員会の配布資料について、出来ることからペーパーレス化に取り組むこととし、12月定例会から次の資料をペーパーレス化することとする。 <p>【本会議配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事日程 ・出席報告書 ・例月現金出納検査報告書 ・閉会中の継続調査申出書 ・付託議案一覧表 ・各常任委員会開催日程表 ・各常任委員会審査報告書 <p>【委員会配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算委員会分科会分担表 <p>（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在使用しているタブレット端末（H27.10購入）については、令和3年度での更新を予定し、令和2年11月に必要な予算を要求することから、次期タブレットの仕様や運用等について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする（令和2年1月21日第61回検討部会） ・亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、次期タブレットに関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、次期タブレット端末の仕様等について協議。（令和2年2月28日、令和2年4月2日、令和2年6月25日、令和2年8月28日、令和2年10月2日） ・更新するタブレット端末の機種は「ipadpro12.9」とし、電子会議システムは「SideBooks」を導入することを確認。（令和2年10月12日第63回検討部会）
--	--	--

		<p>討部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末22台納品。(令和3年4月30日) ・タブレット端末操作研修会を開催し、全議員へタブレット端末を配布。(令和3年5月20日) ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案とタブレット端末の管理について協議。(令和3年5月28日 第67回検討部会) ・タブレット端末故障時等の対応、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案を確認。アプリケーションソフトの追加について協議。(令和3年6月4日 第68回検討部会) ・タブレット端末の管理について確認し、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせを一部改正する。 (令和3年6月15日 議会改革推進会議) ・議会資料のペーパーレス化の本格運用に向け、令和3年9月定例会以降の各種会議においては、紙資料の配布は希望者のみとし、12月定例会以降は一部資料を除き、データによる資料配布のみとすることを確認。なお、引き続き紙で配布する資料の対象については、執行部と調整を行う。 (令和3年8月27日 議会改革推進会議) ・12月定例会以降、一部資料を除き、データによる資料配布のみとしたことから、タブレット端末、電子会議システム等に関する意見を各議員から聞き取り、その意見への対応について協議した。 (令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会) ・各議員から聞き取った電子会議システムへの意見に対するシステム運営事業者からの回答を確認。 (令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会)
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none">・ 12月定例会以降、執行部もタブレットを導入し、議会と共通の会議システムの運用を開始したことから、議会資料は、予算書、補正予算書及び決算書を除き、データのみとした。議会資料のペーパーレス化について一定の成果を得られたため、現在のカルテは完了とし、タブレット端末の活用の可能性について、新たに協議すべき課題については新たにカルテを作成することを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議）
--	--	---

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-10-7 H26-07-25 H26-05-29
-------------	-------------	------------------------------------

検討課題	37	・議会基本条例逐条解説の改訂について	
区 分	I - C		
関連条例内容	<p>(条例の検証及び見直し手続)</p> <p>第23条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>		
検討内容	・議会基本条例2回改正後の内容に即した逐条解説の改訂の検討。		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の逐条解説については、条例制定時に作成。 ・その後、議会基本条例を2回改正を行っているが、現在まで逐条解説については、改正内容に即して改訂を行っていない。 ・改正履歴 ①附則(平成23年6月30日条例第23号) この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。 ②附則(平成25年2月28日条例第3号) この条例中目次の改正規定、第6章の章名の改正規定及び第15条の改正規定は平成25年3月1日から、第8条第3項及び第17条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これ迄の議会基本条例2回の改正内容に即した逐条解説の改訂を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例制定時に逐条解説を担当した、(株)ぎょうせいに逐条解説の改訂を依頼。 ・第22回検討部会で原案を説明(平成26年7月2日) ・第24回検討部会で、平成22年6月30日版と現段階の逐条解説を配布。また、代表者会議で議長、委員長の責務を追加することを諮り、了承されれば、9月定例会で議会基本条例の一部改正を行い、改訂版に追記して、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。(平成26年8月21日) ・第25回検討部会で、議長、委員長の責務を追加した改訂版の内容を確認し、10月8日の議会改革推進会議において配布することとし、完了とする。(平成26年10月7日)

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了	H27.10.14
改定	H27.08.18、H27.07.21
	H27.06.05、H27.04.14
	H27.02.18、H26.10.07
作成	H26.08.21

検討課題	40	<ul style="list-style-type: none"> ・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは 	
区分	I - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営方法について ・議場、委員会室の運営について 		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条6項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。 ・現状の委員会運営は、予算決算委員会の予算と決算審査については、理事会で確認し運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会、予算決算委員会、議会運営委員会等の会議についての内、まずは常任委員会での運営について議論。 ①現在の審議方法を見直し、議論が活発となる委員会運営について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営方法について検証し、更に活発な議論ができる委員会運営についての検討 ・本会議、予算・決算審査のライブ中継を26年度9月定例会から開始するにあたり、今後の展開と常任委員会のライブ中継を検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>質疑の事前通告、質問時間順序について等</p> <ul style="list-style-type: none"> • その他の常任委員会では、特に決め事はなく、議案審査も特に委員長より申し出がない場合を除き、一括審査としている。 • 議場のカメラシステムについては、庁内テレビ用に平成5年12月定例会から設置。 • 平成16年6月定例会から、ケーブルテレビでの放映がスタートするとともに対面式を導入。 • 平成16年12月定例会から、議場の前後の壁に45インチの液晶モニターを2台設置。 • 平成18年12月から、議場の議長席横に議員の質問席用のカメラ1台を増設。 • 平成21年9月定例会から、本会議のインターネットでの録画配信をスタート。 • 平成22年9月定例会から、決算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 • 平成23年1月からテレビ放送のデジタル化に伴い、アナログ映像をデジタルに変換して放映。 • 平成23年3月定例会から、予算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 • 平成26年9月定例会から、本会議及び予算決算委員会について、インターネットでのライブ配信をスタート。 • 委員会室について、現状のマイクが製造中止で増台することができず絶対数が不足しているため、執行部が出席する委員会では、2人に1台となり、クリアな音声で録音できない。 • 委員会室のマイクは有線方式であるため、室内にケーブルを張り巡らせるため、ケーブルが抜けるアクシデント等が頻繁に発生する。 • マイクスイッチの入力を事務局では操作することができない。 • 委員会室のマイクは、アナログ方式である。 • 予算決算委員会の映像は、ホームビデオカメラで撮影しているため、画質が悪い。 • 議場のカメラシステムは、平成5年に導入したもので、老朽化による不具合が幾度となく発生し、その都度修繕で対応している状況である。また、カメラがアナログであるため、画質が悪い。 	<p>②将来のライブ中継も視野に入れての運営方法について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 委員会室のマイクシステムの更新について検討。 • 常任委員会のインターネット配信を見据え、委員会室へのカメラシステムの導入を検討。 • 行政情報番組のハイビジョン化に合わせ、議場のカメラシステムの更新について検討。 • 委員会のインターネット配信の範囲についての検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • この検討過程として、ライブ中継の見合う委員会の運営方法について検討を行う。 • 平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会のライブ中継を開始。 • 将来のインターネット配信を見据え、議案審査の方法について現在の一括方式から個別審査に改めるとともに、委員の発言も予算決算審査方式（1人当たりの持ち時間制）の導入を検討。 • 委員会室のマイクシステム（アナログ）をデジタル化するとともに有線から無線方式に更新する。（平成27年度） • 委員会室にインターネット配信用のカメラシステムを導入するとともに、併せて委員会室のレイアウトを更新する。（平成27年度） • ケーブルテレビ（行政情報番組）のハイビジョン化に合わせて、本会議場のカメラシステムを更新する。（平成27年度） • 常任委員会における議案の審査については、議案ごとに説明を受け、質疑することを確認。（平成27年2月18日第28回検討部会） • 常任委員会における議案の審査について、平成27年3月定例会より、1議案ごとに審査することを正副委員長会議で確認（平成27年3月12日） • 委員会室の機の更新、レイアウトの変更。平成27年3月19日に指名審査会、平成27年4月14日に入札予定。 • 委員会室のカメラ・マイクシステムの更新。平成27年4月30日に指名審査会、平成27年5月中旬に入札予定。 • 委員会室のレイアウトの変更は、平成27年6月定例会から、委員会室のカメラシステムの新設、マイクシステムの更新及びインターネット配信は9月定例会から行うことを確認。（平成27年5月22日第13回議会改革推進会議） • 委員会室の机については、平成27年4月14日に指名競争入札により業者が決定し、4月22日に契約、6月3日に納品された。

		<ul style="list-style-type: none">・カメラシステムについては、平成27年5月22日に指名競争入札により業者が決定、5月25日に仮契約し、6月定例会において議案として提案された。・平成27年6月29日にカメラシステムの新設について議決され、本契約となる。・平成27年8月11日に職員の機器の操作研修を実施。・平成27年9月定例会より、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各常任委員会及び予算決算委員会各分科会のインターネット配信（ライブ・録画）を開始し、完了とする。
--	--	--

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R4.4.20、R4.2.7 R4.1.13、R3.11.25、 R3.10.19、R3.10.15
作成	H26.8.21

検討課題	41	議員の政治倫理への対応（議会における不規則発言について）		
区分	Ⅲ - B			
関連条例内容	<p>（議員の政治倫理）</p> <p>第18条 議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会議員政治倫理指針 2. 会議等の心得 <ul style="list-style-type: none"> （3）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （4）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （5）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。 			
検討内容	・ 政治倫理指針の改正の検討			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会議員政治倫理指針（政治倫理指針） 2. 会議等の心得 <ul style="list-style-type: none"> （3）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （4）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （5）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近、議員の不規則発言が問題となっている。セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント等の発言を行わない議員の倫理観の醸成の検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治倫理指針の見直しを行う。様々なハラスメント行為を禁止する項目を追加する。 ・ 政治倫理に関する規定のあり方や、他市議会における市からの補助金等交付団体の役員等への就任規定、政治倫理に関する規程等の制定状況について確認し、政治倫理指針の見直しについて協議。（令和3年8月25日 議会改革推進会議検討部会） ・ 政治倫理指針は廃止することを確認。今後は指針に規定されていた内容を見直し、さらに精査し、

現状分析	議論する内容	対応内容
		<p>政治倫理に関する例規の整理をしたうえで条例化委正を行う。 (令和3年10月15日 議会改革推進会議検討部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の改正について協議。 (令和3年11月25日 議会改革推進会議検討部会) ・ 亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱及び、亀山市議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号の規定に関する申し合わせを追加することについて協議。 (令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会) ・ 亀山市議会議員政治倫理条例の一部改正について協議。 (令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会) ・ 亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定について確認。 (令和4年4月20日 議会改革推進会議)
<p>・ ハラスメント (Harassment) とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言う。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。</p> <p>①セクシュアル・ハラスメント＝本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。</p> <p>②マタニティー・ハラスメント＝働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと</p> <p>③パワー・ハラスメントは＝同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。</p> <p>④モラル・ハラスメント＝言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせること。</p>		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H27.08.18 H27.05.22 H26.10.07
-------------	-------------	-------------------------------------

検討課題	42	・かめやま市議会だよりのリニューアルについて	
区 分	I-A		
関連条例内容	<p>(基本方針) 第2条 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。 (2) 議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。 (3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 (4) 新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。</p>		
検討内容	・かめやま市議会だよりの報告内容の見直しについての検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会だよりの発行 ◎発行回数：定例会4回、新年号（臨時会含む）1回 ◎発行部数：25年度 17,700部 ◎印刷製本費：1ページ当たり19,840円 （26年度予算 年間約200万円） ◎編集：市議会広聴広報委員会 ◎掲載内容 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会を終えて議長のあいさつ ・議案一覧 ・議案質疑の質疑及び答弁の概要 ・一般質問の質問及び答弁の概要 ・議案に対する各議員の賛否状況 ・議員提出議案の内容 ・常任委員会等の行政視察報告 ・特別委員会の調査報告 ・常任委員会の所管事務調査報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月に実施した亀山市議会に関する市民意識調査総括で議会活動の大枠的な面は半数近くの人に認知されている。この3年間の議会改革の取り組みについては、議会基本条例の制定と施行の認知で、知っているが11.1%、議会改革取り組みの認知で、知っているが15.8%と低い水準にあることがわかった。 ・これまで議会の様々な情報は議会ホームページを活用しての広報活動を行ってきた。しかし、ホームページの閲覧はインターネット接続の環境のある人で、12.6%と非常に少ない事がわかった。 ・議会だよりは、68.6%の人が閲覧しているが、議会基本条例制定後もこれ迄通りの報告内容を中心として作成し、議会改革の取り組みが十分に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会の活動状況、特に力を入れてきた議会改革の動きなどの掲載を図る。 ・市議会だよりの見直しを行うにあたり紙面構成や報告内容等の刷新を図る。 ・リニューアルの内容の協議については、広聴広報委員会に委ねる。 ・5月16日号において、リニューアルを行った。（平成27年5月22日議会改革推進会議にて確認） ・5月16日議会だより発行をもって、全体構成のリニューアルを完了とする。（ただし、今後も継続的に改善を行っていく。）

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願の結果 ・ 議会の主な動き ・ 次回定例会の日程 ・ 7月に実施した亀山市議会に関する市民意識調査で、議会だよりについて質問。読んだことがある人は約70%。紙面の見やすさについても、見やすいと答えた人は半数近くで、内容や情報量について、ちょうどよいと答えた人は50%を超えていた。 ・ 議会だよりの閲覧状況については、68.6%、245人が読んだことがあり、多くの方に読まれていることがわかる。二元代表制や定例会の開催を知っている人で、読んだことがある人は85%弱、ホームページを閲覧している人で90%弱と非常に高くなっている。インターネット接続環境のある人も含めて、議会だよりの方がホームページよりも多くの人が見ていることがわかる。 ・ 議会改革の市議会だよりへの掲載 <ul style="list-style-type: none"> H21年5月：議会のあり方等検討委中間報告 H21年8月：審議結果個人賛否掲載 H22年8月：議会基本条例を制定 H23年11月：議会のあり方等検討委最終報告 H23年5月：所管事務調査について H23年11月：議会改革推進会議の設置 H24年2月：継続的に議会改革を進める広聴広報委員会の設置 H24年5月：表紙に議長の挨拶 予算決算委員会の設置 H25年2月：議員定数条例を制定 	<p>されてこなかったことも、議会改革取り組みへの認知が低い要因ではなかったのかと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、議会活動や議会改革の取り組みの認知を高めるために、ホームページの充実も継続して取り組むと同時に、70%近くの方が閲覧している議会だよりでの報告内容について、市民の方の理解が深まるような広報のあり方について、十分検討すべきと考えたと報告。 ・ 市議会だよりはこれまで定例会や委員会の報告を中心に作成発行してきた。 ・ 定例会、委員会だけではなく議会改革を含め、議会全体の報告を行うような市議会だよりとしてリニューアルを図る。 	<p>対応内容</p>

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改	了 定	R4.10.7 R4.4.20 R4.1.13、H28.10.21 H27.08.20、H27.07.21
作 成		H27.06.05

検討課題	43	公開内容の検討について	
区 分	Ⅲ－ B		
関連条例内容	<p>(政務活動費の執行及び公開)</p> <p>第17条 会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。</p> <p>2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>		
検討内容	・ 詳細な報告の検討について（領収書と視察報告書及び研修報告書の公開）		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 第17条3項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならないと規程。 平成22年12月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。 平成26年6月から、会計帳簿をホームページにて公開。 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書、視察報告書及び研修報告書についても議会図書室での閲覧、ホームページでの公開について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第31回検討部会において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページでの公開について確認。（平成27年6月、第14回議会改革推進会議において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページで平成27年度分収支報告から公開することを確認。（平成27年8月20日） 視察報告書及び研修報告書については、資料も含め、平成28年度分から議会図書室で閲覧可能とすることを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） 政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することを確認。なお、会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することとした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとする。会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することを確認。 （令和4年4月20日 議会改革推進会議） ・ 令和4年4月20日開催の議会改革推進会議において決定した内容について確認し、この検討課題を完了とする。 （令和4年10月7日 議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了 改定 作成	H28.11.08 H28.10.12 H28.07.12、H28.05.25 H28.04.11
----------------	--

検討課題	44	代表質問について	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>	<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	
検討内容	・代表質問について		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月定例会から、3月・9月定例会の予算・決算の議案質疑について、3人以上の会派に答弁を含め50分の代表質疑を認めている。 平成28年3月定例会から、2人以上の会派にも代表質疑を認めることとした。(平成28年2月19日会派代表者会議) 2人会派の代表質疑の持ち時間を暫定的に答弁を含め45分とする。(平成28年2月19日議会運営委員会) 代表質問は現在認めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 代表質問の必要性について 他市の状況を調査し、代表質疑・代表質問のあり方について 2人会派の代表質疑の取り扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> 県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査結果の報告。(平成28年3月11日第38回検討部会) 県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査の追加分の報告。(平成28年4月11日第39回検討部会) 代表質問について協議。(平成28年5月25日第40回検討部会) 県内市議会の代表質問状況調査の追加分を報告し、検討部会としては、早い段階で議会運営委員会へ委ね、議論する必要があるとし、次の3つのパターンを示し、議会運営委員会へ委ねることとした。 1 現状のまま代表質疑のみ行う。 2 現在の代表質疑を代表質問に変え、予算・決算の総括だけでなく、施政方針等に対する質問も

		<p>可能とする。</p> <p>3 現在の代表質疑に加え、3月定例会においては施政方針や市長の所信表明に対する代表質問を行う。(平成28年7月12日第41回検討部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3、9月定例会の予算・決算の総括について代表質疑を行っているが、3月定例会については、代表質疑を代表質問にかえ、施政方針等に対する質問もできることとした。(平成28年9月26日議会運営委員会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議) ・ 代表質問について、議会運営委員会で協議し、次のとおり決定した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 3月定例会では、施政方針や改選時の市長の所信表明について代表質問を行うこととする。 なお、施政方針等に議案に関する部分が含まれていても質問は可とする。 ② 代表質問の質問時間は、答弁を含めて40分+(会派人数×5分)以内とする。 (2人会派50分以内、3人会派55分以内、4人会派60分以内) ③ 質疑・質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順とする。 ④ 代表質問と一般質問の両方を行うことはできない。 (平成28年11月4日議会運営委員会)
--	--	--

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改	了 定	R4.10.7、R4.3.11 R4.1.13、H30.8.17 H30.7.24、H29.10.17 H29.07.18、H29.05.09、 H29.04.11、H29.02.21
	作 成	H28.10.12

検討課題	45	・機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長、常任委員会委員の任期について）	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議長の責務)</p> <p>第6条 議長は、議会の代表として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>(委員長責務)</p> <p>第7条 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。</p>		
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議長の任期について ・常任委員会委員の任期について 		

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市議会においては、議長、副議長、監査委員の任期は、申し合わせにより1年としている。 ・常任委員会委員の任期は、委員会条例で1年としている。 ・常任委員会において、所管事務調査を行っているが、1年では時間的余裕がなく、さらに踏み込んだ調査・研究することができない。 ・全国市議会議長会の「市議会の活動に関する実態調査結果」において、議長の任期を2年としているのは、5万人未満の市では、262市のうち157市で、59.9%となっている。また、5万から10万人未満の市では、267市のうち136市で、50.9%となっている。また、委員会の任期を2年としているのは、5万人未満の市では、262市のうち199市で、76%となっている。また、5万から10万人未満の市では、267市のうち183市で68.5%となっている。(平成26年12月31日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長の任期について ・常任委員会委員の任期について 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市議会の正副議長及び常任委員会委員の任期について調査し、協議を行う。(平成29年1月25日第44回検討部会、平成29年2月21日第45回検討部会、平成29年4月11日第46回検討部会) ・議長任期を2年とすることについて、会派代表者会議の意見を聞くこととする。(平成29年5月9日第47回検討部会) ・平成29年8月7日の会派代表者会議において、改選後、議長任期を2年とすることを確認した。 ・定数18人の市議会の委員会構成及び委員任期について調査し、協議を行う。(平成29年7月18日第48回検討部会) ・今後、現在の3委員会での委員会運営の検証を行うこととした。(平成29年10月4日第49回検討部会、平成30年4月17日第52回検討部会) ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを確認した。(平成30年7月24日第53回検討部会) ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを決定した。(平成30年8月17日会改革推進会議) ・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様とした。ただし、副議長任期については、再任を妨げないことを可とすることについて、代表者会議の意見を聞くこととした。(令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会) ・副議長任期に関して、再任を妨げないことを可とすることには合意したが、申し合わせには追記しないこととした。(令和4年3月11日 会派代表者会議) ・副議長及び常任委員会の任期は1年とし、常任委員会は3委員会の構成を変更しないことを決定し、この検討課題を完了とする。(令和4年10月7日第33回議会改革推進会議)

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	R4.10.7 R4.3.10 R4.1.13、R2.10.12 R2.2.17
-------------	-------------	---

検討課題	46	所管事務調査結果の報告について	
区分	II - A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p> <p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>		
検討内容	所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について検討		

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。 ・平成23年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。 ・所管事務調査終了後、毎年10月に市長に政策提言を行い、意見交換した団体等には所管事務調査報告書を送付している。 ・検討課題である議会報告会については、所管事務調査で実施している団体等との意見交換会を充実・発展させることとした。 ・令和2年度の所管事務調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先進地視察や市民・関係団体等との意見交換が実施できず、市への提言まで至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告を行うことの是非について検討する。 ・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について、開催時期、実施手法等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることについて、正副委員長会議の意見を聞くこととした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会） ・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることとした。（令和4年3月10日 正副委員長会議） ・これまで意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたが、委員長が団体等の代表者と面談し、直接手渡しすることを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完了 作成	R5.8.18 R5.5.26
----------	--------------------

検討課題 区分	51 B	旧姓使用について	
関連条例内容	<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>		
検討内容	旧姓が使用できる仕組みの検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 市職員においては、婚姻や養子縁組等の理由により、旧姓を使用できる規程がある。(亀山市職員旧姓使用取扱規程 令和5年4月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できるよう検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できる規程について検討。併せて通称名の使用についても協議。 (令和5年8月16日 第81回検討部会) 議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓等を使用できるよう「亀山市議会議員の通称名等の使用に関する規程」を制定。 (令和5年8月18日 第34回議会改革推進会議)

検討課題	11	公聴会制度について
区分	Ⅲ - B	
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運用方法の検討 ・説明機会の取扱要領の検討 	
現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・第4条3項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。 ・委員会においては、公聴会を条例で規定している。 ・地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)により、本会議においても公聴会を開催することができるようになった。 ・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。(平成25年3月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会開催要綱等の作成について 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。(平成27年10月14日 第34回検討部会) ・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱(案)、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱(案)、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規(案)を協議。(平成28年7月12日第41回検討部会)

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 公聴会開催要綱が未整備である。 		<ul style="list-style-type: none"> 同一カルテで検討してきた、請願者の説明機会について（参考人制度について）を先行して整備したため、公聴会制度は検討課題カルテを分離し検討することとした。（平成29年5月19日第20回推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 定	R5.10.16 R5.10.19、R5.9.15 R4.10.7、H30.3.27 H30.2.20、H30.2.14 H29.10.04、H29.7.18
作 成	H25.12.26

検討課題	27	新たな議決項目の必要性について		
区 分	A			
関連条例内容	<p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。</p> <p>(1) 亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針</p>			
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決事件の追加を検討 			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・ 第13条では、地方自治法96条の2項の規程による議決事件を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想や、基本計画以外に、議会の議決事件を追加することへの検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、今後、他の計画も含め議決事件への追加について検討することを確認。（平成29年5月9日第47回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、協議を行う。（平成29年7月18日第48回検討部会） ・ 全議員に議決事件にすべき計画に関する意向調査の結果を確認し、今後、引き続き検討していくこととする。（平成29年10月4日第49回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件とすることを確認した。（平成30年1月17日第50回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを確認した。（平成30年2月14日第51回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを決定した。（平成30年2月20日議会改革推進会議） 	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会基本条例の一部改正について可決し、都市マスタープランを議決事件に追加した。 （平成30年3月27日3月定例会） ・ 議決事件の追加について、改めて議論することを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・ 各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。各会派で検討することを確認。（令和5年5月26日第80回検討部会） ・ 各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。県内他市議会の議決事件の追加状況について説明。各会派で改めて検討することを確認。 （令和5年9月15日 第83回検討部会） ・ 各種計画等については、今回は新たに議決事件としての追加を見送ることを確認。今後は必要に応じて議論していく。（令和5年10月16日 第84回検討部会、令和5年10月19日 第36回推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R7.4.28	RR7.2.7
	R6.1.18	R4.10.7
作成	R4.10.3	R4.5.26
	R4.5.13、	R4.2.7
	H25-12-26	

検討課題	31	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方		
区分	IV - B			
関連条例内容	<p>(条例の検証及び見直し手続)</p> <p>第25条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>			
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の検証及び見直し手続の手順書の作成 			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第23条に規定された条例の検証及び見直し手続を進めるために特に規定したものはない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ どの様な手順で検証し、その結果をもとに、どの様な方法で適切な措置を講じるのか、検証の手順等の手続を検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、検討課題33のカルテは廃止し、本カルテに統合することを確認。(令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会) ・ 条項ごとに各会派の意見を集約し、評価・検証を行った。さらに議論が必要なものについては、再度各会派で確認のうえ、次回検討部会で協議することとした。(令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会)

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正の必要性など、さらに議論を行うこととした条項の検証内容について、各会派から再度意見集約を行い協議した結果、条例改正は行わないこととした。なお、この検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮等の現条例に規定されていない事項について、今後の検討課題として取り組むこととした。 (令和4年5月26日 議会改革推進会議検討部会) ・ これまでの検証経過及び結果等について「亀山市議会基本条例検証報告書」を作成し、第77回検討部会において取りまとめた。(令和4年10月3日議会改革推進会議検討部会) ・ 亀山市議会基本条例の検証結果についてまとめた「亀山市議会基本条例検証報告書」について確認し、条例の検証については、今回の検証結果と野線御に新たに取り組む検討課題に対する協議を踏まえた上で、今後必要に応じて条例改正を行うものとし、この検討課題については、継続することを決定した。(令和4年10月7日 議会改革推進会議) ・ 「災害や感染症等の危機管理の対応」と「障がい者への合理的配慮」について、他市の議会基本条例の規定についてまとめた資料を参考とし、各会派で研究を進めることを確認した。 (令和6年1月18日 検討部会) ・ 「災害や感染症等の危機管理の対応」及び「障がい者への合理的配慮」に関する規定を追加する条例の見直しについて、プロジェクトチームを設置し協議を進めていくことを確認した。(令和7年1月23日 第94回検討部会)

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム会議において、議会の災害対応についての条文を追記する方向で令和8年10月までに条例改正を行うこととする。また、他市議会の規定について改めて調査し、業務継続計画についても研究することを確認。「障がい者への合理的配慮」については、「障がい者」だけにとどまらず、幅広い視点で「多様性」についても議論する。条例検証の Spann や、検証方法については、第三者による検証の必要性も含めて協議。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年2月20日第96回検討部会） ・議会基本条例における、多様性の尊重に関する規定について、第4条第1項の条文の中に、「市民の多様性を尊重し、」という文言を加える。また、災害等の危機管理の対応に関する規定については、第4条の後に、第4条の2. として別立てて規定し、非常時という言葉は控えることについて確認した。（令和7年4月28日プロジェクトチーム会議）

検討課題	38	議会事務局の機能強化について	
区 分	C		
関連条例内容	<p>○議会基本条例 (議会事務局の体制整備) 第22条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。</p> <p>○亀山市議会事務局条例 (設置) 第1条 亀山市議会に、その事務を処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により、亀山市議会事務局(以下「事務局」という。)を置く。 (職員) 第2条 事務局に次の職員を置く。 (1) 事務局長 (2) 書記 (3) その他の職員</p>	<p>第3条 職員の定数は、亀山市職員定数条例(平成17年亀山市条例第24号)の定めるところによる。</p> <p>第4条 職員の任免は、議長が命ずるものとする。</p> <p>第5条 職員の給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについては、特に定めるもののほか、亀山市職員の例による。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	
検討内容	・議会改革の推進にあたり、議会事務局のあり方等についての検討。		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局体制について 局長、課長各1名。事務局員4名、技能員1名、臨時職員1名の8名体制。 事務局の所掌事務は、亀山市議会事務局処務規程第4条で18項目について規定。 議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするため「議会の調査研究運営支援業務委託」を(株)ぎょうせいに随意契約で委託。(H26 20万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営を行うにあたり、現状の体制強化を図る。 議員18名体制での、議会事務局の要員について検証。 議会事務局の業務内容の分析検証を行う。所掌事務18分類での業務調査の必要性。 議会事務局の役割(議会への助言、サポート)と議員との連携の在り方を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日経グローバル(H26-4-21日号)特集 「変わり始めた議会事務局」 議会改革の進展を背景に、議会事務局のあり方も変わり始めた。これ迄は議事運営や処務が主な業務だったが、議会の監視機能や政策立案機能の強化、議会への住民参加などに対応するため、調査や情報収集、政策法務、広報広聴などの仕事が増大している。これに伴い、議会改革や議会活動について改革メニューを提示したり、助言したりする議会・議員のパートナーとしての役割を担うようになった。 事務局職員の意識改革も進み、首長・執行部から自立する姿勢を強めている。 この様な視点からの議会事務局のあり方を検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、議会事務局職員は、採用試験を経て執行機関の職員と一括で採用されるため、議会事務局職員の配置や増員については執行機関の人事の影響を受けることとなる。 しかし、議会事務局は、議会の監視機能や政策立案機能等をサポートする専門性を持った体制が求められることから、議長は、議会事務局職員の人事に関しては、その任命権を行使して、積極的に市長と協議すべきである。 ・議会事務局職員の業務分析を行う。 ・議員の政策立案や議会活動をサポートするため、法制能力の研鑽に努める。 ・議会の情報化に向けて、情報収集を行い、活用方法について検討する。また、情報に関するスキルを身につけるため研修等に積極的に参加する。 ・議会をサポートするため、事務局独自の活動について検討。職員各自が常に情報収集のアンテナを張り、議員のニーズにいつでも答えられるよう、市政の課題等について調査研究する。

○亀山市議会事務局処務規程
(趣旨)

第1条 この規程は、亀山市議会事務局条例(平成17年亀山市条例第152号)第6条の規定に基づき、亀山市議会事務局(以下「事務局」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び職制)

第2条 事務局に、議事調査課(以下「課」という。)及び議事調査グループ(以下「グループ」という。)を置く。

- 2 課に課長を置く。
- 3 グループにグループリーダーを置く。
- 4 前2項に定めるもののほか、課に主幹、主任主査、主査、主任主事、主事及び技能員を置くことができる。
- 5 前3項に規定する職(技能員を除く。)は、書記をもって充てる。

(職務)

第3条 事務局長は、議長の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長は、事務局長の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 グループリーダーは、課長の指揮監督を受け、おおむね次の職務を行う。
 - (1) グループ内の分掌事務の適正な進行管理及び改善を行うこと。
 - (2) グループ内のコミュニケーションの活性化に努め、情報の共有化を図ること。
- 4 主幹、主任主査、主査、主任主事及び主事は、上司の命を受け、特定の事務又は一般の事務を分担処理する。

(所掌事務)

第4条 課及びグループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 委員会、協議会その他諸会議に関すること。
- (3) 議案等の受理及び取扱いに関すること。
- (4) 請願、陳情等に関すること。
- (5) 議決事項の処理に関すること。
- (6) 会議録の調製及び保管に関すること。
- (7) 調査及び情報収集に関すること。
- (8) 議会の広聴広報に関すること。
- (9) 図書室に関すること。
- (10) 公印の保管に関すること。
- (11) 条例、規程等の制定改廃に関すること。

- (12) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (13) 予算及び物品の保管出納に関すること。
- (14) 議員共済に関すること。
- (15) 議場その他各室の管理取締りに関すること。
- (16) 議会の行事に関すること。
- (17) 議会の情報管理に関すること。
- (18) その他庶務に関すること。

(専決事項)

第5条 事務局長の専決事項は、亀山市事務決裁規程(平成17年亀山市訓令第2号)別表に定める部長の専決事項に準じるものとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、議長の決裁を受けなければならない。

2 課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 文書の收受、発送及び配布に関すること。
- (2) 議会の招集の通知に関すること。
- (3) 議会の出席要求に関すること。
- (4) 議員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関すること。
- (5) 議決又は決定事項の通知又は報告に関すること。
- (6) 各種証明書の交付に関すること。
- (7) 各種調査、統計資料等の収集に関すること。
- (8) 会議録及び図書閲覧に関すること。
- (9) 議会ホームページ及び議会中継に関すること。
- (10) 議員共済会に関すること。
- (11) 亀山市事務決裁規程別表に定める課長の専決事項に関すること。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務処理、文書、物品等の取扱いについては、市長部局の例による。

附 則

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則(平成18年3月31日議会規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日議会規程第3号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日議会規程第1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R7.10.20	
	R7.5.19	R7.8.18
	R7.2.7	R7.2.20
	R6.10.21	R6.8.20
	R6.7.19	R6.4.20
	R6.4.19	R6.2.15
	R6.1.19	R6.1.18
作成	R5.5.26	R4.10.7
	R2.10.12	

検討課題	47	子ども議会の実施について			
区分		A			
関連条例内容		<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>		
検討内容		<ul style="list-style-type: none"> 対象、実施手法等の検討 子どもの意見を聴くことや意見表明の場づくりの検討 			
		現状分析	議論する内容	対応内容	
		<ul style="list-style-type: none"> 議会ホームページにキッズページを設定している。 議会だよりの表紙に高校生が参画。 市内小学校の市役所見学で、議場で事務局から議会について説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども議会の実施について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする。(令和2年1月21日第61回検討部会) 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度及び令和7年度に中学生議会について実施内容等を検証し、議会が継続的に子どもの意見を聴くことや意見表明の場を保障する環境づくりなど仕組みについて改めて検討する。 ・ 対象については中学生に限らず、小学生や高校生など幅広い年代の多様な意見を聴く必要があるため、具体的な実施手法等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・ プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和2年2月18日、令和2年4月6日、令和2年8月20日） ・ 子ども議会の実施手法（対象者、実施内容、時期、日程、進め方、今後のスケジュール等）についてプロジェクトチームで協議したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教育委員会や学校との協議が難しいため、子ども議会の実施は早くとも令和4年度以降を想定し、一旦は検討を保留することを確認した。（令和2年10月12日第63回検討部会） ・ 子ども議会の実施の検討について、議論を進めていくことを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・ 子ども議会の実施に向けて、開催日程や具体的な実施手法等について教育委員会と協議した上で、改めて協議することとした。（令和5年5月26日第80回検討部会） ・ 県内の子ども議会の実施状況を確認し、子ども議会実施案について協議した。また、今後、子ども議会の実施に向けて、詳細な内容やスケジュール等について検討するため、プロジェクトチームを設置し、協議を進めることとした。（令和6年1月18日 第85回検討部会） ・ プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和6年1月19日、令和6年2月13日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども議会の実施については、令和6年度亀山市中学生議会として開催することとし、開催目的や参加対象者、質問テーマ、スケジュール等について協議した。（令和6年2月15日 第86回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、中学生議会実施要領及び学校説明会の資料等について協議。（令和6年3月22日、令和6年4月3日） ・令和6年度亀山市中学生議会実施要領（案）について協議し、各中学校で行う学校説明会の実施日及び説明資料について確認した。また、議員推薦書や参加承諾書、発言通告書等の様式案について確認した。（令和6年4月19日 第87回検討部会、令和6年4月23日第38回議会改革推進会議） ・各中学校への学校説明会を実施。 令和6年5月9日 亀山中学校 令和6年5月24日 関中学校 令和6年5月30日 中部中学校 ・5月に開催した学校説明会の報告のほか、中学生議会のスケジュール、進行及び体制等について確認した。（令和6年7月9日 第88回検討部会、令和6年7月19日 第39回議会改革推進会議） ・令和6年8月27日に開催する令和6年度亀山市中学生議会の進行及び体制について確認した。（令和6年8月8日 第89回検討部会、令和6年8月20日第40回議会改革推進会議） ・災害等の緊急時における中学生議会の開催について協議。（令和6年8月26日 第90回検討部会、令和6年8月27日 第91回検討部会） ・令和6年8月27日午後1時30分から、亀山市議会議場において、「令和6年度亀山市中学生議会」を開催した。

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度亀山市中学生議会のアンケート結果を取りまとめ、その結果から総括を行うこととし、総括の中で今後の子ども議会の実施について協議することを確認した。 (令和6年10月18日 第92回検討部会、令和6年10月21日 第41回議会改革推進会議) ・子ども議会を毎年開催とし、令和7年度は、令和6年度と同じく、中学生議会として開催することについて、議会改革推進会議で協議することを確認した。(令和7年1月23日 第94回検討部会) ・子ども議会を毎年開催とし、令和7年度は、令和6年度と同じく、中学生議会として開催することについて、議会改革推進会議で確認した。(令和7年2月7日 第42回議会改革推進会議) ・令和7年度中学生議会の開催について、議長から校長会に依頼。(令和7年2月20日) ・令和7年度亀山市中学生議会実施要領(案)について協議し、中学生議会に向けて、学校説明会等のスケジュールについて確認した。また、議員推薦書等の様式案について確認した。(令和7年5月12日 第98回検討部会、令和7年5月19日 第43回議会改革推進会議) ・5月に開催した学校説明会の報告のほか、中学生議員との発言通告書作成の関わり方について確認した。(令和7年6月20日第99回検討部会、令和7年6月23日 第44回議会改革推進会議) ・令和7年8月26日午前10時から、亀山市議会議場において、「令和7年度亀山市中学生議会」を開催し、交流会を実施した。

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度亀山市中学生議会のアンケート結果を取りまとめ、総括を行い、今後の子ども議会の実施について協議し、令和8年度については、2回実施した中での検証を行うこととし、次期任期に向けて、対象や実施手法など子どもの意見表明の場の在り方について改めて協議することとした。 （令和7年10月17日 第103回検討部会、令和7年10月20日 第46回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R7.2.7 R7.4.28 R3.6.28、R3.6.4 R3.3.18、R3.5.28
作成	R3.3.2

検討課題	48	オンライン会議の実施について	
区分	I-A		
関連条例内容	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 議会は、前条の目的ののっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。</p> <p>(3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(4) 新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。</p> <p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p>	<p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	
検討内容	・オンライン会議を実施するための運用等について		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、市議会の各会議について、オンラインによる開催が可能となるよう運用等について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン会議を実施するための運用及び関係例規の整備等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン会議を開催する場合は、委員全員が自宅から参加することとする。 開催の決定者は、招集権者(委員長等)とする。 会議は原則公開する。(傍聴対応、インターネット配信の放映範囲の拡大の検討が必要) 非公開会議及び秘密会はオンライン会議の対象から除外することとする。 採決は行わないこととする。 <p>(令和3年3月2日 第65回検討部会)</p>

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・会議は、状況により一部の議員のみが自宅から参加することも可とする。 ・危機管理対策本部は、非公開会議であってもオンラインにより開催できることとする。 ・会議は自由討議までとし、討論・採決は通常会議で行うこととする。 ・傍聴対応については、タブレットに映し出された会議の様子を、ライブ配信システムを活用して放映することとする。 ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することとする。 (執行部了承済み。広聴広報委員会で確認要) (令和3年3月18日 第66回検討部会) ・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合には、オンライン会議を開催できるよう、委員会条例の一部を改正することについて協議し、令和3年3月定例会に議会運営委員会提出議案として提出することを確認。 (令和3年3月23日 全員協議会) ・委員会条例の一部改正について、全会一致で可決した。(令和3年3月26日 本会議) ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することを決定。 (令和3年3月31日 広聴広報委員会) ・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせについて協議。オンライン会議における表決について協議。 (令和3年5月28日 第67回検討部会)

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を確認。（令和3年6月4日 第68回検討部会） ・ 亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱 ・ 亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを制定及び一部改正する。 （令和3年6月15日 議会改革推進会議） ・ 委員会条例におけるオンライン会議の開催を規定する開催方法の特例について、従来の新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症に加え、大規模な災害等の発生を追加する改正を行った。（令和6年12月定例会） ・ 委員会条例におけるオンライン会議の開催を規定する開催方法の特例について、会議規則に規定する欠席事由の範囲で拡大を図るための検討を、プロジェクトチームを設置し協議を進めていくことを確認。（令和7年1月23日 第94回検討部会） ・ プロジェクトチームにおいて、オンライン会議の開催要件等について、会議規則に規定する欠席事由の範囲内で、具体的な運用基準を定めるとともに、オンライン会議に関する申し合わせの作成が必要であることを確認した。また、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について調査することとした。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・ プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認。（令和7年2月20日第96回検討部会）

		<ul style="list-style-type: none">プロジェクトチームにおいて、議員のなり手不足にも対応するため、災害や感染症以外の育児、介護などのその他やむを得ない事由でのオンライン委員会を開催できるよう検討しなければならないことを確認した。また、委員会等へのオンライン出席については、議員本人の希望によることとし、介護等の家族の範囲や産前産後、育児休業等の対象期間については限定せず、議員それぞれの必要性や状況に応じて可能とすることについても協議をした。（令和7年4月28日プロジェクトチーム会議）プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。また、市民等への映像配信や傍聴者の対応について協議が必要であることを確認した。（令和7年4月28日第97回検討部会）
--	--	---

改定	R5.10.19	
	R5.9.15	R5.8.18
作成	R5.5.26	

検討課題	49	・議会の情報化について		
区分	A			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>	
検討内容	・パソコンやタブレット等の利活用の検討。			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 各会派室にパソコン及びプリンター1台を設置。 議場、委員会室に加え、各会派室の無線LAN(Wi-Fi)の環境を整備。 平成27年度に導入し、議員一人一台タブレット端末を導入。その後、令和3年5月にタブレット端末を更新し、ipadpro12.9に更新するとともに、電子会議システムは「SideBooks」を導入。 令和3年6月から、議会資料のペーパーレス化を一部開始し、令和3年12月定例会から、予算書・決算書等の一部資料を除く議会資料について、ペーパーレス化の本格運用。 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な議会運営を行うため、タブレット端末を活用し、ICT化を更に推進するため、会議の日程調整や議員間のコミュニケーションの活性化、情報共有を図るツールとして、議会グループウェア導入について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会グループウェアを導入し、スケジュール管理の機能を使って、会議日程の調整等の効率化を図るため、アプリ「LINEWORKS」について検討、アプリの内容について説明を受けた。(令和5年8月18日 第82回検討部会) 「LINEWORKS」について、無償版及び有償版の検討や運用について確認し、その他グループウェアについて検討及び協議を行う。(令和5年9月15日 第83回検討部会) 	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> • スケジュール管理や会議の日程調整、掲示板機能を活用し、議会運営の効率化を図るため、議会グループウェアとして「LINEWORKS」を導入することを確認し、操作研修会を行うこととした。 (令和5年9月25日 第35回議会改革推進会議) • タブレット端末等への設定及び操作方法等について研修会を開催した。(令和5年10月13日及び10月17日)

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ（案）

改 作	定 成	R7.4.28	R7.2.7
		R5.5.26	

検討課題 区分	50 A	議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について	
関連条例内容	<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>		
検討内容	議会活動と介護や育児等が両立できる環境整備の検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・会議規則第2条に、議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないと規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が介護休暇及び育児休暇等を取得できる仕組み、制度を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議規則に定めた欠席事由に関し、それぞれの具体的な運用基準の作成について、プロジェクトチームを設置し協議していくことを確認した。（令和7年1月23日 第94回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、オンライン会議の開催要件等について、会議規則に規定する欠席事由の範囲内で、具体的な運用基準を定めるとともに、オンライン会議に関する申し合わせの作成が必要であることを確認した。また、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について調査することとした。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年2月20日第96回検討部会）

		<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトチームにおいて、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について確認し、欠席事由の範囲については、今後検討することとした。（令和7年4月28日プロジェクトチーム会議）・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年4月28日第97回検討部会）
--	--	--

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改作	定成	R5.5.26
----	----	---------

検討課題	52	・議会図書室について	
区分	B		
関連条例内容	(議会図書室の充実) 第23条 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。		
検討内容	・議会図書室の充実の検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第100条第19項において議会図書室の整備について規定されており、議員の政策形成及び立案能力の向上のために、議会図書室の重要性について議員の意識の再確認及び議会図書室の充実を図る必要がある。 ・議会図書室は、市民への公開は可能としているが、認知してもらうための周知が課題である。 ・タブレット端末を活用した議会活動を行えるようプリンターを設置。 		<ul style="list-style-type: none"> ・議員の調査・研究、政策形成や立案能力向上のため、議会図書室の充実について議論が必要である。 	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	
作成	H25-12-26

検討課題	18 24 30	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは 議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携・委託について	
区分	IV - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(議員研修の充実及び強化)</p> <p>第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。</p>	<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第20条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。</p>
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革と常任委員会の政策づくりのためコンサルや大学等の専門的知見の活用を検討 ・コンサル、大学等との連携・委託について 		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条2項では、議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないと規定。 ・現在はサポート体制についてはなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会からの政策提案や所管事務調査等での専門的な立場からの助言を求められるような体制づくり。 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・議会のあり方等検討特別委員会で（株）ぎょうせいとコンサルタント契約し、政策議論の補完を行った。 ・事務局の機能強化と検討部会をサポートするためコンサルタントと契約。 ・契約名「議会の調査研究運営支援業務委託」 契約内容 <ul style="list-style-type: none"> ・議会が行う調査・研究に関する資料の収集 ・亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等 契約方法：随意契約 契約先：株式会社ぎょうせい	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携や委託の検討 	

検討課題	39	議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)			
Ku bun		IV - C			
関連条例内容		<p>前 文</p> <p>選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。</p> <p>日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。</p> <p>議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。</p> <p>議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。</p> <p>地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。</p> <p>議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点であ</p>	<p>る。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。</p> <p>以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>		
検討内容		・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)			
		現状分析	議論する内容	対応内容	
		<ul style="list-style-type: none"> 基本条例の前文と第1条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 まちづくり基本条例第6条に議会の責務が規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例の基本理念を抽出する。 自治基本条例への移行を検討する際、議会部分についての理念の定義を検討。 検討内容は、議会基本条例の前文と二元代表制の考え方を理念とした定義づくりを行う。 まちづくり基本条例第6条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。 	<ul style="list-style-type: none"> (株)ぎょうせいに理念の抽出について依頼。(株)ぎょうせい報告内容（平成26年3月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p> <p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 <p>なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の3つの活動が提案されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政(※)と連携してまちづくり活動を行う。 	<p>必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●議会における「協働」の定義(確認項目) 「市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について(検討項目) <ul style="list-style-type: none"> 市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 市民が議会に関われるものについて……請願、陳情、要望の提出 市民が議会に直接発言できるものについて……議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。

4 広聴広報の取組

(1) かめやま市議会だより

- | | |
|--------------|---------------------|
| ・令和6年9月定例会号 | vol.98 (令和6年11月1日) |
| ・令和6年第2回臨時会号 | vol.99 (令和7年1月1日) |
| ・令和7年12月定例会号 | vol.100 (令和7年2月16日) |
| ・令和7年3月定例会号 | vol.101 (令和7年5月16日) |
| ・令和7年6月定例会号 | vol.102 (令和7年8月1日) |

亀山

かめやま 市議会だより

令和6年
9月定例会号

vol.98

令和6年11月1日
発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会



令和6年度 亀山市中学生議会開催



表紙写真: サッカー教室(神辺保育園)

9月定例会のあらまし P2 ~P6

- 令和5年度 各会計決算
(予算決算委員会から2つの意見)
- 災害時応急活動充実・強化事業など含む補正予算
令和6年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

認定

可決

- 議案と議決結果 P 7
- 議会の主な動き P 8
- 代表質疑 P 9~11
- 議案質疑 P 12~14
- 一般質問 P 15~21
- 常任委員会所管事務調査 P 22~23
- 委員会の行政視察報告 P 24~25
- とびっくす(中学生議会) P 26~27



9月定例会は、8月30日から9月30日までの32日間の会期で開催しました。

今定例会では、市長から、条例の改正5件、令和6年度各会計補正予算2件、令和5年度各会計決算7件、三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議1件、合わせて議案15件と、報告9件が提案されました。

閉会日には、追加議案として、市長から、工事請負契約の締結、教育委員会委員の任命同意、人権擁護委員の候補者の推薦同意の3件が提案されました。また、議会からは、委員会提出議案として国への意見書5件、議員提出議案として国への意見書1件が提案されました。

議案一覧・
表決の結果は
7ページ～

予算決算委員会 令和6年度補正予算と令和5年度決算を審査

令和6年度各会計補正予算2件について

一般会計補正予算(第3号)及び下水道事業会計補正予算(第1号)については、予算決算委員会で設置した各分科会で分担して9月18日から20日にかけて審査を行い、その後、全体審査を行いました。一般会計補正予算(第3号)については、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり、可決しました。下水道事業会計補正予算(第1号)については、全会一致で原案のとおり可決しました。

令和5年度各会計歳入歳出決算7件について

9月24日、25日の2日間にわたり、予算決算委員会を開催し、審査を行いました。委員会では、一般会計決算の認定について、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり認定しました。その他の各会計決算6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定しました。



令和5年度決算審査の様子

令和5年度決算の概要

会計区分		歳入決算額	歳出決算額	差引収支額	
一般会計		223億4696万円	217億70万円	6億4626万円	
特別会計	国民健康保険事業	45億9173万円	45億1771万円	7402万円	
	後期高齢者医療事業	11億5178万円	11億4992万円	186万円	
	小計	57億4351万円	56億6763万円	7588万円	
企業会計	水道事業	収益的収支	14億3821万円	12億4303万円	1億9518万円
		資本的収支	5767万円	3億6184万円	▲3億417万円
	工業用水道事業	収益的収支	8166万円	5327万円	2839万円
		資本的収支	0	2661万円	▲2661万円
	下水道事業	収益的収支	15億7538万円	15億974万円	6564万円
		資本的収支	11億8754万円	16億3023万円	▲4億4269万円
	病院事業	収益的収支	17億252万円	17億15万円	237万円
		資本的収支	2億6383万円	3億209万円	▲3826万円
小計		63億681万円	68億2696万円	▲5億2015万円	
合計		343億9728万円	341億9529万円	2億199万円	

令和5年度各会計歳入歳出決算について

認定

【反対討論】

- 健康都市を掲げ、食の大切さを学ぶ中で、義務教育である中学校給食を直営で行う計画とすべきであったことや、子どもたちの学びや発達を支える環境として欠かせないものである学校の特別教室や体育館のエアコンの設置が進められていないこと、また、待ち望まれる児童発達支援センターも進んでいないなど切実な市民要求に十分応えていない問題のある決算である。

委員会から2つの意見

- ①審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。
- ②財政調整基金残高が年々減少し財政状況が厳しい中、特定財源の確保や公有財産の有効活用などによる歳入確保、及び事業の選択と集中による歳出削減に加え基金の有効活用を図るなど、財政調整基金の確保に努めるとともに、同基金の繰入れに依存する財政構造の早急な立て直しを図られたい。

令和5年度 決算審査

～委員会での主な質疑～ 13人の委員が質疑しました

【一般会計】

- 決算の総括について
- 人口減少対策と歳入確保について
- 財政力指数について
- 基金について
- 市債発行額と年度末現在高の状況について
- 歳入確保の取組について
- 職員人件費について
- 主要事業評価シートについて

【国民健康保険事業会計】

- 決算の評価について

【下水道事業会計】

- 決算の評価について
- 一般会計からの繰り入れについて

【工業用水道事業会計】

- 送配水施設の更新について

【病院事業会計】

- 決算の評価について
- 病院事業経営について



災害時応急活動充実・強化事業など含む補正予算

令和6年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

賛成者多数

可決

B&G財団整備助成金の交付が決定されたことから、災害時応急活動充実・強化事業として、災害時に必要な資機材の配備に伴う備品購入費を、本年11月分から児童扶養手当制度が拡充されることから、児童扶養手当給付費

を増額し、小・中学校施設の修繕料を増額計上するほか、中学校全員喫食制給食実施事業において、設計業務委託料の入札差金が生じたことから設計等委託料の減額などを計上するものです。

【本会議での主な質疑】

- 中学校全員喫食制給食実施事業の設計業務委託の入札差金について
- 高速自動車道救急業務交付金の減額理由について
- 災害時応急活動充実・強化事業の内容について
- 児童福祉費寄附金の増額理由について

【本会議の反対討論】

- 中学校全員喫食制給食実施事業の減額理由について明確な答弁が得られない。

請願の結果

件名		請願者	紹介議員	結果
請願第2号	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書	亀山市能褒野町77-22 亀山市PTA連合会 会長 佐久間 淳司 他2名	森 英之 岡本 公秀 櫻井 清蔵 古田 吉昭 服部 孝規	全会一致 採択
請願第3号	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書			
請願第4号	防災対策の充実を求める請願書			
請願第5号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書			
請願第6号	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願	三重県鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合 総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成	森 英之 櫻井 清蔵 岡本 公秀 古田 吉昭	全会一致 採択

委員会提出議案 意見書の提出について(5件)

【教育民生委員会提出議案(4件)】

全会一致で可決

①義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度の更なる充実を図ること。

②教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

③防災対策の充実を求める意見書

子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

④子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

【総務委員会提出議案(1件)】

全会一致で可決

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

1 自動車に係る税の負担軽減を図る

(1) 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る

- 1) 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間税率」を廃止する
- 2) 自動車税・軽自動車税(環境性能割)は廃止を前提に、まずは「被けん引車」を課税対象外とする
- 3) 自動車税・軽自動車税(種別割/四輪車・二輪車等)の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる
- 4) 複雑な車体課税を簡素化する

(2) 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る

- 1) 「当分の間税率」を廃止する
- 2) 複雑な燃料課税を簡素化する
- 3) タックス・オン・タックスを解消する

(3) 地方税収に影響を及ぼさない税体系

- 1) 自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担の軽減を図る

2 税目に対する用途を明確化する

- (1) 車体課税は、次世代モビリティ(CASE)普及促進の特定財源に充当する
- (2) 燃料課税は、カーボンニュートラル促進の特定財源に充当する

3 その他要望

- (1) 自動車の使用に係るユーザー負担の軽減を図る
(高速道路料金引き下げ、自動車保険の所得控除対象化)
- (2) 次世代エネルギー車普及に資する環境を整備する
(充電、充填インフラの拡充)
- (3) 中小・中堅企業支援の拡充を図る
(事業転換、成長投資への支援)

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

議員提出議案

意見書の提出について(1件)

【議員提出議案 (1件)】

賛成者多数で **可決**

健康保険証の継続を求める意見書

デジタル社会形成基本法等の一部改正法が2024年5月31日に成立し、政府は2024年12月に現行の健康保険証を廃止して、健康保険証はマイナンバーカードを基本とする仕組み(以下「マイナ保険証」といいます。)に一本化するとしています。

マイナ保険証はまだ不十分なシステムであり、医療機関で本人確認ができない、資格情報や負担割合に誤りがあるなど、トラブルが多発している状況です。このようなトラブルにより、医療費を全額請求した事例もあり、再度、医療機関を訪問することとなった受診者の命にかかわる事案も発生しています。施設に入所中の方などは、マイナンバーカードそのものの管理や暗証番号の管理が難しく、また、障がいによっては本人確認が困難な場合もあり、国民の不安は払拭できていません。

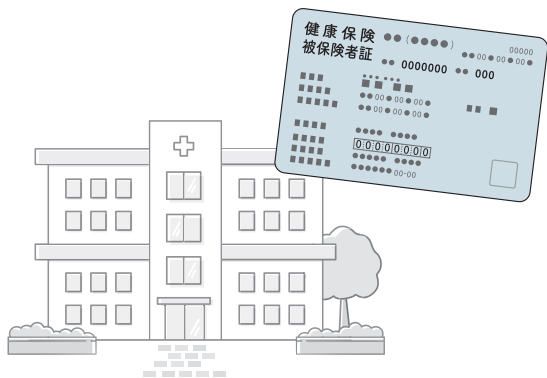
そもそもマイナンバーカードの取得や健康保険証との紐付けは任意のほうです。現行の健康保険証の廃止は、いつでも、どこでも、誰でも等しく医療が受けられる「国民皆保険制度」を壊しかねません。誰にでも選択の自由があり、自己決定に基づいて暮らすことが憲法に保障されているほうです。

マイナ保険証については、拙速にことを運ぶのではなく、まずは立ち止まって制度を見直すべきと考えます。現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として利用するかどうかは個々の任意の判断に委ねるべきであります。

よって政府においては、健康保険証を継続するよう強く求めます。

【本会議での主な質疑】

○意見書の趣旨について



【反対討論】

○マイナ保険証は行政手続きの簡素化、経費の削減、利便性の確保のため前向きに活用していくべきである。

【賛成討論】

○国民皆保険制度を守り、不安払拭のために最も大切なことは、現行の健康保険証を継続することである。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

9月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、8ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
59	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童手当法の改正により、令和6年10月1日から特例給付が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
60	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 公職選挙法の規定により選任される選挙の投票立会人について、1日の途中で交代する場合の報酬の額を定めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
61	亀山市手数料条例の一部改正について 本条例で引用している建築基準法の一部改正により条項が繰り下げられることに伴い、規定を整理するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
62	亀山市営住宅条例の一部改正について 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、配偶者からの暴力の被害者の申立てにより裁判所が発する保護命令が、接近禁止命令及び退去等命令として整備されたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
63	亀山市公共下水道条例の一部改正について 下水道法施行令が改正され、公共下水道等からの放流水に関する排水基準が見直されるとともに、現在、政府において行われている常駐・専任規制の見直し等を踏まえ、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
64	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について	可決	賛12:反5
65	令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
66	令和5年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	賛14:反3
67	令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	全員賛成
68	令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	全員賛成
69	令和5年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
70	令和5年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
71	令和5年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
72	令和5年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認定	全員賛成
73	三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について 当該規約について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の変更を行うに当たり、議会の議決を求める。	可決	賛13:反4
74	工事請負契約の締結について 防災情報伝達システム整備工事について、令和6年9月19日付けで仮契約したため、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
75	亀山市教育委員会委員の任命同意について 亀山市教育委員会委員の宮西寛氏は、令和6年6月30日をもって辞職されたことから、その後任の委員に大平雅章氏を任命することについて、議会の同意を求める。	同意	賛16:反1
76	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の草川美幸氏は令和6年12月31日をもって任期満了となることから、その後任の委員に田辺洋子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
委員会4	義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会5	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会6	防災対策の充実を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会7	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会8	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出について	可決	全員賛成
議員1	健康保険証の継続を求める意見書の提出について	可決	賛9:反8

※委員会=委員会提出議案、議員=議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、森美和子議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
議員名		古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	高島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤彦太郎	服部 孝規	小坂 直親	櫻井 清蔵	
議案名																				
議案 第64号	令和6年度亀山市一般会計補正予算 (第3号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	反	-	賛	賛	反	反	賛	反
議案 第66号	令和5年度亀山市一般会計歳入歳出 決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛	賛	賛	反	賛	反
議案 第73号	三重県後期高齢者医療広域連合規約 の変更に関する協議について	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛	賛	賛	反	賛	反
議案 第75号	亀山市教育委員会委員の任命同意に ついて	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	賛	反
議員提出議案 第1号	健康保険証の継続を求める意見書の 提出について	反	反	反	反	賛	反	賛	賛	反	賛	賛	-	反	反	賛	賛	賛	賛	賛

議会の主な動き

7月

- 2日 広聴広報委員会
- 3日 岡山県井原市行政視察来庁(空き家対策)
- 5日 広聴広報委員会
- 9日 議会改革推進会議検討部会
- 12日 政策検討部会
- 16日 広聴広報委員会
- 17日 教育民生委員会協議会
- 18日 三重県いなべ市行政視察来庁(地域まちづくり協議会)
- 19日 全員協議会
議会改革推進会議
- 22日 産業建設委員会協議会
- 25日 政策検討部会
岐阜県飛騨市行政視察来庁(亀山市のまちづくり)

8月

- 6日 教育民生委員会協議会
教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 8日 議会改革推進会議検討部会
- 9日 産業建設委員会
教育民生委員会協議会
- 15日 総務委員会
- 20日 全員協議会
議会改革推進会議
政策検討部会
- 21日 産業建設委員会協議会
産業建設委員会
- 23日 議会運営委員会
- 26日 議会改革推進会議検討部会

- 27日 議会改革推進会議検討部会
- 28日 教育民生委員会
- 30日 議会運営委員会
9月定例会 本会議 開会
予算決算委員会
予算決算委員会協議会
総務委員会

9月

- 4日 産業建設委員会
- 10日 本会議 議案質疑
議会運営委員会
- 11日 本会議 議案質疑
予算決算委員会
総務委員会
- 12日 本会議 一般質問
- 13日 本会議 一般質問
- 17日 本会議 一般質問
- 18日 産業建設分科会
産業建設委員会
産業建設委員会
- 19日 教育民生分科会
教育民生委員会
教育民生委員会
- 20日 総務分科会
総務委員会
- 24日 予算決算委員会
- 25日 予算決算委員会
- 27日 議会運営委員会
- 30日 本会議 閉会
総務委員会



議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



代表質疑

櫻井 清蔵<勇政>

議案第66号 令和5年度 亀山市一般会計歳入歳出 決算の認定について



- 決算の総括について
- 不納欠損処分の推移について

Q 財政力指数は令和4年度決算と比較すると0.02ポイント下降し、経常収支比率は目標である85%以下を上回り、実質単年度収支は赤字となったが、このような決算となったことを市長としてどのように総括しているのか。

A 「快復の年」と位置づけて4つの重点プロジェクトを積極的に推進し、コロナ禍で痛みを生じた社会活動や地域コミュニティを回復させる施策・事業の展開を図り、健康都市の形成につながる取組を進めてきたが、不安定な国際情勢や社会経済情勢による物価高騰等の影響を受けたことにより、各財政指標は後退する傾向が継続したものと考えている。持

続可能な財政運営を継続するため、財政構造改革骨太方針2024に基づき、抜本的な財政構造改革を断行し、財政の早期回復に向けた取組を進めていかなければならないと強く認識している。

Q 不納欠損処分がかなり増えているが、その理由を尋ねる。

A 不納欠損は、主に調査や経済の動向に左右され、令和5年度は令和4年度と比較すると836件、2309万円の増となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には滞納者への滞納処分を積極的に進めることよりも入国管理局への出国調査や相続調査などを積極的に実施し、執行停止となる滞納整理を進めたことから、3年経過による不納欠損が増加したものである。

【その他の質疑】

- ・ 議案第64号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について



森 英之<結>



議案第66号 令和5年度
亀山市一般会計歳入歳出
決算の認定について

●義務的経費（人件費、扶
助費、公債費）について

報告第7号 決算に関する附属書類の提出
について

●行政DXの推進について

Q 人件費、扶助費、公債費という硬直性の高い義務的経費の推移について尋ねる。

A 令和元年度以降、公債費は、ほぼ横ばいである中、人件費は、最低賃金や人事院勧告による給与の上昇により増加傾向で、また、扶助費は、障がい者や心身障がい児への自立支援事業により増加傾向である。令和3年度においては住民税の非課税世帯や子育て世帯に対する臨時特別給付金事業により最も大きな額となっている。

Q 義務的経費の抑制は可能であるのか。

A 義務的経費は極めて硬直性が強い経費と捉えている。扶助費は、社会保障制度に係る経費が増加傾向となっており、抑制を行うことは難しい。また、公債費は、新たな起債発行

を抑えることで抑制することは考えられるが交付税措置もあることから、借入れの抑制は状況に応じた判断が必要になる。一方、人件費は、職員の適正配置や事務の効率化、DXの活用などにより、時間外勤務の削減を行うことで、ある程度の抑制につながるものと考ええる。

Q 行政DXの取組について、課題をどのように認識しているのか。

A RPAの活用や行政手続のオンライン化の拡充について、よりスピード感を持った対応が求められる。また、効率的かつ適正に活用することができるデジタル人材の育成・確保の必要性のほか、デジタル技術の導入に係る財政負担やランニングコストへの特定財源の確保が難しいことから、技術内容の十分な検討や有効な財源活用、費用対効果を踏まえた効率的なシステム展開が課題である。

【その他の質疑】

- ・議案第71号 令和5年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ・議案第72号 令和5年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- ・議案第60号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について



服部 孝規<日本共産党>



議案第66号 令和5年度
亀山市一般会計歳入歳出
決算の認定について

●実質単年度収支の赤字が10年連続となり、財政調整基金が連続して減少している令和5年度決算の評価について

●溶融処理施設管理費について

・亀山市と鈴鹿市・津市との比較について

Q 単年度の支出の収入と支出のバランスを表す「実質単年度収支」は10年連続赤字が続いており、財政調整基金残高が連続して減っている状況について令和5年度決算の評価をどのように捉えているのか。また、もっと早い段階で手だてを打つべきではなかったのか。

A 事業を実施する上での財源不足を財政調整基金で手当てしてきたのが本市の行財政運営の特徴である。令和5年度は、不安定な国際情勢やエネルギー価格の高騰、物価高騰のほか、働き方改革などにより、物件費や人件費

が想定以上に高騰し、見通していた状況をさらに上回ったことで収支のバランスが崩れたものである。今後、実質単年度収支の悪化を止め、財政調整基金を積み上げていく行財政運営が必要であることから、財政構造改革にしっかり取り組むことで未来へつなぐと強く認識している。

Q 本市の市民一人当たりのごみ処理経費は、鈴鹿市や津市と比較すると約1万円多く経費がかかっているが見解を尋ねる。

A 令和4年度の実績をみると、一人当たりのごみ処理経費は29市町のうち14番目に高くなっている。本市はシャフト炉式ガス化溶融炉を採用しており、ごみの収集や最終処分場に係る経費は抑えられるが、最近では、溶融処理施設を安定的に運転するための大規模整備工事や設備機器の修繕のほか、コークス等の高騰により維持管理費が増加しており、財政負担が大きくなっていると認識している。



新 秀隆<公明党>



議案第66号 令和5年度 亀山市一般会計歳入歳出 決算の認定について

- 令和5年度の決算評価について
 - ・滞納の解消対策及び年度推移について
 - ・不納欠損金の年度推移について

Q 収納率向上のため、滞納の解消に向けてどのようなことに取り組んできたのか。

A 収納率向上のため、多様な納税環境の整備として、従来からのコンビニエンスストアでの納付受付やクレジットカードによる納付に加え、令和5年度から固定資産税及び軽自動車税について、納付書に2次元コードを導入し、対応金融機関での納付のほか、地方税お支払いサイトやスマートフォンアプリでの納付も可能とした。

Q 今後の滞納処理についてどのように考えているのか。

A 金融機関への預貯金の調査を令和4年度からL G W A N回線を利用して電子化し、調査回答期間の短縮、業務の効率化を図っている。

る。これにより、郵送での調査では回答までに30日程度の時間を要していたが5日程度に短縮され、また、郵送時間及び費用の削減にもつながった。また、平成26年度から実施している特別徴収未実施事業所に対する一斉指定については個人住民税において有効と考えており、令和5年度の特別徴収加入率は89.8%で、前年度より1.09ポイント向上している。

Q 不納欠損の内容について尋ねる。

A 不納欠損の内容は、破産や競売等の終結により財産がないことや、生活困窮、所在及び財産不明なものであり、令和2年度に滞納処分の執行停止を行い、資力の回復など好転する要素のない状況が3年継続することにより納税義務が消滅するもののほか、時効期間5年が経過したもの、相続人不存在や法人の解散などにより即時欠損となったものである。

【その他の質疑】

- ・議案第59号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- ・議案第62号 亀山市営住宅条例の一部改正について



岡本 公秀<新和会>



議案第66号 令和5年度 亀山市一般会計歳入歳出 決算の認定について、及び 議案第67号 令和5年度亀山市国民 健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 地方創生臨時交付金の活用状況について
- 義務的経費の推移について

Q 地方創生臨時交付金の活用状況について尋ねる。

A 地方創生臨時交付金として2億6169万4000円、重点支援地方創生臨時交付金として4億2912万6000円の合計6億9082万円の交付を受けた。この交付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰への支援として住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯への給付金、低所得の子育て世帯への追加給付のほか、市内の高齢者福祉サービス施設や障がい者福祉サービス施設、民間保育所、放課後児童クラブに対して電気料金の上昇分に対する補助金、市内の中小事業者等に対して、電気・ガス及び燃油の経費上昇に対する支援のための

助成金、学校給食の材料費高騰に伴う小・中学校給食の賄材料費や私立幼稚園電気料金高騰に係る経費上昇分の補助金などを計上し給付した。当該交付金を有効活用することで、物価やエネルギー価格の高騰に対する市民生活や事業者等の支援につながったと考えている。

Q 義務的経費である人件費を見ると、令和2年度から大幅に増加しているが、その理由について尋ねる。

A 令和2年度に会計年度任用職員制度が導入され、職員に支払われる賃金が報酬となり、決算上の分類が物件費から人件費に移行したため大幅な上昇となった。

Q 義務的経費のうち、扶助費は年々増加しており、将来も増加していくことが見込まれるが、抑制する手段はないのか。

A 扶助費は国の制度で事業に算入されるもので、抑制の効果は限定的であるが、抑制についても取り組んでいく必要があると考えている。

【その他の質疑】

- ・議案第64号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について



議案質疑

伊藤 彦太郎<勇政>



議案第62号 亀山市営住宅条例の一部改正について

●改正内容について

議案第72号 令和5年度亀山市病院事業会計決算の認定について

●新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行による病院経営への影響について

Q 条例改正に伴う市営住宅へDV被害者等が緊急的に入居する受け入れ体制は整っているのか。

A 配偶者からの暴力を受けた被害者が市営住宅の入居を希望した場合、被害者保護の観点から、「関係団体からの被害者である旨の証明書等」を併せて申請することにより、緊急的に入居を認めている。受入れ体制について

は、災害等の緊急時を想定して住居を一定程度確保しているため常時対応可能である。

Q 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う病院経営と職員の業務体制について尋ねる。

A 新型コロナウイルス感染症の対応については、医師、看護師等の職員は苦慮し、負担も増加していたが、令和5年度は徐々に解消された。また、滋賀医科大学との連携により、常勤医師2名を配置したことなどで診療体制が整い、入院及び外来の業務量は増えたが、医師、看護師等の著しい負担とはならなかった。今後も診療の充実を図るため、医師、看護師等、医療職の安定的な人材確保に努めつつ、施設、設備の改修など必要な設備投資を行い、医療機能の強化や患者へのサービス向上を図りながら、健全かつ安定的な経営に努めていく。



鈴木 達夫<結>



議案第64号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

●災害時応急活動充実・強化学業の増額補正について

Q 災害時の救助・救援活動において発生すると予想される大量の災害廃棄物の円滑な処理や、早期に復旧活動への移行ができる体制づくり、他の自治体との相互応援体制等を構築することを目的に、B & G財団から助成金が支援され、ダンプやドローンなどの資機材が各部署に配備されるが、災害時以外にも活用できるのか。

A B & G財団の助成金を活用して購入する資機材等の備品は、災害時のみではなく、日常業務で使用することが可能である。また、配備する部署の職員に限らず免許の範囲内で全庁的に日常業務で使用することにより、災害時に備えた操作技術などの修練になるものと考えている。

Q ドローンの有効的な活用方法について尋ねる。

A ドローンは、主に災害時の活用を想定しているが、使用用途の指定や制限を受けていないことから、火災原因調査や防火対象物の立入検査など、日常業務にも使用可能であるため有効活用していきたい。

Q 国からの助成金や補助金とは異なるこのような財団助成金は、市の財源確保において非常に大きなものと考えているが、このような特定財源の生み出し方や活用についての見解を尋ねる。

A 厳しい財政状況の中、今回のB & G財団からの支援は、感謝の念にたえないものであり、このような民間団体からの助成金は、事業の目的達成や本市の行財政運営にとって極めて貴重な財源であると認識している。特定財源の確保に向けては、より幅広い分野に対する情報収集を行い、長年、良好な関係を築いてきた各団体とのさらなる信頼の醸成により、財源確保に努めていくことが重要であると認識している。



福沢 美由紀<日本共産党>

議案第63号 亀山市公共
下水道条例の一部改正に
ついて

●改正の内容について

Q 条例改正の内容について尋ねる。

A 放流水の排水基準について、測定指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改め、また、排水設備指定工事店に配属する責任技術者について、営業所ごとに専任するものとしていたが、営業所ごとに兼務ができるよう改正するものである。

Q 責任技術者とはどのような人なのか。

A 市内の個人宅の排水設備を工事する場合、市の排水設備指定工事店の指定を受ける必要がある。この指定要件の一つに、排水設備指定工事店に配属する責任技術者を営業所に配属することになっている。責任技術者とは、下水道の施工に関して技術的な資格を有する者であり、三重県下水道公社が実施する資格認定を受け、証明書を持っている者である。

Q 今回の改正にある「兼務ができる」とはどのようなことか。

A 亀山に営業所がある事業者で市外に営業所がある場合、それぞれの営業所で責任技術者を1人ずつ置かなければならなかったが、1人の責任技術者が亀山の営業所と市外の営業所を兼務することができるものである。

Q 安全面や対応において、下水道工事を行う市民への影響はないのか。

A 実際の工事は責任技術者が一人で行うものではないことと、近年は自動計測機器や電子データの管理など工事管理のデジタル化により、現場作業の省力化ができているため、市民へ直接影響を及ぼすものではないと考えている。

【その他の質疑】

- ・ 議案第60号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第62号 亀山市営住宅条例の一部改正について



深水 隆司<新和会>

議案第60号 亀山市委員
会の委員等の報酬及び費
用弁償に関する条例の一
部改正について

●改正内容について

Q 投票立会人の立会時間を短縮し負担を軽減するため、途中交代の報酬額を定める改正を行うが、なぜ、今の時期に改正するのか。

A 投票立会人については、その投票区の自治会長を中心に依頼しているが、立会時間が長いことについて負担であるとの声をいただいている。そのような意見を受けて、交代制の導入について選挙管理委員会で検討を進め、他市の事例や関係機関との意見交換などを踏まえ、2交代制にすることが適当であると判断し、今回条例改正を提案した。

Q 投票立会人が途中で交代することで、投票する市民への影響はないのか。

A 投票する時間帯によって投票立会人が変わ

ることになるが、いずれの投票立会人についても職責の下に立会いを行っているため、投票する市民への影響はないと考えている。

Q 投票立会人の人数が増えることによる選任事務への影響についてどのように考えているのか。

A 交代することにより、投票立会人2人分の手続きが発生するなど、事務局の負担は増えるデメリットはあるものの、1日を通しての投票立会いが前提の場合、投票立会人が決まらない事態も想定され、必要に応じて2交代とすることができることはメリットであると考えている。

【その他の質疑】

- ・ 議案第62号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- ・ 議案第63号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- ・ 議案第66号 令和5年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について



櫻木 善仁<新和会>


**議案第66号 令和5年度
亀山市一般会計歳入歳出
決算の認定について**
●ふるさと納税業務委託料及びシステム使用料について

Q ふるさと納税業務委託において、令和5年度当初予算で、委託料1200万円、システム使用料233万円が計上され、12月に増額補正し、委託料は2488万5000円、システム使用料は658万5000円と2倍を超える予算となったが、決算額は、委託料が1645万964円、システム使用料が435万1654円と大幅な減額となった理由について尋ねる。

A 上半期の寄附金額は、令和4年度の同時期と比較して3.8倍となったことから、令和5年12月に6000万円の寄附金額を見込み増額補正を行った。ふるさと納税については、事務経費率5割の中にワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用を新たに含

める改正が行われたため、令和5年12月に返礼品の割合を30%から23%へ引下げたことにより、過去最高の4000万円を超えたものの、下半期の寄附額が想定より伸びず、見込額には届かなかった。

Q 納税者にとって以前より不利になる変更となったが、市として新たな取組やより魅力的な企画・PRなど積極的な対応は行ったのか。

A 新たな返礼品の開拓を進め、返礼品数を年度当初の33事業者215品目から41事業者370品目に拡大し、10月以降は、体験型の返礼品「ゴルフ場利用券」の拡充や現地決済型ふるさと納税「ぺいふる」を新たに導入するなど、寄附者の利便性も高めてきた。今後も様々な手法を取り入れ、市内事業者と一丸となって市の魅力を発信し、選ばれるまちになるよう取り組んでいく。

【その他の質疑】

・議案第64号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について



豊田 恵理


**議案第64号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
（第3号）について**
●耐震化促進事業費補助金及び耐震化補強事業補助金の増額補正について

Q 歳入として耐震化促進事業費補助金と耐震化補強事業補助金を増額する理由について尋ねる。

A 令和6年1月に発生した能登半島地震の被害状況を受けて、木造住宅の倒壊による人的被害を未然に防ぐため、三重県議会の6月定例会で耐震補助制度の補助率の拡充や補助金額の上乗せを行う予算が可決されたことから、本市としても県との協調補助により、旧耐震基準に基づいて建築された木造住宅の耐震化を促進するため増額補正するものである。

Q 耐震化補強制度の拡充であるのに、歳出として事業費の増額補正はしないのか。

A 耐震診断や耐震補強工事の実績及び相談件数から、令和6年度の申請予定件数を見直したところ、耐震診断は年間約70件程度、耐震補強工事は約4件であることから、申請予定件数を減らすこととしたため、補助上限額は増額するが当初予算の範囲内で制度拡充に対応できると判断した。

Q この耐震補強工事補助金は、期限付きであるが、周知はどのように行うのか。

A 補助制度の周知については、ホームページへの掲載や広報紙と併せて案内文書を配布するほか、令和7年度の固定資産税等の納税通知書にチラシを同封するなど、県との連携を密にしながら木造住宅の耐震化を促進していく。



一般質問

中学生議会での意見を 受け止めた対応を

今岡翔平<勇政>



中学生議会で質問のあった
テーマについて

- 中学生の居場所について
- インクルーシブな視点で設計された公園について
- 特別教室や体育館の空調設備について

Q 中学生議会での一般質問の中で、中学生の居場所に関して、亀山公園や図書館、児童センターを利用して感じたことについて意見があったが、それぞれの現場の状況を把握しているのか。また、その後の対応について尋ねる。

A 亀山公園のわんぱく広場については、幼児の利用が多く中学生が集まりにくい状況となっている。亀山公園は芝生広場もあり、幅広い年齢の方が自然との触れ合いやレクリエーションなど様々な活動ができる公園となっているが、利用方法や遊び方は利用者によって異なるため、他部署と連

携しながら研究していく。図書館については、小さいお子さんのスペースとの重複などがあった。児童センターについては、小中学生ともに水曜日の利用が多く、特定の遊具に利用者が集中するため、利用時間を交代制にするなど誰もが利用しやすいように対応している。

Q 大規模公園以外の近所の公園にもインクルーシブな視点で設計された部分がほしいとの意見があったがどのように考えているのか。

A 亀山公園などの大規模公園を除いた109カ所の公園においても遊具が老朽化していることから検討しているが、インクルーシブな公園づくりについては、遊具を一体的に捉えた整備が必要となることから、公園内の遊具の使用状況やバリアフリーの状況を把握した上で、公園のあり方や再編について検討していく。

Q 学校の特別教室や体育館の空調設備について切実な要望があったがどのように捉えているのか。

A 昨今の気温の上昇から、安心して学べる環境づくりの観点からも空調設備の設置は重要な教育課題と認識している。

【その他の質問】

- ・財政構造改革骨太方針2024について
- ・教育委員会委員について



人材確保と適正な 人員配置を求める

森 英之<結>



就学前教育・保育施設の
再編について

- 民間による認定こども園の開設に伴う公立の幼稚園と保育園の再編について
- 亀山市定員適正化計画について
- 人材確保のための対応について
- 定員適正化計画の今後の考え方について

Q 教育・保育の無償化や共働き世帯の増加により、幼稚園のニーズが減少する中、幼稚園の再編は喫緊の課題と捉えているが、どのように考えているのか。

A 認定こども園は、在園中に保護者の就労状況に変化があっても転園する必要がなく、子どもが同じ環境で教育・保育が受けられることからニーズが高まっている。令和7年4月から民間事業者による認定こども園が2園開所するが、公立幼稚園は園児数が減少していることから、早期の施設再編が必要であり、

現在、検討を進めている。

Q 職員の採用は、6月、9月の2回に分けて行うことになったが、その経緯について尋ねる。

A 最近では全国的に公務員志望者数が減少しており、本市でも同様の傾向がある中、採用機会の増加と早期の人材確保の観点から2回に分けて実施することとした。6月の前期試験は、早く就職先を決定したい大学生のニーズに対応するため、また9月の後期試験は、高校生の受験機会を確保するため実施する。

Q 様々な手法による人材確保が必要となる中、今後の定員適正化計画の考え方について尋ねる。

A 現在、目標職員数は424人であり、その達成に向けて取り組んでいる。本年度に第5次定員適正化計画を策定予定であり、安定した行政サービスを提供するために必要な職員数の確保が必要である。特に専門職の確保については、応募者が少なく計画的な採用ができていない状況であり、喫緊の課題と考えている。

【その他の質問】

- ・財政構造改革骨太方針2024について
- ・消防力・地域安全の充実について



命を守るため身近なところに避難所設置を

服部 孝規<日本共産党>



風水害時の避難所について

- 地域防災計画の「車両による避難は原則禁止」は適切なのかについて
- 地域防災計画にはないが、指定避難所以外の避難所が必要ではないのかについて

Q 地域防災計画に「車両による避難は原則禁止」とあるが適切であるのか。

A 地域防災計画では、災害時の最も基本的な避難方法として徒歩避難を原則としており、避難所が遠い場合や高齢者や障がい者など移動が困難な場合もあるため、周辺状況が悪化する前に早めの自主避難を呼びかけている。命を守るための安全かつ合理的な方法について、自家用車の使用等を含め、実情に合わせて柔軟に対応できるよう次期計画への反映を検討する。

Q 徒歩避難が原則であるならば、歩いて行け

る場所に避難所を設置すべきであるが、対応する市職員の人数も限られる中で、多くの場所に避難所を設置することに限界があることは理解できる。そこで、地域まちづくり協議会や民間事業所などの力を借りて避難所を設置することに対する見解を尋ねる。

A 市街地に近い民間企業へ避難所設置等の協力を求めることは、大災害時には非常に有効と考えており、現在、ゴルフ場4か所や福祉施設7か所と災害発生時の協定を締結している。今後も公助としての指定避難所を核としながら、共助の観点から、まちづくり協議会や自主防災会などの関係機関と連携を密にし、地域の自主的な避難所としての地区コミュニティセンターの活用や、民間企業への呼びかけなどを行っていききたい。

Q これらの課題や提案について、地域防災計画の見直しは行うのか。

A 地域防災会議において、次期地域防災計画の検討の中で提案し、決定していききたい。

【その他の質問】

- ・改定された地方自治法について
- ・熱中症対策の一環としてのエアコン購入・設置への補助について



「聞こえ」のサポートで安心な行政サービスを

新 秀隆<公明党>



安心・安全なまちづくりについて

- 窓口対応における軟骨伝導イヤホンの導入について

Q 高齢者や難聴者への窓口対応はどのようにしているのか。

A 全庁的な取組として、各窓口には耳のシンボルマークを表示して案内しており、来庁者の申出により、必要に応じて筆談などの対応をしている。

Q 窓口への軟骨伝導イヤホンの導入についてどのように考えているのか。

A 軟骨伝導イヤホンは、耳の軟骨に機械を当てて使用することから従来のイヤホンのように耳の穴を塞がず、音漏れも少ないため公共の場でも使いやすく、筆談に比べて来庁者とのコミュニケーションが図りやすいと認識している。先進事例の情報や窓口における二

ズを把握し、合理的配慮の観点からも福祉部門と協議しながら必要に応じて検討を進めていきたい。

Q 補聴器よりも聞こえ方の感度がよく安価な軟骨伝導イヤホンは、清潔で小さな音も明瞭に聞こえるため非常に有意義なものであると考えるが、高齢者や難聴者が個別に購入する場合の補助制度など、将来的に支援する考えはないのか。

A 軟骨伝導イヤホンの有効性は認識しており、一部の自治体では窓口への設置や購入補助を実施している。現在、市では聴覚障がい者への補聴器の購入補助制度として、補装具の支給を行っている。加齢性難聴などは、症状が軽い段階から使用することで症状進行の予防につながることから、高齢者の認知症予防の観点も含め、聞こえに対する支援として、補聴器や軟骨伝導イヤホンの購入助成について窓口への設置と併せて調査研究していく。

【その他の質問】

- ・有害鳥獣による被害について
- ・多言語対応について
- ・道路管理について



適正な雑草対策で 道路の安全を

古田 吉昭<新生みらい>



- 道路管理について
●舗装修繕について
●除草について

Q 市内の狭隘な道路の点検と対応はどのよう
に行っているのか。

A 狭隘な道路については、地元自治会や個人
からの通報により状況把握し、現場確認して
いる。簡易な修繕は、道路補修作業員が道路
補修材により修繕し、部分的な修繕は、舗装
修繕工事により舗装の打ち替えを行っている。
また、広域にわたる大規模な舗装修繕の
場合は、舗装工事として発注するなど適正管
理に努めている。

Q 道路陥没等について、市民が通報する方
法を尋ねる。

A 舗装の陥没だけではなく、道路の異常を発
見したときは積極的に通報していただきたい。
令和6年度から電話や電子メールに加

え、公式LINEでの道路損傷報告も可能と
なったことから、個人での通報の選択肢が増
え、従来よりも通報が容易になった。

Q 国道306号線と1号バイパスのオフランプ
については、交通誘導看板が草で隠れて見え
ないなど危険な状態であるが、道路の草刈り
はどのように行っているのか。

A 草刈り作業は、各道路管理者において計画的
に実施している。国道306号新栄町交差点
のオフランプ付近は国の管理区間で、年2回
草刈り作業が実施されている。今後も、定期
的な草刈りの実施など適切に管理するよう国
土交通省へ要望していく。交通量の多い市道
は、業者に年1、2回の草刈りを委託してお
り、交通量の少ない市道は、道路補修作業員
が定期的に草刈りを実施している。また、集
落内の市道は、道路ふれあい月間等を通じて
地元自治会や市民団体にご協力いただきなが
ら草刈りを実施している。

【その他の質問】

- ・排水施設について
- ・空き家対策について
- ・地域防犯カメラ設置支援事業につ
いて



安心して子どもを 産み育てられる環境の整備を

櫻木 善仁<新和会>



- 安心して子どもを産み育
てられる環境づくりの推
進について
●病児保育について
●こども誰でも通園制度について

Q 第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画
では、病児保育事業を令和4年度から公共施
設で開始すると示しているが、現時点で事業
が実施されていない理由について尋ねる。

A 事業を実施するために必要な看護師等の確
保や医療機関との連携、専用スペースや専用
施設の確保など、その体制整備に課題がある
ほか、新型コロナウイルス感染症の影響によ
り医療機関との連携が非常に困難な状況で
あったことから、事業実施には至らなかった。

Q 令和6年度の対応と今後の進め方について
尋ねる。

A 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に
当たって実施したアンケート結果から、病児
保育事業への必要性は高まっていると認識し

ており、今後は事業実施に向けて進めてい
きたい。

Q 病児保育事業は公的機関での運営が適して
いると考えるが、見解を尋ねる。

A 病児保育事業実施の検討や環境整備等は、
公共施設を想定していたが、意思決定の迅速
さや多様なサービスへの柔軟な対応などメリ
ットの多い民間事業者での実施について
も、公設と民設それぞれのデメリットも含め
て検討し、事業実施に向けて取り組んでい
く。

Q 令和8年4月に創設される「こども誰でも
通園制度」について、市としての実施の方向
性について尋ねる。

A 「こども誰でも通園制度」は、6か月から
満3歳未満の保育所等に通っていない子ども
を対象に利用枠内で、保護者の就労要件を問
わず、時間単位で柔軟に通園が可能となる制
度で、令和8年度から全ての自治体において
実施することになっている。現在、国では制
度の本格実施に向けて整理が必要な事項につ
いて検討されているため、国の動向を注視し
ながら、本格実施に向けて準備していく。

【その他の質問】

- ・災害時の備えについて
- ・財政構造改革骨太方針2024と組織
体制の見直しについて



公平・公正な入札の執行を

伊藤 彦太郎<勇政>



入札及び契約調達について

- 防災情報伝達システム整備工事の一般競争入札（事後審査型）を中止した理由について
- 亀山市中学校給食調理等業務委託（公募型プロポーザル）について

Q 防災情報伝達システム整備工事の一般競争入札が7月10日に公告され、8月2日に中止となったがその理由について尋ねる。

A 2者から入札参加資格の確認申請後に1者から入札辞退の申出があり、入札の参加予定者が1者となった。また、特定の者しか入札参加できない参加資格要件である旨の官製談合を疑う情報が寄せられたことから、入札における競争性の確保と公平・公正な入札を執

行するために、入札参加資格要件を見直した上で、改めて入札をすべきと判断した。

Q 一方で亀山市中学校給食調理等業務委託は、公募型プロポーザルで公告され、応募が1者であったにも関わらず、そのまま入札が進められたのはなぜか。

A 公募型プロポーザル実施要領において、一般競争入札は1者以上でも可としていることからそのまま入札を実施した。

Q 入札の要件が成立し、入札が始まっているのに1者になり競争性が担保されないとの理由から中止することは好ましくないと考える。今回は、官製談合疑いの情報があったことで中止としたのではないか。

A どちらということではなく、競争性の担保と公平・公正な入札の執行の2点の観点から一旦入札を中止したものである。

【その他の質問】

- ・大型商業施設の誘致について
- ・亀山駅周辺の再開発について



歳入確保について 着実な進展を求める

鈴木 達夫<結>



財政構造改革骨太方針2024【具体的取組】について

- 1 事務事業点検対象候補事業の取扱いについて
 - 2 事業の目標達成時期の延伸について
 - 3 新規事業の予算計上について
 - 4 基金活用指針の改訂について
 - 5 直営事業の民間委託への転換について
- 歳入確保に向けた取組について

Q 財政構造改革骨太方針2024は、歳出削減に特化しているとしながら、具体的取組には「歳入の確保」について記載されているが、その理由について尋ねる。

A 当該方針では、特に歳出削減に重点的に取り組むことで、財政的構造の立て直しを短期集中的に行うものである。歳入は市財政の根幹をなすものであることから、具体的な取組

を進める中で、歳入確保に向けた取組についても記述した。

Q 財政構造改革のためであれば、当該方針には、歳入と歳出の両面から取組の姿勢を示すことが本来であると考えるが、示された「歳入確保に向けた取組」の5つの具体的項目は本来の目玉となる項目であるのか。

A 「歳入の確保に向けた取組」に示した5項目については、財政構造改革を短期集中的に行う中で、成果を見込めることを前提として、具体的に事務を進める項目を掲げたものである。

Q 掲げられた5つの項目は、日常業務の中で取り組まれていることだと認識しているが、短期的に成果が見込めるものについて示しているということであれば、そのうちの「市が保有する財産・資産の売却」については早期にできる目途はたっているのか。

A 現在、市が保有する資産の売却については、その資産をある程度特定し、売却に向けた手続に入っている。

【その他の質問】

- ・公共用地の有効活用について



生理休暇等が取得しやすい 職場環境の整備を

福沢 美由紀<日本共産党>



職員体制について

●正規職員及び会計年度任用職員の処遇等改善について

Q 人事院勧告で給与改定がある場合、正規職員は改定されるが、会計年度任用職員は改定されていない。2023年度に総務省が行った「会計年度任用職員の給与等に関する調査」に対して、市はどのように回答したのか。

A 会計年度任用職員の報酬は、遡及して改定していない。また、今後も遡及して改定する予定はないと回答した。

Q 会計年度任用職員の報酬改定に関して市長の見解を尋ねる。

A 会計年度任用職員への勤勉手当の支給につ

いては、単純に手当を上乗せするということだけではなく、人事評価の制度と合わせて考えていく必要があるため、現在、支給時期も含めて検討している。

Q 生理休暇の取得状況について尋ねる。

A 正規職員の生理休暇の取得状況は、令和3年度2人で1日と4時間、令和4年度は1人で3日と4時間、令和5年度は1人で1日取得している。

Q なぜ、生理休暇の取得が少ないのか。

A 生理休暇の制度は職員間には浸透しており、生理休暇を取得できる状況であっても、年次有給休暇等を取得しているなどの理由が考えられる。その他の休暇についても、理由に応じた取得がしやすい職場環境の整備に努めている。

【その他の質問】

・中学校給食について



障がい者の雇用の場の確保を

深水 隆司<新和会>



障がい者福祉について

●雇用の場の確保について
・就労継続支援B型事業所の現状について
・販路拡大支援の今後の取組について

Q 就労継続支援B型事業所の現状について尋ねる。

A 就労継続支援B型事業所は、障害者自立支援法に基づき、雇用契約がない状態で障がい者が就労し、自分のペースで働きながら社会生活や職業能力を少しずつ身につけるためのサポートが提供され、自立するための訓練などを行っている。市内には6か所の事業所があり、90人が利用している。

Q 就労継続支援B型事業所に対して、市はどのような支援をしているのか。

A 対象者に提供される支援費として、報酬の9割を市から訓練等給付費として支給しており、残り1割を本人が負担している。また、日頃の運営等に関する相談対応のほか、事業所連絡会などで有益な情報交換を行うなど、側面からの支援も行っている。

Q 就労継続支援B型事業所で製造された商品を提供できる場が必要と考えるが、総合保健福祉センターや図書館で販売できないのか。

A 総合保健福祉センターあいあいでは、目的外利用許可制度を活用して、物品を販売することは可能であるため、要請や相談があれば検討する。また、図書館についても、亀山駅のにぎわいの創出と福祉施策を広く市民にご理解いただく機会として、ぜひ活用いただきたい。

【その他の質問】

・都市計画について
・市民活動の活性化について



市民のための安心・安全なまちづくりを望む

櫻井 清蔵<勇政>



新庁舎建設について

●「亀山駅周辺」を建設予定地に選定した根拠について

コストコの進出について

●操業開始予定が令和6年から令和8年と言われ、未だに工事未着工の中、報道機関では様々な報道がなされているが、現状と今後の展望について尋ねる。

Q 亀山駅周辺を新庁舎建設予定地に選定しているが、ハザードマップを見ると災害が起こり得る地域となっている。災害の危険性がある場所に防災拠点である新庁舎を建設することについて、市長はどのように考えているのか。

A 今回、新庁舎建設予定地については、5つの選定基準ごとに評価項目を設定して客観的

評価を行うとともに、選定基準からみた候補地の特性や具体的な建設場所を想定し、可能性の検討を行った上で総合的に判断し、最終的に亀山駅周辺への立地を決定している。

Q コストコの亀山市への進出が決定し、三重県、コストコ、亀山市の三者で協定を結んだ後、出店までにかかなりの時間がかかっているが、物価高騰などに関わらず滋賀県や沖縄県では出店されており、コストコは本当に亀山市に出店するのか。

A 企業立地については、様々な課題に対して一つずつクリアしながら実現していくもので、極めてデリケートで複雑な作業をしている。本市としては、コストコの出店に全力を挙げ、三重県や関係者と連携した上で、実現に向けて努力を重ねている。

【その他の質問】

- ・亀山市中学校給食調理等業務委託について
- ・財政構造改革骨太方針2024【具体的取組】について



ヤングケアラーへの丁寧な支援を

岡本 公秀<新和会>



ヤングケアラーについて

●市の実態調査の結果について

●ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の内容及び法改正に伴う市や県の役割の変化について

●要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会との連携について

Q ヤングケアラー実態調査の結果について尋ねる。

A 当該調査は、市内小学校5年生から高校2年生の児童・生徒を対象に実施した。調査結果では、ヤングケアラーについて周知されているとは言い難く、ヤングケアラーの概念や子どもの権利について普及・啓発を図るとともに、実際の対応では、家族の状況を把握し、子どもの思いや意見を尊重しながら支援につなげる必要がある。

Q ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の内容と県及び市の役割について尋ねる。

A ヤングケアラーは「家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされた。また、ヤングケアラー等の支援対象となる子どもや若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的な支援を行うために連携を図るよう努めることが明記されたが、この法改正による県及び市の役割の変更はない。

Q 本市の要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の連携はうまくいっているのか。

A 本市では、要保護児童等・DV対策地域協議会を設置し、児童相談所、警察、学校などで構成される関係機関のネットワークを活用して児童虐待対応やその防止に努めている。現在対応しているヤングケアラー以外に、潜在化したヤングケアラーがいるものと考えており、実態を早期に把握し、支援につなげることができるよう努める。

【その他の質問】

- ・地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について



産前産後の子育て支援の充実と信頼できるサポートを

中島 雅代



育児支援について

●産後ケア事業について

Q 産後ケア事業の取組状況について尋ねる。

A 産後ケア事業は、訪問型、通所型、宿泊型の3つの種類があるが、本市では訪問型事業のみ行っている。訪問型事業は、家族等からの支援が得られない人や、産後の心身の不調、育児不安がある人などに限られていたが、令和6年度からは、産後ケアを必要とする人を対象に助産師が家庭を訪問し、心身のケアや相談、育児のサポートを行っている。また、令和6年度からは、利用者の自己負担金については、利用5回分を無料、6回目以降は1回600円とし、拡充して事業に取り組んでいる。

Q 近隣市の産後ケア事業については、訪問型、通所型、宿泊型の3つとも実施されているが、なぜ、本市では通所型と宿泊型は実施していないのか。

A 通所型と宿泊型の産後ケア事業は、現在、「専門的な医療や施設を兼ね備えたサービスを提供できる機関」が市内にはないため、実施していない。今後は、近隣市町の状況を把握するとともに、医療機関等との提携を視野に入れて検討していく。

Q 産後ケアの必要性や実施している事業内容など、さらなる周知が必要と考えるが見解を尋ねる。

A 今後、産後ケアについては、妊産婦の方だけではなく、全ての市民に知っていただけるようホームページなどでさらに力を入れて周知していく。

【その他の質問】

・職員の確保と資質向上について



市民が望む真に必要な施設整備を行うべき

高島 真



新庁舎建設について

- 財源の確保について
- 財政面における市民負担について
- 庁舎建設基金について
- 建設時期について

Q 新庁舎建設の財源はどのように確保していくのか。基金条例を改正して実施することを考えているのか。

A 新庁舎整備事業の総事業費は、基本計画において95億円となっているが、この計画を具現化していく段階で、特定財源の確保により財政負担の低減を図る必要がある。一般財源が15億円と財政負担は大変大きいことは認識しているが、現時点では他の基金の取崩しによる財源確保は考えていない。

Q 財政面における市民負担についてはどのように認識しているのか。

A 現在の財源不足を基金で埋める財政構造や運用をここで見直さなければ、財政調整基金は数年で底をつき、様々な行政サービスに影響が出ると考えている。市民にとって必要な事業を実施する中で無駄を省きながら、現在の財政構造を変える必要があると考えている。

Q 庁舎建設基金の積立状況は令和5年度末で14億円となっているが、これから積み増ししていくのか。

A 基金の積み増しは、建設までの期間や現在の財政状況を鑑みると現時点では20億円が妥当な金額と考えている。庁舎建設に当たっては、後年度の負担も考慮し、起債も活用しながら財政負担の平準化を図る必要がある。

Q 建設スケジュールを再考する考えはないのか。

A 財政構造改革骨太方針に基づく取組の進捗状況を踏まえながら、今後整備を控えているごみの処理施設など4つの大規模施設の事業のあり方、実施時期、スケジュールなどについてしっかり見極める必要がある。

【その他の質問】

・リニア中央新幹線について
・通学路について



各常任委員会が行った 所管事務調査の提言書を

市長へ提出しました

9月30日

各委員長から議長へ報告書を提出

各委員会が昨年11月から本年9月までの間に行った調査・研究の結果は、9月定例会の閉会日に各委員長が報告を行い、議長に報告書を提出しました。



10月1日

議長から市長へ提言書を提出



各委員会からの報告書は、議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう提言書として市長に提出しました。

委員会の活動については、市議会ホームページでもご覧いただけます

総務委員会・教育民生委員会・産業建設委員会

所管事務調査

各委員会の所管に関するテーマを設け、1年間調査・研修を行っています。現状把握や関係団体との意見交換会、先進地視察などを行い、課題・問題点を検討し、市への提言項目をまとめました。

総務委員会 テーマ 公共交通政策について

総務委員会では、「公共交通政策」をテーマに設定し、市民が利用しやすい移動手段を確保することは住みやすい地域社会の実現につながり、まちづくりを推進する上で極めて重要であるため、現行のコミュニティバス及び乗合タクシーの利便性の向上と、将来的な地域コミュニティバス運行の可能性について、調査・研究を行いました。



コミュニティバス「さわやか号」

視察報告はこちら ▶ 24ページ

提言内容

- 1 コミュニティバスのルートやダイヤ等を利便性の高いものとするため、地域住民と交通事業者、行政の三者が連携して運行協議会等を設置するなど、住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていく仕組みを構築すること。
- 2 日常生活における移動の負担軽減を図るため、公共交通がもたらす波及効果(クロスセクター効果)も踏まえ、全てのコミュニティバス路線について市内在住者の運賃を無料とすること。
- 3 車内に段差がある車両や老朽化した車両をバリアフリー対応に更新するとともに、バス停については、安全で利用しやすい環境となるように十分配慮すること。
- 4 乗合タクシーについては、利便性の向上を図るため、「公共交通」、「乗合」の観点から、改めて制度の再構築に向けて検討すること。

教育民生委員会では、「スポーツによる健康づくり」をテーマに設定し、市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について、調査・研究を行いました。



意見交換会

視察報告はこちら ▶ 24ページ

提 言 内 容

- 1 スポーツ活動団体の情報把握について
地域でスポーツ活動を行う団体を効果的に支援するために、市内連携を図るとともに、スポーツ活動を行う団体と情報交換を行うなど、その活動内容や課題、ニーズを的確に把握できる仕組みを構築すること。
- 2 スポーツ文化の浸透について
健康づくりから競技スポーツまで、多様化する市民ニーズに対応するため、誰もが「スポーツに触れるきっかけ」を身近に感じられる環境を構築すること。また、スポーツ活動を通じて、地域の魅力を発信し、観光誘致や市の知名度向上に貢献するだけでなく、参加者や観光客の来訪によって地域経済を活性化させる重要な機会であり、市民の健康増進やスポーツへの関心を高めるとともに、地域コミュニティの絆を深め、自治体や企業との連携強化を促進するなど、多面的な効果を持つ亀山市の特色あるスポーツ活動として「江戸の道シティマラソン」を再開すること。
- 3 運動施設利用者等の負担軽減について
各運動施設の使用料を利用者の属性に応じて柔軟に見直し、運動施設の無料開放を増やすなど、市民の負担を軽減する方向で改善を図ること。
また、選手の大会出場に伴う保護者の負担を軽減するため、保護者への支援も検討し、全国大会への出場支援策を強化すること。
- 4 運動施設の予約と利用者支援の改善について
土日の運動施設の予約が困難な現状を改善するため、予約システムの見直しや予約枠の適切な配分を行い、高齢者、障がい者、園児など競技目的以外の利用者に対する支援体制を強化し、全ての市民が平等に施設を利用できる環境を整備すること。
- 5 運動施設の改善及び利便性の向上について
老朽化が進む全ての運動施設について、長寿命化及び大規模修繕の計画を早急に策定し、市全体の運動施設に関する現状のニーズと将来的な方向性を明確にし、適切な整備を進めること。特に、関B&G海洋センターのプールには、利便性向上のため保護者の観覧スペースを設けること。
また、多目的に使用できる総合スポーツ公園や400mトラックを含む競技場を整備すること。なお、市外の競技大会への依存を減らすことで、地域への経済効果を高める仕組みを検討すること。

産業建設委員会では、「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」をテーマに設定し、新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について、調査・研究を行いました。



意見交換会

視察報告はこちら ▶ 25ページ

提 言 内 容

- 1 現在の溶融施設のように、コークスを大量に使用し、エネルギーを浪費する処理方式については見直し、コストやエネルギーに配慮した処理方式について検討に加えること。
- 2 将来的な人口の推移や社会状況を見据えた、本市の規模に合った施設を検討すること。
また、運営方式については、公設公営のみではなく、公設民営、民設民営などの様々な方式について研究すること。
- 3 循環型社会の形成、カーボンニュートラルの実現のため、持続可能な社会を目指した施設を検討すること。また、ごみ処理の過程で出るエネルギーやごみそのものを再利用、再循環させる仕組みや、リサイクルを一層推進する取組について研究すること。
- 4 ごみ処理の在り方や分別について、より積極的にきめ細かな周知・啓発を行い、環境教育を推進すること。また、施設利用者が親しみや興味関心を持つことができる展示設備等を充実させること。

◆内容 コミュニティバスの運行について

岐阜市では、19地区でコミュニティバスが、1地区でデマンド型乗合タクシーが運行されている。コミュニティバスは、運行主体は市であるが、それぞれ地域住民が主体となった運営協議会が設置され、地域住民、市、交通事業者の三者が一緒になってルートやダイヤ等を決定している。

名張市では、市街地循環型コミュニティバス及び5地区で地域コミュニティバスが運行されている。地域コミュニティバスは、地域による運営を行うことで、実情に応じた運行経路とダイヤ設定が可能となっている。

両市に共通して言えるのは、コミュニティバスに対する財政負担が少ないのが特徴的であり、いずれも地域住民、行政、事業者の役割分担が明確で、地域住民主体の地域公共交通の仕組みが出来上がっている。地域の運営協議会に一定の裁量が任されているため、地域住民のニーズにあった運行が可能となっている。



所感

この2日間の視察を通じて、現在の日本社会が抱える人口減少や少子高齢化の進行、自治体の財政難などが大きな要因となり、公共交通の維持がどの自治体でも難しくなっているが、そのような中でも

地域が主体となって考え、市や事業者と協議を重ね、いかに住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていくかを考えていくことが重要であるということ強く感じた。

◆内容 「伝えたい！スポーツのチカラ」プロジェクト(松阪市)、スポーツを核としたまちづくり事業(美浜町)、スポーツ交流都市、スポーツ合宿を通じた相互交流(熊野市)について

松阪市では市職員となったりオデジャネイロ五輪金メダリスト(レスリング女子69kg級)の土性沙羅さんが入庁されたことを契機に、“スポーツのチカラ”を様々な形で市民に伝え、スポーツと連携したまちづくりを推進すると同時に、アスリートのセカンドキャリアの新たなロールモデルとして広く発信している。

美浜町では運動公園の整備を契機として、運動公園を軸にスポーツと健康・福祉・教育・経済を連動させた「スポーツを核としたまちづくり」に取り組むことで、まちが抱えるさまざまな課題を解決し、まち全体の活性化を目指している。

熊野市では「熊野ソフトボールキャンプ」として元日本代表選手など一流の講師から指導を受けられることから、全国各地から選手・指導者が交流する場(聖地)として定着している。



所感

松阪市はウォーキングコースを新設して参加者が盛り上げてマラソンランナーを応援する仕組みなど、プロデュースが大変上手であり、本市でも江戸の道シティマラソンを復活させて見習いたいと強く感じた。

熊野市は商工・観光スポーツ課、教育委員会社会教育課及び建設課が横の連携を必然的に取れるような組織設計になっている。このような組織体制は参考になると感じた。

◆内容 未来を見据えた廃棄物処理方式について

城南衛生管理組合では、公設民営で運営しており、すぐ近くに運動公園があり、壁面緑化など景観にも配慮した施設で、ごみ焼却時に発生したエネルギーを温水に変え、運動公園に供給している。

処理方式は、ストーカ炉(全連続燃焼式)を採用している。



焼却施設としては世界初の膜構造煙突を採用している。膜構造煙突は、一般的にコンクリートを用いて造られる煙突とは異なり、東京ドームの天井にも使われている特殊な膜を使用して造られている。これによりコンクリート造の煙突と比べ、耐震性や強度にも優れた構造となり、また、構造上汚れが出にくく外観を綺麗に保つことができる。

株式会社エコマスター、香川県三豊市では、トンネルコンポスト方式(好気性発酵乾燥方式)とし、ごみを燃料で焼却する代わりに微生物の力を利用してごみを発酵・分解・乾燥させている。



パッカー車により集められたごみはバイオトンネルと呼ばれる密閉発酵槽に入れる。17日間発酵・乾燥させた生ごみは分解され、紙、プラスチック類は十分に乾燥させる。その後、選別・圧縮・梱包されたごみは固形燃料製造工場に移され、石炭に代わる固形燃料として再資源化され、工場の燃料や発電エネルギーに代わる。

徳島県鳴門市では、ガス化溶融炉(流動床式)を採用している。流動床式ガス化溶融炉は、コークス等を利用してごみを溶融するのではなく、流動床式ガス化炉という流動された高温の砂の中に破碎したごみを投入し、蒸し焼き状態にし、不燃物と可燃物を分類し、溶融炉で一気に燃焼させる。

課題としては、高度な処理技術をもった施設である一方で、運転開始後16年が経過しており、経年劣化や物価高騰の為、修繕費が著しく増加している傾向にある。また、構造が複雑でデリケートなため、取扱いに苦慮する部分も多く、施設の長寿命化を進めざるをえない状況であるとのことであった。

奈良県葛城市では、処理方式としてストーカ炉(間欠運転式)を採用している。25トンのストーカ炉2基による焼却を間欠運転により行っている。また、リサイクル施設を併設しており、非常にコンパクトな施設となっている。

管理運営の方法において特徴的だったのは、長期包括契約という手法である。施設の運転管理は10年間の長期包括契約により行っている。年間約2億7千万円(物価変動分の見直しあり)となっており、財政の平準化を図っている。

所 感

今回の行政視察を通じ、私たちにとって廃棄物処理施設は不可欠なものである一方で、設置場所や運転による環境配慮など、施設の近隣に住む市民の生活等に大きく影響するものであり、また、市民へのきめ細やかな周知や理解が不可欠であるということを感じた。

今後、本市がどのような廃棄物処理施設を選択することになるかは分からないが、現在の施設以上にごみ処理に貴重なエネルギーを費やさず、高価で複雑な装置も不要となるトンネルコンポスト方式をはじめ、他の方式や運営方法についても、十分に検討すべきであると考えている。

令和6年度亀山市中学生議会を開催しました

概要

亀山市議会では、令和6年8月27日に「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、「令和6年度亀山市中学生議会」を開催しました。中学生議会は、子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで、市政への関心と理解を深めること、また、自由な発想からの意見を市政の参考とすることを目的とし、子どもたちの意見を表明する機会を保障するものとして開催しました。

各校から参加を希望する中学生を募ったところ、3年生19人が参加することになり、一般質問の内容等について、各学校で準備を進めていただきました。

当日は、議長を務めた中部中学校の水野翔俐さんの開会の宣告により、中学生議会がスタートしました。中学生議員の一般質問では、自分たちが思い描く亀山市の未来やまちの姿について考えていることや感じていることを市長や教育長に質問し、また、市の取組について意見を表明しました。

各学校説明会について



各中学校を議員が訪問し、亀山市の概要のほか、市・市議会・議員の仕事や二代表制について、また、中学生議会の内容や一般質問について、3年生全員に説明しました。



みずの しょうり
水野 翔俐 議長



亀山中学校



おおほら こうき
大原 昊輝 議員

・高齢化について亀山市としてどのような取組を行っているのか。



くさかわ
草川 みなみ 議員

・この自然豊かで落ちついた環境で子育てをしてもらうために亀山市の子育て支援について取り組んでいること、今後取り組もうと思っていることは何か。



かとう じゅんな
加藤 純和 議員

・多くの人にこの亀山市を知ってもらうために亀山市の魅力をもどくように発信しているのか。



やました こはく
山下 琥珀 議員

・亀山市の移住支援について、取組や成果などがあれば教えてほしい。



ちくさ あみ
千種 杏実 議員

・中学生が気軽に集える場所、遊ぶことのできる場所の計画など、市として考えていることはあるのか。



せい き はるあ
清木 陽彩 議員

・不登校生徒に対してどのように学習機会を確保していくのか。今後の計画などがあれば教えてほしい。

感想

- ・中学生議会を通して亀山市をより身近に感じる事ができたことや、亀山市に対して気になっていたことを質問することができたのが良かったです。たくさんの人の前で話すのはとても緊張しましたが、私たちのことを1人の大人のように接して貰えて嬉しかったです。
- ・応答がしっかりとしていて、わかりやすかったので、理解しやすかったです。自分達が住んでいる亀山市についてよく理解し、知ることができて良かったです。
- ・中学生議会に参加したことで、普段の生活で気になっていた、市に動いてほしいと思っていたことを自分の言葉で伝えることができたので、すごく嬉しかったです。また、他校の中学生の考えも知ることができて、いろいろな視点から今の亀山市について考えることができたと思います。更に、市議会議員の方が私の意見に触れてインターネットで発信しているところを見つけ、中学生の自分の考えが大人の議員の方にも伝わって、それについてきちんと考えていただけていることに安心しました。これからも、自分が疑問に思ったことは些細なことでも発信して、亀山市をより良くしていきたいと感じました。
- ・自分が普段生活する中で思っていることを伝えられ、気になっていることを聞くことができ、質問一つ一つとても丁寧に回答して貰えて、自分の疑問を解決することができたのでこの中学生議会に参加することが出来て良かったと思いました。
- ・亀山市の魅力を知ることができた。
- ・とても緊張したけど楽しく過ごせたこと。





中部中学校



いそがい りょうすけ
磯貝 亮介 議員
・中学生、高校生を対象としたスクールバスの設置を計画しているのか。



しみず みらい
清水 未来 議員
・インクルーシブな視点で設計された公園が幾つあるのか。



たなか ゆずは
田中 柚葉 議員
・現在、亀山市が防犯カメラの増設が必要であると考えられる場所は何箇所あるのか。



とみだ こゆき
富田 小雪 議員
・亀山市の公共施設における感染症予防に係る手指消毒液の設置状況はどのようなものであり、手指消毒液の使用率はどのくらいなのか。



やまだ りょうが
山田 陵翔 議員
・亀山市が漫画、アニメ、ゲームとコラボした実績はあるのか。



感想

- 市議会の方々が学校を訪問された際に、中学生議会に参加することに対する興味が湧きました。今回の中学生議会では、私が想像しているよりはるかに多くの政策を取っていただいていると知ることができ、良かったです。
- 中学生議会に参加し、聞きたいこと改善して欲しい所などを議会の人に伝え知りたいことを答えてくれて良かったです。普段体験出来ないことをやらせてもらい楽しかったです。
- 似たような質問なども正直あると思っていて、自分は心配だったんですけど、みなさん自分の質問をしっかりと最後まで話していたことと、それについて素早く回答してくださっている議会のみなさんの姿に感動しました。
- 良かった点は執行部の方々が親切でした。
- 貴重な体験ができた。
- 私たちの意見に対して少しずつ計画を進めてほしい。



関中学校



にしかわ てん
西川 天 議員
・実際にリニア中央新幹線の県内駅が亀山市に決定されたとき、亀山市のどこに整備される予定なのか。



ふたみ さくと
二見 咲翔 議員
・SDGsに関わる内容の行政を行っていると思うが、具体的にどのようなことをしているのか。



あらし かれん
新 楓蓮 議員
・車が通る場所には街灯を設置してほしいと思っているが、亀山市としての考えを教えてください。



はやし うてな
林 響空 議員
・特別教室や体育館にも空調設備を設置し、生徒が快適な環境の中で学習できるようにする考えはあるのか。



くも りょうたろう
雲 遼太郎 議員
・学校施設設備の防犯について亀山市はどのように考えているのか。



きたじま ひろ
北嶋 寛 議員
・自然との共存と環境の保全を視野に加太の地域おこしについて、亀山市でどのように考えているのか。



きたじま そら
北嶋 蒼 議員
・JR鉄道がとまったとき、大幅な遅延が発生したときのバスの代行について市はどのように考えているのか。

感想

- 自分が伝えたいことを伝えることができた。初めての体験ができた。
- 実際に議会ですしている形で質問できたので、良い経験が出来たと思います。自分が、市の政策や、計画していることについて、具体的なことを知ることができたので良かったです。
- 市に対して安心を持ったのと裏腹に本当に実現させるような行動をしてくれるのかについて不安を抱いた。
- 疑問点について議員の人が説明してくれたので解決したし、納得できた。
- 知りたかったことをたくさん知る事ができ、理解する事が出来た。
- 自分の言いたい事を伝えることができ、聞きたい事が聞けたので良かったです。
- 回答がわかりやすかった。議会の流れや質問の後どうすれば良いかを教えて欲しかった。



表紙写真から

サッカー教室に年長児が参加しました。一生懸命ボールを追いかけたり、ゴールを決めたりして、夢中になって楽しみました。友だちと力を合わせたり、友だちを応援したりすることの大切さも学びました。毎年、三重県

サッカー教室（神辺保育園）

サッカー協会から講師の方が来てくれ、子どもたちにサッカーの楽しさを教えてくれます。水分補給を何度もし、汗をいっぱいかきながらも、元気いっぱいの子どもたちでした。

令和6年

第1回臨時会日程(予定)

11月13日	臨時会開会	10:00~
14日	臨時会閉会	13:00~

令和6年

12月定例会日程(予定)

11月29日	12月定例会開会	10:00~	17日	教育民生分科会	10:00~
12月10日	議案質疑 予算決算委員会	10:00~		教育民生委員会	
11日	一般質問	10:00~	18日	総務分科会	10:00~
12日	一般質問	10:00~		総務委員会	
16日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00~	20日	予算決算委員会	10:00~
				議会運営委員会	11:00~
			23日	12月定例会閉会	10:00~

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
		ライブ	録画	ライブ	録画
本会議		○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)		○	○	-	-

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

亀山

かめやま 市議会だより

令和6年
第1回臨時会号
vol.99

令和7年1月1日
発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会

謹賀新年
2025

あけまして おめでとう



令和6年第1回臨時会のあらまし…………… P2～5

・議案と議決結果…………… P2

議会の新しい体制が決まりました … P3～5

・議案質疑…………… P6

・視察報告…………… P7

・議会の主な動き…………… P8

表紙写真: 正月飾りを作りました(和田保育園)



小中学校施設の修繕料及び災害復旧に係る経費などを含む補正予算

議案第78号 令和6年度亀山市一般会計補正予算 (第5号)について

全会一致
可決

関認定こども園アスレ及び小中学校施設の修繕料を計上するとともに、去る8月の台風10号により被災した農業集落排水処理施設復旧のための下水道事業会計への繰出金並びに林業施設、農業用施設等及び道路橋梁の災害復旧に係る関係経費を計上するものです。

【本会議での主な質疑】

- 小中学校施設の修繕料の内容について
- 学校施設等長寿命化計画と今回の修繕の関連について
- 緊急修繕の対応について

令和6年第1回臨時会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
77	亀山市国民健康保険条例の一部改正について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律における医療保険各法の改正によりマイナンバーカードと健康保険証の一体化が図られることから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
78	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について	可決	全員賛成
79	令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
80	専決処分した事件の承認について 去る10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る経費が計上された令和6年度亀山市一般会計補正予算(第4号)を令和6年10月9日付で専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
81	亀山市監査委員の選任同意について 議会議員の中から選任する監査委員として、中島雅代議員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。	同意	賛:16 除:1

※岡本公秀議長は採決に加わっていません。
また、議案第81号は、中島雅代議員は除斥し、採決に加わっていません。

令和6年第1回臨時会のあらまし

令和6年第1回臨時会は、11月13日と14日の2日間の会期で開催しました。

この臨時会では、市長からは、条例改正1件、令和6年度各会計補正予算2件、その他専決処分した事件の承認1件及び議会の議員から選任する監査委員の選任同意についての5議案が提案され、審議の結果、それぞれ可決、承認及び同意しました。

また、議長及び副議長の選挙、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙を行いました。

なお、議長には岡本公秀議員が、副議長には森英之議員が就任し、監査委員には中島雅代議員が選任されました。

議会の新しい体制が決まりました

新体制のごあいさつ

このたび、令和6年第1回臨時会におきまして、議長に就任いたしました。身に余る光栄と同時に、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。これまでの歴代正副議長並びに議員各位が築いてこられた議会の礎を大切にしながら、より円滑な議会運営と議会改革を推進し、市議会が果たすべき役割と責任を全うしてまいりたいと考えております。

さて、世界の情勢は不安定さが危惧されており、我が国を取り巻く社会・経済情勢も依然として先行きが不透明な状況で、物価上昇などにより、市民生活は大きな影響を受けています。

このような厳しい状況下におきまして、市民の皆さまから負託を受けた議員で構成される市議会は、二元代表制のもと、執行機関である行政との緊張関係を保ちながら、市民の皆さまの意見に耳を傾け、市政に反映できるよう、より闊達な議論を行ってまいります。

さらに、市議会では、議会の公開性と透明性の向上に努めつつ、今後も、市民に身近で信頼される議会となるよう努めてまいります。

市民の皆さまにおかれましては、市議会への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



議長 岡本 公秀



副議長 森 英之

※議長及び副議長の任期については、申し合わせにより議長は2年、副議長は1年となっています。



議会選出監査委員
中島 雅代

監査委員とは

市の行政が公正で合理的かつ効率的に運営されることを確保するため、地方公共団体に必置される独任制の執行機関です。

地方自治法に定められた権限に基づき、それぞれ独立して市の財務に関する事務の執行、事業の経営管理及び行政事務について、監査等を実施しています。

新しい委員会等の構成について

(◎:委員長 ○:副委員長 他は議席順)

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会を円滑に運営するために設置している委員会です。



◎深水 隆司



○伊藤 彦太郎



古田 吉昭



草川 卓也



森 美和子



服部 孝規

常任委員会

常任委員会には、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会の4つの委員会があります。

それぞれ所管する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査しています。

総務委員会



◎今岡 翔平



○豊田 恵理



森 英之



高島 真



新 秀隆



小坂 直親

教育民生委員会



◎鈴木 達夫



○深水 隆司



中島 雅代



福沢 美由紀



森 美和子



櫻井 清蔵

産業建設委員会



◎草川 卓也



○櫻木 善仁



古田 吉昭



伊藤 彦太郎



服部 孝規

予算決算委員会



◎森 美和子



○古田 吉昭



他の委員は議長を除く全議員

令和6年第1回臨時会のあらまし

広聴広報委員会

広聴広報委員会は、市議会だよりの発行や議会報告番組「こんにちは！市議会です」の制作・監修を行うなど、市民の皆さんに議会の情報をお知らせしています。また、市民意識調査を行うなど広聴活動をしています。



◎森 英之



○新 秀隆



古田 吉昭



櫻木 善仁



福沢 美由紀



伊藤 彦太郎

その他の委員会等

全員協議会

市長または議長、議員の報告の場として、また、市の基本的な計画の策定や新しい制度の導入、議員提出議案等についての協議の場として議員全員で構成する全員協議会及びその補助機関である「政策検討部会」を設置しています。

政策検討部会（補助機関）

部会長 森 英之（副議長）
副部会長 櫻木 善仁
部会員 古田 吉昭
草川 卓也
今岡 翔平
森 美和子
服部 孝規

議会改革推進会議

議会改革を継続的に推進するため全議員で構成する議会改革推進会議及びその補助機関である「検討部会」を設置しています。

会長 岡本 公秀（議長）
副会長 森 英之（副議長）

検討部会（補助機関）

部会長 福沢美由紀
副部会長 今岡 翔平
部会員 古田 吉昭
櫻木 善仁
森 美和子
鈴木 達夫

政治倫理審査委員会

委員長 櫻井 清蔵
副委員長 森 美和子
委員 深水 隆司
草川 卓也
福沢美由紀
小坂 直親

他の議会の議員等

鈴鹿亀山地区広域連合議会

議員 深水 隆司
福沢美由紀
森 美和子
櫻井 清蔵

市の審議会委員

亀山市都市計画審議会

議員 櫻木 善仁
草川 卓也
伊藤彦太郎

? 会派とは

政党に所属する議員や、市政等に関し同じような考え方や意見を持つ議員は、自分たちの考えを効果的に市政に反映させるため、「会派」というグループを作って活動しています。



会派の構成

新 和 会

代表者 深水 隆司
櫻木 善仁
(岡本 公秀)*

結

代表者 草川 卓也
森 英之
鈴木 達夫

にほんきょうさんとう 日本共産党

代表者 福沢美由紀
服部 孝規

こう せい とう 公 明 党

代表者 森 美和子
新 秀隆

ゆう せい 勇 政

代表者 櫻井 清蔵
今岡 翔平
伊藤彦太郎

しんせい 新生みらい

代表者 小坂 直親
古田 吉昭

会派に属さない議員

岡本 公秀（議長） 豊田 恵理
中島 雅代 高島 真

*議長になると会派を離脱します。

議案質疑

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。



議案質疑

福沢 美由紀<日本共産党>

議案第78号 令和6年度
亀山市一般会計補正
予算（第5号）について



● 小学校及び中学校の施設管理費の増額補正について

Q 小学校及び中学校の施設管理費の補正内容について尋ねる。

A 今回の補正は、8月末に発生した台風10号の影響による神辺小学校の校舎及び体育館、中部中学校の体育館の雨漏りへの対応と、それに加えて、亀山東小学校や亀山南小学校のほか3校の空調設備の故障等に対応するもので、緊急的に実施する必要があるものについて増額補正している。

Q 修繕については予算補正で行うのではなく、当初予算で計上しておくべきではないのか。

A 現場の状況を確認し、明確に把握できるものについては当初予算で計上し、不測の事態に対する緊急的なものについては、予算補正

により対応することで適切な予算執行に努めていく。

Q 亀山市学校施設等長寿命化計画に係る学校施設の調査や学校現場での聞き取りにおいて、雨漏りの危険性等については把握できなかったのか。

A 当該調査については、建物の構造や状況を確認し、改修時期について見極めるものであり、突発的な事案については不測の部分があり、把握するのは難しい。また、今回修繕する学校施設以外の施設についても、集中的な豪雨等の状況により、雨漏りが散見され、経過観察などの対応を行っている施設は一部あるが、調査や学校現場の聞き取りなども行ってきた中で、緊急的な対応を要する状況ではないことから雨漏りなどの対応を要する施設ではないと認識している。

【その他の質疑】

- ・ 議案第79号 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- ・ 議案第80号 専決処分した事件の承認について



◆内容 議会だよりの取組について

さいたま市議会では、①紙面を読みやすくする、②議会の臨場感を伝える、③市民の「？」に答える、という3つの方針に基づき議会だよりを作成している。

具体的には、第一印象で手に取りたくなる表紙にやさしいタッチのイラストで堅苦しさをやわらげることや、わかりやすい文章、写真、イラストの活用、市民の声を掲載するなど多様な工夫がなされており、詳細な情報は市議会ホームページへ誘導するような作りになっている。

議会だよりの表紙にとってもこだわりがあり、デザインやテーマなどもしっかりと綿密に計画立てて作り込まれているのが印象的であった。

次に、寄居町議会では、大きな編集方針として「読まれない議会だよりに出す意味なし!」という事を掲げている。

特徴としては、積極的な『住民参加』があげられる。住民のインタビュー記事に終わらず、住民の関心の高いものは何か、リサーチして住民の話を聞きに行くなど、議員の努力が現れている。

また、議案質疑を個別に載せるのではなく、今回どの議案に質疑が集中したのか、どんな議会だったのか、二元代表制の視点で、議会全体としての書き方をしている。

議会だよりの編集方針を定め、議員間で情報共有されており、一人一人の議員の議会だよりに作成への熱意及び行動力に対して素晴らしさを感じた。

所 感

さいたま市議会、寄居町議会ともに表紙の絵や写真が素晴らしい理由は、民間のプロの力を大いに活用していることが影響しているが、何よりも編集方針が住民の参加や住民の関心ごとに寄り添っており、議会の報告はそれほど詳しくない。本市との違いが大きいですが、デザインや写真や文章を磨くために、委員会に委託業者が参加してもらうなど、本市でもできるのではないかと感じた。



表紙写真から

描いたり作ったりすることが大好きな子どもたち。「令和7年は、へび年だよ」と伝えると、「お母さんは、へび年」「私は、いぬ年」

正月飾りを作りました（和田保育園）

など干支や新年について知っていることを友達とやり取りしながら、楽しんで作っていました。

議員研修会「亀山市の財政について」

10月21日（第1回）、11月20日（第2回）

第1回 自治体財政の仕組みと財政分析のポイント等について 第2回 自治体財政の診断手法

財政分析の手法を学び議員の政策提言などに生かすため、元三重短期大学学長の雨宮 照雄氏を講師に迎え、「亀山市の財政について」をテーマとした議員研修会を開催しました。

自治体財政の分析手法を用い、県内他市と比較して亀山市の財政がどのような状況にあるのか講師から説明があり、また財政構造改革骨太方針2024に対する講師の見解が示され、議員にとって有意義な研修となりました。



議会の主な動き

10月

- 3日 広聴広報委員会
- 7日 広聴広報委員会
- 15日 広聴広報委員会
- 18日 議会改革推進会議検討部会
教育民生委員会協議会
- 21日 全員協議会
議会改革推進会議

11月

- 6日 議会運営委員会
- 8日 全員協議会
- 13日 第1回臨時会 開会
予算決算委員会
産業建設分科会
教育民生分科会
教育民生委員会
総務分科会
- 14日 予算決算委員会
第1回臨時会 閉会
- 20日 全員協議会
正副委員長会議
- 22日 議会運営委員会
- 29日 12月定例会本会議 開会



市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

亀山

かめやま 市議会だより

令和6年12月定例会号

vol.100

令和7年2月16日

発行 三重県亀山市議会

編集 広聴広報委員会



表紙写真:かまどを使って雑炊作り(川崎南保育園)

12月定例会のあらまし P2 ~4

国民健康保険税の課税限度額引き上げ

・議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

可決

・議案と議決結果..... P5~6

・議案質疑.....P7~10

・一般質問..... P11~17

常任委員会の所管事務調査..... P19

議会の主な動き P19



12月定例会は、11月29日から12月23日までの25日間の会期で開催しました。

今定例会では、市長から、条例改正2件、令和6年度各会計補正予算4件、市道路線の認定について2件の、合わせて議案8件が提案されました。

閉会日には、追加議案として、市長から、条例改正1件、令和6年度各会計補正予算2件、議会から、委員会提出議案として国への意見書提出1件、会議規則の改正1件、条例改正1件が提案されました。

議案一覧・
表決の結果は
5ページ～

国民健康保険税の課税限度額引き上げ

議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

賛成者多数
可決

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたこと等から、所要の改正を行うものです。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げます。また、国民健康保険税の減額等に係る規定の字句の整理を行います。

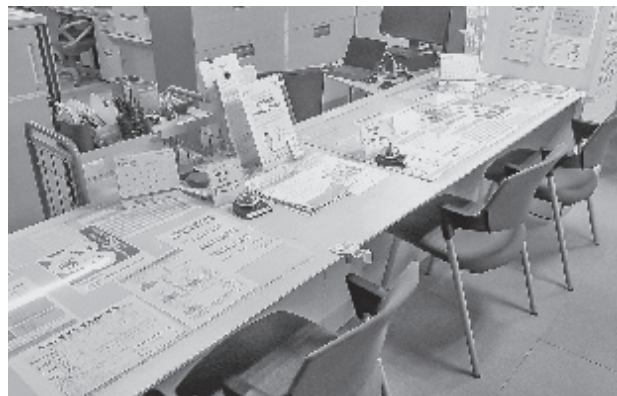
【本会議での反対討論】

○課税限度額を引き上げることにより、国が求める基準と比較して影響を受ける対象者は少ないことから、各市町が統一して課税限度額を引き上げる必要はない。

【本会議での主な質疑】

- 条例改正の背景について
- 対象者と影響額について

- 条例改正の内容について



国民健康保険窓口

12月定例会のあらまし

請願の結果

件名	請願者	紹介議員	結果
請願第7号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願	一般社団法人あすには 選択的夫婦別姓・全国陳情 アクションチーム 片山 靖	森 美和子 服部 孝規 小坂 直親 櫻木 善仁 伊藤彦太郎 草川 卓也	賛成者多数 採択

【教育民生委員会提出議案（1件）】

委員会提出議案 意見書の提出について（1件）

賛成者多数で可決

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

そのような中、政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題も指摘されています。通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

さらに、2015年12月の最高裁判決に引き続き、2021年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

委員会提出議案

亀山市議会会議規則の一部改正について

全会一致
可決

地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知)において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

(改正内容)

- 1 地方議会に係る手続きのオンライン化について、規定の整理を行います。
- 2 オンラインの方法による委員会の開催等について、規定の整理を行います。
- 3 議会運営の実情に合った規則の運用が図られるよう、規定の整理を行います。
- 4 その他規定の整理を行います。

委員会提出議案

亀山市議会委員会条例の一部改正について

全会一致
可決

市議会会議規則と同じ理由で所要の改正を行うものです。

(改正内容)

- 1 地方議会に係る手続のオンライン化に伴い、公聴会における電子情報処理組織を使用する方法による意見の申出及び会議記録の作成を可能とする規定を設けます。また、公述人の陳述は、電子情報処理組織を使用する方法による提示はできないこととします。
- 2 オンラインの方法による委員会の開催方法の特例を見直します。
- 3 委員会に出席を求められた者は、オンラインによる方法により委員会で説明できることとし、公述人又は参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができることとします。
- 4 その他規定の整理を行います。

12月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、6ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
82	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたこと等から、所要の改正を行う。	可決	賛13:反1
83	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について 水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
84	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について	可決	全員賛成
85	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
86	令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
87	令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成
88	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合54号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
89	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合55号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
90	亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 令和6年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員及び任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員及び任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
91	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
92	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成
委員会9	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出について	可決	賛13:反1
委員会10	亀山市議会会議規則の一部改正について 地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知)において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
委員会11	亀山市議会委員会条例の一部改正について 地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知)において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行う。	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 欠は欠席 なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議員名		古田吉昭	櫻木善仁	深水隆司	草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	高島真	新秀隆	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	服部孝規	小坂直親	櫻井清蔵
議案名																			
議案第82号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	-	賛	欠	欠	欠
委員会提出議案第9号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	欠	欠	欠

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をほらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

草川 卓也<結>



議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

●障がい者福祉費及び心身障がい児福祉費、自立支援事業の増額補正の内容について

●生活保護費、扶助費の増額補正の内容について

❓ 自立支援事業の増額補正の内容と要因について尋ねる。

A 今回の予算補正は、障がい者や障がい児に対する補装具の給付費と介護給付費であり、電動車椅子等の高額な補装具の給付や、想定以上の利用件数の増加、物価高騰によるサービス提供コストの増大等により増額補正するものである。

❓ 自立支援事業の利用者数の動向と負担額の推移について尋ねる。

A 障がい者手帳の交付数は減少しているが、知的障がい者や精神障がい者は障がいに対する認知度が高まったことで手帳取得者が増えており、福祉サービスを受ける環境や支援の充実もあるため、サービス利用件数が増加している。事業の財源は国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合で、令和5

年度の市負担分の決算額は2億9500万円となり、令和元年度と比較して1億100万円増加している。

❓ 扶助費の増額補正の内容と要因について尋ねる。

A 増額補正の要因としては、生活扶助費受給者数の増加や介護扶助費の新規認定や認定区分の変更に伴う介護サービス費の単価変更のほか、医療扶助費の増額や急病の処置、がんの手術や終末期医療など高額な治療費を要するケースが生じたことが上げられる。

❓ 扶助費の利用者数の動向と負担額の推移について尋ねる。

A 生活保護世帯数は令和3年度末で150世帯と減少傾向がみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による失業、物価高騰等により令和4年度から増加し、令和5年度末には182世帯となった。受給者数の増加に比例し、令和5年度末の決算額は3億9090万円となり、前年度比で19%増加している。財源の4分の3は国の負担となるため、実質的な市の一般財源は約9500万円となる。

❓ 扶助費の増加は、市の財政運営にも影響を与えることから、国との協議や要望活動は行っているのか。

A 生活保護制度は、憲法に基づく生活保障であり、全国一律の制度である。毎年、全国市長会を通じて要望等を上げており、引き続き、このような形で国との協議等を進めていきたい。



福沢 美由紀<日本共産党>



議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 条例改正の背景と内容について
- 対象者と影響額について

Q 条例改正の背景と内容について尋ねる。

A 国は、高所得者層の負担を増やすことで中間所得者層に配慮した保険料率の設定が可能となるよう、課税限度額を超過した世帯の割合を1.5%に近づけるために段階的に限度額を引き上げる改正を行った。この改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるもので、全体の課税限度額は現行の104万円から106万円になる。

Q 課税限度額を超える世帯の割合を1.5%に近づけるとのことであるが、現在、課税限度額を超える割合はどれくらいなのか。

A 令和6年度課税データを参考に算出すると、全世帯5302世帯のうち、38世帯が後期

高齢者支援金分の課税限度額を超過することになり、後期高齢者支援金分に限っては全体の約0.72%となる。

Q 本市の状況から考えると、急いで課税限度額を引き上げる必要はないと感じるが、今回の改正により影響を受ける対象世帯数と所得階層、影響額について尋ねる。

A 課税限度額を24万円に引き上げることで影響を受けるのは46世帯122人であり、税額収入としては83万円増える見込みである。影響を受ける所得階層については、1人世帯の場合、所得約962万円以上、給与収入約1157万円以上の世帯となり、2人世帯の場合、所得約913万円以上、給与収入で約1108万円以上の世帯が対象となる。

【その他の質疑】

- ・ 議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- ・ 議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について



櫻木 善仁<新和会>



議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 観光施設費の繰越明許費補正について

Q 石水溪キャンプ場バンガロー施設前のトイレ改修事業費が繰越しとなった背景について尋ねる。

A 当該箇所は、鈴鹿国定公園であるため自然公園法に基づいて協議を進め、既存トイレと同位置、同規模で周囲の景観と調和するものであれば建築を認めるとのことであった。しかし、実際に県と現地立会いを行った結果、改築にあたっては北側にある崖の対策を行う必要があると指摘された。対策として擁壁を設置すると多額の費用を要するため、設置場所を再検討することとなり、三重県との協議に時間を要したことから設計時期が遅れ、入札時期は令和7年1月となる見込みとなり、繰越しとなった。

Q 繰越しすることにより、事業計画はどのように変更されるのか。

A 当初計画では、令和6年9月に入札、契約を行い、10月から工事に着工し、令和7年2月に完成予定であったが、設計時期が遅れたことにより、令和7年1月に入札、契約を行い、2月から工事に着工し、完成予定は6月に変更となった。

Q 工事が令和7年2月から6月にかけて行われ、繁忙期のゴールデンウィークを含むことになるが、利用者への影響や安全対策等の必要性についてどのように考えているのか。

A 工事期間が春休みやゴールデンウィークなどの繁忙期と重なるが、指定管理者や施工業者と工事期間や工法について協議を行うほか、直接影響するバンガロー1号棟以外の2号棟から6号棟を優先して貸し出すなど、利用者への影響を最小限に抑えるよう努める。

【その他の質疑】

- ・ 議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について



伊藤 彦太郎<勇政>

議案第84号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第6号)について

●放課後児童クラブ運営費の増額補正の内容について

Q 今回の補正が行われた背景について尋ねる。

A 放課後児童クラブの運営に係る費用は、国の子ども・子育て支援交付金の基準をもとに算定しており、物価上昇や最低賃金の上昇等によっても安定した事業の実施と子ども・子育て支援の着実な推進が図れるよう毎年度見直されているものと認識している。

Q 子ども・子育て支援交付金の交付要綱の変更内容について尋ねる。

A 放課後児童クラブの運営に係る費用は、国の子ども・子育て支援交付金と、三重県の地域子ども・子育て支援事業費補助金、放課後児童クラブ活動事業費補助金の基準を基に算定し、指定管理料及び補助金として交付して

おり、今回、当該交付金等の基準が改正されたことにより増額となった。

Q 当該交付金の基準改正を受けて、各放課後児童クラブに対してヒアリングを行ったと聞いているが、ヒアリングの内容や常勤職員2名配置は、この補正に反映されているのか。

A 毎年、各放課後児童クラブに対して運営状況に基づいて運営費を確認し、予算を確保している。令和6年度は、常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合の基準額の新設についても現状の確認を行い、実施について検討を行ったが、今回の補正においては対応していない。

Q 今回の補正で反映された基準変更の内容について尋ねる。

A ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブの経費に対する県補助金の基準額を月額3000円から6000円に引上げ、ひとり親家庭の経済的負担軽減に対応している。



服部 孝規<日本共産党>

議案第88号 市道路線の
認定について及び議案第
89号 市道路線の認定に
ついて

●行き止まりの道路について

Q 道路はつながって初めて機能するものであり、災害時の避難経路の確保や利便性の面で問題がある「行き止まりの道路」については、市道認定しないなど、市道認定の基準を見直す考えはないのか。

A 当該規程において、認定要件を変更することは制度上可能であるが、その後の維持管理について市民負担が発生することから、宅地開発によりつくられた「行き止まりの道路」は、市民サービスの点でも、現在の認定方法が最適であると考えている。

Q 「行き止まり道路」の市道認定については、これまでからも議論されてきたにも関わ

らず、検討が進まずそのままとなっている。今後のことを考えると議論していくべき課題と考えるが市長の見解を尋ねる。

A 現在の市道路線の認定基準については、長年運用してきたが、本日のご指摘を受け、一度精査することはあり得ると考えている。ミニ開発の「行き止まり道路」を市道として認めない場合、道路管理については事業者から購入された市民の方が責任を担っていくことになるため、合理的かどうかについて議論の余地がある。また、道路事業における建設費、維持管理費に受益者負担を求めることについては、慎重にしっかり議論していく必要がある。

【その他の質疑】

・議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について



深水 隆司<新和会>

議案第84号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第6号)について

●市税還付金等の増額補正について

Q 過年度税過納還付金1050万円の増額補正の理由について尋ねる。

A 法人市民税において、令和5年度中に納付いただいた予定申告分の税額が、令和6年の確定申告により2社で約2500万円の還付となった。当初予算において一定額の還付金は見込んでいたが、予算不足が生じる見込みとなったことから増額補正を計上した。

Q 今回の還付金の対象者数と還付金額について尋ねる。

A 令和6年12月現在での還付見込件数は、個人市民税が256件、法人市民税が75件、固定資産税が8件、軽自動車税が1件で、合計340件である。金額については、個人市民税

は数百円から三十数万円、法人市民税は数百円から1000万円を超える還付もあり、還付金額は納税者によって異なっている。

Q 還付が確実になされるために、還付金が発生した場合の手続きの流れを尋ねる。

A 還付方法については、法人市民税は、確定申告書に還付先口座が明記されているため対象事業所全てに対して還付金の振込処理をしている。個人市民税等は、対象者への税額の変更通知書発送時に過誤納金還付請求書と返信用封筒を同封し、返送いただいた還付請求書に記載された口座に還付金を振り込んでいる。



櫻井 清蔵<勇政>

議案第84号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第6号)について

●歳入の市税、国庫支出金、県支出金、繰越金の増額補正と市債の減額補正について

Q 臨時財政対策債1億4802万7000円の減額の理由について尋ねる。

A 臨時財政対策債は、普通交付税の振替交付の額であり、今回、国の示達により、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことから、1億4802万7000円を減額するものである。

Q 市民生活の安定を図るため、借金を減らすばかりではなく、必要なときに起債を使い、実施すべき公共事業を進めることが必要と考えるが市長の見解を問う。

A 臨時財政対策債の仕組みは、地方交付税を減らす代替措置として制度が導入されたもの

で、国が地方財政を支える仕組みの一つである。そのような中で、市として必要な事業、財政状況を鑑みた上で、国の制度も活用しながら行政経営を展開していく立場であると認識している。

Q 財政運営について、現在の手法が最適であると考えているのか。

A 臨時財政対策債については、例年この時期に示達がされて予算補正している。人件費や扶助費の増額に対応するため、今後のことも含めて総合的に判断している。本市にとって一番適正な財政運営をしていくことが大切であり、臨時財政対策債の活用も含めて適切に判断していく。



一般質問

戦略的な事業計画の見直しで市民の声を反映した市政運営を

草川 卓也<結>



大規模重要施設の整備について

●新庁舎整備事業と亀山駅周辺まちづくりエリアの整備について

●学校施設等の整備について

Q 新庁舎建設を独立した事業として推進するのではなく、文化会館の更新も含めた亀山駅周辺まちづくりエリアの整備として一体的に捉え、第一種市街地再開発事業による整備手法を採用することで、民間活力を活用しながら財政負担を最小限に抑えて効率的な事業推進が可能となると考えるが、市の見解を尋ねる。

A 亀山駅周辺まちづくりエリアについては、都市の価値と魅力の向上を図るため、にぎわいと回遊性をつくり出す道路や低未利用地を活用した利便施設など、公共と民間が一体となって土地利用方針を進める必要がある。新庁舎建設のスケジュールと調整しながら、亀山駅から文化会館、

ショッピングセンターエコー周辺までをエリア全体として捉え、市街地再開発事業やウォークアブル推進事業等の整備手法による事業実施の可能性も含めてエリアプランの策定を進めていきたい。また、経費削減のため民間活用やPFI方式などについても検討する必要があると考えるが、現時点で具体的な検討は行っていない。

Q 大規模施設整備の全体スケジュールにおいて、新庁舎整備事業が亀山駅周辺の第一種市街地再開発事業として建設時期が延長された場合、先送りされてきた重要な教育施設整備の前倒しが可能となり、将来の財政負担の平準化と効率的な事業推進ができると考える。戦略的な事業計画の見直しにより、機動的かつ効率的で市民の声を反映した市政運営が可能となると考えるが、市の見解を尋ねる。

A 4つの大規模施設整備事業の整備手法やスケジュールについては現在精査を進めており、全ての事業について、環境の変化や財政の在り方等について整理した上で定めていくことは行政運営上重要であり、令和6年度中に一定の考えを整理してお示ししたいと考えている。

【その他の質問】

・人口減少地域の振興について
※ウォークアブル推進事業…コンパクトシティをより進化させ、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり



献金を受けたことによる市政運営への影響はないのか

服部 孝規<日本共産党>



櫻井市長の政治姿勢について

●三重県公報に掲載された過去の政治資金について

Q 市長就任直前の2009年2月に、政治資金パーティーでのパーティー券購入という形で、市内の建設業者などから企業献金を受けたことについてどのように考えているのか。

A 三重県公報で公表されたのは、唯一の法に基づく資金管理団体によるもので、政治資金パーティーではなく、政治活動の一環として開催したセミナーの会費である。市内建設業者だけではなく、多くの市内外の企業や団体にご参加いただいたもので、当時は無所属であり、企業献金も団体献金も一切受けていない。市長就任後は資金管理団体を解散しており、これらのセミナー参加者との関係が市長就任後の市政運営に支障をきたしているとの

ご懸念については、市長として公平公正な職務遂行に鋭意努めてきたため、過去の三重県議会議員時代の政治活動が現在の市政運営に何らかの影響を与えた事実はない。

Q 市長になる直前でも政治資金パーティーを行い、その半数以上の金額が市内の公共工事を受注する建設業界からの資金であり、資金管理団体で集めた資金を公開の透明性が低い後援会へ移し、後援会活動を行うことが問題であるとするが、市長の見解を尋ねる。

A 三重県議会議員時代の政治活動にご賛同いただいたセミナー参加者には、ご指摘の市内建設業者のみではなく、市内外の他業種の企業や団体にご参加いただき、収支報告上は法で定められた20万円以上の収入について記載している。公職である市長として、公平公正な市政運営を「李下に冠を正さず、信なくば立たず」というモットーで16年間市長の職責を務めてきた。

【その他の質問】

・新庁舎を亀山駅周辺に建設することについて
・マニフェストレポートのうち、「学校施設の計画的な改修」について



誰もが生きがいを持って暮らせるまちづくりを

森 美和子<公明党>



次期総合計画の策定について

- 現計画における福祉的課題の評価検証について
- ・ 重層的支援体制の深化について

Q 重層的支援体制については、亀山市社会福祉協議会でのコミュニティソーシャルワーカーの設置や相談支援包括化推進員の専任配置など、何でも相談できる「断らない窓口」や、市独自の「つながるシート」の全庁的な展開により効果を増している。このような寄り添い支援をする中で、社会参加の一環として、支援を受けた方が自分のできる範囲で支援する側になるなど、個々の状況に合わせたオーダーメイドの支援をさらに深化させていく仕組みづくりが必要と考えるが市の見解を尋ねる。

A 重層的支援体制については、相談支援の入口では、つながるシートを活用し、支援関係者で個人情報共有する支援会議を開催する

など、具体的な支援の方向性を定めるトータルケアプランを作成し支援を進めている。一方、相談支援の出口では、コミュニティソーシャルワーカーと連携し、個別の就労ニーズへの対応や福祉サービス事業者や民間企業に就労体験の場を提供いただく事業の実施、インターネット上の仮想空間「オンライン居場所」の試行運用の開始の準備を進めている。しかし、社会参加に結びつく仕組みづくりについては、充実・強化に向けて、官民連携のネットワークづくりなどの取組を考えていく必要がある。

Q 専門職や福祉部門で取り組むだけではなく、市域全体に広げていくことが、誰もが生きがいを持って暮らし続けることにつながると思うが市の見解を尋ねる。

A 重層的支援体制については、世代、属性が限定されたものでしか展開できていないことなどが課題であり、亀山に合った形で深化させていく必要がある。市民、民間事業者の力を借りて粘り強く工夫し、しっかり機能するよう段階的なレベルアップが必要と考えている。

【その他の質問】

- ・ 職員の働き方改革について



子どもたちが「亀山が一番」と思うまちづくりの推進を

古田 吉昭<新生みらい>



移住・定住の促進について

- 都市公園等の整備及び利用状況について

Q 移住・定住を促進するためには、まちの元気が大切であると考えている。まちの魅力を増進させるため、マルシェやフリーマーケットを都市公園で行うなど、都市公園を活用した屋外でのにぎわいづくりについてどのように考えているのか。

A 都市公園でイベントを行う場合は、申請により審査基準を満たしたものに付き利用を許可している。イベントスペースとして都市公園を利用することは、地域の活性化や公園を利用しない層を呼び込むなど多くの人が集い、公園が地域コミュニティの交流の場とな

るため、イベントの規模に関わらず、にぎわいの創出に一定の効果があると考えている。利用にあたっては騒音や混雑、ごみ問題など周辺への配慮が必要となるが、積極的に公園を利用していただきたいと考えている。

Q 市民が憩いの場として利用するだけではなく、イベントを増やして地域のにぎわいづくりを進めるためには、トイレや駐車場などの設置のほか、今の時代に合わせた整備を進めていく必要があると思うが市の見解を尋ねる。

A 市内の公園の整備状況は様々である中で、例えば、のぼのの森公園については、北側に1000平方メートルの広場があるが、広場入口に固定式の車止めを設置しており、現在、車両の乗り入れはできない状況となっている。広場を活用したイベント実施の要望があれば、脱着式の車止めに取り替えるなどの改善を行い、今後、公園利用の促進に努めていきたいと考えている。



時代に合った市民が安心できる 土地利用方針の検討を

深水 隆司<新和会>



農業振興地域内農用地区 域からの除外について

●今後の方向性について

Q 農業の担い手も少なく、後継者もない中で、さらに耕作放棄地が増えていくと思うが、このような状況をどのように受け止めているのか。

A 農業振興地域内農用地区域は、優良農地の確保と効率的な利用を図ることを目的として設定された区域で、その大部分は良好な状態で維持・保全されているが、耕作放棄地が増加傾向にあることは認識している。耕作放棄地の解消に努めるため、担い手等の農地の集積・集約化や市の支援事業を積極的に活用いただけるよう周知していきたい。また、農業者や農地所有者を含めて地域が一体となり、農地保全のための「多面的機能発揮促進支援事業」や「中山間地域等直接支払交付金事

業」に取り組むことで、農業の活性化が図られ、農地の保全、耕作放棄地の解消につながるものと考えている。

Q 農用地は農業振興のためのものであるが、少子高齢化による担い手不足など環境が変わってきている中で、農用地除外の問題については今後どのような方向性であるのか尋ねる。

A 環境変化がある中で、農地については国の法令に基づいて規定されているため、農用地除外の取組についても規制や法令に基づいた形で進めていかなければならない。総合的な土地利用の観点から、亀山市総合計画、亀山市都市マスタープラン、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想など各種計画と整合、調整を図りながら、都市計画と農業の健全な調和に努めていきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・マイナ保険証について
- ・鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについて
- ・新庁舎建設について



政治的判断による 職員報酬の改善を

今岡 翔平<勇政>



保育士の待遇について

●令和6年10月1日の会計年度任用職員報酬額改定で福祉職Ⅰと業務補助職Ⅰ・Ⅱの時間額報酬が同額になったことについて

- 非正規保育士の業務と責任の範囲について
- 保育士の任用状況と保育の質の確保について

Q 令和6年10月1日の会計年度任用職員報酬額改定で介助員と保育士の報酬額が同額となったが、この待遇に問題があると認識しているのか。

A 今回、最低賃金の引上げにより暫定的に対応したもので、来年度に向けては会計年度任用職員の報酬額全体の見直しを図りたいと考えている。

Q 会計年度任用職員の介助員及び保育士の業

務内容と責任の範囲について尋ねる。

A 介助員及び保育士のうち加配保育士については、心身の発達等において支援を必要とする園児に対する園生活でのサポートを業務としており、園児一人一人の特性に合わせた支援を行うことで、安心して過ごせる環境の提供や成長を促すサポート等の役割を担っている。ただし、障がい等の程度や園児の年齢により専門的知識を必要とする場合については、保育士を配置している。

Q 資格によって待遇を変える必要があると思うが、政治的判断によりすぐにも対応することはできないのか。

A 最低賃金の引上げに伴う改定により、結果的に資格を有している職種と有していない職種の報酬額が同額になったという現状については、人材確保の面からも見直しが必要であると考えている。今回は暫定的な運用となったが、近隣市町の状況等を勘案し、報酬額の課題については解消に努める方向で考えている。

【その他の質問】

- ・医療施策について
- ・書店ゼロ自治体について



食と農業の課題解決と 新たな視点での展開

鈴木 達夫<結>



亀山市の「食」と「農業」の
関係について

- 亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について
- 櫻井市長のこれまでの「食と農業に関するマニフェスト」について

Q 亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は農業振興の指針として位置づけられており、農業施策のバイブル的な計画であると認識しているが、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、農地利用権の設定は、三重県の機関である「農地中間管理機構」を通じて効果的な農地集積を行うこととなった。これまでからも耕作放棄地や未利用農地があるが、作り手不足で土地の有効利用に繋がっておらず、機能していないと感じる。このようなマッチング機能については、地域や人間関係が分かっている身近な存在である市が担っていくべきと考えるが、見解を尋ねる。

A 農業の担い手と農地所有者とのマッチングについては、市の窓口で対応してきた。三重県の機関である「農地中間管理機構」を介した賃借へ一本化されることにな

るが、県と市の役割分担については現在も協議を行っており、農地賃借の相談等については、市民にとって身近な市の窓口で、引き続き相談対応する予定である。

Q 市長の「食と農業に関するマニフェスト」が基本構想にどのように反映されたのか。

A 市長マニフェストでは、「楽しい、おいしい、稼げる農業」の展開のほか、若者や農業女子など新規就農者への支援を掲げていることを受け、特産品であるお茶や豚肉を亀山ブランドに認定し、その魅力を全国に発信するほか、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体を支援する本市独自の事業である亀山市サステナブル農業奨励事業を新たに設け、令和5年度実績としては5事業者を認定するなど、当該基本構想には、市長マニフェストの内容も反映している。

Q 食と農に関する課題と今後必要とされる方向性についてどのように認識しているのか。

A 農業施策については様々な角度から、総合計画等に落とし込みながら展開してきた。国では食料安全保障の観点から、食料、農業、農村の基本法が改正されてきたことから、環境変化への対応をしていく。高齢化、後継者不足による農業従事者の減少や獣害、耕作放棄地の増加など様々な課題が山積している中で、本市の進める健康都市での実現に向けて、食を通じた健康づくり事業として取組を強化していくとともに、食と農



パートナーシップ宣誓制度に ついて分かりやすい周知を

福沢 美由紀<日本共産党>



パートナーシップ宣誓制
度について

- 市独自の制度について

Q 三重県パートナーシップ宣誓制度の内容について尋ねる。

A 三重県では、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、令和3年9月1日から三重県パートナーシップ宣誓制度を運用されている。当該制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したお二人に宣誓書受領書等を交付するものである。

Q 当該制度による宣誓を行うことでどのような課題が解決されるのか。

A 宣誓することにより、行政サービスにおいては、公営住宅の入居申し込みや医療機関での家族同様の面会、要介護認定申請などの際

に利用できる。また、民間サービスにおいては、住宅ローンで配偶者の定義に含むことができるほか、生命保険の受取人としての指定や携帯電話料金の家族割引などの利用が可能となる。

Q 三重県パートナーシップ宣誓制度についての申請手続きなど相談窓口はどこになるのか。

A 三重県パートナーシップ宣誓制度の申請は、三重県に提出することになるが、相談等については、市民文化部文化課ダイバーシティグループにて案内している。

Q 市独自のパートナーシップ宣誓制度をつくる考えはあるのか。

A 三重県ですでに制度が開始しているため、宣誓制度の周知啓発に努めるとともに、LGBTQを含む多様な性自認、性的指向についての理解の増進に努めていく。

【その他の質問】

- ・会計年度任用職員について
- ・保育・教育施設の建て替えについて
- ・中学校給食について



市民が安心できる 医療体制の構築を

新 秀隆 <公明党>



安心・安全なまちづくり
について

● 関地域の医療体制の現状
と医療支援について

Q 関地域では唯一の医療機関が休診となり、診療再開については未定となっている。休診している個人医院の借り受けや、公共施設の活用により、週に数日、医師や看護師を派遣することはできないか。

A 個人医院が営業を継続し休院している場合、管理者が重複するため医療法上困難である。開業医の休診や閉院等を理由に医師を派遣することについても基本的に難しいと考えており、亀山医師会からの要請がある場合は可能な範囲で協力していく。また、公共施設等への医師・看護師等の派遣については、医療法上、医療センターの分院を設置するということになるかと考えるが、1つの医療機関

を設置、運営することになるため、人員の確保やハード面の整備、所管庁への手続、資金繰りや採算性の確保などの面から現状の医療センターにおいて実施することは難しい。現在、医療センターとしては、病院の経営強化、診療体制の維持・充実が最重要課題となっているため、入院や外来、在宅医療の安定的かつ継続的な実施が最優先であると考えている。

Q 医療センターを受診できるように、関地域からの専用送迎バス等の運行について検討していないのか。

A 医療センターでの独自の送迎バスの運行については現在考えていない。

Q 乗合タクシーのりかめさんを利用して医療センターへ行く場合、往復で約3000円必要となるが、料金の見直しなどは考慮できないのか。

A 医療センターまでの乗合タクシー料金の改定については、他地域との整合性も含めた料金体系全体に関わる問題である。移動距離の公平性も考慮した上で制度設計を行ってきたことから、利用者の移動状況を把握した上で、検証していきたい。



市民サービスへの影響がない 財政構造改革を求める

櫻木 善仁 <新和会>



財政構造改革骨太方針
2024について

● 市民生活や行財政運営に
与える影響について

- ・ 財政調整基金の運用について
- ・ 枠配分方式の予算編成による市民サービスへの影響について
- ・ 市民との対話について
- ・ 行財政運営の進行管理について

Q 今後想定される廃棄物処理施設の更新や新庁舎整備、学校施設等の長寿命化を含む更新などが控える中、持続可能で安定的な財政基盤を確立するためには、財政調整基金とは区別し、特定目的基金として公共施設等基金を設置する考えはないのか。

A 公共施設等基金は、継続的な財源の確保が見込めず、活用が停滞していたため、平成29年に廃止をした経緯がある。これまで計画的に積み立てているリニア中央新幹線亀山駅整備基金や新庁舎整備基金は継続しつつ、財政調整基金

残高の回復の取組を進めている現状においては、新たな基金の設置は困難である。

Q 財政構造改革の取組では、令和7年度は枠配分方式による予算編成とし、短期集中で行っているが、市民サービスへの影響はないのか。

A 目的達成した事業の見直しや同様の事業の統廃合などによる歳出削減を図ることから、市民サービスへの影響がないよう十分に配慮して取組を進める。

Q 財政改革骨太方針2024の取組について、市民と共有する場は持っているのか。

A 当該方針の取組内容については、市議会定例会等での説明や報道機関への情報提供、市ホームページでの発信を行っている。

Q 市民サービスへ少なからず影響があると考えられるため、当該取組による変更点を明確にし、取組実績や成果について公表すべきと考えるが見解を尋ねる。

A 現在、令和7年度の予算編成を行っており、取組における成果や影響が明確になっていないが、ある程度明確になったときに時期を見定め、プロセスや成果について公表することを前提に検討していきたい。

【その他の質問】

- ・ 厳しい財政状況下における亀山市新庁舎整備基本計画の進め方について
- ・ まちづくり観光の活性化について



新庁舎は支所機能の充実とネットワークでつなぐ分散型庁舎を

伊藤 彦太郎<勇政>



庁舎の在り方について

- 亀山消防署北東分署への支所機能の併設について
- 市内確定申告会場の新規設置について

Q 亀山消防署北東分署新設の際に、支所機能を併設することが見送られた理由を尋ねる。

A 北東分署新設の際に、市北東部地域の行政機能充実を図るため、北東分署の配置に合わせて支所機能の整備を検討した。その結果、併設することにより、緊急時の消防・救急活動への支障や安全性の確保の懸念や、支所に求められる窓口機能は、既存施設の窓口機能強化により、市民サービスの向上が図れるとの理由から支所機能を併設しないこととなった。

Q 新庁舎整備において、関支所等を含めた支所機能についてどのように考えているのか。

A 現在では、行政DXの推進により、証明書

のコンビニ交付や、一部オンライン申請も可能となるなど、平成24年当時とは状況が大きく変化しており、今後も拡大していくことが考えられる。新庁舎整備基本計画の中で、集約という考え方を基本としているが、総合保健福祉センターあいあいや関支所の取扱いについては、現時点で方向性は決まっていない。

Q 本庁と関支所以外に確定申告会場を設置する考えはないのか。

A 現在、本庁舎、関支所で申告期間に對面による相談窓口を設置するほか、申告期間が始まるまでの2月上旬に市内10カ所の各地区コミュニティセンターにおいても実施している。一方、国税庁では電子申告を推奨しており、鈴鹿税務署管内の会場でも電子申告を主体に相談受付をしていることから、市としても、申告者の利便性と業務の効率化の両面から電子申告を推奨していきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・ 財政構造改革骨太方針2024について
- ・ 中学校全員喫食制給食について
- ・ 大型商業施設の誘致について



市民のための安心安全なまちづくりを

櫻井 清蔵<勇政>



市長の4年間のあり方について

- 来年1月に市長選挙を控えている中での令和7年度の予算編成について
- 令和8年開業予定のコストコに先行投資した進入路の事業について

Q 来年1月に市長選挙を控えている中で、財政構造改革骨太方針2024を策定し、令和7年度の予算編成については、各部局に歳出削減目標を10パーセントとして通達されているが、令和7年度予算編成時は骨格予算とし、市長選挙に当選した後に本予算を提案すべきであると思うが市長の見解を尋ねる。

A これまでの3回の市長改選時の予算編成においても本予算の編成を行ってきた。今回、行財政において厳しい状況を突破していくためには、財政構造改革骨太方針2024にしっ

かり取り組み、やり遂げることで、持続可能なまちが動いていくと考えている。また、第2次総合計画の最終年度として、これまでに進めてきた様々な施策の主要事業等について計画性をもって全庁的に展開してきたため、行政の継続性を確保した形での予算編成とした。

Q 令和8年開業予定のコストコに係る進入路事業の3900万円は、令和8年の開業が懸念される中で、先行投資であると考えが見解を尋ねる。

A 工業団地に隣接するエリアへの市道小野白木線の右折レーンの設置については、産業政策上、本市にとって必要であると判断したものである。設置時期については、コストコ早期開業に向けた協力と工事期間中の交通対策のため設置したもので、企業立地を進めていくという視点から、先行して道路改良を行ったものである。

【その他の質問】

- ・ 中学校全員喫食制給食実施事業について
- ・ 亀山市待機児童館「ばんび」について



まちづくりに直結する 地域公共交通の充実を

豊田 恵理



地域公共交通について
●まちづくりとしての地域公共交通について

Q 全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを形成し、身近な公共交通を利用して誰もが自由に移動できるまちを目指すという目標が掲げられているが、その目標を達成するための課題は何か。

A マイカー依存が強い地域性で自動車から公共交通へのシフトが進みづらく、利用目的や利用時間が様々であるため効率的な対応が図れていない。また、地域住民、交通事業者、行政の3者が地域公共交通に関わる仕組みづくりや連携した取組が脆弱であることや、地域公共交通を担う持続可能な体制の確保の必要性など様々な課題がある。

Q 地域公共交通は、努力を重ねているものの、市民満足度が低い中で、市民や利用者の意見をどのように把握しているのか。

A 令和4年度の地域公共交通計画策定時に実施したアンケート調査をはじめ、地域との意見交換会、乗合タクシー利用者アンケートや令和5年度にはコミュニティバス全路線の乗降調査時のヒアリング、運行事業者からの聞き取りなどを行っている。また、令和6年度は図書館において学生利用が多い時間帯にLoGoフォームを活用したアンケート調査を実施するなど公共交通の利用意向や改善等に関する意見把握を行うなど、利便性向上に向けたニーズや利用状況等の幅広い層からの意見把握に努めている。

Q まちづくりとしての地域公共交通に対する市の考え方を尋ねる。

A 持続可能なまちをつくっていくという意味では、都市計画と地域公共交通計画は一体的に精度を上げていく必要がある。また、シニアだけではなく、学生など若い世代のニーズの変化等への対応も必要としており、今後の在り方について、さらに高めていきたい。地域公共交通は重要な政策であり、財源のことなど課題は多いが、展開できるよう考えていくことが大切である。

【その他の質問】

- ・新庁舎について
- ・亀山駅周辺整備事業について



通学路や道路への要望は 円滑に進捗する努力を

高島 真



通学路について
●令和6年9月議会の質問
以降における通学路の現状について

鈴鹿亀山道路について
●地権者等との協議、連絡調整等について

Q 鈴鹿亀山道路の地権者との協議など連絡調整についてはどのようになっているのか。

A 鈴鹿亀山道路についての三重県との連絡調整については、事業が円滑に進むように事業主体の三重県へ本市から職員を1名派遣しており、用地関係に従事し、各説明会等に出席している。また、本市の関係部署も内容に応じて同席しており、今後も必要に応じて連携していく。

Q 地権者から三重県に、堤防道路の舗装に関する要望が出されていることは把握しているのか。

A 安楽川沿いの河川管理道路については、今後の対策として、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は河川管理者と教育委員会において対策方法を検討するという一定程度の結論は出ている案件であると認識している。令和6年度についてはPTAからも同様の要望をいただいております。7月下旬から8月上旬に実施した合同点検を含め、鈴鹿建設事務所には、考え方に変わりがないことを確認している。市としては、地権者の要望ではなく、PTAからの通学路要望としてお聞きしており、建設事務所だけではなく、関係機関とさらなる連携を図って安全に通学できるよう努めていく。

【その他の質問】

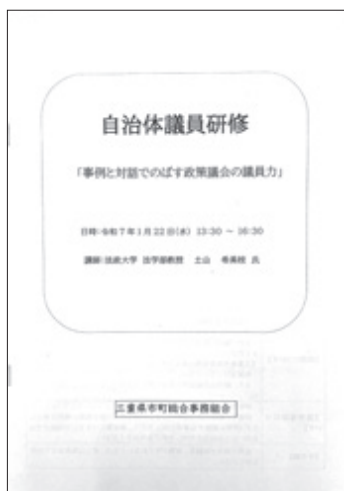
- ・市有地の未利用地について
- ・工業団地について
- ・新庁舎整備について



とびっくす

令和7年1月22日に三重県市町総合事務組合が主催する自治体議員研修が開催され、本市議会の議員も参加しました。

本格化する地方分権時代に対応できる議会の監視力、政策提言能力を充実させ、議員の資質を高めることを目的に、法政大学法学部の土山教授から講義を受け、グループワークを行いました。



会議を傍聴される皆様へ

亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひお越しください。

なお、会議の様子については、ケーブルテレビとインターネットでも配信・放送を行っております。



常任委員会の所管事務調査

令和7年のテーマ

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、毎年、委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設けて、所管事務調査を実施しています。

各委員会は、それぞれのテーマに基づき、市の現状分析や市民団体等との意見交換会、先進地視察等を行いながら、9月まで調査研究を進め、10月には議長から市長へ提言書を提出します。

総務委員会

行政DXの推進について

デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう、行政DXの推進について調査・研究する。

教育民生委員会

子どもの育ちを支える場の形成について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究を行う。

産業建設委員会

太陽光発電施設とまちづくりについて

太陽光発電施設について、市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査・研究を行う。

議会の主な動き

12月

- 10日 議会運営委員会
12月定例会議案質疑
予算決算委員会
広聴広報委員会
- 11日 一般質問
- 12日 一般質問
- 13日 一般質問
全員協議会
- 16日 産業建設分科会
産業建設委員会
産業建設委員会
- 17日 教育民生分科会
教育民生委員会
教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 18日 総務分科会
総務委員会
総務委員会
- 20日 予算決算委員会
議会運営委員会
- 23日 12月定例会閉会
総務委員会
予算決算委員会
- 26日 広聴広報委員会

1月

- 9日 広聴広報委員会
教育民生委員会協議会
- 10日 福井県小浜市行政視察来庁(市営住宅の施設管理)
- 20日 全員協議会
議会運営委員会
広聴広報委員会
- 21日 群馬県藤岡市行政視察来庁(亀山駅前広場・道路整備)
- 23日 議会改革推進会議検討部会
埼玉県東松山市行政視察来庁(議会改革及び主権者教育の取組)
- 24日 総務委員会
教育民生委員会
教育民生委員会協議会
- 27日 産業建設委員会
産業建設委員会協議会
- 30日 政策検討部会



令和7年 3月定例会日程(予定)

2月25日	3月定例会開会	10:00～	17日	総務分科会	10:00～
3月6日	代表質問	10:00～		総務委員会	
7日	代表質問	13:00～	21日	予算決算委員会	10:00～
10日	議案質疑 予算決算委員会	10:00～	24日	予算決算委員会	10:00～
11日	一般質問	10:00～	25日	議会運営委員会	10:00～
12日	一般質問	10:00～	27日	3月定例会閉会	10:00～
13日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00～			
14日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00～			

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

表紙写真から

地域での田植えや稲刈りを経験した後、いただいたお米を使って園庭で雑炊作りをしました。

かまどを使って火起こしをしたり米を研い

かまどを使って雑炊作り（川崎南保育園）

だり、園の畑で栽培した野菜を使ったりと様々な経験をすることができました。出来上がった雑炊は格別の味！おかわりもたくさんして大満足な体験活動となりました。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
		ライブ	録画	ライブ	録画
本会議		○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)		○	○	-	-

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

亀山

かめやま 市議会だより

令和7年
第1回臨時会・
3月定例会号

vol.101

令和7年5月16日
発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会

3月定例会のあらまし … P2～6

総額368億3350万円の
令和7年度各会計予算
(予算決算委員会から4つの意見)

可決

三重県の示す標準保険税率に則した税率改正
亀山市国民健康保険税条例の
一部改正について

可決

第3子の出生時に支給する出生祝金3万円の廃止
亀山市子どもの出生祝金条例
の廃止について

可決

第1回臨時会のあらまし …… P24

国の重点支援地方創生臨時交付金の活用
令和6年度亀山市一般会計補正予算
(第9号)について

3月定例会

- ・議案と議決結果…………… P8～10
- ・代表質問…………… P11～13
- ・議案質疑…………… P14～18
- ・一般質問…………… P19～23

第1回臨時会

- ・議案と議決結果…………… P24～25
- ・議案質疑…………… P25

表紙写真:野外へ春探し(加太保育園)



令和7年度予算

総額368億3350万円を可決しました!

予算決算委員会

予算決算委員会では、市長から提案された令和6年度各会計補正予算5議案、及び令和7年度各会計予算7議案を審査しました。令和7年度各会計予算については、予算審議を充実させるため、2月17日に当初予算説明会として、予算決算委員会協議会を開催し、市長及び担当部長等から説明を受けました。そして、3月21日、24日の2日間にわたり委員会を開催し、審査を行いました。

令和7年度予算の内訳

会計区分		令和7年度 (当初予算)	令和6年度 (当初予算)	対前年比 (%)
一般会計		236億2000万円	222億1000万円	6.3
特別会計	国民健康保険事業	44億6020万円	48億3120万円	▲7.7
	後期高齢者医療事業	13億240万円	12億4940万円	4.2
企業会計	水道事業	17億6510万円	18億1670万円	▲2.8
	工業用水道事業	8620万円	8490万円	1.5
	下水道事業	34億5750万円	33億5870万円	2.9
	病院事業	21億4210万円	21億6740万円	▲1.2
総計		368億3350万円	357億1830万円	3.1

【委員会での主な質疑】

- 令和7年度予算編成の考え方について
- 令和7年度予算案の特徴について
- 令和7年度行政経営の重点方針のうち財政構造改革の集中展開について
- 財政構造改革骨太方針2024の具体的取組について
- 令和6年度で廃止する事業及び令和7年度から内容等が変更となる事業について
- 教育施設等の施設管理費のうち修繕料について
- 下水道ストックマネジメント対策事業について

3月定例会のあらまし

3月定例会は、2月25日から3月27日までの31日間の会期で開催しました。

今定例会では、開会日に、議会から委員会提出議案1件を提案し、直ちに先議を行い、続いて市長から条例改正18件、条例廃止1件、令和6年度各会計補正予算5件、令和7年度各会計予算7件、その他、市道路線の認定2件、合わせて議案33件と報告1件が提案されました。また、3月27日には、追加議案として、市長から人権擁護委員の候補者の推選同意2件が提案され、議会から委員会提出議案として条例改正1件が提案されました。

議案一覧・
表決の結果は
8ページ～

委員会では、一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論がありました。

◎令和7年度予算を執行するにあたって

委員会からの意見

予算案を審査した結果、委員会として4つの意見を付けてすべての議案を可決しました。

- 1 財政構造改革骨太方針2024については、取組方針の1つである枠配分方式を改めて精査するとともに、改訂された亀山市基金活用指針に基づき基金の有効活用を図るなど、徹底した歳出削減と歳入確保に取り組まれない。
- 2 予備費は、あらかじめ予見できない予算超過の支出に対する予算であり、本来の趣旨に合わせて計上すべきものであることから、予見できる修繕料等については、当初予算に計上されたい。
- 3 次期総合計画の策定に当たっては、市民ニーズを十分に把握し、的確に施策の優先度を見極めるとともに、財政健全化と政策推進が両立するよう考慮して取り組まれない。
- 4 今後、大規模施設整備事業や、次期総合計画に基づく新たな事業の実施により、公債費の増加が見込まれることから、事業の優先度や規模等を十分精査して、将来の財政負担を縮減するなど、健全な財政運営に努められたい。

※財政構造改革骨太方針2024とは、市税収入などが減少する中で、エネルギー価格や物価の高騰などにより、歳出が急激に増加していることを受けて、抜本的な財政構造の立て直しに取り組むため、昨年5月に策定した市の方針。

議会映像インターネット配信 予算決算委員会 3月21日



3月24日



総額 368億3350万円

議案第33号から議案第39号まで 令和7年度各会計予算について

一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、他の会計予算については、賛成者多数で可決

一般会計、国民健康保険事業特別会計、その他会計

賛成者多数
可決

【本会議の代表質問及び議案質疑における主な質疑・質問】

- 令和7年度施政及び予算編成方針について
- 市長マニフェスト「緑の八策ver. 2」について
- 令和7年度教育行政一般方針について
- 令和7年度の病院事業経営の見込みについて
- 財政構造改革骨太方針2024における10%シーリングの成果について
- 新しい産業団地の確保、半導体・健康医療・商業など成長分野の企業立地の促進について
- 大規模施設整備事業の基本的な考え方について
- 新庁舎建設について
- 道路維持・交通安全施設修繕のための工事請負費について

本会議での反対討論の主な内容

《一般会計》討論2名

- 第3子以降の出生祝金の廃止や教育施設の修繕料の減額など、事業が廃止・縮小されているアンバランスな予算である。
- 本来各部署で計上すべき修繕料については、財政部局がコントロールできるように予備費を増額するなど問題のある予算がいくつも含まれており、市民生活を守る予算とは、到底いえないものである。

《国民健康保険事業》討論1名

- 国民健康保険税の大幅値上げが含まれており、物価高騰に苦しむ市民の切実な要求に十分応えていない。

本会議で賛成討論の主な内容

《一般会計》討論3名

- 財政構造改革と将来投資のバランスを取りながら、限られた財源の中で果敢に構成された適切な予算である。
- 財政構造改革はまだ道半ばと考えるが、将来の亀山として、そして改革の最大の目的である持続可能な財政構造改革へつなげるため、しっかりと改革を進めていただきたい。
- 単なる削減を目的とするのではなく、持続可能な財政運営に向けた着実な一步を踏み出したものであり、中長期的な視点で改善を進める姿勢は将来の市民福祉の維持向上に寄与するものである。

三重県の示す標準保険税率に則した税率改正

議案第21号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 について

賛成者多数

可決

三重県の示す標準保険税率に則して税率を改正することにより、国民健康保険財政の健全化を図るものとして改正を行うものです。

【反対討論】

○国民健康保険税の大幅な引上げの議案であり、保険税率の引上げで、市民の命や健康を危険にさらしている本末転倒である。

【本会議での主な質疑】

- なぜこれほど大幅な値上げをしなければならないのかについて
- 国民健康保険事業運営基金の活用について

【賛成討論】

○現行の国民健康保険税率にとどめた場合、国の財政安定基金から貸付けを受けなければならず、償還金は被保険者が負担することになり、かえって国民健康保険税にはね返ってくるなど、やむを得ない改正である。

第3子の出生時に支給する出生祝金3万円の廃止

議案第27号 亀山市子どもの出生祝金条例の廃止 について

賛成者多数

可決

こども・子育て施策の強化及び若い世代の所得向上に向けた取組が進められていることから、市の限られた財源の配分を見直し、より質の高い効果的な子育て支援等の施策を推進していくため、本条例を廃止するものです。

【反対討論】

○出生祝金は第3子以降に支給する子育て支援策であり、本市の特徴ある独自の施策として長年続けられてきたもので、ぜひとも事業を継続するべきである。

【本会議での主な質疑】

- 廃止の理由と影響について
- 市民への周知と住民理解について

【賛成討論】

○出産育児一時金の引上げや出産子育て応援交付金の全ての妊産婦への支給、第3子以降の児童手当の拡充など、子どもに対する環境は劇的に変化しており、市の現状を鑑みるとやむを得ない改正である。

3月定例会のあらまし

委員会提出議案 議会運営委員会の委員数変更

第1号 亀山市議会委員会条例の一部改正について

全会一致
可決

議会運営委員会の委員については、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。今般、議員1名の辞職による会派構成の変更に伴い、選出する議会運営委員会の委員数に変更が生じたことから、次のように改正を行うものです。

(1) 議会運営委員会の委員の定数を、6人から5人に改めます。

委員会提出議案 刑法等の改正に伴う拘禁刑創設

第2号 亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

全会一致
可決

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、次のように改正を行うものです。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、次のように改正を行うものです。

- (1) 本条例で引用している番号利用法第2条第8項及び第9項が繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。
- (2) 本条例中に規定されている「懲役」を「拘禁刑」に改めます。
- (3) その他規定の整理を行います。



とびっくす

令和6年度 議会個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等

亀山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程に基づき、議会が保有する個人情報の開示・訂正などの状況を次のとおり公表します。

- 1 保有個人情報の開示請求件数 0件
- 2 保有個人情報の訂正請求件数 0件
- 3 保有個人情報の利用停止請求件数 0件
- 4 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する決定の状況
 - (1) 開示決定等 0件
 - (2) 訂正決定等 0件
 - (3) 利用停止決定等 0件
- 5 審査請求件数 0件

議会からの提言に対する市の対応

各常任委員会では、毎年、テーマを設けて、調査・研究を行っています。各委員会からの報告書は、議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう市長に提言書を提出しています。

令和6年度の提言に対する市の対応について、市長より次のとおり報告がありました。

提言 総務委員会

「公共交通政策」について

コミュニティバスのルートやダイヤ等を利便性の高いものとするため、地域住民と交通事業者、行政の三者が連携して運行協議会等を設置するなど、住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていく仕組みを構築すること。など4点

市の対応

コミュニティバスのルートやダイヤ等を利便性の高いものとするため、住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていく仕組みを構築すること。



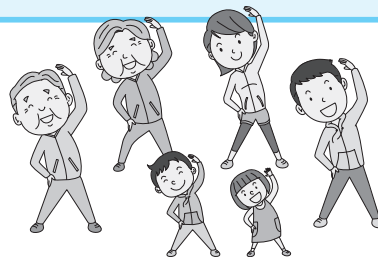
提言 教育民生委員会

「スポーツによる健康づくり」について

地域でスポーツ活動を行う団体を効果的に支援するために、庁内連携を図るとともに、スポーツ活動を行う団体と情報交換を行うなど、その活動内容や課題、ニーズを的確に把握できる仕組みを構築すること。など5点

市の対応

幅広い世代の市民ニーズの把握に努めながら、スポーツや運動による本市の健康づくりにつながるよう関係団体や個人に対して支援を行っていく。



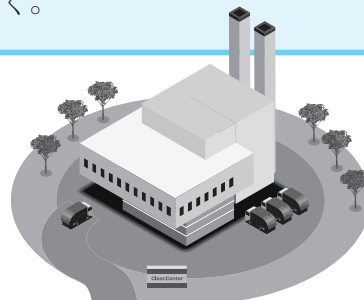
提言 産業建設委員会

「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について

現在の溶融施設のように、コークスを大量に使用し、エネルギーを浪費する処理方式については見直し、コストやエネルギーに配慮した処理方式について検討に加えること。など4点

市の対応

現在次期ごみ処理施設整備基本構想の策定に向け、環境にやさしく経済的、効率的な施設となるような処理方式、事業方式など今後の処理方針について、多面的な検討を行っていく。



※令和6年度に各委員会で行った所管事務調査の詳細は、議会だより98号【令和6年11月1日発行】に掲載しています。

3月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、10ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
9	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
10	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 令和6年人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の勤勉手当の支給等について、所要の改正を行う	可決	賛15:反1
11	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、仕事と育児・介護の両立を支援するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られたことを踏まえ、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
12	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について 現在の厳しい市の財政状況等を総合的に勘案し、令和7年4月1日から令和11年2月5日までの間に支給する市長の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
13	亀山市職員給与条例の一部改正について 令和6年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
14	亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について 国家公務員退職手当法の一部が改正されたことから、市の職員についても国家公務員に準じた取扱いとするため、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
15	亀山市税条例の一部改正について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
16	亀山市手数料条例の一部改正について 建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、原則全ての新築住宅及び非住宅が建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となることに伴い、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
17	亀山市運動施設等条例の一部改正について 令和6年度において、東野公園体育館空調設備工事が完了することに伴い、当該空調設備の利用料金の額の範囲を新たに定めるため、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
18	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について 罹災者に対する災害弔慰金等の適切かつ迅速な支給を行うためには、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく合議制の機関において災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議を行う必要があることから、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
19	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 府令基準において特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携に係る規定及び連携施設に関する経過措置が改正されたことから、市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
20	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 省令基準において家庭的保育事業者等の保育所等との連携に係る規定及び食事の提供の特例に関する規定並びに連携施設に関する経過措置が改正されたことから、市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
21	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 三重県の示す標準保険税率に則して保険税率を改正することにより国民健康保険財政の健全化を図るため、所要の改正を行う。	可決	賛13:反3
22	亀山市営住宅条例の一部改正について 亀山市民間活用市営住宅事業により平成27年4月1日から借り上げていた賃貸共同住宅5戸について、令和7年3月31日をもって賃貸借契約が終了することから、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
23	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について 令和6年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
24	亀山市消防団条例の一部改正について 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
25	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることから、政令で定める基準に従い、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
26	亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について 消防団員等公務災害補償等共済基金に関する法律施行令の一部が改正され、非常勤消防団員に対する退職報償金の勤務年数区分が追加されることに伴い、所要の改正を行うものです。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
27	亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について こども・子育て施策の強化及び若い世代の所得向上に向けた取組が進められていることから、市の限られた財源の配分を見直し、より質の高い効果的な子育て支援等の施策を推進していくため、本条例を廃止する。	可決	賛13:反3
28	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第10号)について	可決	賛15:反1
29	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	可決	賛15:反1
30	令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	賛15:反1
31	令和6年度亀山市水道事業会計補正予算(第1号)について	可決	賛15:反1
32	令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第4号)について	可決	賛15:反1
33	令和7年度亀山市一般会計予算について	可決	賛11:反5
34	令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	可決	賛13:反3
35	令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	可決	賛15:反1
36	令和7年度亀山市水道事業会計予算について	可決	賛15:反1
37	令和7年度亀山市工業用水道事業会計予算について	可決	賛15:反1
38	令和7年度亀山市下水道事業会計予算について	可決	賛15:反1
39	令和7年度亀山市病院事業会計予算について	可決	賛15:反1
40	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、能褒野52号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反1
41	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、能褒野53号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反1
42	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の尾崎末廣氏は、令和7年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として推薦することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
43	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の服部洋子氏は、令和7年6月30日をもって任期満了となることから、その後任の委員に川戸ゆり氏を推薦することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
委員会 1	亀山市議会委員会条例の一部改正について 議員1名の辞職による会派構成の変更に伴い、選出する議会運営委員会の委員数に変更が生じたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
委員会 2	亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、次のように改正を行う。 また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、次のように改正を行う。	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
議員名		古田吉昭	櫻木善仁	深水隆司	草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	高島真	新秀隆	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	服部孝規	櫻井清蔵
議案名																		
議案第9号	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第10号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第11号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第12号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第13号	亀山市職員給与条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第14号	亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第15号	亀山市税条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第16号	亀山市手数料条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第17号	亀山市運動施設等条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第18号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第19号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第20号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第21号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	-	賛	反	反
議案第22号	亀山市営住宅条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第23号	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第24号	亀山市消防団条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第25号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第26号	亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第27号	亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反	賛	反
議案第28号	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第10号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第29号	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第30号	令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第31号	令和6年度亀山市水道事業会計補正予算(第1号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第32号	令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第4号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第33号	令和7年度亀山市一般会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	賛	賛	-	反	反	反
議案第34号	令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	-	賛	反	反
議案第35号	令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第36号	令和7年度亀山市水道事業会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第37号	令和7年度亀山市工業用下水道事業会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第38号	令和7年度亀山市下水道事業会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第39号	令和7年度亀山市病院事業会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第40号	市道路線の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反
議案第41号	市道路線の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反



さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



代表質問とは

亀山市議会では、施政及び予算編成方針や市長の所信表明・マニフェスト（改選時）に対して、会派を代表して質問します。



議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけでなく、政策の見直しや提言を行います。

代表質問

服部 孝規<日本共産党>



令和7年度施政及び予算編成方針について

●新庁舎建設について

Q 新庁舎建設計画が6年先に延伸されたことから、再度建設予定地等を見直し、水害の心配がなく、用地取得費が不要となる新たな建設予定地にすべきと考えるが、見解を尋ねる。

A 新庁舎の建設場所等については、経済性のみ視点だけではなく、都市マスタープランなどに位置づける目指すべき都市づくりを踏まえ、慎重に判断し、亀山駅周辺を建設場所に決定しており、時期の延伸に伴いその方針が変わるものではない。

Q 市は令和7年度予算を10%削減したことから、新庁舎建設についても、市有地を利用するなど経済性を最も重要視すべきではないのか。

A 新庁舎建設の時期を6年延伸したことにより、庁舎建設基金を目標の15億円から総額30億円以上積み立てることが可能となる。また、建設場所や整備手法を決定し、整備計画

をより具現化していく段階で、コンパクト化等も検討するほか、特定財源の確保により、出来る限り財政負担の低減を図り、あらゆる面から建設コストを検討していく。

Q 今後、公共施設の更新が控える中で、新庁舎の行政機能は、集約型ではなく分散型にすべきと考えるが、見解を尋ねる。

A 支所やあいあいなど、現在分散している行政機能については、亀山市新庁舎整備基本計画において新庁舎に集約することを基本としており、コスト面については、庁舎を分散することにより当面の整備費用を抑制した場合であっても、維持管理に係る経費や将来の更新費用が必要となることから、結果的に経費の増大することになるため新庁舎への集約を基本と考えている。

【その他の質問】

- ・「大規模施設整備事業の基本的な考え方」について
- ・国民健康保険制度について
- ・老朽化が進んでいる保育園の建て替え計画がないことについて
- ・リニア亀山駅は今後のまちづくりの柱とすべきではないことについて



森 美和子<公明党>



市長マニフェスト「緑の八策ver.2」について

●不登校児童生徒のサポート・選択肢の充実、県立夜間中学通学への財政支援について

Q 市長マニフェスト「緑の八策Ver.2」の二策「子どもの笑顔と心を育む！」に掲げた、不登校児童生徒のサポート・選択肢の充実の意図について尋ねる。

A 現在の子どもを取り巻く様々な環境の変化に伴い、社会や家庭、教育などの課題がある中で、様々な状況に適応していくための選択肢がより広くあるべきであると考えている。本市では、誰一人取り残さない学びの保障に向け、亀山市教育支援センターやフリースペースかめっこの設置に加え、一時的に登校しづらい児童・生徒が学習をしたり興味のあることに取り組んだりできる居場所として、令和5年度にサークルルームを市立図書館に開設した。また、令和6年度に不登校の児童・生徒の学びの場の確保のため、小中14校全ての学校に校内教育支援センターを設置し、支援員10名を学校の状況に応じて配置している。また、不登校だけでなく、虐待、

DVなどに対し、関係機関と連携して応えていくため、選択肢を広げるものである。

Q 三重県が設置したみえ四葉ケ咲中学校は、義務教育を修了していない方などを対象とする夜間中学と、不登校や不登校傾向にある学齢期も通える学びの多様な学校が併設されている。市長マニフェストにある、夜間中学通学への財政支援とあるが、入学するすべての方が対象なのか。

A みえ四葉ケ咲中学校に通われる方については、若干名を想定しており、就学援助と同様に各家庭の状況等により支援するものと考えている。

Q 就学援助については、様々な種類があるが、今回の財政支援の対象となる費用について尋ねる。

A 財政支援としては、学齢期の生徒については、市内中学校と同様に様々な学用品を支援し、学齢期を経過した社会人については、学用品6000円と校外学習費4000円程度を支援する。この就学支援については、周知等適切に対応していきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・市長の所信について
- ・令和7年度施政及び予算編成方針について



櫻木 善仁<新和会>



令和7年度教育行政一般方針について

●人口減少に伴う学校運営について

Q 人口減少に伴う学校の統廃合について、現時点での方針を尋ねる。

A 国や県の教員配当に加え、市費独自の教員を配置するなどきめ細やかな教育を行うことができるように取組を進めている。また、市内全ての小・中学校をコミュニティスクールに指定しており、地域の特色や教育資源を最大限に生かし、地域と共にある学校づくりを進めていることから、統廃合は考えていない。

Q 小規模校の地域の特色を生かした取組は非常に重要であるが、現在小規模校でどのような教育推進を行っているのか尋ねる。

A 具体的な取組としては、小規模校同士のオンラインによる合同授業や、複式学級指導についての研修などを実施するほか、交流学習

を行っている。令和6年度は、「子どもたちの学びを深める複式教育の推進のために」というテーマで、学習リーダーを核とした渡りの授業の進め方について研究を進めた。

Q 今後、児童数が減少することが予測されている中、平成15年から小規模特認校制度が導入されている白川小学校のほか、区域外就学の拡大を検討する考えはないのか。

A 野登小学校の学校運営協議会では、地域の核となる学校を存続し、学校運営の活性化のため、小規模特認校制度の導入に関する要望が教育委員会に提出されたことから、制度を活用して地域と共に歩む学校づくりがさらに推進される取組を進めていただくために、令和7年4月から野登小学校でも小規模特認校制度を導入することとなった。教育委員会としては、小規模特認校制度が地域の教育力向上や子どもたちに多様な学びの機会を提供するための重要な手段と考えている。

【その他の質問】

- ・令和7年度施政及び予算編成方針について



櫻井 清蔵<勇政>



新庁舎建設について

- 新庁舎の整備時期を6年先送りすることについて
- 建設場所については、改めて市民の声を聴くべきと思うが、市長の見解を尋ねる

Q 新庁舎の整備時期を6年延伸された理由について尋ねる。

A 新庁舎など4つの大規模施設の整備については、将来にわたる財政負担を可能な限り軽減することが重要であることから、整備スケジュール等について検討を重ね、基本的な考えを取りまとめた。その結果、市民生活への影響が極めて大きく、早期整備により2億円を超える経費縮減が見込める、新ごみ処理施設の整備時期との調整を図り、新庁舎の開庁時期を6年延伸することとした。

Q 物価高騰などにより、新庁舎建設に要するコストが値上がりし、将来負担を増やすのではないか。

A 現在の試算額は確定ではなく、今後事業のシミュレーションをしていく上で、将来にわたる財政的負担を可能な限り軽減することは重要であり、コストを下げるための様々な整備手法を検討していく。

Q 建設場所については、アンケートなどを実施し、改めて市民に意見を聴くべきであると考えが、見解を尋ねる。

A 新庁舎建設については、市長選挙を通じて、マニフェストを見直してお示しし、民意を把握させていただいた。そういったプロセスを経て、市民の皆様の民意として、一定の判断のもと前へ進めていくことが重要であることから、改めて市民の意見を聴くことは現時点では考えていない。

【その他の質問】

- ・市長マニフェストについて
- ・中学校全員喫食制給食実施事業について
- ・亀山市文化大使について



草川 卓也<結>



令和7年度施政及び予算編成方針について

- 大規模施設整備事業以外の公共施設等の整備方針について
- 多様な手法による財源確保について

Q 道路施設の整備に係る予算について、大幅な減少傾向となっており、インフラ整備の遅延拡大が懸念される中、自治会からの要望に対する処理状況や未着手の要望に係る今後の整備のスケジュールについて尋ねる。

A 自治会等からの市道修繕に関する要望に対して、現地確認や聞き取り等を行った上で対応の可否を判断し、必要に応じて速やかに即時対応している。しかし、予算が高額となる修繕については、予算要求をした上で次年度以降の着手となっており、中でも対応に最も長い時間を要している令和元年度分の側溝整備5件については、整備スケジュールを見直したことにより着手予定が令和7年度から令和8年度以降となった。

Q インフラ整備における予防的な維持管理は、コスト抑制と市民の安全確保に不可欠であるが、適切に実施されているのか。

A 橋梁については法定点検を行い、亀山市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を行っている。道路舗装については、主要市道は亀山市舗装維持管理計画に基づき計画的に舗装修繕を行っているが、それ以外の市道については自治会等からの要望等により順次修繕を行っており、予防保全には至っていない。

Q 財政が厳しい中、歳入の確保の取組みとして、JR下庄駅に隣接した公有地を駐車場として整備をし、利用者の満足度の向上と駐車場の利用料金の収入による財源の確保について、市の見解を尋ねる。

A 下庄駅の利用者の駐車場としているが、活用することは、これまでも検討を行っているが、JR東海としては、駅の入り口は東側1か所と考えており、駐車場整備に至っていない。

Q 団地周辺の公有地である緑地帯を活用した駐車場の整備について、市の見解を尋ねる。

A 都市計画法施行令により、緑地または広場を確保する必要があるが、余剰となる緑地については、住民の理解を得た上で、ニーズを踏まえた利活用と緑地の維持管理コストの低減について検討している。

【その他の質問】

- ・市長マニフェストについて



議案質疑

服部 孝規<日本共産党>



議案第21号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- なぜこれほど大幅な値上げをしなければならないのか
- 国保税を払う側に立った検討はされたのかについて
- 今後の国保税の値上げについて

Q 物価が高騰し、賃金が増えない中で、なぜ、国民健康保険税をこれほどまで大幅に値上げしなければならないのか。

A 第2期三重県国民健康保険運営方針に従い、国民健康保険税に係る標準保険税率の整合を図る必要がある中で、団塊世代が後期高齢者医療制度へ移行し、被保険者が減少することから、保険税等の歳入が減少する。また、激変緩和措置が令和5年度に終了したことに伴い、国民健康保険事業費納付金の歳出増加が見込まれることから、令和7年度以降は、国保財政の大幅な赤字が想定され、やむなく保険税率の改正を行うものである。

Q 国保税の値上げの検討において、被保険者の生活実態や負担能力について考慮したのか。また、国

民健康保険制度の構造的な課題も含めて検討したのか。

A 国民健康保険制度を維持していくために必要であることから、国民健康保険運営協議会において、被保険者の負担も十分認識しながら、国民健康保険税について検討を重ねてきた。当該制度の構造的な課題についても認識を深め、早期の国による財政支援等について強く要望していきたいと考えている。

Q 同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険税率となる標準保険税率へ令和11年度末までに統一するという取組の中で、令和7年度に保険税の値上げを実施するとのことであるが、さらに今後も値上げを見込んでいるのか。

A 令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、国民健康保険においても子ども・子育て支援金を新たに賦課することから、令和8年度以降も保険税率の引上げが必要になるものと考えている。

【その他の質疑】

- ・議案第13号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- ・議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について



森 美和子<公明党>



議案第33号 令和7年度亀山市一般会計予算について

- 民間保育所補助費、病児保育事業費補助金について
- 地域生活交通再編事業、人材育成事業支援業務委託料について

Q 病児保育事業は、国のこども未来戦略方針で加速化プランとして示されるほど重要な事業であると認識しているが、令和7年度予算に計上された体調不良児対応室はどの園に設置するのか。

A 社会福祉法人微笑福祉会が運営する野登ルンビニ園において、保育中に体調不良となった児童を対象に体調不良児対応型の事業実施を予定している。

Q 当該事業の実施に至る経緯について尋ねる。

A 病児保育事業は、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画において、令和4年度から事業開始を計画していたが、事業実施に必要な看護師等の確保など体制整備に課題があり、実施には至らなかった。そのような中、

社会福祉法人微笑福祉会から事業実施の申し出があったことから、今回実施に至った。

Q 国のモビリティ人材育成事業費補助金を活用する地域生活交通再編事業の人材育成事業では、どのような人材育成を考えているのか。

A 亀山市地域公共交通計画に基づき、バス等の利用者をコロナ禍前の水準まで回復させる取組を進めているが、依然として、一部のコミュニティバス路線では路線維持基準を下回る利用状況が続いている。地域の利用者ニーズを踏まえた地域公共交通の最適化や持続可能な地域公共交通の実現に向けた地域と共に考える仕組みの構築が遅れていることが課題であり、国のモビリティ人材育成事業補助金を活用し、地域住民、交通事業者、行政の三位一体により最適な輸送サービスの在り方について検討し、運行内容等の再構築を進めていく。

【その他の質疑】

- ・議案第21号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- ・議案第28号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第10号)について



深水 隆司<新和会>



議案第11号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

●改正内容について

Q 今回の改正により、時間外勤務の制限対象となる職員は何人いるのか。また、会計年度任用職員も対象となるのか。

A 対象職員数は、子に係る扶養手当の支給の実績を基に、現時点では男性職員33人と把握している。今回の条例改正により、対象の範囲が拡大するため、男性職員78人が対象となる。また、会計年度任用職員については、本条例の対象外であるが、亀山市会計年度任用職員の任用、勤務条件、身分取扱い等に関する規程第8条において、この条例の規程を準用しているため、結果的に制度の対象となる。

Q 時間外勤務の制限の適用を受けるには、どのような手続きが必要なのか。

A 対象職員は、時間外勤務の制限開始日と期間を明らかにした上で、本人が請求する。そ

の請求を受けて、任命権者は、対象職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難でない限り承認する。

Q 介護離職防止のため、個別の周知・意向確認について面談等の措置を講ずるとしているが、今後はどのように勤務環境を整備していくのか。

A 現在、総務課が窓口となっており、職員から仕事と介護の両立に関する相談の申し出があった場合は、主に面談により相談に応じている。今後は受け身的な立場ではなく、積極的に相談体制について職員に周知するとともに、メールなどの面談以外の方法で相談を受け付けるなど、柔軟な対応により、相談しやすい体制の整備に努める。

【その他の質疑】

- ・ 議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第13号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- ・ 議案第18号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について



伊藤 彦太郎<勇政>



議案第39号 令和7年度亀山市病院事業会計予算について

●令和7年度の事業経営の見込みについて

Q 令和7年度の病院事業会計の予算編成におけるポイントと事業経営の見込みについて尋ねる。

A 収益的支出と資本的支出の合計は、21億4210万円で前年度の予算と比較し、1.2%減の予算規模とした。収益的収入は、「財政構造改革骨太方針2024」により、赤字補填である一般会計補助金が削減されたものの、患者数の増加が見込まれるほか、収益的支出は、診療体制の充実に柔軟に対応できるよう、給与費を増加するなど、収入から支出を差し引いた赤字額は、前年度より5450万円増の1億7160万円と見込んでいる。資本的支出については、老朽化した小荷物専用昇降機、リフトの更新に係る建設改良費を計上している。

また、経営状況の見込みについては、三重大学及び滋賀医科大学との連携等により、医師をはじめとする医療従事者も充足しつつある中、患者数も増加傾向にあることから、令和7年度については、引き続きおおむね順調に推移すると考えている。

Q 医療従事者の働く環境の整備に関する予算は計上されているのか。

A 医師や看護師の職場環境整備を図るための設備投資については、計画的に実施している高額なもの以外は、医業費用の経常経費において対応している。

【その他の質疑】

- ・ 議案第33号 令和7年度亀山市一般会計予算について



草川 卓也<結>



議案第33号 令和7年度
亀山市一般会計予算について

●広報紙発行費及び行政情報番組提供事業について

Q 広報紙の発行回数の見直しとコンテンツの充実について、具体的な変更点を尋ねる。

A 広報紙の発行回数は、市民への周知や調整期間を確保した上で、新年度秋頃をめぐり、現在の1日号・16日号の月2回の発行から、1日号のみの月1回の発行に変更していきたいと考えている。掲載記事の内容は、「じっくり読める」という紙媒体の特性を生かしつつ、特集記事の充実のほか、活躍されている市民等を紹介するコーナーの新設、子育て情報の集約化などにより掲載内容の充実を図っていく。

Q 見直しに至った背景と、市民アンケートの結果を尋ねる。

A 「伝わる広報」を推進するため、情報発信の効果性や即時性、広報媒体間の補完性など

について現状分析や市民ニーズの実態把握など、多面的な検討をした上で取組方向の整理を行った。また、令和6年7月に実施した市民アンケートでは、約6割の方が「月1回が適当」と回答した。他にも自治会での広報紙配布の負担軽減や、紙の価格高騰に伴う経費抑制などの理由から発行回数や掲載記事の見直しを行った。

Q 行政情報番組更新回数の見直しとコンテンツの充実について、その内容や構成の変更点と、見直しによる財政的な削減効果について尋ねる。

A 行政情報番組の更新回数を、毎週更新から、1日と16日の月2回更新へ変更し、放送時間を1回30分から60分に拡大して情報量を増やし、市民参画によるコーナーの充実を図る。財政的な削減効果については、放送回数が半減することにより、番組制作委託料が昨年度より250万円削減できる。

【その他の質疑】

- ・議案第27号 亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について



福沢 美由紀<日本共産党>



議案第18号 亀山市災害
弔慰金の支給等に関する
条例の一部改正について
●新たに設置される委員会
について

Q 今回の条例改正により、新たに設置される災害弔慰金等支給審査委員会について尋ねる。

A 令和6年1月に発生した能登半島地震など、大規模な自然災害が頻発する中、災害との因果関係の判断が難しい災害関連死が増加していることから、その判断を行うために必要な医療等に関する専門的な知識に基づく審査を行うために当該委員会を設置する。

Q この委員会がない場合、災害関連死等への支給に支障があるのか。

A 災害弔慰金と災害見舞金の支給については、市が決定を行っている。当該委員会がない場合でも支給は可能であるが、災害との関連性の判断が困難なケースの場合は、専門的な知識を持つ者による判断が必要であり、スムーズに支給するため、当該委員会を設置するものである。

Q 弔慰金と見舞金の内容と手続きの方法について尋ねる。

A 災害弔慰金等は、災害によって亡くなった方のご遺族へ支給を行うもので、世帯の生計を維持していた方が亡くなった場合は500万円、それ以外の場合は250万円支給している。また、災害障害見舞金は、災害によって重度の障害を負われた方に支給を行うもので、生計を維持している方が重度の障がいを負った場合は250万円、それ以外の場合は125万円支給している。手続きの方法については、総合保健福祉センターあいの地域福祉課の窓口において、死亡診断書、罹災証明など必要書類を添えて申請していただく。

【その他の質疑】

- ・議案第11号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業に関する条例の一部改正について
- ・議案第22号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- ・報告第1号 専決処分の報告について



新 秀隆<公明党>



議案第22号 亀山市営住宅条例の一部改正について

●賃貸借契約の終了について

Q 民間賃貸共同住宅である野村団地住宅5戸について、令和7年3月末で賃貸契約を終了することになった協議経過及び理由について尋ねる。

A 事業者に10年間の契約延長を求めていたが、令和6年8月に事業者から自己都合により再契約の意思がないことを書面により確認したため、賃貸借契約を終了することとなった。

Q 入居している方への市からの説明は十分に行われ、納得は得られたのか。

A 令和7年度以降は、民間事業者と個別に契約を行い住み続けるか、ほかの市営住宅に住み替えるかを選択していただく必要があることから、令和7年3月31日より6か月以上前から入居者には説明している。

Q 市営住宅への入居ニーズは、非常に高いと認識される中で、民間賃貸住宅の借上戸

数が減少することによる今後の影響について尋ねる。

A 令和6年7月に東御幸住宅5戸が加わったことで実戸数の合計は95戸となったが、令和7年3月31日で契約期間が満了となる野村団地住宅5戸を差し引くと、借り上げ戸数は合計90戸となる。しかし、令和6年12月に高塚町地内において建設事業者から借上型市営住宅5戸の新規応募申請があったため、令和7年2月に亀山市借上型市営住宅選定委員会を開催し、令和7年度中に借り上げる予定となっている。その他、本事業に興味を示している複数の事業者から建物の仕様などについて問い合わせがあり、応募申請書の提出を予定している事業者もあることから、今後の借り上げ戸数の増加が十分見込めるものと考えている。

【その他の質疑】

- ・議案第17号 亀山市運動施設等条例の一部改正について
- ・議案第28号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第10号)について



櫻木 善仁<新和会>



議案第28号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第10号)について

●行政情報化推進費 地域活性化起業人事業の減額補正について

Q 行政情報化推進費に計上された地域活性化起業人事業の減額補正について、予算額560万円全額を減額しているが、デジタル人材の確保ができなかった理由を尋ねる。

A 行政手続オンライン化やAI、RPAの拡充など、行政DXのさらなる推進を図ることを目的に、国が民間企業と地方公共団体とのマッチングを支援する地方創生人材支援制度を活用しながら企業と協議を行ってきたが、地方公共団体情報システム標準化への対応のために、全国的なデジタル人材不足や、人件費の高騰に伴う派遣社員の給与等に係る経費の問題などにより、民間企業からのデジタル人材

の確保ができなかった。また、本来のシステムの環境との関係性により、デジタル関連企業との協議が調わなかったため、本制度の活用には至らなかった。

Q 当初から計画していた取組の進捗状況について尋ねる。

A 地域活性化起業人制度を活用し、高度デジタル人材が牽引した場合と比較すると十分とは言いきれないが、DX推進室の職員において鋭意対応を図ってきた。特に令和6年度は、行政手続オンライン化の拡充に向けた手続きの洗い出し調査とその分析を実施したほか、生成AIの安全な活用に向けたワーキンググループによる調査研究等を行った。課題としては、行政DX推進計画には様々な施策が位置づけられ、未だ計画途上にあるため、それらの取組の推進を図らなければならない。



櫻井 清蔵<勇政>



議案第13号 亀山市職員給与条例の一部改正について

●地域手当の支給割合を引き下げることについて

Q 優秀な人材確保のために地域手当の制度があると認識しているが、地域手当の支給割合を、現在の6%から4%とする理由について尋ねる。

A 令和6年度の人事院勧告において、国家公務員における地域手当制度自体が見直されたことにより、三重県は四日市市、鈴鹿市を除いて県単位で4%とする見直しが行われたため、本市に在勤する国家公務員の支給割合は現在の6%から今後2か年かけて段階的に1%ずつ引き下げられ、4%とする勧告がなされるとともに、給与制度自体も見直され、初任給を大幅に上げるという判断がされた。本市は、国家公務員に準じる国公準拠を基本に対応しており、今回の改正では30歳台後半までの職員に重点をおいて、全ての職員を対

象に全俸給表の改訂も行っていることから、地域手当を引き下げても給料や手当が引き上げとなっているため、全体的には不利益を生じていないと考えている。

Q 市民のために、亀山市政のために仕事に従事している亀山市職員の生活を守るため、地域手当6%を堅持すべきではないか。

A 職員が公務員として、その職務に誠意を持って精いっぱい取り組むことは素晴らしいことであると認識しているが、今回の地域手当の支給割合の見直しについては、人事院勧告に基づいており、特に給料については大幅な引き上げを行ったことから、全体的には不利益は生じていないと考えている。国公準拠をする中で、職員組合とも丁寧、十分に協議を行った上で妥結に至っているものである。

【その他の質疑】

- ・ 議案第33号 令和7年度亀山市一般会計予算について
- ・ 議案第18号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について



豊田 恵理



議案第22号 亀山市営住宅条例の一部改正について

●背景と趣旨について
●改正による影響について

Q 民間活用市営住宅事業の契約期間の取り決めについて尋ねる。

A 借上型市営住宅の賃貸借契約期間は、既存の賃貸共同住宅は10年、新たに建築したものは20年となっている。また、賃貸借契約の機関が満了するに当たっては、事業者から賃貸借契約期間の延長の申出があった場合は、入居者の状況等を考慮した上で、それぞれさらに10年を限度として賃貸借契約を締結することができるものとしている。

Q これまでに契約満了時期を迎えた物件についても、契約を終了したという事例はあったのか。

A 民間活用市営住宅事業は、平成23年度から開始しているが、これまでに契約が終了した事例はない。

Q 市営住宅を希望している市民と民間市営住宅に興味を持つ事業者との需要と供給のバランスを鑑みて、この事業は順調に進んでいるのか。

A 本事業においては、第2次亀山市総合計画後期基本計画では、令和4年度より毎年約10戸ずつ借り上げ、合計130戸を目標値としている。令和6年度の現状での借り上げ戸数は合計95戸であり、今回賃貸借契約期間の満了に伴い廃止する野村団地住宅を除くと、合計90戸となる。近年不安定な国際情勢により、建築工事及び維持管理費用などに伴う建築資材費または人件費等が高騰しており、建物の仕様や借り上げ金額などに、市と事業者との間で差異が生じ、合意に至らない状況となり、計画が遅れている。今後の取組としては、市営住宅が住宅困窮者等に対する住宅セーフティネットとしての役割を担えるように、引き続き、建設関係事業者や不動産事業者など他業種の事業者に対してPRを行い、借り上げ戸数の増加に向けて積極的に進めていく。

【その他の質疑】

- ・ 議案第16号 亀山市手数料条例の一部改正について
- ・ 議案第18号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について



一般質問

資格に応じた報酬と 休暇等の処遇改善を

福沢 美由紀<日本共産党>



会計年度任用職員の処遇 について

- 報酬単価の引き上げについて
- 期末手当について
- その他処遇について

Q 令和7年度の報酬単価の引上げについては、どのような検討がなされたのか、その結果と引上げ内容について尋ねる。

A 令和6年10月1日の最低賃金の引上げに伴い、暫定的報酬単価を一般業務の業務補助職と、福祉業務の福祉職1の報酬単価が同額となったことから、令和7年度に向けて、保育士など資格を必要とする職種を重点的に、近隣市の状況や職種間の報酬単価の差額を勘案し、報酬単価の見直しを行った。

Q 資格に応じて時給等を上げるだけでなく、区分についても検討する必要があったと考えるが見解を尋ねる。

A 今回は資格職の報酬単価を中心に見直した

ことから、職種区分は令和2年度に会計年度任用職員制度を導入した際に精査した5つの区分としている。

Q 期末手当及び勤勉手当の支給の現状と考え方について尋ねる。

A パートタイム会計年度任用職員の期末手当は6月期と12月期の年2回、合計1.35月の支給率であり、県内14市中では11番目である。勤勉手当については支給していない。期間率や成績率の取扱いなど具体的な支給方法について正規職員の取扱いとの均衡を踏まえて定める必要があるほか、扶養の範囲内で働いている会計年度任用職員については影響があることから、これらの点を踏まえ、できるだけ早い段階で対応できるように準備を進めていく。

Q 休暇等のその他処遇について、正規職員と会計年度任用職員の差を縮めていく計画があるのか。

A 会計年度任用職員の休暇は、国家公務員の非常勤職員の制度を基本として整理しており、休暇制度の導入時に手厚くしていることから、今後は必要に応じて検討していきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・中学校給食について
- ・保育士の配置について



安心・安全な 道路管理を求める

新 秀隆<公明党>



安心・安全なまちづくり について

- 道路管理について

Q 令和7年1月28日、埼玉県八潮市において発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、市が管理する下水道管の緊急点検が行われた。点検はどのような形で進められたか。

A 本市には国土交通省からの緊急点検の対象となる管路はないことから、比較的大きな口径50センチから60センチの管路及び延長380メートルについて、令和7年2月3日に、管路上の道路路面の亀裂や陥没、マンホール内の形状等に異常がないかなど、自主点検を行った。点検の結果、異常がないことを確認している。

Q 安心・安全な道路を維持するため、今後どのような取組を進めていくのか尋ねる。

A 道路管理については、従来と同様に、道路パトロールや市民からの通報により、市道の安全確保について最優先に取り組んでおり、令和7年度から道路施設管理包括的民間委託導入を検討していくことから、亀山市の道路施設管理に適した包括的民間委託の導入が実現すれば、市を經由せず直接委託業者に通報が入る仕組みとなり、現在よりも迅速な対応が可能になると考えている。また、上下水道管路の今後の取組のうち上水道に関しては、令和7年度から漏水箇所の調査において、AI等を活用することとしており、特定した漏水リスクの高いエリアを重点的に調査員が調査することが可能となったため漏水発見の確立が向上し、維持管理コストの縮減や有収率の向上につながると考えている。また下水道に関しては、亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む下水道施設の点検、調査、改築を実施していく。

【その他の質問】

- ・学校給食について



市民生活に重要な 道路整備等の着実な推進を

深水 隆司<新和会>



快適さを支える生活基盤
の向上について
●地元要望の市道整備につ
いて

Q 令和6年度の市道の整備に係る地元要望の件数と、これまでの要望に対する着手状況について尋ねる。

A 令和6年度の地元要望については、令和7年2月末現在で103件である。また、令和元年度から令和7年2月末までの要望1124件のうち、未着手となっているのは102件であり、約91%の要望が対応済みである。

Q 未着手の地元要望の案件について、今後どのように取り組んでいくのか。

A 未着手の案件については、要望内容を確認した上で、市道の通行に支障となっているものや、隣地に悪影響を及ぼしているものなどを最優先に着手している。また、側溝整備などの緊急性が高い要望については、基本的に要望書を提出いただいた順に進めていく。

Q 一律10%の削減目標が掲げられた「財政構造改革骨太方針2024」により、道路舗装事業や市単道路整備事業などの道路関係の令和7年度の予算は10%以上の大幅な削減となっているが、今までどおり地元要望に対応できるのか。

A 当該方針により、舗装や側溝の整備スケジュールを見直したことから、これまでよりも対応に期間を要すると考えている。

Q 市民から求められる安心・安全な道路整備に対する対応について、市の見解を尋ねる。

A 道路等の維持修繕については、皆様から様々な要望をいただいております。必要性や優先度を考慮しながら、市全体の予算配分の中で事業を実施してきたものであり、道路関係経費に限らず、他の行政サービス分野においても同様に進めてきた。現在、「財政構造改革骨太方針2024」による取組を全庁を挙げて進めているため、担当部署において事業の優先度をしっかり見極め、整備スケジュールを検討したものと認識している。今後も限られた予算の中で優先度、緊急度、コストについて考慮しながら適切に対応していく。

【その他の質問】

- ・市民力・地域力の活性化について
- ・大規模施設整備事業の基本的な考え方について



財政構造改革骨太方針2024 の徹底した取組を

今岡 翔平<勇政>



財政構造改革骨太方針
2024について
●取組の結果について

Q 「財政構造改革骨太方針2024」に係る取組の結果について尋ねる。

A 財政構造改革における枠配分方式については、令和6年度当初予算の90%程度を上限として令和7年度の予算編成を行った。その結果、一定の削減効果はあったものの、最終的に設定した一般財源予算枠157億200万円に対し、約3億円を超過した結果となった。

Q 財政構造改革骨太方針を出して各部署が10%ずつ予算を削減するため、財政構造改革に取り組まれた結果、設定した予算枠より約3億円を超過したことは、取組の成果が得られなかったと考えられるが、見解を尋ねる。

A 今回の財政構造改革は3年間の集中改革期間の初年度に当たり、令和7年度予算については、一般財源の令和6年度当初予算162億

円に対して10%程度の縮減を目指したが、令和7年度に見込まれる新規事業等の増加分を加えたことから、前年度比の3.5%減にとどまった。各部署によって実施する事務が異なることから一律で捉えることは難しいが、15部局のうち10部局が10%の枠内で予算を抑えることができなかった。しかし、事業の財源不足を財政調整基金で埋めるといった構造を止めることはできたため、一定の成果につながったと考えている。

Q 予算を削減するに当たっては、事業をやめるなど政治的判断が必要と考えるが、今回の政治的判断により削減した予算はあるのか。

A 令和7年度予算には、新庁舎建設についての予算が組み込まれる予定であったが、4つの大規模事業の在り方を見直す中で総合環境センターを優先し、新庁舎については6年延伸するという大きな決断をし、予算編成を行っている。

【その他の質問】

- ・市民協働センター「みらい」への中間支援機能を有した相談支援機関の設置について
- ・観光プロモーション推進事業について



都市マスタープランに 都市経営との整合性を

鈴木 達夫<結>



都市マスタープランの策 定事業について

●リニア三重県駅の位置と の関係について

Q 都市マスタープランの策定事業においてリニア中央新幹線市内停車駅の位置は影響しないのか。

A 次期都市マスタープランの策定は、立地適正化計画の改定と併せて令和7年度、8年度の2か年での実施を予定している。リニア中央新幹線市内停車駅は、本市の都市構造に大きな影響があるが、停車駅の決定時期は未確定のため、令和8年度に策定予定のスケジュールに影響しないと考えており、今後停車駅の決定状況を注視して進めていく。

Q 都市計画における都市マスタープランの在り方については、少子高齢化への対応や、公共施設の再編計画など都市経営との整合性が必要であると考えているが、リニア中央新幹線市

内停車駅の位置が未確定の中、都市マスタープランが策定できるのか。

A リニア中央新幹線市内停車駅は現在3つの候補地があり、駅位置の決定時期が未確定であることから、現時点で具体的な都市構造への反映は困難であると考えている。本市の3つの都市拠点である亀山中央、関、井田川より広域的な三重県の拠点となるまちづくりが必要となるため、上位計画である次期総合計画との整合性を図りながら進め、将来的な一定の方向については、市内停車駅との関係を明確にした上で進めていく。

Q 計画策定には多くのマンパワーや委託料などのコストがかかるため、実態を整合させるための策定方法を考えているのか。

A 次期マスタープランの策定については、現時点においては新庁舎やリニア中央新幹線市内停車駅の位置が未確定な状況であるため、令和7年度及び8年度の2か年での計画策定のプロセスにおいて、柔軟な考え方や対応など可能な限り準備を行った上で、将来の都市構造の実現に向けた今後の方針について整理していく。

【その他の質問】

- ・令和7年度教育行政一般方針について
- ・第3次総合計画策定事業について



放課後児童クラブの 人員体制の充実を

伊藤 彦太郎<勇政>



放課後児童クラブの運営 について

●支援員の体制について

Q 国の放課後児童健全育成事業及び子ども・子育て支援交付金の拡充に伴い、新たに常勤の放課後児童支援員2名を配置する場合の補助基準額が創設されたことに伴い、各放課後児童クラブに対して聞き取りを実施された。関地区の2か所の放課後児童クラブが希望したにも関わらず、適用を見送った理由について尋ねる。

A 放課後児童クラブの運営に係る財政支援については、国の子ども・子育て支援交付金を基本として毎年見直しを行いながら、本市の実情に合わせて独自の財政支援を実施している。今回、新たに創設された補助基準額に係

る支援については、財政面での検討だけではなく、市内全ての放課後児童クラブの運営現状を確認し検討した結果、対象となる放課後児童クラブが少数であることや、放課後児童クラブによって職員の配置状況が異なることなど、様々な要因を勘案し、令和6年度及び令和7年度は実施しないと判断した。

Q 令和7年度中に再度聞き取りを行い、関地区の放課後児童クラブ以外にも、常勤の放課後児童支援員の2名配置を希望するところがある場合、年度途中からでも対応する考えはないのか。

A 放課後児童クラブの運営について、年度途中においても状況を把握していくことは大切であるが、現時点では、令和6年度及び令和7年度については導入する考えはない。

【その他の質問】

- ・市内の医療空白地の問題について
- ・新庁舎建設について



騒音の対策として防音壁の設置を

高島 真



辺法寺地区の高速道路の防音壁について

- 現在の進捗状況について
- 今後のスケジュールについて
- 雪氷対策について
- 国道等の予防的通行止めによる対策について

Q 東名阪自動車道の辺法寺地区内における防音壁の設置について尋ねる。

A 現在、防音壁の設置範囲や高さを検討するための設計業務に着手したと中日本高速道路株式会社から聞いている。

Q 今後のスケジュールについて尋ねる。

A 設計を進める過程で施工方法などが検討できた段階において関係者に説明をし、設計業務をできる限り早期に完了させ、計画通り令和7年度の工事着手に向け業務を進めているところであると中日本高速道路株式会社から聞いている。

Q 雪や台風の日、中日本高速道路は予防的

に通行止めとなった場合、高速道路が通行できなくなることで、市道に車が流れてくるため生活道路が混雑することがあるため、市として対応すべきと考えるが、見解を尋ねる。

A 降雪時には交通量に関係なく、通行の安全を確保するために、主要な市道を巡回するほか、雪氷対策業務委託により融雪剤の散布をしている。今回の大雪は長期に渡ったこと、また雪氷対策作業が休日・夜間となったことから雪氷対策業務委託料及び融雪時の購入費が通常よりも著しく増加したためであり、交通量に起因したものではないと考えている。

Q 中日本高速道路株式会社に対し、降雪などの理由により予防的に高速道路の通行止めを行う場合、市へ相談等を行った上で対応することを考えることはできないのか。

A 令和7年2月の大雪の際に、本市において、高速道路の予防的通行止めが実行されたのは、初めてのことであったが、中日本高速道路株式会社だけではなく、国や県と連携して、予防的措置を取られたものと感じている。今後については、どのように備えていくのかなどの見極めが必要であり、国県や民間において検討がなされていくと考えている。

【その他の質問】

- ・新庁舎整備について
- ・通学路について



バスでおでかけしたい！と思える仕組みづくりを

豊田 恵理



地域公共交通の充実について

- バスについて
- Q** コミュニティバスの利用者数は減少傾向にあるが、利用者を増やすための取組についてどのように考えているのか。
- A** コミュニティバスの利用促進については、地域の利用者ニーズの実情に応じた路線の再編や、交通系ICカードへの対応などの利便性の向上に加え、様々な機会をとらえた利用促進活動や市民周知に努めてきた。令和6年度の主な取組は、地域との意見交換をはじめ、路線ごとのチラシ回覧、交通事業者と連携したバスの乗り方教室の開催などの利用促進に努めた。また、新たな取組としては、図書館における学生向けアンケート調査のほか、学生の帰宅時間に合わせたバス利用の可能性を

検討するため帰宅時刻の鉄道利用状況調査を実施している。今後も若い世代のニーズ把握に努め、積極的に地域との意見交換を実施するほか、バスを利用したイベントの開催、運行事業者と連携した情報発信等の利用促進活動を展開していく。

Q バスを利用して病院やスーパー等の民間施設に行くことが多いため、民間企業等との協力・連携が重要であると考えているが、市の見解を尋ねる。

A 民間企業との連携については、亀山ショッピングセンター敷地内店舗前にバス停を設置し、店舗内でコミュニティバスの回数券を販売している。また、利用者がバス停において乗降しやすい環境を確保することは重要であることから、商業施設敷地内への乗り入れも含め、利用者サービスの向上や利用拡大に向けた民間企業との連携に向けて検討・研究を行っていく。

【その他の質問】

- ・次期ごみ処理施設について



人が集まる商店街の 活性化対策を

古田 吉昭



東町商店街の活性化について

- 老朽化している施設について
- 東町ふれあい広場について
- 今後の活性化対策について

Q 商店街のアーケードについて、支柱のさびや固定部分の破損など、老朽化が進み、全体的に危険な状態が見受けられるが、一体となっている歩道とともに今後どのように対応していくのか。

A アーケードについては、設置から長い年月が経過しており、修繕には多額の費用が見込まれる。また、アーケードの管理については、東町商店街振興組合が行っているが、年々会員が減少する中、維持管理を行っていくことは財政的な負担も大きくなっている。今後アーケードをどうしていくのか、撤去も含めた今後の方向性について協議を重ねていると同組合から聞いている。

Q 商店街の中にある東町ふれあい広場のトイレは改修されないままとなっていることが

ら、改修時期について尋ねる。

A 令和7年度に着手予定であったトイレ改修については、地域のにぎわいや交流拠点である東町ふれあい広場全体として改修計画を見直すこととなった。全体の改修計画の検討に当たっては地域の意見をお聞きするほか、関係部署との調整が必要となるため、計画スケジュールの見直しも併せて検討していく必要がある。

Q 人が集まる商店街にしていくため、今後の活性化対策をどのように考えているのか尋ねる。

A 東町商店街は、JR亀山駅前の再開発と連動した商業施設の集積や大型商業施設であるショッピングセンターエコーとの回遊性の向上など、にぎわいの創出や商業活性化、まちの魅力向上を図っていく上でも重要な商業拠点であると考えている。今後も、亀山大市や現代アートの祭典亀山トリエンナーレなどの開催により、にぎわいの創出を図るとともに、亀山商工会議所と連携しながら、空き店舗の把握や補助事業の活用により、にぎわいのある商業地域の形成を進めていく。

【その他の質問】

- ・企業誘致について
- ・地域防犯カメラ設置支援事業について
- ・リニア中央新幹線と在来線について



議会の主な動き

2月

- 7日 議会改革推進会議検討部会
全員協議会
議会改革推進会議
議会運営委員会
- 13日 教育民生委員会協議会
- 14日 第1回臨時会
予算決算委員会
総務委員会協議会
総務委員会
- 17日 予算決算委員会協議会
産業建設委員会
- 18日 議会運営委員会
- 20日 全員協議会
議会改革推進会議検討部会
小坂直親議員辞職
- 21日 政策検討部会
教育民生委員会
- 25日 議会運営委員会
3月定例会 開会

3月

- 6日 代表質問
- 7日 議案質疑
議会運営委員会
- 10日 議案質疑
予算決算委員会
- 11日 一般質問
- 12日 一般質問
- 13日 産業建設分科会
産業建設委員会
- 14日 教育民生分科会
教育民生委員会
教育民生委員会協議会
- 17日 総務分科会
総務委員会
- 21日 予算決算委員会
- 24日 予算決算委員会
- 25日 議会運営委員会
- 26日 鈴鹿亀山広域連合議会定例会
- 27日 3月定例会 閉会



令和7年 第1回臨時会のあらまし

令和7年第1回臨時会は、2月14日に開催しました。

この臨時会では、市長から令和6年度一般会計補正予算1件、その他、専決処分した事件の承認1件、人事案件6件が提出されました。

国の重点支援地方創生臨時交付金の活用

賛成者多数

可決

議案第1号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第9号)について

今回の補正予算は、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー及び食材における物価高騰の影響を受けた事業者に対する支援に係る経費を計上するものです。

【本会議での主な質疑】

- 物価高騰対策に関する経済支援対策事業の令和4年度、令和5年度実績について
- 今回の経済支援対策事業の内訳について
- 交付金の執行率について
- 交付金の生活支援に重点を置いた配分の考え方について

第1回臨時会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
1	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第9号)について	可決	賛14:反1
2	専決処分した事件の承認について	可決	全員賛成
3	亀山市監査委員の選任同意について 亀山市監査委員の国分純氏は、令和7年2月21日をもって任期満了となることから、後任者として上田寿男氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。	同意	全員賛成
4	亀山市監査委員の選任同意について 亀山市監査委員の峯裕氏は、令和7年2月21日をもって任期満了となることから、後任者として阪幸子氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。	同意	全員賛成
5	亀山市公平委員会委員の選任同意について 亀山市公平委員会委員の東地隆司氏は、令和7年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものです。	同意	全員賛成
6	亀山市公平委員会委員の選任同意について 亀山市公平委員会委員の山崎佐代子氏は、令和7年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものです。	同意	全員賛成
7	亀山市公平委員会委員の選任同意について 亀山市公平委員会委員の佐久間茂子氏は、令和7年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものです。	同意	全員賛成
8	亀山市教育委員会委員の任命同意について 亀山市教育委員会委員の吉岡洋子氏は、令和7年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものです。	同意	賛12:反3

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 欠は欠席 なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	議員名	古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	高島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤 彦太郎	服部 孝規	小坂 直親	櫻井 清蔵
議案第1号	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第9号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	欠	賛	賛	賛	賛	—	賛	賛	欠	反
議案第8号	亀山市教育委員会委員の任命同意について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	欠	賛	反	賛	賛	—	賛	反	欠	反

議案質疑

櫻井 清蔵<勇政>



議案第1号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第9号)について

●歳入 第15款 国庫支出金、歳出 第3款 民生費、第7款 商工費、及び第10款 教育費の増額補正、並びに第2表 繰越明許費補正について

Q 配分割合をしてみると、経済対策支援事業に79.9%と最も多い配分となっており、あまりにも偏った配分割合であるが、福祉事業や障がい者支援事業など生活者支援に重点を置いた配分とする考えはなかったのか。

A 重点支援地方創生臨時交付金の活用については、従来から生活者支援や事業者支援などバランス良く展開してきた。国から交付される限度額があるため、本市の課題や、優先順位を精査した上で検討しており、今回の予

算補正は、エネルギー価格の高騰などにより、影響を受ける事業者を幅広く対象とし、各事業の対象となる事業者数や影響額を見込んで配分しており、令和4年度と令和5年度と同様に事業者支援につなげたいという思いから、今回計上している。また、生活者支援については、令和5年度と令和6年度の2か年にわたって子育て世帯への支援を行うほか、小・中学校、保育所等における給食材料費の増額分の補填を行うなど、支援をしてきたことから、全体としてバランスよく対応してきたと考えている。



議案質疑

表紙写真から

野外へ春探し（加太保育園）

毎年、6月に梅収穫させていただいている梅林に行きました。オオイヌノフグリやタンポポ、フキノトウなどを見つけたり、耳を澄ますと鳥の声が聞こえたり、梅の花からは甘い香りがしたりと、たくさんの春を見つけました。年間を通して、加太の自然豊かな環境の中で、のびのびと野外活動を楽しんでいます。

令和7年

6月定例会日程(予定)

5月30日	6月定例会開会	10:00~	20日	予算決算委員会	10:00~
6月10日	議案質疑	10:00~		議会運営委員会	11:00~
11日	一般質問	10:00~	23日	6月定例会閉会	10:00~
12日	一般質問	10:00~			
16日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00~			
17日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00~			
18日	総務分科会 総務委員会	10:00~			

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
		ライブ	録画	ライブ	録画
本会議		○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)		○	○	-	-

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

亀山

かめやま 市議会だより

令和7年
6月定例会号

vol.102

令和7年8月1日

発行 三重県亀山市議会

編集 広聴広報委員会



表紙写真:ヤギ小屋の前で
(幼保連携型認定こども園 あんぜんの丘こども園)

6月定例会のあらまし P2～4

・特定親族特別控除の創設等による改正
亀山市税条例の一部改正について

可決

6月定例会

- ・議案と議決結果..... P5～6
- ・議会の主な動き..... P6
- ・議案質疑..... P8～11
- ・一般質問..... P11～17



6月定例会は、5月30日から6月23日までの25日間の会期で開催しました。

今定例会では、市長から、条例改正5件、令和7年度一般会計補正予算2件、その他、財産の取得や、市道路線の認定など6件、合わせて議案13件と、報告5件が提案されました。

また、閉会日には、追加議案として、市長から、条例改正、財産の取得、教育長の任命同意の合わせて3件と、議会から、意見書の提出2件が提案されました。

議案一覧・表決の結果は5ページ～

特定親族特別控除の創設等による改正

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

全会一致

可決

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としては、納税義務者の総所得金額から控除する所得控除について、納税義務者が特定親族を有する場合における特定親族特別控除を加えます。

軽自動車税の種別割減免申請書の記載事項について、新基準原付バイクに該当する場合は、総排気量又は最高出力を記載します。

身体障害者等に対する種別割の減免申請において、運転免許証の情報が記録された個人番号カードを提示した場合は、当該個人番号カードに記録された運転免許証の年月日、種類等の特定免許情報を確認するための必要な措置を受けなければならないこととします。

加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式について、現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式を重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方式とします。

公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、亀山市公告式条例で定める掲示場に公示事項が記載された書面を掲示することに加え、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることを可能とします。

【本会議での主な質疑】

- 改正の背景と趣旨について
- 市の財政への影響について
- 特定親族とは誰を指すのか
- 軽自動車税の身体障がい者等に対する種別割の減免申請について
- 公示送達の改正内容について



掲示場

委員会提出議案 意見書の提出について(1件)

全会一致で 可決

【産業建設委員会提出議案】

県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書

J R 亀山駅への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機及び横断歩道が、事前に本市への意見照会もなく、三重県公安委員会において撤去の決定がなされました。市長から議会に、この件について遺憾に思っていること、また、令和7年5月14日付けで「県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機撤去の撤回に関する要望」を提出したところ、令和7年6月18日に三重県警察本部長から、「信号機及び横断歩道の撤去は妥当である」との回答があったことの報告がありました。

当該交差点は、本市の玄関口である同駅へのアクセスを担う極めて重要な地点で、1日約9000台の通行があり、特に朝夕の通勤時間帯においては右折車両も多く、交通安全の観点からも信号機及び横断歩道の必要性は高いものであります。また、同駅周辺エリアは、再整備が進められており、地域の活性化、居住人口の増加、利便性の向上等を図ることにより、将来的には交通量や歩行者及び自転車の通行量の増加が見込まれるほか、地域公共交通である路線バスの発着点として、既に多くの市民や来訪者に利用されております。よって、当該交差点は、市内各地に伸びる交通ネットワークにおいて、重要な交差点であり、増加する交通需要に対して信号機による交通整理は不可欠であります。

これらのことから、本市の玄関口である同駅への主要なアクセスポイントにおける信号機及び横断歩道の撤去は、市民等の安全確保の根幹を揺るがしかねません。

また、警察庁の信号機設置の指針には「信号機の設置又は撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮するものとする」とされているにも関わらず、本市及び地域住民への説明が著しく不足しています。さらに、撤去決定に至る過程がずさんであり、撤去について地域住民の理解が得られているとは言えません。

よって、信号機及び横断歩道撤去に係る決定については一旦撤回した上で、改めて協議の場を設けることを強く求めます。

※三重県公安委員会委員長、三重県警察本部長に意見書を持参し、提出しました。



亀山駅前交差点

議員提出議案

意見書の提出について(1件)

全会一致で 可決

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

本市の令和6年度消費生活相談件数は、253件となっており、特に、特殊詐欺事案につながるような不審な電話、郵便、SNS等に関する相談が増えています。

こうした消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保、消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終了するため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、政府におかれては、下記の措置を行うよう強く要望します。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。



三重県消費生活センターキャラクター「ダンコムシ」



鈴鹿亀山消費生活センター

6月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、6ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
44	亀山市税条例の一部改正について 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
45	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
46	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について 福祉医療費受給資格証の交付を受けた助成対象者が、保険医療機関を受診し、福祉医療費の助成を受けようとする際の受給資格証の提示に係る取扱いについて見直しを行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
47	亀山市国民健康保険条例の一部改正について 令和7年5月8日に新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支払請求権が時効により消滅したことから、同日以後に傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
48	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について 建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
49	令和7年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
50	令和7年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
51	財産の取得について 平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで、消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和7年5月14日付けで仮契約したため議会の議決を求める。	可決	全員賛成
52	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、小下3号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
53	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、田村28号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
54	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、町南1号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
55	市道路線の変更について 開発行為による区域変更に伴う停車場東北支線の市道路線の変更について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
56	専決処分した事件の承認について 地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、令和7年4月1日から施行が必要な亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、令和7年3月31日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
57	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことから、これに準じて市の選挙管理委員会において選任する選挙長等の報酬の額を引き上げるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
58	財産の取得について 平成28年に取得した校務用パソコンを更新することで、学校のICT環境整備を図るため、指導用端末等の取得について、令和7年6月17日付けで仮契約したので、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
59	亀山市教育委員会教育長の任命同意について 亀山市教育委員会教育長の中原博氏は、令和7年8月31日をもって任期満了となることから、引き続き同教育長として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	賛12:反3
委員会 3	県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
議員 1	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案、議員=議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 欠は欠席 なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
議員名		古田	櫻木	深水	草川	中島	森	今岡	高島	新	豊田	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	服部孝規	櫻井清蔵
議員名		吉昭	善仁	隆司	卓也	雅代	英之	翔平	真	秀隆	恵理							
議案名																		
議案第59号	亀山市教育委員会教育長の任命同意について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	欠	賛	賛	—	反	反	反

議会の主な動き

4月

- 2日 広聴広報委員会
- 4日 広聴広報委員会
- 14日 広聴広報委員会
愛知県岡崎市行政視察来庁(民間活用市営住宅)
- 16日 産業建設委員会協議会
産業建設委員会
- 18日 全員協議会
予算決算委員会協議会
- 23日 政策検討部会
- 28日 議会改革推進会議検討部会

5月

- 12日 議会改革推進会議検討部会
- 13日 産業建設委員会協議会
- 14日 教育民生委員会協議会
- 15日 総務委員会協議会
総務委員会
- 19日 全員協議会
議会改革推進会議
議会改革推進会議検討部会
- 21日 教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 22日 香川県観音寺市行政視察来庁(議会広聴広報)
- 23日 議会運営委員会
- 26日 政策検討部会
- 30日 6月定例会開会
予算決算委員会
予算決算委員会

6月

- 10日 本会議 議案質疑
予算決算委員会
正副委員長会議
- 11日 一般質問
- 12日 一般質問
- 13日 一般質問
- 16日 産業建設委員会
産業建設委員会
- 17日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 18日 総務分科会
総務委員会
総務委員会
- 20日 予算決算委員会
産業建設委員会
産業建設委員会
議会運営委員会
議会改革推進会議検討部会
- 23日 産業建設委員会
議会運営委員会
6月定例会閉会
総務委員会
教育民生委員会
議会改革推進会議
- 24日 政策検討部会
- 30日 広聴広報委員会



各常任委員会の所管事務

5月13日、14日、15日に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する主要事務事業などについて説明を受け、関係施設等の視察を行いました。

総務委員会協議会

(5月15日)

所管部署

- ・政策部
- ・総務財政部
- ・防災安全課
- ・会計課
- ・消防本部及び消防署
- ・監査委員事務局
- ・選挙管理委員会事務局



亀山消防署救助艇



災害時応急活動用油圧ショベル

教育民生委員会協議会

(5月14日)

所管部署

- ・市民文化部
- ・健康福祉部
- ・子ども未来部
- ・医療センター
- ・教育委員会



オンライン居場所「ふあいんど」



亀山市民活動・ボランティアセンター（ぶらっと）

産業建設委員会協議会

(5月13日)

所管部署

- ・産業環境部
- ・建設部
- ・上下水道部



辺法寺加圧ポンプ場



石水溪キャンプ場バンガロー施設

令和7年度亀山市中学生議会を開催します

亀山市議会では、次世代を担う子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで市政への関心と理解を深めるとともに、意見の調整や発表の機会を通して参画意識を高め、子どもたちの自由な発想や視点からの意見や提言を市政の参考とすることを目的に令和7年度亀山市中学生議会を開催します。

日時 令和7年8月26日(火) 午前10時から

場所 亀山市議会議場

中学生議長及び議員 市内中学3年生 15名程度

テーマ もっと好きになれる！亀山市の未来について考える

この中学生議会では、一般質問を体験していただきます。



※中学生議会の傍聴については、学校関係者及び保護者に限定させていただきますので、一般の傍聴についてはご遠慮ください。

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



？ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

森 美和子<公明党>

議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

- PMHとはなにか
- 福祉医療費助成制度への影響について
- 現行の受給資格者証について



Q 国の令和6年度PMH先行実施事業を活用したことによる条例改正だが、PMHとは何か尋ねる。

A Public Medical Hubの略で、デジタル庁が開発した自治体向けの医療費助成分野、予防接種、母子保健分野等を対象とした情報連携ネットワークのことである。本市においては、これらのPMH先行実施事業の対象のうち、医療費助成分野について整備を図ったものである。

Q マイナ保険証を福祉医療費の受給資格証として利用できるようになるが、医療機関での対応は可能であるのか。

A 令和7年4月1日現在で、市内全ての病院や診療所、歯科診療所及び薬局でマイナ保険証を利用することが可能であることを把握している。そのうち、マイナ保険証を医療費助

成の受給資格証として利用できる医療機関や薬局は、市内では各2箇所ずつあり、デジタル庁のホームページで公表されている。なお、令和8年度以降、国は全国展開の体制を構築し、公費負担医療、地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認を推進していくこととしているため、令和7年度以降、医療費助成のオンライン資格確認に対応する医療機関は拡大をしていくと考えている。

Q PMHの導入により、福祉医療費助成対象者が改めて手続きを行う必要はないのか。

A 受給資格証が交付されている方が新たに申請をする必要はなく、従前の受給資格証の提示による資格確認の方法に加え、医療費助成のオンライン資格確認に対応している医療機関では、マイナ保険証だけで受診することが可能となる。

【その他の質疑】

- ・議案第44号 亀山市税条例の一部改正について
- ・議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- ・報告第3号 令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について



深水 隆司<新和会>



議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

●軽自動車税関係について

報告第6号 放棄した私債権の報告について

●放棄した理由等について

Q 令和7年11月から適用開始となる新たな排ガス規制に伴い、総排気量50cc以下の第1種の車両区分の中に位置付けられた新基準原付バイクとはどのようなバイクなのか。

A 新基準原付バイクは、総排気量50cc超125cc以下であるが、最高出力を現行の50cc原動機付自転車と同等の4キロワット以下に抑え、原付免許で運転できるバイクである。国土交通省の最高出力確認制度に基づき、「最高出力確認済み証明書」及び「最高出力確認済みの表示シール」の有無で確認をする。

Q 新基準原付バイクを、購入後に改造して本来の125ccの出力に戻すといった不正改造を行うことは考えられないか。

A 新基準原付バイクは、最高出力を4キロワット以下に制限し、制御方式及び変更・設

定の解除ができないものでなければ販売できないことから、不正改造は基本的にできないと考えている。

Q 使用料や手数料の債権を放棄した理由のうち、「債権の少額」の基準について尋ねる。

A 本市では、亀山市私債権の管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき債権管理を行っており、債権放棄の可否は、亀山市滞納処分判定委員会において処分を決定している。「債権の少額」の基準については、明確な基準はないことから、訴訟などの手段を取ることは経済的合理性、費用対効果に欠け、債権者が無資力など条件により判断している。

Q 債権放棄の理由のうち「行方不明による徴収停止」において、行方不明者への対応はどのようにしているのか。

A 「行方不明による徴収停止」を理由とする債権放棄は、住民票を異動せずに転居し、連絡が取れず、最終的に弁護士に債権回収を依頼しても所在が分からない債権で、回収が極めて困難と判断し、1年間徴収停止の措置を取った上で、亀山市滞納処分判定委員会での審議を経て、やむを得ず債権放棄に至ったものである。

【その他の質疑】

・議案第51号 財産の取得について



櫻井 清蔵<勇政>

報告第3号 令和6年度
亀山市一般会計繰越明許
費繰越計算書について●第7款 商工費、第1項 商工費、施設
管理費について

Q 石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレ改修工事が令和7年度へ繰越された理由と、三重県との協議内容について尋ねる。

A 石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレ改修工事は、令和6年度内の完了を目指していたが、繰越しとなったものである。令和6年2月に三重県四日市農林事務所及び鈴鹿建設事務所と協議を行い、既存トイレと同位置・同規模であれば建築可能との回答を得ていたが、令和6年4月に現地立ち会いを行った結果、改修に当たっては、北側の崖の対策が必要であるとの指摘があり、その対策として擁壁を設置する場合、多額の費用を要することが分かった。そのため、崖条例に抵触し

ない位置への改築を検討し、再度三重県四日市農林事務所と協議を行った結果、令和6年12月に協議内容が承認された。

Q 石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレの供用開始時期はいつか。

A トイレ改修工事の工期は令和7年2月12日から同年7月11日までを予定している。この期間中に既存トイレの取り壊しも行うため、新しいトイレの使用開始は、令和7年7月1日頃を予定している。

Q 繰越明許費を極力少なくする責務があると考えるが、市長の見解を尋ねる。

A 当年度内に予算を執行することは、当然の責務であると認識しているが、今回の石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレ改修のように、様々な不可抗力や状況等により、年度内の執行が困難となるケースもあるため繰越明許の仕組みにより、議会へ報告し、執行していく。



鈴木 達夫<結>



議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

- 改正による市の財政への影響について
- 令和7年度税制改正において、基礎控除の引き上げと特別控除が創設されたことによる市民生活への影響について

Q 給与所得控除の見直しと扶養親族に係る所得要件の改正による市税収入への影響について尋ねる。

A 給与所得控除が現行の55万円から65万円に引き上げられることから、市税収入は約2500万円減少すると試算している。減収に対する国の直接的な交付金等による補てんについては、現時点において明確ではないが、地方交付税の基準財政収入額で加味されるのではないかと考えている。

福沢 美由紀<日本共産党>



議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

- 軽自動車税の身体障がい者等に対する種別割の減免申請について

Q 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免申請の変更内容について尋ねる。

A 減免申請時に運転免許証の提示が必要であったが、マイナンバーカードに運転免許証情報が記載されたマイナ免許証でも可能となるため、従来の運転免許証を提示する代わりに、マイナ免許証で手続きができるようになる。

Q マイナ免許証には運転免許証の情報が見えないが、カードリーダーで読み取ることができるのか。

A マイナ免許証をお持ちの方は、ご自身のスマートフォンに「マイナ免許証読み取りアプリ」をダウンロードすることで、情報を表示

Q 扶養親族に係る所得要件が103万円から123万円に引き上げられることにより、市税収入への影響はあるのか。

A 扶養親族等に係る所得要件は、従来の48万円以下から58万円以下に拡大される。これにより扶養の範囲が広がるが、被扶養者の有無や家族構成が影響するため、算定することが難しい状況である。

Q 今回の税制改正による、市民の働き方への影響について尋ねる。

A 大学生年代の親族が扶養者の税額軽減のため、扶養になれる範囲でアルバイト等の収入金額を調整していたが、特定親族特別控除が創設され、給与収入が123万円を超えても188万円以下までは、7つの区分により段階的に扶養者は所得控除の適用があるため、扶養の範囲内に収まるようアルバイトの日数調整を考える必要性が低くなるのではないかと考えている。



させることができる。アプリを利用できない方やスマートフォンをお持ちでない方のために、市役所でもカードリーダーを用意し、申請時に情報を読み取れるようにする予定である。

Q 市役所には現在カードリーダーがないが、いつ頃導入されるのか。また、費用は国が負担するのか。

A 減免申請については、納期限の7日前までに申請が必要であり、令和7年度の申請はすでに終了しているため、令和8年度の減免申請までに導入したいと考えている。また、カードリーダーの費用は数千円程度と聞いており、市が負担することになる。

【その他の質疑】

- ・議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について



櫻木 善仁<新和会>



議案第50号 令和7年度 亀山市一般会計補正予算 (第2号)について

●第10款 教育費、第5項
社会教育費、文化振興費の減額理由について

Q 文化振興費の地域の芸術環境づくり助成金
60万円の減額理由について尋ねる。

A 地域の芸術環境づくり助成事業は、実施主体が、市や指定管理者等で、企画政策能力の向上や効率的な文化施設の利活用を推進する事業を対象としている。そのため、亀山市文化会館の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会が実施する自主製作事業について、これまでも三重県を通じて申請を行い、採択されてきた。令和7年度も昨年度と同額の60万円を一般財団法人自治総合センターに申請したが、令和7年3月に助成金の

不採択通知があったことから、申請額の全額である60万円を減額したものである。

Q 一般財団法人自治総合センターの助成事業として毎年採択されていることから、令和7年度も予算計上したと推測するが、採択結果に左右される助成金については、採択が正式に決定した後に予算措置を講じることが財政運営上適切であると考えているが、市の見解を尋ねる。

A 本助成金については、平成29年度以降、毎年度申請を行い、申請額と同額の助成額で採択されているため、令和2年度以降は当初予算で計上してきたが、今後は採択の可否決定後とし、適正な予算計上に努める。

【その他の質疑】

- ・議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- ・報告第5号 令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について



一般質問

子ども、保護者、教職員が 安心できる学校での支援体制を

森 美和子<公明党>



学校問題解決のための支援体制について

- 文部科学省の「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」について
- 学校の施設管理について

Q 地域社会が多様化、複雑化する中で、学校だけでは解決することが難しい課題が出てきている。本市が積み上げてきた福祉分野のノウハウを教育に活かしながら、文部科学省のモデル事業を参考に子ども、保護者、教職員の安心につなげていく必要があると考えるが、教育委員会の見解を尋ねる。

A 福祉分野との連携の中で、子ども、保護者、教職員の安心につながる体制づくりは、子どもたちが安心して成長できる環境づくりの重要な方策の一つと考えている。現在、福

祉と連携した取組により、保護者の理解を深め、問題解決を図っている。また、これらの強化を図るために、問題発生時の学校現場での初期対応や解決までの手順、管理職の対応力が重要であると考えていることから、引き続き、対応していく。

Q 日常のトイレ清掃を、児童・生徒が行うことは教育の一環として重要と考えるが、学期ごと又は、年に1回、外部委託による清掃を行うなど、トイレの衛生管理をする必要があるのではないか。

A トイレ清掃の教育的意義を踏まえ、現時点では、外部委託は考えていない。学校におけるトイレを含めた清掃活動は、子どもたちがみんなで協力することを通して、責任感や公共心を育むほか、学校がきれいになることで環境を大切にする意識が芽生えるなど、子どもたちが社会に出てから役立つ力や心を育む重要な教育活動であるため、他市町の状況を注視しながら研究していきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・プレコンセプションケアについて



持続可能な農業経営支援の 施策の展開を求める

深水 隆司<新和会>



農業振興について

- 稲作の現状について
- 地域計画について
- 今後の取組について

Q 毎年2月に農業者から提出される「水稻生産実施計画書及び営農計画書」に記載されている生産面積配分率の達成割合について尋ねる。

A 生産面積配分率は、市内の水田において水稻を作付する面積の目標割合で、米価の安定と市産米の振興のため、農林水産省が示す主食用米生産量の目安に基づき、亀山市農業再生協議会で決定している。令和7年度の生産面積配分率は78.5%で、前年度と比較し、5.9%増となっているが、転作の推進や担い手不足による休耕地の増加により現状の作付面積割合は66%にとどまっており、主食用米の生産量の目安を下回っている。

Q 現在の米不足の状況や、国の増産方針を踏まえ、今後も水稻生産実施計画を続けていくのか。

A 水稻生産実施計画の生産面積配分率は、米の生産目標面積を示す重要な指標であり、この目安を達成することにより、農業者の経営安定につながるものと考えていることから、今後も引き続き提示していく。

Q 高齢化や後継者不足、耕作放棄地等の増加等の人と農地の問題を解決し、地域の農業を将来にわたって継続させるため、市内18地区で定められた地域計画をどのように活用していくのか。

A 地域計画の今後の活用については、国が示す地域計画変更マニュアルに基づき、毎年PDCAサイクルにより見直しを行う。

Q 持続可能な農業経営に向けた今後の取組について尋ねる。

A 持続可能な農業を促進するためには、スマート農業の導入や米のブランド化は重要な取組であると認識しており、他市町の事例や市内の米の栽培品種などを調査するなど研究を進めていく。

【その他の質問】

- ・防災対策について
- ・中学校部活動の地域展開等について



地域の救急医療を支える 取組への亀山市の姿勢は

今岡 翔平<勇政>



救急救命士の派遣について

- 現状について
- 市の救急救命体制について
- 消防本部の人員体制について

Q 三重大学病院との連携で行われるハイブリッドワークステーションとはどのような事業なのか。

A ハイブリッドワークステーションは、救急救命士の育成、救急医のタスクシフティングによる三次救急の円滑化、地域と三重大学病院の連携関係の構築を目的として、令和5年4月から実施されている。現在、県内15消防本部のうち、三重大学病院近隣の5消防本部が事業に参加しており、本市は令和7年1月から半年間、救命救急士1名を派遣している。

Q 近隣市町はこの事業に救急救命士を1年間派遣しているのに対し、本市は半年である理由を尋ねる。

A 三重大学からは、原則6カ月の派遣で修了証書が発行されるが、可能であれば1年間継続した派遣でも良いということであった。派遣期間が長ければ効果が高くなることは承知しているが、消防学校教育や救急救命士の養成研修派遣など、他の派遣計画もあるため6カ月とした。

Q この事業は単なる研修ではなく、地域の救急医療を支える重要な取組だと考えるが、市長の見解を尋ねる。

A 市民の安心・安全のために、一次・二次・三次の救急医療機関との連携強化は重要である。また、本市においても同様の考え方にに基づき、市立医療センターと連携したワークステーション事業を平成25年度から開始し、救命士等の研修体制の充実、医療機関との連携の推進など高度化・多様化する救急需要に対応していく。今後も、三重大学のハイブリッドワークステーションをはじめとする育成の体制や人員の適正な管理等に取り組んでいく。

【その他の質問】

- ・市有財産売却に関する媒介制度について



商業施設の積極的な誘致と市民への情報発信の強化を

草川 卓也<結>



コストコ誘致について
●コストコ誘致の見通しについて

●大規模施設整備事業とまちづくりの一体的推進について

Q コストコ亀山倉庫店の操業に向けて必要とされる行政手続きやスケジュールなど、今後の見通しについて尋ねる。

A コストコ亀山倉庫店の操業に向けては、行政手続きに約半年、土地の造成工事に約1年、建物の建築工事に約1年を要し、合計すると約2年半の期間が必要と見込まれている。

Q 立地協定を締結した際に2024年から2026年に開業すると示されたが、法的拘束力を伴う期限であるのか。また、現実的に開業は可能であるのか。

A コストコと交わしているのは操業に向けた立地協定であり、契約ではないため法的拘束力はない。令和8年中の開業は厳しい状況であると推察しており、現在、物価高騰などの経済状況の変化により、建設時期を見極めている状況で、一定の条件が整い次第早期に開

業したいと伺っている。

Q 今後の協議や、市からの財政的支援の考え方について市長の見解を尋ねる。

A 本市の産業立地政策については、製造業を中心に進めてきた産業誘致活動が有効であったと認識している。今後も景気に左右されない多種多様な産業の集積を目指すため、現在の産業構造にさらに厚みを増すような業種の誘致が重要であり、持続可能な財政運営と雇用の拡充を図っていきたい。

Q 現在のごみ処理施設は稼働から25年以上が経過し、老朽化が進んでいる。次期施設に「ストーカ炉」が導入された場合、ごみの分別方法、有料ごみ袋の導入など、方針がどのように変わるのか。

A ストーカ炉が導入された場合、ごみの分別ではガラス・食器類及びプラスチック類は別途分別収集し、再資源化が必要となる。ごみ袋の有料化や指定袋の導入については、リユースやリサイクルなどの4Rの取組によりごみ排出量が年々減少しているため、必要はないと考えている。また、家庭ごみの持ち込みサービスについては、今後も維持していく方針である。

【その他の質問】

- ・切れ目ない子育て支援体制の構築について
- ・獣害対策DXについて



亀山駅前交差点の信号機及び横断歩道撤去の撤回を求める

服部 孝規<日本共産党>



御幸橋の信号撤去の方針を警察が決めたことについて

●この問題を市が知ったのはいつかについて

●信号撤去はやめるべきだと考えるが市の見解について

●今後の取組について

Q 亀山駅と旧国道1号線がつながる御幸橋の交差点の信号機撤去の方針を市が知ったのはいつなのか。

A 令和7年4月30日に、服部議員からの問い合わせにより、庁内関係部署に確認の上、同日、亀山警察署に事実確認を行ったところ、令和7年4月24日に三重県公安委員会で意思決定され、令和7年度中に撤去する予定であることを確認した。

Q 市民が多く利用する亀山駅前の重要な交差点の信号機を撤去することは、市民に大きな影響があり、市に事前相談なく決定されたこ

とは不誠実である。当該信号機の撤去については撤回を求めるべきと考えるが市の見解を尋ねる。

A 亀山駅前への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機に関して、事前に本市への意見聴取もなく、三重県公安委員会において撤去が決定されたことを遺憾に思っている。安全で円滑な交通通行と市民の安全確保は最重要課題であり、交通安全施設の適切な維持及び管理は不可欠であることから、将来的にも車の交通量や歩行者、自転車の通行量の増加が見込まれる重要な地点の信号機の必要性は非常に高いものである。よって、去る5月14日付けで、三重県公安委員会、三重県警察本部、県道亀山城跡線の道路管理者である三重県道路整備部に対し、信号機撤去の撤回を求める要望書を提出した。

【その他の質問】

- ・下水道使用料の改定について



葬祭費の支給要件の見直しを

新 秀隆 <公明党>



国民健康保険の葬祭費について

- 支給の現状と根拠について
- 他市における支給状況について
- 今後の支給の考え方について

Q 国民健康保険葬祭費の支給方法と実績について尋ねる。

A 国民健康保険の被保険者が亡くなった際、葬祭を行った方からの国民健康保険葬祭支給申請書、及び葬祭を行ったこと分かる会葬礼状や葬祭に係る領収書等で確認の上、現金5万円を支給している。過去3年の実績は、令和4年度が64件で320万円、令和5年度が66件で330万円、令和6年度が69件で345万円であった。

Q 葬祭を行わない場合でも、遺体は搬送され一時的に保管されるため、20万円近く費用が発生する。葬祭費の支給は必要と考えるが、

三重県内の各市の支給額と支給要件はどうか尋ねる。

A 県内13市の支給状況については、支給額は本市と同様に一律5万円、支給要件は、本市と同様に葬祭を行うことを必要としている市が6市、葬祭を行わず火葬のみでも支給している市が7市である。

Q 令和元年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家族葬の増加や火葬のみ行うなど、葬祭の形が変化してきたことから、火葬のみの場合においても支給対象とすることを検討する考えはないのか。

A 葬祭費の支給額や支給要件については、法的な規定や基準がなく、各市町の判断に委ねられている。本市では葬祭を行った方への支給を原則としていることから、火葬のみの場合は対象外としている。近年では、ライフスタイルや価値観の多様性により葬儀に対する考え方も変化していることから、支給要件については、他市の状況を参考にするとともに、後期高齢者医療との整合性も踏まえ、今後、研究し、検討していきたい。

【その他の質問】

- ・再生可能エネルギーの活用について
- ・スクールバスの安全対策について



使ってもらえるから使いたくなる公共交通への転換で「選ばれる自治体」へ

櫻木 善仁 <新和会>



次期総合計画における地域公共交通の課題と対応について

- 繰り返し浮かび上がる地域公共交通の課題に対し、次期総合計画でどう応えるのか。

Q 次期総合計画の策定に向けて令和6年度に実施された市民アンケートの「バスが便利である」という項目は、最も満足度が低い評価を受けている。現行の地域公共交通施策と市民が抱く不満や不便さとの間に実感のギャップがあり、施策の改善が強く求められていると考えるが、市はどのように分析しているのか。

A 60項目余りあるアンケート項目の中で、地域公共交通の市民満足度は最も低いものとなっている。一方で、鉄道やバスの利便性に係る市民の重要度は高い状況が続いているため、公共交通の利便性向上は本市における早期に改善すべき都市課題の一つである。

Q 自宅から学校や駅までの通学を保護者が車で送迎することが常態化し、保護者負担の増加、駅周辺の混雑、交通安全上の課題を引き起こしている。この課題の改善に向けて、シャトルバスの運行や朝夕の時間帯

に特化した通学支援などの具体的施策の検討を行っているのか。また、実証実験やモデル地区での試行ができないのか。

A 学生の通学需要への対応は、乗車密度の底上げやまちのにぎわいの向上につながり、進学、学生生活の支援、送迎車両による駅前の混雑緩和等にも寄与することが期待できる。引き続き、通学実態や学生の意向把握に努め、実質的な需要見込み等の検討も行いながら、利用促進に向けた環境改善や、より定時制・利便性を高められる運行手法の研究など、通学にも利用しやすい公共交通の在り方について、次期地域公共交通計画の改定も見据えつつ検討を重ねていく。

Q 選ばれる自治体となるためには「使いたくなる公共交通への転換」が必要であり、市民の暮らしの実情に寄り添い、地域公共交通の仕組みを柔軟に見直していく姿勢が求められると考えるが、市長の見解を尋ねる。

A 選ばれる自治体を目指す地方創生の取組が重要であり、真に必要とされる方を中心により出かけたくなる、使いたくなる輸送サービス形態へと進化させる必要がある。今後は、地域や交通事業者と連携し、地域公共交通の輸送サービスを再構築、市民意向の反映など、さらなる取組を進めていく。

【その他の質問】

- ・公立保育所の役割と今後の方向性について
- ・シカによる山林被害の拡大と土砂災害リスクに関する現状と対策について



不登校対策への きめ細やかな支援を

伊藤 彦太郎<勇政>



不登校の対策について

●学校及び市の対策について

Q 不登校について、学校と市教育委員会はどのように対応しているのか。

A 各学校では、生徒指導担当や不登校支援担当が中心となり、不登校の未然防止から早期発見・早期対応、再登校支援などの取組を進めている。平成6年度からは、各学校に校内教育支援センターを設置し、学校へ行きづらい、教室に入りづらい児童・生徒にとって、落ち着いた空間の中で自分のペースで学習や生活できる環境を整えている。また、本人の状況に合わせたプリントや課題の提供・ICTを活用したオンライン授業など一人ひとりのニーズに応じた支援のほか、家庭訪問など継続的なアプローチも行っている。また、教育委員会では、学校に通うことが難しい児童・生徒のために、青少年研

修センターに亀山市教育支援センター「ふれあい教室」を設置・運営している。その他にも、NPO法人への業務委託、図書館内に初期不登校対応教室「サークルルーム」を設置、少人数での活動や個別学習を提供している。

Q 不登校の児童・生徒に対する学習評価など、各学校だけでは対応できない場合に、教育委員会としてフォローする必要があるのではないかと。

A 不登校は、多様な要因が複雑に重なって起こるものであると認識しており、各学校の取組を最大限に支援しながら必要に応じて医療機関や児童相談所など様々な関係機関と連携し、児童・生徒の状況に応じた複合的な支援が提供できるよう努めている。また、学習成果を適切に評価するための指針である「学校以外で学ぶ児童・生徒の学習評価に関するガイドライン」により、子どもたちが安心して学び自立に向けた力を育めるよう、努めていく。

【その他の質問】

- ・まちづくりにおける市営住山住宅周辺地域の位置付けについて
- ・企業誘致について



市有財産の有効活用と 地域の課題解決を

鈴木 達夫<結>



市有財産の未利用地の把握について

●市道、緑地等は財産としてどう捉えているか

●歳入確保の観点から見た未利用地の活用について

Q 緑地管理の考え方と、今後の緑地の利活用について尋ねる。

A 産業及び住宅団地開発等に伴い整備されており、地域の環境や景観の維持向上に寄与する機能を有しているものと認識している。維持管理については、樹木等の成長等により道路の通行に支障を来し、周辺的生活環境へ影響を及ぼすなどの課題が発生し、その対策として維持管理費が増加している状況である。このような課題に対応するため、地域の要望を踏まえつつ、生活環境への影響の度合いや利用状況を考慮し、予算の範囲内で一定の対応をしている。今後、緑地として維持しながら利活用が可能な土地については、地域のニーズを十分に踏まえ、一時的な駐車場とし

での活用を含めた有効な利活用策を検討し、地域の問題解決や、併せて維持管理費の低減にも取り組んでいく。

Q 開発行為の申請の際に、隣接する機能不全な緑地や市道、赤道がある場合、申請者の理解の下で売却等の情報提供を行い、地域の理解を得た上で、売却や貸付の対象とすべきと考えるが、市の見解を尋ねる。

A 開発行為の際には、区域内の赤道等の公共施設について、原則として機能交換や相互帰属、機能回復が不要な場合は払い下げを前提としている。事業者への情報提供については、事前の相談や協議、都市計画法に基づく開発協議の中で事業者の意向を聴き取り、関係部署と連携して積極的に土地利用の協議を進めてきた。また、開発後に市に帰属され、機能が低下した緑地等の公共施設については、生活環境への影響を最小限に抑え、地域住民の理解を得るなどの一定の基準の下、売却や賃貸を慎重に検討していく必要があると考えている。維持管理費等財政的な面からも、機能低下した緑地等の公共施設の売却や賃貸等は十分に検討し、積極的に進めていく。

【その他の質問】

- ・市有財産の売却に関する媒介制度について
- ・新庁舎建設候補地市有財産について



性教育の充実と公共施設での生理用品の常備に向けて検討を

福沢 美由紀<日本共産党>



生理の尊厳について

- 包括的性教育について
- 公共施設の個室トイレへの生理用品設置について

Q 小・中学校では、生理に関する性教育はどのように行われているのか。

A 小学校では4年生の体育科の保健で、体の発育・発達について学び、中学校では保健体育科で思春期の体の変化や性との向き合い方について学習しており、いずれも男女共習で行っている。

Q 国際的に推奨されている「包括的性教育」については、どのように取り組んでいるのか。

A 本市では、低学年から性について繰り返し学び、体の大切さを発達段階に応じて徐々に理解していくことを目指している。体育科や保健科以外の授業でも、特別活動で「プライベートゾーンを知る学習」や、理科では「ヒ

トの誕生」、性の多様性を学ぶ「共生」については、社会科などを通じて基本的人権を学習している。

Q 公共施設の個室トイレへの生理用品の設置について、トイレットペーパーのようにトイレにあることに意味があり、三重県では試行的に生理用品が配布されるとのことである。国においても男女共同参画局から補助金や交付金のメニューの中に生理用品の問題も入れた形で進めており、本市もその方向に取り組んでいただきたいと考えるが、市の見解を尋ねる。

A 現在、経済的な理由で生理用品の購入が困難な方や、急な生理で必要となった方のために、本庁舎、関支所、あいあい、図書館、一部の公共施設、そして全ての小・中学校のトイレで生理用品を配布している。公共施設への生理用品の常備については、衛生的管理や経費の側面からも検討が必要であり、三重県の試行的取組や、国や県、他市の状況も踏まえ検討していく。

【その他の質問】

- ・ 亀山茶の茶農業者の育成と茶の振興について
- ・ 住宅リフォーム助成制度について



コストコ亀山倉庫店の進捗状況と市費投入の意義を問う

櫻井 清蔵<勇政>



コストコの進出について

● 店舗設置計画の遅れの要因として、物価高騰による建設コストの大幅な増加が挙げられるが、そのような中でも2024年に3店舗、2025年に1店舗がオープンしており、なぜ亀山店だけ着工されないのか

Q 令和6年度から令和7年度にかけて開業した他の地域のコストコ店舗は、協定締結から最短で415日、最長でも1012日でオープンしている。コストコ亀山倉庫店は、協定締結が2022年2月28日で、今日までで1201日となっているが、着工が大幅に遅れている理由と他店舗との違いを尋ねる。

A コストコ亀山倉庫店の着工が遅れている主な要因は、資材価格の高騰や、労務費の上昇により、当初の建設費を大幅に上回っていることが挙げられる。コストコからは、建設費の高騰は本市だけでなく、国内の他の計画に

ついても遅れが生じる見込みであり、現在は建設費の上昇が落ち着く時期を見計らっていると伺っている。他の地域で昨年から今年にかけて開業したコストコ店舗については、既に造成済又は平坦な土地に建設されており資材高騰の影響が少なかったため、比較的スムーズに開業に至ったものと推察している。

Q コストコとの協定に基づき、都市計画審議会での審査を経て商業地域とし、工事車両や来客者の混雑緩和のため3900万円をかけて整備した右折レーンについての市の見解と、コストコが進出しなかった場合の責任について尋ねる。

A 本市の産業振興や雇用創出、税収等への影響を踏まえ、本市としては早期立地の実現のために右折レーンの整備に3900万円の市費を投じたものである。現在もコストコの進出は進行中の案件であり、企業の事業戦略に関わるデリケートな情報も含まれるため、事業進捗に影響を及ぼす可能性があることは避けるべきと認識している。今後も引き続き本市の産業振興と雇用創出のため産業立地の促進に努めていく。

【その他の質疑】

- ・ 亀山駅前再開発事業の検証について
- ・ 放課後児童クラブの運営について



J-クレジット創出事業で環境保全と財源確保の両立を

豊田 恵理



亀山版 J-クレジット創出事業について

- 事業の概要について
- 今後の進め方について

Q J-クレジット制度と亀山版 J-クレジット創出事業の概要について尋ねる。

A J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素などの排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証し、そのクレジットを企業に販売できる制度である。亀山版 J-クレジット創出事業については、森林経営管理制度により森林整備を進めている森林資源を活用し、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして、国の認証後、販売するものであり、協定を締結した民間事業者と連携して進めていく。

Q J-クレジット創出の土台となる本市の森林経営管理制度の進捗状況について尋ねる。

A 市内の森林整備の必要性が高いと判断した区域から順次森林整備を実施しており、令和

6年度末時点で坂下地区において約131ヘクタールの森林整備が完了している。今後も、毎年40ヘクタールの森林整備を進めていく。

Q 本市では森林の二酸化炭素の吸収量をクレジットとして活用していくが、具体的にどれくらいの面積の森林が、どれくらいの利益を出すかと試算しているのか。

A 二酸化炭素量1トンを8000円としており、森林1ヘクタールで5トンの二酸化炭素吸収量があるため、森林面積1ヘクタールで約4万円のクレジット販売収益が見込まれる。本事業の協定期間である10年間で試算した場合、実質の創出対象面積を約2100ヘクタールとして、全体のクレジット販売収益は約8400万円と見込んでいる。

Q 亀山版 J-クレジット創出事業への取組による今後の展望について尋ねる。

A 森林経営管理事業の間伐には多額の委託料が必要である中、J-クレジット創出事業の取組により収益を生み出すことができることから、さらなる森林整備を推進できると見込んでいる。今後は、J-クレジット創出事業の対象となる森林を増やすとともに、本来の森林整備の大きな目的である森林の多面的機能の維持発揮に努めていく。

【その他の質問】

- ・企業版ふるさと納税について
- ・市職員の働き方改革について



日常点検と緊急時の迅速な対応で大雨に備えた冠水対策を

古田 吉昭



道路排水施設について

- 2024年台風10号以降の現状について
- 点検・整備について
- 今後の対策について

Q 令和6年9月の台風10号で椿世町、亀田町、川合町などで排水の詰まりにより道路冠水が発生したが、その後の対応について尋ねる。

A 発生した道路冠水の原因は、台風10号による大雨で側溝や集水ますに土砂や落ち葉等が短期間に大量に流れ込み、詰まりが発生したものである。対応については、市の道路補修作業員や年間契約している修繕工事業者により、速やかに側溝の詰まりを除去し、冠水の解消に努めた。また、一部の冠水箇所については、配水を速やかに側溝へ流入させるためにコンクリート蓋をグレーチング蓋に変更するなどの対策を行い、現在は支障なく排水機能が保たれている。

Q 道路排水の日常点検と整備はどのように行っているのか。

A 市道の側溝点検は、市の道路補修作業員が定期的

に道路パトロールを実施し、職員においても随時点検を行っている。蓋が設置されていない側溝内の落ち葉や土砂の堆積は道路パトロールで発見しやすいため、その都度清掃等の対応を行っている。また、蓋が設置されている側溝や集水ます等の堆積物はパトロールでの発見が困難なため、主に市民の皆さんからの通報による把握となっている。

Q 鉄道や道路の下を交差するアンダーパスの大雨時の対策について尋ねる。

A 冠水が規定される3か所のアンダーパスの対策として、危険水位時に稼働する排水ポンプの設置、情報板による注意喚起などがある。排水ポンプについては、点検業者により動作確認や警報の発報等の定期点検を行うとともに、台風接近が予想される際にも、職員による排水ポンプの試運転を行い、大雨に備えている。

Q 今後、どのような道路冠水対策をとっていくのか。

A 平常時は、道路パトロールや市民の方からの通報により、点検・清掃等を行い、必要に応じて、年間契約している修繕工事業者等による対応を行う。また、台風等により大雨が予想される場合は、過去に冠水した箇所や冠水の恐れがある箇所を中心にパトロールを行い、側溝や排水ます内の堆積物の除去や修繕により、予防的な冠水対策を進めていく。

【その他の質問】

- ・通学路の安全確保について
- ・熱中症対策について
- ・防犯対策について



表紙写真から

ヤギ小屋の前で（あんぜんの丘こども園）

今年4月に新築し開園したあんぜんの丘こども園は、広大な土地に建築されており、敷地内でヤギを飼育しています。園児たちは天気の良い日には、ヤギにエサをあげるためヤギ小屋まで歩いて行きます。この日は、年長児と年中児がヤギにエサをあげ、記念にヤギと一緒に写真を撮りました。

令和7年

9月定例会日程(予定)

8月29日	9月定例会開会	10:00~	24日	予算決算委員会	10:00~
9月9日	議案質疑	10:00~	25日	予算決算委員会	10:00~
10日	議案質疑	10:00~	29日	議会運営委員会	10:00~
11日	一般質問	10:00~	30日	9月定例会閉会	10:00~
12日	一般質問	10:00~			
17日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00~			
18日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00~			
19日	総務分科会 総務委員会	10:00~			

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
		ライブ	録画	ライブ	録画
本会議		○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)		○	○	-	-

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先/三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

(2) 議会報告番組「こんにちは！市議会です」番組原稿

- ・令和6年第1回臨時会 12月定例会 ダイジェスト

放送日 : 令和7年1月31日～2月6日

放送内容・令和6年第1回臨時会の経過について

- ・亀山市議会の新体制について
- ・令和6年12月定例会の経過について

- ・令和7年第1回臨時会 3月定例会 ダイジェスト

放送日 : 令和7年4月18日～4月24日

放送内容・令和7年第1回臨時会の経過について

- ・令和7年3月定例会の経過について
- ・予算決算委員会における審査の概要について

- ・令和7年6月定例会 ダイジェスト

放送日 : 令和7年7月16日～7月31日

放送内容・令和7年6月定例会の経過について

- ・所管事務事業概要説明について

- ・令和7年9月定例会 ダイジェスト

放送日 : 令和7年11月1日～11月15日

放送内容・令和7年9月定例会の経過について

- ・予算決算委員会における審査の概要について
- ・所管事務調査について
- ・令和7年度亀山市中学生議会について

令和7年1月31日～2月6日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール 1 / 14 (火)

時間	場所	撮影内容
13:00～13:30	議長室	岡本議長、森英之副議長 あいさつ撮影
13:30～13:40	委員会室	森美和子 予算決算委員会委員長 顔出し・ナレーションの撮影
13:40～13:50	委員会室	鈴木 教育民生委員会委員長 顔出し・ナレーションの撮影
13:50～14:00	委員会室	今岡 総務委員会委員長 顔出し・ナレーションの撮影
14:00～14:10	委員会室	草川 産業建設委員会委員長 顔出し・ナレーションの撮影
14:10～14:20	委員会室	深水 議会運営委員会委員長 顔出し・ナレーションの撮影
14:30～16:00	議場	伊藤委員、櫻木委員 顔出し・ナレーションの撮影

出演：岡本議長、森英之副議長、森美和子予算決算委員会委員長、今岡総務委員会委員長、鈴木教育民生委員会委員長、草川産業建設委員会委員長
深水議会運営委員会委員長、伊藤委員、櫻木委員

■番組概要

- 1：はじめに
- 2：令和6年第1回臨時会の経過について
- 3：亀山市議会の新体制について
- 4：12月定例会の経過について
- 5：さいごに

1：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00' 00"	タイトル映像 (10 秒) 撮影場所：議場	こんにちは！市議会です 広聴広報委員会 伊藤委員 広聴広報委員会 櫻木委員	<p>タイトルテロップ (10 秒)</p> <p>伊藤委員</p> <p>みなさんこんにちは (2人 礼)。 亀山市議会 広聴広報委員会 委員の伊藤です。</p> <p>櫻木委員</p> <p>同じく、委員の櫻木です。 春の訪れが待ち遠しい今日この頃、みなさんいかがお過ごしでしょうか。</p> <p>今回の「こんにちは！市議会です」では、令和6年第1回臨時会の経過や亀山市議会の新体制、12月定例会の経過について、ご報告いたします。</p>
00' 50			

2：令和6年第1回臨時会の経過について

<p>00' 50"</p>	<p>開会日の様子(11/13) 議場全景 議長アップ 市長アップ</p> <p>市長（提案理由説明）</p> <p>議案質疑の様子 (11/13) 福沢議員</p>	<p>画面右端：令和6年第1回臨時会 11月13日 森 美和子 議長 櫻井 義之 市長</p> <table border="1" data-bbox="591 528 1240 743"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">令和6年第1回臨時会 11月13日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【臨時会に提案された議案】</td> </tr> <tr> <td>条例改正</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度各会計補正予算</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>専決処分した事件の承認</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">議案</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="591 751 1240 1015"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">令和6年第1回臨時会 議案質疑 11月13日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和6年度亀山市一般会計補正予算（第5号）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専決処分した事件の承認</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【質疑内容】</td> </tr> <tr> <td>■小中学校施設の修繕の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■農業集落排水処理施設の修繕の内容</td> <td>など</td> </tr> </table>	令和6年第1回臨時会 11月13日		【臨時会に提案された議案】		条例改正	1件	令和6年度各会計補正予算	2件	専決処分した事件の承認	1件	議案	4件	令和6年第1回臨時会 議案質疑 11月13日		令和6年度亀山市一般会計補正予算（第5号）		令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）		専決処分した事件の承認		【質疑内容】		■小中学校施設の修繕の内容		■農業集落排水処理施設の修繕の内容	など	<p>櫻木委員</p> <p>令和6年第1回臨時会は、11月13日と14日の2日間の会期で開催しました。</p> <p>この臨時会では、市長から、条例改正1件、令和6年度各会計補正予算2件、専決処分した事件の承認1件の、合わせて議案4件が提案されました。</p> <p>これらの議案については「小中学校施設の修繕の内容」や「農業集落排水処理施設の修繕の内容」について質疑がありました。</p>
令和6年第1回臨時会 11月13日																													
【臨時会に提案された議案】																													
条例改正	1件																												
令和6年度各会計補正予算	2件																												
専決処分した事件の承認	1件																												
議案	4件																												
令和6年第1回臨時会 議案質疑 11月13日																													
令和6年度亀山市一般会計補正予算（第5号）																													
令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）																													
専決処分した事件の承認																													
【質疑内容】																													
■小中学校施設の修繕の内容																													
■農業集落排水処理施設の修繕の内容	など																												

教育民生委員会、予算 決算委員会の様子 (2分割)	<table border="1"> <tr> <td>教育民生委員会 11月13日</td> <td>予算決算委員会 11月14日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 教育民生委員会 亀山市国民健康保険条例の一部改正 予算決算委員会 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 </td> </tr> </table>	教育民生委員会 11月13日	予算決算委員会 11月14日	教育民生委員会 亀山市国民健康保険条例の一部改正 予算決算委員会 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認		それぞれの議案については、所管する各常任委員会に 審査を付託し、いずれも全会一致で原案のとおり可決及 び承認しました。
	教育民生委員会 11月13日	予算決算委員会 11月14日				
	教育民生委員会 亀山市国民健康保険条例の一部改正 予算決算委員会 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認					
	<table border="1"> <tr> <td>教育民生委員会 11月13日</td> <td>予算決算委員会 11月14日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 教育民生委員会 亀山市国民健康保険条例の一部改正 予算決算委員会 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 全会一致で可決及び承認 </td> </tr> </table>	教育民生委員会 11月13日	予算決算委員会 11月14日	教育民生委員会 亀山市国民健康保険条例の一部改正 予算決算委員会 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 全会一致で可決及び承認		
教育民生委員会 11月13日	予算決算委員会 11月14日					
教育民生委員会 亀山市国民健康保険条例の一部改正 予算決算委員会 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 全会一致で可決及び承認						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">令和6年第1回臨時会 11月14日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 亀山市国民健康保険条例の一部改正 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 </td> </tr> </table>		令和6年第1回臨時会 11月14日		亀山市国民健康保険条例の一部改正 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認		
令和6年第1回臨時会 11月14日						
亀山市国民健康保険条例の一部改正 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">令和6年第1回臨時会 11月14日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 亀山市国民健康保険条例の一部改正 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 【議決結果】全会一致で可決及び承認 </td> </tr> </table>		令和6年第1回臨時会 11月14日		亀山市国民健康保険条例の一部改正 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 【議決結果】全会一致で可決及び承認		
令和6年第1回臨時会 11月14日						
亀山市国民健康保険条例の一部改正 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第5号) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第2号) 専決処分した事件の承認 【議決結果】全会一致で可決及び承認						
11/14 本会議 議場全体 森議長アップ 採決の様子		そして、14日の本会議において、採決の結果、いず れも全会一致で原案のとおり可決及び承認しました。				

03' 00"	選挙の様子 (11/14)	令和6年第1回臨時会 11月14日 【亀山市議会申し合わせ】 議長の任期 2年 副議長の任期 1年	続いて、亀山市議会では、申し合わせにより、議長の任期を2年、副議長の任期を1年としているため、議長と副議長の選挙を行いました。
	全員協議会の所信表明の様子 (11/8)	全員協議会 11月8日	会派から推薦を受けた議員が、全員協議会で所信及び抱負を述べたうえで投票による選挙を行い、議長には、
	岡本議長、森副議長就任あいさつの様子 (11/14)	令和6年第1回臨時会 11月14日 岡本公秀議長	岡本公秀議員が、副議長には、森英之議員が当選し、就任しました。
		令和6年第1回臨時会 11月14日 森英之副議長	
	岡本議長アップ	令和6年第1回臨時会 11月14日 議長の指名により、 議会運営委員会委員、各常任委員会委員を選任	その後、議長の指名により、議会運営委員会委員と各常任委員会委員が選任されました。
	市長提案理由説明	令和6年第1回臨時会 11月14日 【追加議案】 亀山市監査委員の選任同意について	また、議会選出の「亀山市監査委員の選任同意」についての議案が市長から提案され、採決の結果、中島雅代議員を選任することに、全会一致で同意しました。
	採決の様子	令和6年第1回臨時会 11月14日 【追加議案】 亀山市監査委員の選任同意について 【議決結果】全会一致で同意	
中島雅代議員就任あいさつ	令和6年第1回臨時会 11月14日 議会選出監査委員 中島雅代 議員		

3：亀山市議会の新体制について

03' 00"	<p>撮影場所：議場</p> <p>撮影場所：議長室 議長</p> <p>議長アップ</p> <p>本会議の様子 市庁舎の様子</p> <p>撮影場所：議長室 副議長</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">正副議長あいさつ</p> <p style="text-align: center;">岡本 公秀 議長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">正副議長あいさつ</p> <p>市の財政状況が厳しい中、執行機関である行政との緊張関係を保ちながら、監視機関としてのチェック機能を高める</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">正副議長あいさつ</p> <p>政策立案や政策提言にも積極的に取り組み、市民の皆さまの意見に耳を傾け、市政に反映できるよう、より闊達な議論を行う</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">正副議長あいさつ</p> <p style="text-align: center;">森 英之 副議長</p> </div>	<p>伊藤委員</p> <p>亀山市議会では、岡本公秀議長、森英之副議長が新たに就任し、新体制がスタートいたしました。</p> <p style="text-align: center;">～正副議長あいさつ（テロップ）～</p> <p>議長</p> <p>亀山市議会議長の岡本公秀でございます。（礼） 令和6年第1回臨時会におきまして、議長に就任させていただきます。</p> <p>身に余る光栄であり、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。</p> <p>市の財政状況が厳しい中、執行機関である行政との緊張関係を保ちながら、監視機関としてのチェック機能を高めるとともに、政策立案や政策提言にも積極的に取り組み、市民の皆さまの意見に耳を傾け、市政に反映できるよう、より闊達な議論を行ってまいります。</p> <p>副議長</p> <p>副議長の森英之でございます。（礼） 令和6年第1回臨時会におきまして、副議長に就任させていただきます。</p>
---------	---	--	---

	<p>副議長アップ</p> <p>正副議長ツーショット</p> <p>撮影場所：議場</p> <p>3 常任委員会 3 分割カット</p>	<p>正副議長あいさつ</p> <p>市民の皆さんに開かれた議会、信頼される議会のさらなる発展に向けて努力を重ね</p> <p>正副議長あいさつ</p> <p>議長のリーダーシップのもと、活発な議論と円滑な議会運営ができるよう議長をしっかりと支えていく</p> <p>正副議長あいさつ</p> <p>私ども市議会は、二元代表制のもと、議会の機能強化に努めるとともに、議会の公開性と透明性の向上に努めつつ</p> <p>正副議長あいさつ</p> <p>亀山市のさらなる発展に向けてしっかりとその責任を果たしてまいりますので</p> <p>正副議長あいさつ</p> <p>なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます</p> <p>議会運営委員会</p> <p>議会の円滑な運営を図る</p> <p>常任委員会</p> <p>本会議で提案された議案等を審査</p> <p>総務委員会</p> <p>教育民生委員会</p> <p>産業建設委員会</p> <p>予算決算委員会</p> <p>【総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会】</p> <p>委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設定し、所管事務調査を実施</p>	<p>市民の皆さんに開かれた議会、信頼される議会のさらなる発展に向けて努力を重ね、議長のリーダーシップのもと、活発な議論と円滑な議会運営ができるよう議長をしっかりと支えていくことが、重要な役割であると認識しています。</p> <p>議長</p> <p>私ども市議会は、二元代表制のもと、議会の機能強化に努めるとともに、議会の公開性と透明性の向上に努めつつ、亀山市のさらなる発展に向けて、しっかりとその責任を果たしてまいりますので、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。（礼）</p> <p>伊藤委員</p> <p>また、この臨時会では、新しい委員会構成が決まりました。</p> <p>市議会では、議会の円滑な運営を図るため、議会運営委員会と、本会議に提案された議案などを審査する4つの常任委員会を設置しています。</p> <p>また、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、委員会の活性化と機能の充実のため、所管事務調</p>
--	---	---	---

	<p>撮影場所：委員会室 今岡委員長</p> <p>ICT の利活用のイメージ 職員の勤務の様子</p>	<p>【総務委員会】 今岡 翔平 委員長</p> <p>【総務委員会】委員 6人 委員長 今岡 翔平 副委員長 豊田 恵理 委員 森 英之 高島 真 新 秀隆 小坂 直親</p> <p>【所管事項】 ・組織 ・行政改革 ・財政 ・防災 ・消防</p> <p>【総務委員会 所管事務調査】 調査・研究テーマ 行政DXの推進について</p> <p>デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう、行政DXの推進について調査・研究</p>	<p>【総務委員会】（テロップ5秒） 総務委員会：今岡委員長より紹介</p> <p>総務委員会委員長の今岡翔平です。（礼） 総務委員会は、6人の委員で構成し、市の組織や行政改革、財政、防災、消防などに関する議案等の審査を行います。</p> <p>また、所管事務調査では、「行政DXの推進」についてをテーマに設定しました。</p> <p>デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう、行政DXの推進について調査・研究していきます。</p>
--	--	--	--

	<p>撮影場所：委員会室 鈴木委員長</p> <p>子ども（小・中学生） が遊んでいる様子</p> <p>新児童センター（旧図書館）</p>	<p>【教育民生委員会】 鈴木 達夫 委員長</p> <p>【教育民生委員会】委員 6人 委員長 鈴木 達夫 副委員長 深水 隆司 委員 中島 雅代 福沢 美由紀 森 美和子 櫻井 清蔵</p> <p>【所管事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民相談 ・国民健康保険 ・スポーツ ・医療 ・戸籍 ・文化 ・福祉 ・教育 <p>【教育民生委員会 所管事務調査】 調査・研究テーマ 子どもの育ちを支える場の形成について</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について調査・研究</p>	<p>【教育民生委員会】（テロップ5秒） 教育民生委員会：鈴木委員長より紹介</p> <p>教育民生委員会委員長の鈴木達夫です。（礼） 教育民生委員会は、6人の委員で構成し、市民相談や戸籍、国民健康保険、文化・スポーツ、福祉、医療、教育に関する議案等の審査を行います。</p> <p>また、所管事務調査では、「子どもの育ちを支える場の形成」についてをテーマに設定しました。</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について調査・研究していきます。</p>
--	--	--	---

	<p>撮影場所：委員会室 草川委員長</p> <p>太陽光発電施設の様子 (市内メガソーラーなど)</p> <p>田んぼ・森林の様子</p>	<p>【産業建設委員会】 草川 卓也 委員長</p> <p>【産業建設委員会】 委員 5人 委員長 草川 卓也 副委員長 櫻木 善仁 委員 古田 吉昭 伊藤 彦太郎 服部 孝規</p> <p>【所管事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業 ・都市計画 ・河川 ・上下水道 ・農林業 ・道路 ・環境、廃棄物処理 <p>【産業建設委員会 所管事務調査】 調査・研究テーマ 太陽光発電施設とまちづくりについて</p> <p>太陽光発電施設について、市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査・研究</p>	<p>【産業建設委員会】 (テロップ5秒)</p> <p>産業建設委員会：草川委員長より紹介</p> <p>産業建設委員会委員長の草川卓也です。(礼)</p> <p>産業建設委員会は、5人の委員で構成し、商工業や農林業、都市計画や道路、河川、環境及び廃棄物の処理、上下水道に関する議案等の審査を行います。</p> <p>また、所管事務調査では、「太陽光発電施設とまちづくり」についてをテーマに設定しました。</p> <p>太陽光発電施設について、市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査・研究していきます。</p>
--	--	--	---

<p>11' 00"</p>	<p>撮影場所：委員会室 森委員長</p> <p>予算決算委員会の様子</p> <p>各分科会の様子 (3分割カット)</p>	<p>【予算決算委員会】 森 美和子 委員長</p> <p>【予算決算委員会】委員 17人 委員長 森 美和子 副委員長 古田 吉昭 委員 議長を除く議員</p> <p>【所管事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、決算に関すること ・総合計画の基本構想、基本計画に関すること 	<p>【予算決算委員会】（テロップ）</p> <p>予算決算委員会：森委員長より紹介</p> <p>予算決算委員会委員長の森美和子です。（礼）</p> <p>予算決算委員会は、議長を除く議員全員で構成し、予算、決算に関する議案や市の総合計画の基本構想、基本計画に関する議案について審査を行います。</p> <p>また、補正予算に関する議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、詳細な審査を行います。</p>
----------------	---	---	--

4：12月定例会の経過について

<p>11' 00</p>	<p>開会日の様子(11/29) 議場全景</p> <p>岡本議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ</p> <p>市長（提案理由説明）</p> <p>岡本議長（請願上程）</p>	<p>画面右端：令和6年12月定例会 開会日11月29日</p> <p>岡本 公秀 議長 櫻井 義之 市長 中原 博 教育長</p> <div data-bbox="589 611 1234 847" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和6年12月定例会 開会日11月29日</p> <p style="text-align: center;">【開会日に提案された議案】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">条例改正</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度各会計補正予算</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>市道路線の認定</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">8件</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">議案</p> </div> <div data-bbox="589 874 1234 1043" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">令和6年12月定例会 12月10日</p> <p>【請願】 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願</p> </div>	条例改正	2件	令和6年度各会計補正予算	4件	市道路線の認定	2件		8件	<p>櫻木委員</p> <p>次に、12月定例会について、ご報告いたします。</p> <p>12月定例会は、11月29日に開会し、はじめに櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。</p> <p>そして、開会日には、市長から、条例改正2件、令和6年度各会計補正予算4件、市道路線の認定について2件の、合わせて議案8件が提案されました。</p> <p>12月10日には、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願が上程されました。</p>
条例改正	2件										
令和6年度各会計補正予算	4件										
市道路線の認定	2件										
	8件										

<p>閉会日の様子</p> <p>櫻井市長 (提案理由説明)</p> <p>鈴木教育民生委員会委員長 (提案理由説明)</p> <p>深水議会運営委員会委員長 (提案理由説明)</p> <p>議案質疑の様子 (7人のカット) (12/10)</p> <p>各常任委員会の様子 (3分割)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">令和6年12月定例会 閉会日 12月23日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【閉会日に提案された議案】</td> </tr> <tr> <td>市長提出議案</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 条例改正</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td> 令和6年度各会計補正予算</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">議案</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>委員会提出議案</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国への意見書の提出</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td> 会議規則改正</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td> 条例改正</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">議案</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">令和6年12月定例会 議案質疑 12月10日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">教育民生委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業建設委員会 予算決算委員会</td> </tr> </table>	令和6年12月定例会 閉会日 12月23日		【閉会日に提案された議案】		市長提出議案		条例改正	1件	令和6年度各会計補正予算	2件	議案	3件			委員会提出議案		国への意見書の提出	1件	会議規則改正	1件	条例改正	1件	議案	3件	令和6年12月定例会 議案質疑 12月10日	教育民生委員会	産業建設委員会 予算決算委員会	<p>12月23日の閉会日には、追加議案として、市長から、条例改正1件、令和6年度各会計補正予算2件、議会から、委員会提出議案として、国への意見書の提出や、会議規則の改正、条例改正が、各1件ずつ提案されました。</p> <p>開会日に提案された議案については、12月10日に議案質疑を行いました。</p> <p>それぞれの議案及び請願については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。</p>
令和6年12月定例会 閉会日 12月23日																													
【閉会日に提案された議案】																													
市長提出議案																													
条例改正	1件																												
令和6年度各会計補正予算	2件																												
議案	3件																												
委員会提出議案																													
国への意見書の提出	1件																												
会議規則改正	1件																												
条例改正	1件																												
議案	3件																												
令和6年12月定例会 議案質疑 12月10日																													
教育民生委員会																													
産業建設委員会 予算決算委員会																													

<p>教育民生委員会の様子 (12/17)</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 12月17日</p> <p>亀山市国民健康保険税条例の一部改正</p>	<p>教育民生委員会では、亀山市国民健康保険税条例の一部改正について審査を行いました。</p>
<p>福沢議員 (12/17 反対討論)</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 12月17日</p> <p>亀山市国民健康保険税条例の一部改正 【反対討論】</p>	<p>この議案については、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。</p>
<p>採決の様子</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 12月17日</p> <p>亀山市国民健康保険税条例の一部改正 賛成者多数で可決</p>	
<p>請願審査の様子 (教育民生委員会の様子)</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 12月17日</p> <p>【請願】 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願</p>	<p>続いて、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願について審査を行いました。</p>
<p>課長朗読の様子</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 12月17日</p> <p>【請願】 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願</p> <p>婚姻後の夫婦の氏を自由に選択できるよう、国において、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論が行われるよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるもの</p>	<p>この請願は、婚姻後の夫婦の氏を自由に選択できるよう、国において、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論が行われるよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。</p>
<p>採決の様子（請願）</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 12月17日</p> <p>【請願】 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願</p> <p style="text-align: center;">全会一致で採択</p>	<p>そして採決の結果、全会一致で採択しました。</p>

<p>産業建設委員会の様子 (12/16)</p> <p>現場確認の様子</p> <p>採決の様子</p>	<p style="text-align: right;">産業建設委員会 12月16日</p> <p>亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正 市道路線の認定 (2件)</p>	<p>次に、産業建設委員会では、亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正や、市道路線の認定2件の議案3件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p>				
<p>予算決算委員会各分科会の様子(3分割)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>予算決算委員会 分科会</td> <td>総務分科会</td> </tr> <tr> <td>教育民生分科会</td> <td>産業建設分科会</td> </tr> </table>	予算決算委員会 分科会	総務分科会	教育民生分科会	産業建設分科会	<p>次に、予算決算委員会では、令和6年度各会計補正予算4件について、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、各分科会に分担し、12月16日から18日にかけて審査を行いました。</p>
予算決算委員会 分科会	総務分科会					
教育民生分科会	産業建設分科会					
<p>採決の様子 (12/20 予算決算委員会)</p>	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 12月20日</p> <p>令和6年度各会計補正予算(一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業会計)4件</p>	<p>そして、12月20日に全体審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p>				
	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 12月20日</p> <p>令和6年度各会計補正予算(一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業会計)4件</p> <p>4件 全会一致で可決</p>					

	<p>撮影場所：議場</p> <p>福沢議員 (12/23 反対討論)</p> <p>採決の様子 (第82号)</p> <p>採決の様子 (12/23 本会議)</p>	<p>令和6年12月定例会 閉会日12月23日</p> <p>・亀山市国民健康保険税条例の一部改正 【反対討論】 課税限度額を引き上げるにより、国が求める基準と比較して、影響を受ける対象者は少ないことから、各市町が統一して課税限度額を引き上げる必要はない</p> <p>令和6年12月定例会 閉会日12月23日</p> <p>・亀山市国民健康保険税条例の一部改正</p> <p>令和6年12月定例会 閉会日12月23日</p> <p>・亀山市国民健康保険税条例の一部改正 【議決結果】賛成者多数で可決</p> <p>令和6年12月定例会 閉会日12月23日</p> <p>【開会日に提案された議案】</p> <table border="0"> <tr><td>条例改正</td><td>1件</td></tr> <tr><td>令和6年度各会計補正予算</td><td>4件</td></tr> <tr><td>市道路線の認定</td><td>2件</td></tr> </table> <p>令和6年12月定例会 閉会日12月23日</p> <p>【開会日に提案された議案】</p> <table border="0"> <tr><td>条例改正</td><td>1件</td></tr> <tr><td>令和6年度各会計補正予算</td><td>4件</td></tr> <tr><td>市道路線の認定</td><td>2件</td></tr> </table> <p>【議決結果】7件 全会一致で可決</p>	条例改正	1件	令和6年度各会計補正予算	4件	市道路線の認定	2件	条例改正	1件	令和6年度各会計補正予算	4件	市道路線の認定	2件	<p>伊藤委員</p> <p>12月23日の閉会日には、開会日に提案された議案等の審議などを行いました。</p> <p>まず、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」については、課税限度額を引き上げるにより、国が求める基準と比較して、影響を受ける対象者は少ないことから、各市町が統一して課税限度額を引き上げる必要はないとの理由から反対討論がありました。</p> <p>そして、この議案は、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。</p> <p>そのほかの議案7件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決しました。</p>
条例改正	1件														
令和6年度各会計補正予算	4件														
市道路線の認定	2件														
条例改正	1件														
令和6年度各会計補正予算	4件														
市道路線の認定	2件														

	<p>市長（提案理由説明）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">令和6年12月定例会 閉会日 12月23日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【市長から閉会日に提案された議案】</td> </tr> <tr> <td>条例改正</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度各会計補正予算</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">議案</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> </table>	令和6年12月定例会 閉会日 12月23日		【市長から閉会日に提案された議案】		条例改正	1件	令和6年度各会計補正予算	2件	議案	3件	<p>続いて、追加議案として、市長から、条例改正1件、令和6年度各会計補正予算2件、合わせて議案3件が提案されました。</p>
令和6年12月定例会 閉会日 12月23日													
【市長から閉会日に提案された議案】													
条例改正	1件												
令和6年度各会計補正予算	2件												
議案	3件												
	<p>質疑の様子 （深水議員）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">令和6年12月定例会 議案質疑 12月23日</td> </tr> </table>	令和6年12月定例会 議案質疑 12月23日		<p>これらの議案については、同日、各常任委員会に審査を付託し、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p>								
令和6年12月定例会 議案質疑 12月23日													
	<p>総務委員会、予算決算委員会採決の様子 (12/23)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">総務委員会 12月23日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全会一致で可決</td> </tr> </table>	総務委員会 12月23日		亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正		全会一致で可決						
総務委員会 12月23日													
亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正													
全会一致で可決													
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">予算決算委員会 12月23日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和6年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全会一致で可決</td> </tr> </table>	予算決算委員会 12月23日		令和6年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)		全会一致で可決						
予算決算委員会 12月23日													
令和6年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)													
全会一致で可決													

<p>採決の様子 (12/23 本会議 追加議案)</p>	<p style="text-align: right;">令和6年12月定例会 閉会日 12月23日</p> <p style="text-align: center;">【市長から閉会日に提案された議案】</p> <p>条例改正 1件 令和6年度各会計補正予算 2件</p>	<p>そして、本会議において、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
<p>深水議会運営委員会委員長（提案理由説明）</p> <p>採決の様子</p>	<p style="text-align: right;">令和6年12月定例会 閉会日 12月23日</p> <p style="text-align: center;">【市長から閉会日に提案された議案】</p> <p>条例改正 1件 令和6年度各会計補正予算 2件 【議決結果】3件 全会一致で可決</p>	<p>続いて、議会から、議会運営委員会の委員会提出議案として、亀山市議会会議規則と亀山市議会委員会条例の一部改正の議案2件が提案され、</p>
	<p style="text-align: right;">令和6年12月定例会 閉会日 12月23日</p> <p style="text-align: center;">【議会から閉会日に提案された議案】</p> <p>亀山市議会会議規則の一部改正 1件 亀山市議会委員会条例の一部改正 1件 議案 2件</p>	<p>採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
	<p style="text-align: right;">令和6年12月定例会 閉会日 12月23日</p> <p style="text-align: center;">【議会から閉会日に提案された議案】</p> <p>亀山市議会会議規則の一部改正 亀山市議会委員会条例の一部改正 【議決結果】2件 全会一致で可決</p>	

<p>一般質問の様子</p> <p>12/11： 5名の議員のカット (分割)</p> <p>12/12： 5名の議員のカット (分割)</p> <p>12/13： 4名の議員のカット (分割)</p>			
			<p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>12月11日</p>
			<p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>12月12日</p>
			<p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>12月13日</p>

また、11日から13日までの3日間は、市政に関する一般質問を行いました。

17' 45"	<p>ホームページの映像</p>	<p>令和6年12月 定例会の内容は こちら</p> <p style="text-align: center;">QR</p>	<p>なお、議案の詳細や議決結果、議員別表決結果の一覧、各議員の質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、2月16日発行の市議会だよりにも掲載します。</p> <p>また、会議の様子はケーブルテレビとインターネットで放送・配信を行っています。</p>
	<p>市議会だよりの映像</p>	<p>令和6年12月 定例会の内容は こちら</p> <p style="text-align: center;">QR</p> <p>2月16日発行「かめやま市議会だより」に掲載</p>	
	<p>ケーブルテレビ、インターネット配信のイメージ画像</p>	<p>会議の様子はケーブルテレビやインターネットでもご覧いただけます</p> <p style="text-align: center;"> ケーブルテレビ インターネット配信 </p>	

5 : さいごに		
17' 45"	撮影場所：議場	
	議場の様子	<p>今後の会議日程（予定） 令和7年第1回臨時会 2月14日 令和7年3月定例会 2月25日～3月27日</p>
	傍聴席の様子	<p>亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます</p>
	2人のカット	<p>議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 TEL：0595-84-5059(直通) FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp</p>
19' 10"		<p>櫻木委員 今回は、令和6年第1回臨時会の経過や亀山市議会の新体制、12月定例会の経過についてご報告いたしました。</p> <p>次の本会議は、令和7年第1回臨時会を2月14日に、令和7年3月定例会を2月25日から3月27日までの31日間の会期で開催する予定です。</p> <p>亀山市議会の本会議や常任委員会などの傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しく下さい。</p> <p>伊藤委員 市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、議会報告番組や議会だより、ホームページなど積極的な情報発信に取り組んでいます。 ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。(礼)</p>

令和7年4月18日～4月24日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール

日	時間	場所	撮影内容
4/7(月)	9:45～11:15	議 場	広聴広報委員会 森英之委員長、福沢委員 顔出し・ナレーション部分の撮影
	11:15～11:45	議 場	予算決算委員会 森美和子委員長 顔出し・ナレーション部分の撮影

出演： 予算決算委員会 森美和子委員長、広聴広報委員会 森英之委員長、福沢委員

■番組概要

- 1：はじめに
- 2：令和7年第1回臨時会の経過について
- 3：令和7年3月定例会の経過について
- 4：予算決算委員会における審査の概要について
- 5：さいごに

1 : はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00' 00"	タイトル映像 (10 秒) 撮影場所：議場 2ショット	こんにちは！市議会です 広聴広報委員会 森英之 委員長 広聴広報委員会 福沢美由紀 委員	タイトルテロップ (10 秒) 森英之委員長 みなさんこんにちは（礼）。 亀山市議会広聴広報委員会 委員長の森です。 福沢委員 委員の福沢です。 春風が心地よい季節となりました。みなさんいかがお過ごしでしょうか。 森英之委員長 今回の番組では、令和7年第1回臨時会と3月定例会の経過についてご報告いたします。
00' 45"			

2：令和7年第1回臨時会の経過について

<p>00' 45"</p>	<p>臨時会の様子(2/14) 議場全景</p> <p>岡本議長アップ 櫻井市長アップ</p> <p>市長（提案理由説明）</p> <p>空撮 市内の画像</p> <p>櫻井議員 質疑の様子</p>	<p>画面右上：令和7年第1回臨時会 2月14日</p> <p>岡本 公秀 議長 櫻井 義之 市長</p> <div data-bbox="589 440 1236 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年第1回臨時会 2月14日</p> <p style="text-align: center;">【臨時会に提案された議案】</p> <p>令和6年度亀山市一般会計補正予算 1件 専決処分した事件の承認 1件 亀山市教育委員会委員の任命同意など 6件</p> <p style="text-align: right;">議案 8件</p> </div> <div data-bbox="589 679 1236 855" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年第1回臨時会 2月14日</p> <p>令和6年度亀山市一般会計補正予算 物価高騰の影響を受けた高齢者福祉サービス施設や民間 保育所、中小企業者などに対して支援を行うためのもの</p> </div> <div data-bbox="589 922 1236 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年第1回臨時会 2月14日</p> <p>令和6年度亀山市一般会計補正予算 【主な質疑内容】 ・重点支援地方創生臨時交付金の実績 ・支援の内容 など</p> </div>	<p>福沢委員</p> <p>令和7年第1回臨時会は、2月14日に開催しました。</p> <p>この臨時会では、令和6年度亀山市一般会計補正予算1件、専決処分した事件の承認1件、亀山市教育委員会委員の任命同意など6件、合わせて8件の議案が提案されました。</p> <p>これらの議案のうち、令和6年度亀山市一般会計補正予算は、物価高騰の影響を受けた高齢者福祉サービス施設や民間保育所、中小企業者などに対して支援を行うためのものです。</p> <p>この議案に対しては、「重点支援地方創生臨時交付金の実績」や「支援の内容」などについて質疑がありました。</p>
----------------	---	---	--

<p>予算決算委員会の様子 2/14</p> <p>採決の様子 (2/14 予算決算委員 会)</p>	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 2月14日</p> <p>令和6年度亀山市一般会計補正予算 専決処分した事件の承認</p>	<p>同日、予算決算委員会に「令和6年度亀山市一般会計補正予算」と「専決処分した事件の承認」の審査を付託し、「令和6年度亀山市一般会計補正予算」については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。</p>
	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 2月14日</p> <p>令和6年度亀山市一般会計補正予算</p>	
	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 2月14日</p> <p>令和6年度亀山市一般会計補正予 賛成者多数で可決</p>	
<p>予算決算委員会の様子 2/14</p>	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 2月14日</p> <p>専決処分した事件の承認</p>	
<p>採決の様子 (2/14 予算決算委員 会)</p>	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 2月14日</p> <p>専決処分した事件の承認 全会一致で承認</p>	

3：令和7年3月定例会の経過について

<p>02' 55"</p> <p>開会日の様子(2/25) 議場全景</p> <p>岡本議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ</p> <p>議会運営委員会 深水委員長(提案理由 説明)</p> <p>採決の様子(2/25)</p> <p>市長(提案理由説明)</p> <p>閉会日の様子 市長(提案理由説明)</p>	<p>画面右上：令和7年3月定例会 開会日2月25日</p> <p>岡本 公秀 議長 櫻井 義之 市長 中原 博 教育長</p>	<p>令和7年3月定例会 開会日2月25日</p> <p>【議会から開会日に提案された議案】 亀山市議会委員会条例の一部改正</p> <p>令和7年3月定例会 開会日2月25日</p> <p>【議会から開会日に提案された議案】 亀山市議会委員会条例の一部改正 【議決結果】全会一致で可決</p> <p>令和7年3月定例会 開会日2月25日</p> <p>【市長から開会日に提案された議案】</p> <table border="1"> <tr> <td>条例改正</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>条例廃止</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度各会計補正予算</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度各会計予算</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>市道路線の認定</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議案 33件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">報告 1件</td> </tr> </table> <p>令和7年3月定例会 開会日3月27日</p> <p>【市長から閉会日に提案された議案】</p> <p>【市長提出議案】 人権擁護委員の候補者の推薦同意 2件 議案 2件</p>	条例改正	18件	条例廃止	1件	令和6年度各会計補正予算	5件	令和7年度各会計予算	7件	市道路線の認定	2件	議案 33件		報告 1件		<p>福沢委員</p> <p>3月定例会は、2月25日に開会し、はじめに、櫻井市長から令和7年度施政及び予算編成方針の説明が、中原教育長から教育行政一般方針の説明がありました。</p> <p>開会日には、委員会提出議案として、「亀山市議会委員会条例の一部改正」が上程され、直ちに先議を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。</p> <p>続いて、市長から、条例改正18件、条例廃止1件、令和6年度各会計補正予算5件、令和7年度各会計予算7件、その他、市道路線の認定2件、合わせて議案33件と、報告1件が提案されました。</p> <p>3月27日の閉会日には、追加議案として、市長から、人権擁護委員の候補者の推薦同意2件が提案されました。</p>
条例改正	18件																
条例廃止	1件																
令和6年度各会計補正予算	5件																
令和7年度各会計予算	7件																
市道路線の認定	2件																
議案 33件																	
報告 1件																	

<p>議会運営委員会 深水委員長 (提案理由説明)</p>	<p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p style="text-align: center;">【議会から閉会日に提案された議案】</p> <p>【委員会提出議案】 亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正 1件 議案1件</p>	<p>また、議会から、委員会提出議案として亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正が提案されました。</p>
<p>議場全体 代表質問の様子 (5人のカット) (3/6)</p>	<p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 代表質問3月6日</p> <p>【代表質問の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が「分度の年」と位置付けた考え方 ・市長マニフェスト ・大規模施設整備事業の基本的な考え方 など 	<p>今定例会は、市長選挙後初となることから、3月6日に、施政及び予算編成方針や市長マニフェストに対する代表質問を行い、各会派の代表が、「市長が分度の年と位置付けた考え方」や、「市長マニフェスト」、「大規模施設整備事業の基本的な考え方」など、今後の市政の在り方について質問しました。</p>
<p>議場全体 議案質疑の様子 (10人のカット) (3/7・3/10)</p>	<p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p>	<p>次に、市長から開会日に上程された議案については、3月7日と10日に議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。</p>
	<p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算について</p>	<p>まず、令和7年度亀山市一般会計予算についてです。</p>

		<p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算について</p> <p>市の財政状況は、市税収入などが減少する中で、エネルギー価格や物価の高騰などにより、歳出は急激に増加している</p> <hr/> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算について</p> <p>【財政構造改革骨太方針2024】 抜本的な財政構造の立て直しに取り組むため、昨年5月に策定</p> <hr/> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算について</p> <p>後期基本計画実施計画を達成するための事業費を計上 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">一般会計</td> <td style="padding: 2px;">236億2,000万円（前年度比6.3%増）</td> </tr> </table> </p> <hr/> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算について</p> <p>【主な質疑内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■財政構造改革骨太方針2024の取組結果 ■広報誌発行費及び行政情報番組提供事業 ■地域生活交通再編事業 など 	一般会計	236億2,000万円（前年度比6.3%増）	<p>市の財政状況は、市税収入などが減少する中で、エネルギー価格や物価の高騰などにより、歳出は急激に増加しています。</p> <p>そこで市は、抜本的な財政構造の立て直しに取り組むため、昨年5月に「財政構造改革骨太方針2024」を策定し、令和7年度予算が編成されました。</p> <p>しかしながら、後期基本計画実施計画を達成するための事業費などが計上されたことから、前年度比6.3%増となる総額236億2,000万円となりました。</p> <p>この議案に対しては「財政構造改革骨太方針2024の取組結果」や「広報誌発行費・行政情報番組提供事業」、「地域生活交通再編事業」などについて質疑がありました。</p>
一般会計	236億2,000万円（前年度比6.3%増）				

	<p>国民健康保険証のイメージ</p>	<p>令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>亀山市国民健康保険税条例の一部改正</p>	<p>次に、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」についてです。</p>				
		<p>令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>亀山市国民健康保険税条例の一部改正 三重県の示す標準保険税率に則して国民健康保険税の税率を改正することにより、国民健康保険財政の健全化を図る</p>	<p>この議案は、三重県の示す標準保険税率に則して国民健康保険税の税率を改正することにより、国民健康保険財政の健全化を図ろうとする、改正です。</p>				
	<p>議案質疑の様子 (9人のカット続き) (3/7・3/10)</p>	<p>令和7年3月定例会 議案質疑3月7日・10日</p> <p>亀山市国民健康保険税条例の一部改正 【主な質疑内容】 ■今後の国民健康保険税の値上げ ■国民健康保健事業運営基金の活用 など</p>	<p>この議案に対しては、「今後の国民健康保険税の値上げ」や「国民健康保健事業運営基金の活用」などについて質疑がありました。</p>				
	<p>各常任委員会の様子 (4分割)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="589 962 916 1027">総務委員会</td> <td data-bbox="916 962 1229 1027">教育民生委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 1027 916 1082">産業建設委員会</td> <td data-bbox="916 1027 1229 1082">予算決算委員会</td> </tr> </table>	総務委員会	教育民生委員会	産業建設委員会	予算決算委員会	<p>それぞれの議案は、所管する各常任委員会に審査を付託しました。</p>
総務委員会	教育民生委員会						
産業建設委員会	予算決算委員会						

	<p>総務委員会の様子 (3/17)</p> <p>採決の様子</p> <p>教育民生委員会の様子 (3/14)</p> <p>櫻井議員、福沢議員 討論の様子</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: right;">総務委員会 3月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 ・ 亀山市職員給与条例の一部改正 など </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: right;">総務委員会 3月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 ・ 亀山市職員給与条例の一部改正 など <p style="text-align: center;">11件 全会一致で可決</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: right;">教育民生委員会 3月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 ・ 亀山市子どもの出生祝金条例の廃止 など </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: right;">教育民生委員会 3月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 ・ 亀山市子どもの出生祝金条例の廃止 <p style="text-align: center;">【反対討論】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">教育民生委員会 3月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 ・ 亀山市子どもの出生祝金条例の廃止 <p style="text-align: center;">賛成者多数で可決</p> </div>	<p>総務委員会では、「亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」や、「亀山市職員給与条例の一部改正」など、議案11件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、教育民生委員会では、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」や、「亀山市子どもの出生祝金条例の廃止」など、議案7件について審査を行いました。</p> <p>そして、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」と「亀山市子どもの出生祝金条例の廃止」については、反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり、可決しました。</p>
--	---	---	---

	採決の様子	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 3月14日</p> <p>・ 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正</p>	<p>また、「亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり、可決しました。</p> <p>その他の議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり、可決しました。</p> <p>次に、産業建設委員会では、「亀山市営住宅条例の一部改正」と「市道路線の認定」2件の、議案3件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
		<p style="text-align: right;">教育民生委員会 3月14日</p> <p>・ 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 賛成者多数で可決</p>	
		<p style="text-align: right;">教育民生委員会 3月14日</p> <p>・ 亀山市運動施設等条例の一部改正 など 4件 全会一致で可決</p>	
	産業建設委員会の様子 (3/13)	<p style="text-align: right;">産業建設委員会 3月13日</p> <p>・ 亀山市営住宅条例の一部改正 ・ 市道路線の認定 (2件)</p>	
	路線の現場確認の様子	<p style="text-align: right;">現場確認の様子</p> <p>・ 亀山市営住宅条例の一部改正 ・ 市道路線の認定 (2件)</p>	
	採決の様子	<p style="text-align: right;">産業建設委員会 3月13日</p> <p>・ 亀山市営住宅条例の一部改正 ・ 市道路線の認定 (2件) 3件 全会一致で可決</p>	

<p>10' 20"</p>	<p>予算決算委員会各分科会の様子(3分割)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="586 252 893 355"> <p>予算決算委員会 分科会</p> </td> <td data-bbox="893 252 1229 355"> <p>総務分科会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="586 355 893 429"> <p>教育民生分科会</p> </td> <td data-bbox="893 355 1229 429"> <p>産業建設分科会</p> </td> </tr> </table>	<p>予算決算委員会 分科会</p>	<p>総務分科会</p>	<p>教育民生分科会</p>	<p>産業建設分科会</p>	<p>次に、予算決算委員会では、令和6年度各会計補正予算5件について、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、各分科会に分担し、3月13日から17日にかけて審査を行いました。</p> <p>また、3月21日と24日の2日間にわたり、令和7年度各会計予算7件、令和6年度各会計補正予算5件の合わせて議案12件について全体審査を行いました。</p> <p>それでは、3月21日と24日の2日間にわたり開催した、予算決算委員会における新年度予算の審査の概要について、森美和子委員長からご報告いたします。</p>
	<p>予算決算委員会 分科会</p>	<p>総務分科会</p>					
<p>教育民生分科会</p>	<p>産業建設分科会</p>						
<p>予算決算委員会の様子 (3/21 総括質疑) 深水議員 櫻井議員</p> <p>撮影場所：議場 福沢委員アップ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="586 531 1025 651"> <p>令和7年度各会計予算 7件 令和6年度各会計補正予算 5件</p> </td> <td data-bbox="1025 531 1229 651"> <p>予算決算委員会 3月21日・24日</p> </td> </tr> </table>	<p>令和7年度各会計予算 7件 令和6年度各会計補正予算 5件</p>	<p>予算決算委員会 3月21日・24日</p>				
<p>令和7年度各会計予算 7件 令和6年度各会計補正予算 5件</p>	<p>予算決算委員会 3月21日・24日</p>						

4：予算決算委員会における審査の概要について

<p>10' 20"</p>	<p>背景 市庁舎</p> <p>撮影場所：委員会室 森委員長</p> <p>背景 予算書 市庁舎、関支所、あい あい、医療センター玄 関（過去の素材から）</p>	<p>予算決算委員会</p> <div data-bbox="591 427 1229 520" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>予算決算委員会 森 美和子 委員長</p> </div> <div data-bbox="591 639 1229 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">令和7年度</td> </tr> <tr> <td>一般会計</td> <td style="text-align: right;">236億2,000万円</td> </tr> <tr> <td>特別会計 (国民健康保険事業、後期高齢者医療事業)</td> <td style="text-align: right;">57億6,260万円</td> </tr> <tr> <td>企業会計 (水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業)</td> <td style="text-align: right;">74億5,090万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">予算総額</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">368億3,350万円</td> </tr> </table> </div>	令和7年度		一般会計	236億2,000万円	特別会計 (国民健康保険事業、後期高齢者医療事業)	57億6,260万円	企業会計 (水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業)	74億5,090万円	予算総額	368億3,350万円	<p style="background-color: #00FFFF; padding: 2px;">～予算決算委員会～（テロップ3秒）</p> <p>森美和子委員長</p> <p>予算決算委員会委員長の森美和子です。（礼） 新年度の予算については、毎年3月定例会に提案され、予算決算委員会において審査しています。</p> <p>令和7年度各会計予算については、一般会計が236億2,000万円、特別会計として、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業が57億6,260万円、企業会計として、水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業が74億5,090万円、総額368億3,350万円が提案されました。</p>
令和7年度													
一般会計	236億2,000万円												
特別会計 (国民健康保険事業、後期高齢者医療事業)	57億6,260万円												
企業会計 (水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業)	74億5,090万円												
予算総額	368億3,350万円												

<p>予算決算委員会の様子 (3/21 総括質疑 5 人) 深水議員 櫻井議員 鈴木議員 服部議員 新 議員</p> <p>(3/21・24 個別質疑) (9 名) 5 分割+4 分割</p> <p>33・34 号に対する反対 討論 (今岡議員、服部 議員 3/24)</p> <p>採決の様子 (議案 33 号・34 号)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">予算決算委員会 3月21日</p> <p>令和7年度各会計予算 7件</p> <p>総括質疑【主な質疑内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和7年度予算編成の考え方 ■令和7年度に取り組む主な事業 ■令和7年度行政経営の重点方針 ■財政構造改革骨太方針2024取組結果+ など </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">予算決算委員会 3月21日・24日</p> <p>個別質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各事業について </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">予算決算委員会 3月24日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p style="text-align: center;">反対討論</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">予算決算委員会 3月24日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算</p> </div>	<p>3月21日、24日に開催した予算決算委員会では、総括質疑として「令和7年度予算編成の考え方」や、「令和7年度に取り組む主な事業」、「令和7年度行政経営の重点方針」、「財政構造改革骨太方針2024取組結果」などについて、</p> <p>また、個別質疑として各事業の内容などについて、委員が様々な角度から質しました。</p> <p>そして、「令和7年度亀山市一般会計予算」と「令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算」について反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。</p>
--	--	---

	<p>採決の様子 (議案 33 号・34 号)</p>	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 3月24日</p> <p>令和7年度亀山市一般会計予算 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p style="text-align: center;">2件 賛成者多数で可決</p>	<p>また、そのほかの令和7年度各会計予算の議案5件については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
	<p>採決の様子 (その他一括)</p>	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 3月24日</p> <p>令和7年度各会計予算 (後期高齢者医療事業特別会計予算、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計)</p>	
		<p style="text-align: right;">予算決算委員会 3月24日</p> <p>令和7年度各会計予算 (後期高齢者医療事業特別会計予算、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計)</p> <p style="text-align: center;">5件 全会一致で可決</p>	

	<p>背景 予算決算委員会の様子 (3/21・3/24 総括・ 個別質疑)</p>	<p>令和7年度予算 【予算決算委員会 意見】</p> <p>①財政構造改革骨太方針2024については、取組方針の1つである枠配分方式を改めて精査するとともに、改訂された亀山市基金活用指針に基づき基金の有効活用を図るなど、徹底した歳出削減と歳入確保に取り組まれない。</p> <p>②予備費は、あらかじめ予見できない予算超過の支出に対する予算であり、本来の趣旨に合わせて計上すべきものであることから、予見できる修繕料等については、当初予算に計上されたい。</p> <p>令和7年度予算 【予算決算委員会 意見】</p> <p>③次期総合計画の策定に当たっては、市民ニーズを十分に把握し、的確に施策の優先度を見極めるとともに、財政健全化と政策推進が両立するよう考慮して取り組まれない。</p> <p>④今後、大規模施設整備事業や、次期総合計画に基づく新たな事業の実施により、公債費の増加が見込まれることから、事業の優先度や規模等を十分精査して、将来の財政負担を縮減するなど、健全な財政運営に努められたい。</p>	<p>なお、予算決算委員会では、令和7年度各会計予算に対する意見として、</p> <p>「①財政構造改革骨太方針2024については、取組方針の1つである枠配分方式を改めて精査するとともに、改訂された亀山市基金活用指針に基づき基金の有効活用を図るなど、徹底した歳出削減と歳入確保に取り組まれない。</p> <p>②予備費は、あらかじめ予見できない予算超過の支出に対する予算であり、本来の趣旨に合わせて計上すべきものであることから、予見できる修繕料等については、当初予算に計上されたい。」など、4点の意見を申し添えました。</p>
--	--	---	---

	<p>撮影場所：議場</p>	<div data-bbox="589 528 1227 643"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市職員給与条例の一部改正</p> </div> <div data-bbox="589 676 1227 908"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市職員給与条例の一部改正 反対討論 地域手当は、優秀な人材を確保するために必要な制度であり、市の発展と市民サービスに努める職員の努力に報いるためにも、堅持すべきものである など</p> </div> <div data-bbox="600 1070 1238 1185"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市職員給与条例の一部改正</p> </div> <div data-bbox="600 1214 1238 1329"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市職員給与条例の一部改正 【議決結果】賛成者多数で可決</p> </div>	<p>森英之委員長</p> <p>3月27日の閉会日には、開会日に提案された議案について、多くの議員が討論を行い、活発な議論を交わしました。</p> <p>開会日に提案された議案のうち、「亀山市職員給与条例の一部改正」において、地域手当は、優秀な人材を確保するために必要な制度であり、市の発展と市民サービスに努める職員の努力に報いるためにも、堅持すべきものであるなどの理由から、1名の議員が反対討論を行いました。</p> <p>そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。</p>
--	----------------	--	---

<p>反対討論の様子 (福沢議員)</p>	<p>令和 7 年 3 月定例会 閉会日 3 月 27 日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正</p>	<p>次に、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」において、本議案は国民健康保険税の大幅な引上げの議案であり、保険税率の引上げで、市民の命や健康を危険にさらしているは本末転倒であるなどの理由から、1名の議員が反対討論を行いました。</p>
<p>賛成討論の様子 (森美和子議員)</p>	<p>令和 7 年 3 月定例会 閉会日 3 月 27 日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 反対討論 本議案は国民健康保険税の大幅な引上げの議案であり、保険税率の引上げで、市民の命や健康を危険にさらしているは本末転倒である など</p>	<p>一方、現行の国民健康保険税率にとどめた場合、国の財政安定基金から貸付けを受けなければならない、償還金は被保険者が負担することになり、かえって国民健康保険税にはね返ってくるなど、やむを得ない改正であるとの理由から、1名の議員が賛成討論を行いました。</p>
<p>採決の様子 (第 21 号)</p>	<p>令和 7 年 3 月定例会 閉会日 3 月 27 日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正</p>	<p>そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。</p>
	<p>令和 7 年 3 月定例会 閉会日 3 月 27 日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 【議決結果】賛成者多数で可決</p>	

	<p>反対討論の様子 (櫻井議員)</p>	<div data-bbox="589 252 1227 344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市子どもの出生祝金条例の廃止</p> </div> <div data-bbox="589 403 1227 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市子どもの出生祝金条例の廃止 反対討論</p> <p>出生祝金は第3子以降に支給する子育ての支援策として、本市の特徴ある独自の施策として長年続けられてきたもので、継続すべきである など</p> </div>	<p>次に、「亀山市子どもの出生祝金条例の廃止」において、出生祝金は第3子以降に支給する子育ての支援策として、本市の特徴ある独自の施策として長年続けられてきたもので、継続すべきであるなどの理由から、1名の議員が反対討論を行いました。</p>
	<p>賛成討論の様子 (森美和子議員)</p>	<div data-bbox="589 722 1227 962" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市子どもの出生祝金条例の廃止 賛成討論</p> <p>出産育児一時金の引上げや出産子育て応援交付金の全ての妊産婦への支給、第3子以降の児童手当の拡充など、子どもに対する環境は劇的に変化しており、現状を鑑みるとやむを得ない など</p> </div>	<p>一方、出産育児一時金の引上げや、出産子育て応援交付金の全ての妊産婦への支給、第3子以降の児童手当の拡充など、子どもに対する環境は劇的に変化しており、現状を鑑みるとやむを得ないとの理由から、1名の議員が賛成討論を行いました。</p>
	<p>採決の様子 (第27号)</p>	<div data-bbox="589 1034 1227 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市子どもの出生祝金条例の廃止</p> </div> <div data-bbox="589 1177 1227 1286" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <p>亀山市子どもの出生祝金条例の廃止 【議決結果】賛成者多数で可決</p> </div>	<p>そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。</p>

<p>反対討論の様子 (今岡議員、服部議員)</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 令和7年度亀山市一般会計予算</p>	<p>次に、「令和7年度亀山市一般会計予算」において、出生祝金の廃止などの事業が廃止・縮小されており、また物価上昇に見合わない賃金、年金の中で苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守る予算とは到底い言えないものであるなどの理由から、2名の議員が反対討論を行いました。</p>
<p>賛成討論の様子 (草川議員、高島議員、櫻木委員)</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 令和7年度亀山市一般会計予算 反対討論 出生祝金の廃止などの事業が廃止・縮小されており、また物価上昇に見合わない賃金、年金の中で苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守る予算とは到底言えないものである など</p>	<p>一方、各部がそれぞれ工夫し、財政構造改革と将来投資のバランスをとりながら、限られた財源の中で果敢に構成された適切な予算であり、持続可能な財政運営を目指したものであるなどの理由から、3名の議員が賛成討論を行いました。</p>
<p>採決の様子 (第33号)</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 令和7年度亀山市一般会計予算</p>	<p>そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。</p>
	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 令和7年度亀山市一般会計予算 【議決結果】賛成者多数で可決</p>	

<p>反対討論の様子 (服部議員)</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算 反対討論 国民健康保険税の大幅値上げが含まれており、物価高騰に苦しむ市民の切実な要求に十分応えていない など</p>	<p>続いて、「令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算」については、国民健康保険税の大幅値上げが含まれており、物価高騰に苦しむ市民の切実な要求に十分応えていないなどの理由から、1名の議員が反対討論を行いました。</p>																
<p>採決の様子 (第34号)</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算 【議決結果】賛成者多数で可決</p>	<p>そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。</p>																
<p>採決の様子 (その他一括)</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <table border="1" data-bbox="600 1011 1223 1129"> <tr><td>条例改正</td><td>16件</td></tr> <tr><td>令和6年度各会計補正予算</td><td>5件</td></tr> <tr><td>令和7年度各会計予算</td><td>5件</td></tr> <tr><td>市道路線の認定</td><td>2件</td></tr> </table> <p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日</p> <table border="1" data-bbox="600 1187 1223 1305"> <tr><td>条例改正</td><td>16件</td></tr> <tr><td>令和6年度各会計補正予算</td><td>5件</td></tr> <tr><td>令和7年度各会計予算</td><td>5件</td></tr> <tr><td>市道路線の認定</td><td>2件</td></tr> </table> <p>【議決結果】28件 賛成者多数で可決</p>	条例改正	16件	令和6年度各会計補正予算	5件	令和7年度各会計予算	5件	市道路線の認定	2件	条例改正	16件	令和6年度各会計補正予算	5件	令和7年度各会計予算	5件	市道路線の認定	2件	<p>そのほかの議案については、採決の結果、いずれも、賛成者多数で原案のとおり可決しました。</p>
条例改正	16件																	
令和6年度各会計補正予算	5件																	
令和7年度各会計予算	5件																	
市道路線の認定	2件																	
条例改正	16件																	
令和6年度各会計補正予算	5件																	
令和7年度各会計予算	5件																	
市道路線の認定	2件																	

	<p>閉会日 市長（追加議案 提案理由説明）</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 【市長から閉会日に提案された議案】 人権擁護委員の候補者の推薦同意 2件</p>	<p>次に、追加議案として、市長から「人権擁護委員の候補者の推薦同意」2件が提案され、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり同意しました。</p> <p>続いて、議会から、亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正が提案され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
<p>採決の様子 （追加議案）</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 【市長から閉会日に提案された議案】 人権擁護委員の候補者の推薦同意 2件 【議決結果】2件 全会一致で同意</p>		
<p>提案理由説明の様子 （深水委員長）</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 【議会から閉会日に提案された議案】 亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正</p>		
<p>採決の様子 （委員会提出議案）</p>	<p>令和7年3月定例会 閉会日3月27日 【議会から閉会日に提案された議案】 亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正 【議決結果】全会一致で可決</p>		

<p>一般質問の様子 (3/11・3/12) 3/11 5名の議員のカット (分割)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="589 260 748 389"></td> <td data-bbox="748 260 907 389"></td> <td data-bbox="907 260 1066 389"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 389 748 518"></td> <td data-bbox="748 389 907 518"></td> <td data-bbox="907 389 1066 518"> <p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>3月11日</p> </td> </tr> </table>						<p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>3月11日</p>	<p>また、3月11日及び12日の2日間は、市政に関する一般質問を行いました。</p>	
		<p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>3月11日</p>							
<p>3/12 4名の議員のカット (分割)</p> <p>ホームページの映像</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="589 563 748 692"></td> <td data-bbox="748 563 907 692"></td> <td data-bbox="907 563 1066 692"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 692 748 821"></td> <td data-bbox="748 692 907 821"></td> <td data-bbox="907 692 1066 821"> <p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>3月12日</p> </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="589 946 1240 1241"> <p>令和7年3月 定例会の内容は こちら</p> <p>QR</p> </td> </tr> </table>						<p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>3月12日</p>	<p>令和7年3月 定例会の内容は こちら</p> <p>QR</p>	<p>なお、議案の詳細や議決結果、議員別表決結果の一覧、各議員の質疑・質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、5月16日発行の市議会だよりにも掲載します。</p>
		<p>市政に関する 一般質問</p> <p>QR</p> <p>3月12日</p>							
<p>令和7年3月 定例会の内容は こちら</p> <p>QR</p>									

5 : さいごに		
20' 50"	撮影場所：議場 2ショット 議場の様子 傍聴席の様子 2ショット	<p>今後の会議日程（予定） 令和7年6月定例会 5月30日～6月23日</p> <p>亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます</p> <p>議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL : 0595-84-5059(直通) FAX : 0595-83-2203 E-mail : gijichousa@city.kameyama.mie.jp</p>
22' 00"		<p>福沢委員 今回は、令和7年第1回臨時会と3月定例会の経過について、ご報告いたしました。</p> <p>次の本会議は、令和7年6月定例会を、5月30日から6月23日までの25日間の会期で開催する予定です。</p> <p>亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。</p> <p>森英之委員長 市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、議会報告番組や議会だより、ホームページなど積極的な情報発信に取り組んでいます。 ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。(礼)</p>

令和7年7月16日～7月31日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール

日	時間	場所	撮影内容
7 / 4 (金)	13 : 00～14 : 30	議 場	広聴広報委員会 新副委員長、伊藤委員 顔出し・ナレーション部分の撮影

出演：広聴広報委員会 新副委員長、伊藤委員

■番組概要

- 1：はじめに
- 2：令和7年6月定例会の経過について
- 3：所管事務事業概要説明について
- 4：さいごに

1：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00' 00"	タイトル映像（10秒） 撮影場所：議場	こんにちは！市議会です 広聴広報委員会 新 秀隆 副委員長 広聴広報委員会 伊藤 彦太郎 委員	タイトルテロップ（10秒） 新副委員長 みなさんこんにちは（礼）。 亀山市議会 広聴広報委員会 副委員長の新です。 伊藤委員 同じく、委員の伊藤です。 暑い日が続いていますが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。 水分補給を忘れずに、熱中症など体調管理に気をつけて、さわやかに夏をお過ごしください。 新副委員長 今回の番組では、令和7年6月定例会の経過と、5月に開催した所管事務事業概要説明についてご報告いたします。
0' 55"			

2：令和7年6月定例会の経過について

0' 55"

開会日の様子(5/30)
議場全景

岡本議長アップ
櫻井市長アップ
中原教育長アップ

市長（提案理由説明）

定例会の様子（6/23）
市長（提案理由説明）

産業建設委員会
草川委員長
（提案理由説明）
森美和子議員
（提案理由説明）

画面右上：令和7年6月定例会
開会日5月30日

岡本 公秀 議長
櫻井 義之 市長
中原 博 教育長

令和7年6月定例会 開会日5月30日	
【開会日に提案された議案】	
条例改正	5件
令和7年度一般会計補正予算	2件
財産の取得、市道路線の認定 など	6件
	議案 13件
	報告 5件

令和7年6月定例会 閉会日6月23日	
【市長から閉会日に提案された議案】	
条例改正	1件
財産の取得	1件
教育長の任命同意	1件
	議案 3件

令和7年6月定例会 閉会日6月23日	
【議会から閉会日に提案された議案】	
意見書の提出	2件

新副委員長

6月定例会は、5月30日に開会し、はじめに、櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。

開会日には、条例改正5件、令和7年度一般会計補正予算2件、その他、財産の取得や、市道路線の認定など6件、合わせて議案13件と、報告5件が提案されました。

また、6月23日の閉会日には、追加議案として、市長から、条例改正、財産の取得、教育長の任命同意の合わせて3件と、議会から、意見書の提出2件が提案されました。

<p>市長（先議 提案理由 説明）</p> <p>画像（校務用パソコン のイメージ）</p> <p>採決の様子 （5/30 予算決算委員 会）</p> <p>採決の様子 （5/30 開会日）</p>	<p style="text-align: right;">令和 7 年 6 月定例会 開会日 5 月 30 日</p> <p>亀山市一般会計補正予算（第 1 号） 小中学校の校務用パソコンの更新について、新たに創設されたデジタル活用推進事業債を活用して購入するもので、夏季休業中に入替を完了する必要があるため先議</p>	<p>開会日に提案された議案のうち、「亀山市一般会計補正予算（第 1 号）」は、小中学校の校務用パソコンの更新について、新たに創設されたデジタル活用推進事業債を活用して購入するもので、夏季休業中に入替を完了する必要があることから、先議を行いました。</p> <p>この議案については、予算決算委員会に付託して審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。</p> <p>そして、本会議において、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 5 月 30 日</p> <p>亀山市一般会計補正予算（第 1 号）</p>	
	<p style="text-align: right;">予算決算委員会 5 月 30 日</p> <p>亀山市一般会計補正予算（第 1 号） 全会一致で可決</p>	
	<p style="text-align: right;">令和 7 年 6 月定例会 開会日 5 月 30 日</p> <p>亀山市一般会計補正予算（第 1 号）</p>	
	<p style="text-align: right;">令和 7 年 6 月定例会 開会日 5 月 30 日</p> <p>亀山市一般会計補正予算（第 1 号） 【議決結果】 全会一致で可決</p>	

議場全体 議案質疑の様子 (6人のカット) (6/10) 亀山市空撮 議案質疑の様子 (6人のカット) (6/10) 各常任委員会の様子 (4分割)	<div style="text-align: right;">令和7年6月定例会 議案質疑6月10日</div>	開会日に上程されたその他の議案については、6月10日に、議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。 中でも、亀山市税条例の一部改正については、いわゆる年収の壁への対応として、「特定親族特別控除」の制度を加えるなど、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。 この議案に対しては、「改正による市民への影響」や「今回の改正の背景」、「特定親族特別控除の内容と年収への影響」などについて質疑がありました。 それぞれの議案については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。				
	<div style="text-align: right;">令和7年6月定例会 議案質疑6月10日</div> 亀山市税条例の一部改正					
	<div style="text-align: right;">令和7年6月定例会 議案質疑6月10日</div> 亀山市税条例の一部改正 年収の壁への対応として、「特定親族特別控除」の制度を加えるなど、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの					
	<div style="text-align: right;">令和7年6月定例会 議案質疑6月10日</div> 亀山市税条例の一部改正 【主な質疑内容】 ・改正による市民への影響について ・今回の改正の背景について ・特定親族特別控除の内容と年収への影響について など					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">総務委員会</td> <td style="text-align: center;">教育民生委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業建設委員会</td> <td style="text-align: center;">予算決算委員会</td> </tr> </table>	総務委員会	教育民生委員会	産業建設委員会	予算決算委員会	
総務委員会	教育民生委員会					
産業建設委員会	予算決算委員会					

<p>総務委員会の様子 (6/18)</p>	<p style="text-align: right;">総務委員会 6月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 亀山市税条例の一部改正 ▪ 亀山市都市計画税条例の一部改正 ▪ 財産の取得 	<p>総務委員会では、「亀山市税条例の一部改正」、「亀山市都市計画税条例の一部改正」、「財産の取得」の議案3件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、教育民生委員会では、「亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正」、「亀山市国民健康保険条例の一部改正」、「専決処分した事件の承認」の議案3件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認しました。</p>
<p>採決の様子</p>	<p style="text-align: right;">総務委員会 6月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 亀山市税条例の一部改正 ▪ 亀山市都市計画税条例の一部改正 ▪ 財産の取得 <p style="text-align: center;">3件 全会一致で可決</p>	
<p>教育民生委員会の様子 (6/17)</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 6月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正 ▪ 亀山市国民健康保険条例の一部改正 ▪ 専決処分した事件の承認 	
<p>採決の様子</p>	<p style="text-align: right;">教育民生委員会 6月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正 ▪ 亀山市国民健康保険条例の一部改正 ▪ 専決処分した事件の承認 <p style="text-align: center;">3件 全会一致で可決及び承認</p>	

<p>産業建設委員会の様子 (6/16)</p> <p>路線の現場確認の様子</p> <p>採決の様子</p> <p>委員会の様子 (産業建設委員会の様子) 服部委員提案の様子</p> <p>委員会の様子 (産業建設委員会の様子)</p>		<div data-bbox="607 252 1247 424"> <p style="text-align: right;">産業建設委員会 6月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正 ・ 市道路線の認定 など </div> <div data-bbox="607 448 1247 663"> <p style="text-align: right;">産業建設委員会 6月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正 ・ 市道路線の認定 など <p style="text-align: center;">5件 全会一致で可決</p> </div> <div data-bbox="607 711 1247 855"> <p style="text-align: right;">産業建設委員会 6月16日</p> <p>県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出</p> </div> <div data-bbox="607 895 1247 1054"> <p style="text-align: right;">産業建設委員会 6月16日</p> <p>県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出</p> </div>	<p>次に、産業建設委員会では、「亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正」や、「市道路線の認定」など、議案5件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。</p> <p>続いて、「県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出」について提案がありました。</p> <p>そして、協議の結果、意見書の提出については、閉会日に委員会提出議案として追加提案することを決定しました。</p>
---	--	--	--

<p>背景 総務分科会の様子 教育民生分科会の様子</p> <p>予算決算委員会 分科会長報告の様子 (6/20)</p> <p>採決の様子 (50号)</p>	<table border="1" data-bbox="607 256 1247 435"> <tr> <td data-bbox="607 256 909 355"> <p>予算決算委員会 分科会</p> </td> <td data-bbox="909 256 1247 355"> <p>総務分科会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="607 355 909 435"> <p>教育民生分科会</p> </td> <td data-bbox="909 355 1247 435"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="607 520 1247 663"> <tr> <td data-bbox="607 520 1247 663"> <p>予算決算委員会 6月20日</p> <p>・令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="607 679 1247 847"> <tr> <td data-bbox="607 679 1247 847"> <p>予算決算委員会 6月20日</p> <p>・令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）</p> <p>全会一致で可決</p> </td> </tr> </table>	<p>予算決算委員会 分科会</p>	<p>総務分科会</p>	<p>教育民生分科会</p>		<p>予算決算委員会 6月20日</p> <p>・令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）</p>	<p>予算決算委員会 6月20日</p> <p>・令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）</p> <p>全会一致で可決</p>	<p>次に、予算決算委員会では、令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、総務分科会、教育民生分科会を設置し、各分科会に分担して、6月17日と18日に審査を行いました。</p> <p>そして、6月20日に全体審査を行い、各分科会会長から報告を受け、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決しました。</p>
<p>予算決算委員会 分科会</p>	<p>総務分科会</p>							
<p>教育民生分科会</p>								
<p>予算決算委員会 6月20日</p> <p>・令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）</p>								
<p>予算決算委員会 6月20日</p> <p>・令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）</p> <p>全会一致で可決</p>								

<p>採決の様子 (6/26 本会議)</p>	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>条例改正 5件 令和7年度亀山市一般会計補正予算(第2号) 1件 財産の取得、市道路線の認定 など 6件</p>	<p>6月23日の閉会日には、開会日に提案された議案のうち、先議分を除く12件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び承認しました。</p>
<p>議場：伊藤議員</p>	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>条例改正 5件 令和7年度亀山市一般会計補正予算(第2号) 1件 財産の取得、市道路線の認定 など 6件</p> <p>【議決結果】12件 全会一致で可決及び承認</p>	<p>伊藤委員</p> <p>また、閉会日には、市長から追加議案として、条例改正、財産の取得、教育長の任命同意の3件が提案されました。</p>
<p>市長（提案理由説明）</p>	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>【市長から閉会日に提案された議案】</p> <p>条例改正 1件 財産の取得 1件 教育長の任命同意 1件</p> <p style="text-align: right;">議案 3件</p>	<p>伊藤委員</p> <p>中でも、亀山市教育委員会教育長の任命同意については、現教育長の中原博氏の任期満了に伴い、引き続き教育長として任命することについて議会の同意を求めるものです。</p>
	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>亀山市教育委員会教育長の任命同意</p> <p>現教育長の中原博氏の任期満了に伴い、引き続き教育長として任命することについて議会の同意を求める</p>	

<p>採決の様子 (6/23 本会議 追加 議案 57・58号)</p>	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>【追加議案】 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正 財産の取得</p>	<p>そして、本会議において、条例改正と財産の取得に ついては、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決 しました。</p> <p>また、教育長の任命同意については、採決の結果、 賛成者多数で原案のとおり同意しました。</p>
<p>採決の様子 (6/23 本会議 追加 議案 59号)</p>	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>【追加議案】 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正 財産の取得 【議決結果】2件 全会一致で可決</p>	
	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>【追加議案】 亀山市教育委員会教育長の任命同意</p>	
	<p style="text-align: right;">令和7年6月定例会 閉会日6月23日</p> <p>【追加議案】 亀山市教育委員会教育長の任命同意 【議決結果】賛成者多数で同意</p>	

	<p>草川委員長（提案理由説明）</p> <p>亀山駅前交差点の様子</p> <p>採決の様子</p>	<p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】</p> <p>県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について</p> <p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】</p> <p>県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について</p> <p>J R亀山駅への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機及び横断歩道について事前に本市への意見照会もなく</p> <p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】</p> <p>県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について</p> <p>三重県公安委員会において撤去が決定されたことについて、一旦撤回した上で、改めて協議の場を設けることを求めるため、提案されたもの</p> <p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】</p> <p>県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について 【議決結果】全会一致で可決</p>	<p>続いて、議会から、産業建設委員会の委員会提出議案として「県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出」が提案されました。</p> <p>この議案は、J R亀山駅への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機及び横断歩道について、事前に本市への意見照会もなく、三重県公安委員会において撤去が決定されたことについて、一旦撤回した上で、改めて協議の場を設けることを求めるため、提案されたものです。</p> <p>そして、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
--	---	---	--

<p>森美和子議員（提案理由説明）</p>	<p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（議員提出議案）】 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について</p>	<p>次に、議員提出議案として「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出」が提案されました。</p>
<p>画像：特殊詐欺の様子 消費生活センターの様子</p>	<p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（議員提出議案）】 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について 消費者からの特殊詐欺被害に関する相談が増加する中、地方消費者行政の充実・強化をはかり、</p>	<p>この議案は、消費者からの特殊詐欺被害に関する相談が増加する中、地方消費者行政の充実・強化をはかり、安定的に推進するための恒久的な財源を措置することなどを求めるため、提案されたものです。</p>
<p>採決の様子</p>	<p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（議員提出議案）】 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について 安定的に推進するための恒久的な財源を措置することなどを求めるため、提案されたもの</p>	<p>そして、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。</p>
	<p>令和7年6月定例会 閉会日6月23日 【議会から閉会日に提案された議案（議員提出議案）】 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について 【議決結果】全会一致で可決</p>	

	<p>一般質問の様子 6/11： 5名の議員のカット (分割) 6/12： 5名の議員のカット (分割) 6/13： 3名の議員のカット (分割)</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%; text-align: center;"> 市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月11日 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%; text-align: center;"> 市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月12日 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%;"></td> <td style="width: 33%; height: 33%; text-align: center;"> 市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月13日 </td> </tr> </table>						市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月11日						市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月12日						市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月13日	<p>また、6月11日から13日までの3日間は、市政に関する一般質問を行いました。</p>
		市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月11日																			
		市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月12日																			
		市政に関する 一般質問 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">QR</div> 6月13日																			

<p>10' 40"</p>	<p>ホームページの映像</p>	<p>令和7年6月 定例会の内容は こちら</p> <div data-bbox="1088 365 1227 501" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;">QR</div>	<p>なお、議案の詳細や議決結果、議員別表決結果の一覧、各議員の質疑・質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、8月1日発行の市議会だよりにも掲載します。</p> <p>本会議の様子は、ケーブルテレビでライブ放送や録画放送をご覧ください。</p> <p>また、インターネットでは、本会議と定例会中の委員会のライブ配信や録画配信を行っていますので、ぜひご覧ください。</p>
	<p>市議会だよりの映像</p>	<p>令和7年6月 定例会の内容は こちら</p> <p>8月1日発行「かめやま市議会だより」に掲載</p> <div data-bbox="1088 715 1227 850" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;">QR</div>	
	<p>ケーブルテレビでの本会議の様子</p>	<p>本会議はZTV123chで放送</p> <p>会議の様子はケーブルテレビやインターネットでもご覧いただけます</p>	
	<p>インターネット配信の様子</p>	<p>インターネット配信はこちらから</p> <div data-bbox="1128 1114 1227 1203" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">QR</div> <p>会議の様子はケーブルテレビやインターネットでもご覧いただけます</p>	

3：所管事務事業概要説明について

10' 40"

撮影場所：議場
伊藤委員のカット

総務委員会協議会 教育民生委員会協議会 産業建設委員会協議会

毎年5月に開催

担当部署から各委員会の所管する事務分掌や
主要事務事業について説明を受け、関係施設等の視察を行う

協議会の様子
(5/13 総務)

協議会の様子
(5/14 教育民生)

協議会の様子
(5/15 産業建設)

3協議会の様子（3分割）

常任委員会協議会	総務委員会協議会
教育民生委員会協議会	産業建設委員会協議会

タイトルテロップ（3秒）

伊藤委員

亀山市議会では、毎年5月に総務委員会協議会、教育民生委員会協議会、産業建設委員会協議会を開催し、担当部署から各委員会の所管する事務分掌や主要事務事業について説明を受け、関係施設等の視察を行っています。

5月13日から5月15日にかけて、総務委員会協議会、教育民生委員会協議会、産業建設委員会協議会を開催し、各担当部署から、主要事務事業や新規事業について説明を受けました。

管内視察の様子 (環境センター)	<p style="text-align: right;">総務委員会協議会 管内視察 5月15日</p> <p style="text-align: center;">総合環境センター 油圧ショベルの実演</p>	<p>また、管内視察を実施し、総務委員会協議会では、災害時応急活動の強化のために導入された油圧ショベルや、</p> <p>災害初動時の情報収集や救助救援のために導入された、ドローンや救助艇の実演の様子などの、視察を行いました。</p> <p>教育民生委員会協議会では、こども園とグループホームなどの福祉施設が一体となった「あんぜんの丘総合福祉シティ」や、</p> <p>社会とのつながりをつくるために、インターネット上の仮想空間に設置された、オンライン居場所「ふあいんど」などの、視察を行いました。</p>
管内視察の様子 (ドローン・救助艇)	<p style="text-align: right;">総務委員会協議会 管内視察 5月15日</p> <p style="text-align: center;">亀山消防署 ドローン・救助艇の実演</p>	
管内視察の様子 (総合福祉シティ)	<p style="text-align: right;">教育民生委員会協議会 管内視察 5月14日</p> <p style="text-align: center;">あんぜんの丘 総合福祉シティ</p>	
管内視察の様子 (ふあいんど)	<p style="text-align: right;">教育民生委員会協議会 管内視察 5月14日</p> <p>総合保健福祉センター オンライン居場所「Find (ふあいんど)」</p>	

管内視察の様子 (東野公園)	<p style="text-align: center;">産業建設委員会協議会 管内視察 5月13日</p> <p style="text-align: center;">東野公園 改修された遊具</p>		<p>産業建設委員会協議会では、公園施設長寿命化事業に基づき改修された、東野公園の遊具や、</p> <p>昨年度からトイレの改修が進められている、石水溪キャンプ場バンガロー施設などの、視察を行いました。</p> <p>今後も各常任委員会協議会において、所管事項に関する担当部署からの報告や説明を受けるなど各部署の事務事業の把握に努めて参ります。</p>
	<p style="text-align: center;">産業建設委員会協議会 管内視察 5月13日</p> <p style="text-align: center;">石水溪キャンプ場 バンガロー施設</p>		
	<p>今後も各常任委員会協議会において 所管事項に関する担当部署からの 報告や説明を受けるなど、 各部署の事務事業の把握に努める</p>	<p style="text-align: center;">総務委員会協議会</p>	
管内視察の様子 (バンガロー施設)	<p style="text-align: center;">産業建設委員会協議会 管内視察 5月13日</p> <p style="text-align: center;">石水溪キャンプ場 バンガロー施設</p>		
協議会の様子 3分割	<p style="text-align: center;">教育民生委員会協議会</p>	<p style="text-align: center;">産業建設委員会協議会</p>	
12' 55"			

4：さいごに		
12' 55"	撮影場所：議場 伊藤委員アップ	<p>今後の会議日程（予定） 令和7年9月定例会 8月29日～9月30日</p> <p>亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます</p> <p>議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 TEL：0595-84-5059(直通) FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp</p>
	傍聴席の様子	<p>伊藤委員 今回は、令和7年6月定例会の経過と所管事務事業概要説明について、ご報告いたしました。</p> <p>伊藤委員 次の本会議は令和7年9月定例会を、8月29日から9月30日までの33日間の会期で開催する予定です。 亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。</p> <p>新副委員長 市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、議会報告番組や議会だより、ホームページなど積極的な情報発信に取り組んでいます。 ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。 (礼)</p>
14' 14"	2人のカット	

(3) 議会映像等インターネット配信アクセス件数について

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

平成25年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会映像録画配信トップページ	185	107	316	201	101	331	205	127	282	122	117	282	2,376
各議員の映像配信ページ	1,436	1,108	1,768	1,482	501	2,305	2,983	2,179	1,894	1,207	717	2,802	20,382
報告番組配信ページ	189	848	202	398	91	83	175	167	151	261	296	163	3,024

平成26年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	—	—	—	85	1,158	—	255	538	—	97	793	2,926
パソコン					54	965	—	207	455		83	728	2,492
スマートフォン					31	193	—	48	83		14	65	434
議会映像録画配信トップページ	127	173	375	143	550	1,862	1,153	534	956	286	374	1,016	7,549
各議員の映像配信ページ	1,999	693	4,022	1,552	1,555	7,549	3,043	2,678	3,725	3,199	392	5,561	35,968
パソコン						5,450	2,760	2,302	3,304	3,164	291	4,527	21,798
スマートフォン						2,099	283	376	421	35	101	1,034	4,349
報告番組配信ページ	270	375	497	709	318	552	994	162	883	1,324	303	79	6,466
パソコン							792	121	842	772	216	39	2,782
スマートフォン							202	41	41	552	87	40	963

平成27年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	—	761	—	120	2,094	—	358	1,524	—	99	2,130	7,086
パソコン			677		103	1,871		313	1,357		78	1,920	6,319
スマートフォン			84		17	223		45	167		21	210	767
議会映像録画配信トップページ	184	98	1,139	310	324	2,699	273	642	1,891	199	211	2,342	10,312
各議員の映像配信ページ	1,172	954	6,739	5,932	1,998	13,473	4,957	3,542	7,392	2,191	697	9,651	58,698
パソコン	919	900	5,866	3,969	1,763	9,658	3,246	2,896	6,391	1,427	657	7,147	44,839
スマートフォン	253	54	873	1,963	235	3,815	1,711	646	1,001	764	40	2,504	13,859
報告番組配信ページ	845	110	189	1,092	520	610	949	338	778	459	185	353	6,428
パソコン	654	79	165	921	412	597	641	319	761	320	149	333	5,351
スマートフォン	191	31	24	171	108	13	308	19	17	139	36	20	1,077

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

平成28年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	—	1,204	—	250	2,510	—	528	1,915	—	166	3,135	9,708
パソコン			1,069		200	2,292		467	1,734		98	2,870	8,730
スマートフォン			135		50	218		61	181		68	265	978
議会映像録画配信トップページ	304	156	1,791	242	479	2,676	415	707	2,110	322	537	3,075	12,814
各議員の映像配信ページ	3,562	1,049	7,295	2,770	1,790	10,948	9,467	3,812	6,498	2,515	1,813	9,555	61,074
パソコン	3,506	837	6,641	1,917	1,579	8,745	6,005	2,967	4,483	1,413	947	5,227	44,267
スマートフォン	56	212	654	853	211	2,203	3,462	845	2,015	1,102	866	4,328	16,807
報告番組配信ページ	447	339	189	566	247	93	977	197	333	576	81	24	4,069
パソコン	394	332	165	494	204	88	744	102	305	414	59	8	3,309
スマートフォン	53	7	24	72	43	5	233	95	28	162	22	16	760

平成29年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	—	2,255	—	115	2,296	—	263	1,669	—	141	2,089	8,828
パソコン			2,104		96	2,094		227	1,494		124	1,880	8,019
スマートフォン			151		19	202		36	175		17	209	809
議会映像録画配信トップページ	224	191	2,563	175	282	2,708	225	516	2,071	155	326	2,398	11,834
各議員の映像配信ページ	3,421	1,556	6,854	2,669	2,232	5,479	1,785	3,704	4,550	1,214	675	7,269	41,408
パソコン	2,840	994	4,756	2,097	1,476	4,287	1,382	2,554	3,209	878	475	4,521	29,469
スマートフォン	581	562	2,098	572	756	1,192	403	1,150	1,341	336	200	2,748	11,939
報告番組配信ページ	426	83	219	521	101	237	797	236	66	924	188	37	3,835
パソコン	262	63	219	309	61	210	663	219	44	495	168	28	2,741
スマートフォン	164	20	0	212	40	27	134	17	22	429	20	9	1,094

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

平成30年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	—	1,328	—	105	1,867	—	499	1,793	—	124	2,418	8,134
パソコン			1,180		105	1,672		455	1,625		124	2,181	7,342
スマートフォン			148		0	195		44	168		0	237	792
議会映像録画配信トップページ	197	173	1,992	183	282	2,552	301	1,165	2,639	237	421	2,878	13,020
各議員の映像配信ページ	2,009	867	9,866	6,002	1,533	10,539	2,272	3,704	10,703	5,285	2,645	10,324	65,749
パソコン	1,257	202	7,647	4,830	733	8,350	1,383	2,468	7,565	2,154	1,559	5,819	43,967
スマートフォン	752	665	2,219	1,172	800	2,189	889	1,236	3,138	3,131	1,086	4,505	21,782
報告番組配信ページ	286	342	283	928	214	795	1,150	236	475	937	280	319	6,245
パソコン	165	237	227	764	198	562	909	206	423	687	194	306	4,878
スマートフォン	121	105	56	164	16	233	241	30	52	250	86	13	1,367

令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	—	1,177	—	94	4,080	—	173	2,280	—	204	4,072	12,166
パソコン		73	1,031		94	4,080		173	2,280		204	4,072	12,007
スマートフォン		13	146										159
議会映像録画配信トップページ	211	342	1,865	253	135	2,652	228	522	1,723	340	560	2,944	11,775
各議員の映像配信ページ	3,767	1,549	7,535	3,993	1,268	13,333	7,115	3,124	7,732	2,980	5,646	10,666	68,708
パソコン	2,625	1,150	4,031	2,219	570	5,176	1,293	1,767	4,257	1,716	1,744	3,800	30,348
スマートフォン	1,142	399	3,504	1,774	698	8,157	5,822	1,357	3,475	1,264	3,902	6,866	38,360
報告番組配信ページ	1,327	157	395	755	34	538	1,080	234	254	685	58	100	5,617
パソコン	1,226	41	375	387	24	400	962	196	173	495	50	91	4,420
スマートフォン	101	116	20	368	10	138	118	38	81	190	8	9	1,197

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	1,714	3,325	—	263	6,081	—	991	3,771	—	781	5,005	21,931
パソコン		1,714	3,325		263	6,081		991	3,771		781	5,005	21,931
議会映像録画配信トップページ	667	1,146	2,218	226	306	2,972	299	736	1,913	167	544	2,770	13,964
各議員の映像配信ページ	13,034	3,788	9,318	2,336	986	6,039	2,891	3,166	2,989	1,163	1,359	7,729	54,798
パソコン	4,617	1,417	4,617	2,169	811	5,012	1,481	1,687	1,989	796	667	4,894	30,157
スマートフォン	8,417	2,371	4,701	167	175	1,027	1,410	1,479	1,000	367	692	2,835	24,641
報告番組配信ページ	1,075	219	332	174	65	51	325	108	180	423	36	61	3,049
パソコン	937	168	62	132	54	42	298	92	148	411	29	59	2,432
スマートフォン	138	51	270	42	11	9	27	16	32	12	7	2	617

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	—	0	4,010	—	281	5,149	—	758	4,229	157	283	5,912	20,779
パソコン			4,010		281	5,149		758	4,229	157	283	5,912	20,779
議会映像録画配信トップページ	367	211	2,350	430	434	3,060	200	719	2,486	404	368	2,855	13,884
各議員の映像配信ページ	8,599	938	4,319	3,435	2,433	4,147	2,806	1,601	2,880	1,637	893	1,706	35,394
パソコン	5,183	594	3,404	2,427	1,218	2,655	2,170	1,128	656	214	114	355	20,118
スマートフォン	3,416	344	915	1,008	1,215	1,492	636	473	2,224	1,423	779	1,351	15,276
報告番組配信ページ	212	21	50	1,236	22	143	503	106	28	147	17	48	2,533
パソコン	181	0	45	1,196	17	106	465	100	2	88	3	42	2,245
スマートフォン	31	21	5	40	5	37	38	6	26	59	14	6	288

インターネット映像配信のアクセス集計方法の変更について

(旧)～R2.6月分 映像ファイルに1アクセスあるごとに、1アクセスとして集計。

(新)R2.7月分～ 同一の映像ファイルに同一IPアドレスから30秒以内に連続アクセスがあった場合、複数アクセスとは集計せず、1アクセスとして集計。

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	6,917	0	336	6,873	0	999	4,884	193	381	6,426	27,009
議会映像録画配信トップページ	345	357	3,623	379	446	3,473	339	889	2,718	628	621	2,944	10,211
各議員の映像配信ページ	1,473	1,807	1,030	2,392	770	1,500	2,239	1,268	2,702	1,905	956	1,828	19,870
報告番組配信ページ	208	125	15	145	33	34	109	37	178	200	36	29	1,149

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	3,807	0	273	7,603	0	619	5,490	0	433	7,778	26,003
議会映像録画配信トップページ	328	256	2,553	307	418	4,346	559	998	3,257	347	600	3,504	17,473
各議員の映像配信ページ	3,069	1,612	1,601	1,646	501	4,098	1,721	1,030	5,048	1,593	911	2,994	25,824
報告番組配信ページ	193	21	46	86	13	69	78	88	128	139	58	123	1,042

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	190	5,762	0	273	7,280	0	924	4,700	0	322	7,725	27,176
議会映像録画配信トップページ	479	1,009	3,208	386	499	3,539	409	409	2,663	209	702	3,474	16,986
各議員の映像配信ページ	1,802	1,654	2,765	2,165	601	2,950	1,969	1,379	2,849	1,280	818	2,099	22,331
報告番組配信ページ	103	450	34	94	9	18	152	30	42	85	39	32	1,088

インターネット映像配信のアクセス集計方法の変更について

～R2.6月分 映像ファイルに1アクセスあるごとに、1アクセスとして集計。

R2.7月分～ 同一の映像ファイルに同一IPアドレスから30秒以内に連続アクセスがあった場合、複数アクセスとは集計せず、1アクセスとして集計。

R4.4月分～ PC・スマホの別を閲覧するファイル形式により行っていたため(PCはwmv、スマホはmp4)、昨今の機器の実態と異なることが分かったため、その別を無くした。

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	402	4,708	0	255	7,342							12,707
議会映像録画配信トップページ	240	649	2,701	260	354	3,354							7,558
各議員の映像配信ページ	1,066	1,498	2,122	975	426	2,669							8,756
報告番組配信ページ	82	205	20	126	53	15							501

5 参考資料

- (1) 議会改革の取り組みについて
- (2) 議会改革推進会議の取り組みについて
- (3) 広聴広報の取り組みについて
- (4) タブレット端末導入の経過について
- (5) 政策条例制定に向けた取組内容について

議会改革の取り組みについて

平成16年度～平成22年度

P2～P6

平成22年度（議会基本条例制定後）～

P7～P58

1

◆平成16年5月

次の事項を6月定例会から実施することを決定。

- ①議案質疑及び一般質問について対面式を導入する。
- ②6月定例会からケーブルテレビの行政チャンネルを利用してテレビ放映する。（一般質問）
テレビ放映は、生中継及び録画放送とし、録画放送は土曜・日曜の日中時間帯に行う。
- ③答弁の順序を傍聴者等にも分かりやすいよう、質疑・質問の議題順に行う。

◆平成16年5月

9月定例会から議案質疑については、一問一答方式を導入し、質疑の回数制限を廃止することを決定。

◆平成18年11月

- ①委員会傍聴の原則公開(最初の委員会で一年間を通して許可を行う。)
- ②審議の効率化のため議案朗読を省略

◆平成19年2月

3月定例会から議案質疑もケーブルテレビ生放送を開始。

◆平成19年5月

6月定例会から議案質疑について録画放送を開始。

◆平成19年9月

9月定例会から一般質問についても一問一答方式とし、質問回数は3回までとする。(試行)

◆平成20年2月

- ①3月定例会から会派に属さない議員の一般質問の持ち時間を15分以内から20分以内に改める。
- ②3月定例会において、議会のあり方等検討特別委員会及び公営企業経営問題特別委員会を設置することを決定。

◆平成20年3月

議会のあり方等検討特別委員会、公営企業経営問題特別委員会の設置及びそれぞれの委員11名と10名を決定。

◆平成20年8月

9月定例会から一般質問の回数制限3回までを議長の許可を得て4回までできるように変更。(試行)

◆平成21年3月

平成21年3月定例会から、開会日もケーブルテレビ生放送・録画放送を開始。

◆平成21年8月

- ①9月定例会から本会議の録画映像をインターネットでも配信することを決定。
- ②「災害及び新型インフルエンザ等の発生時における議会の対応に関する申し合わせ」を決定。
- ③議案に対する各議員の賛否状況を「議会だより」で公表を開始。

◆平成21年9月

9月定例会から本会議の録画映像をインターネットで配信。

◆平成21年10月

会派の構成要件を3名から2名とする。(ただし、議会運営委員会及び会派代表者会議については、2名会派は委員外議員扱い)

◆平成22年2月

3月定例会と9月定例会は、議案質疑1.5日、一般質問2.5日の4日間とすることを決定。

◆平成22年6月

6月定例会から、閉会日についてもケーブルテレビによる生中継・録画放送及びインターネットによる録画配信を開始。

議会基本条例制定後の取り組み

◆平成22年6月

議会基本条例に関する例規等の見直し

平成22年6月定例会で可決（全会一致）

○亀山市議会会議規則の一部改正

地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会、常任委員会協議会、正副委員長会議を位置づけ

○亀山市議会委員会条例の一部改正

委員会の原則公開を明記

○亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

○亀山市議会議員政治倫理条例の制定

従来の要綱から条例に改める

7

◆平成22年7月

①専決処分¹の取扱いについては、事前に議長へ報告する。

◆平成22年8月

①議会基本条例の市民へのPR（議会だよりへの掲載、リーフレットの作成、行政情報番組でのPR等）

②9月定例会から、議案質疑の一人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め30分とし、決算に係る代表質疑は答弁を含め50分とすることを決定。（平成23年9月定例会から決定事項となる）

③9月定例会から決算特別委員会の映像をインターネットで録画配信することを決定。

◆平成22年9月

9月定例会の最終日に、「分権型社会における議会のあり方等（議会基本条例の制定）に関する答申」を議長に提出し、議会のあり方等検討特別委員会を廃止

8

◆平成22年12月

- ①12月からホームページにて政務調査費の収支報告書を公表。
- ②各常任委員会の「所管事務調査」として、12月から各常任委員会でテーマを設定し、調査・研究を行い、その結果は、平成23年9月定例会で報告し、10月には議長から市長に政策提言。

【総務委員会】

テーマ 「消防・救急体制」について
意見交換会 自治会連合会、北東部まちづくり推進協議会、
安心を備える女性の会CE F
視察先 延岡市、東広島市

【教育民生委員会】

テーマ 「保育所」について
意見交換会 保育園園長会、保育園保護者会
視察先 市内公立保育園（9園）

【産業建設委員会】

テーマ 「農業」について
意見交換会 農業委員会、JA 鈴鹿
視察先 岡崎市、掛川市、豊田市、松川町

◆平成23年3月

3月定例会から予算特別委員会の映像をインターネットで録画配信を開始。

◆平成23年4月

4月からホームページにて議長交際費の支出状況を公表。

◆平成23年6月

- ①6月定例会から、一般質問の一人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め45分とし、回数制限を撤廃。（平成24年6月定例会から決定事項となる）
- ②議会基本条例に関する例規等の見直し

平成23年6月定例会で可決（全会一致）

○亀山市議会基本条例の一部改正

平成23年5月2日に公布された地方自治法の一部改正に基づき、議会基本条例の一部改正を行う

◆平成23年6月

定例会の閉会日に上程される人事案件の追加議案については、一般質問の最終日に本会議終了後、会派代表者会議において市長から説明を受ける。

◆平成23年8月

- ①議会基本条例に基づき、議員全員で構成する「議会改革推進会議」及び補助機関として議員7名で構成する「検討部会」を設置。
- ②平成22年9月定例会から試行となっていた議案質疑の一人当たりの持ち時間(答弁を含め30分とし、決算に係る代表質疑は答弁を含め50分)を平成23年9月定例会から決定事項とする。
- ③平成23年9月定例会における決算特別委員会での議案質疑については、通告制とする。
また、決算特別委員会での質疑時間については、答弁を含め20分とし、再度の質疑については、残時間を再度の質疑者数で考慮して決定する。

◆平成23年10月

- ①各常任委員会における調査・研究結果をまとめ、議長から市長に提言書を提出。
- ②9月定例会から議会の内容を報告する議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送を開始。

【放送日】 平成23年10月14日～10月26日
【放送内容】 8分間番組、1日5回放送

- ・9月定例会の経過について
- ・可決された議案の概要について
- ・各常任委員会所管事務調査の結果報告について
- ・次期定例会の日程等について

◆平成23年12月

「議会だより編集委員会」は、「市議会だより」の発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは！市議会です。」の監修、並びに広聴機能の充実を図るため、「市議会広聴広報委員会」に改める。

◆平成24年2月

3月定例会の開会日に、委員会条例の一部改正を行い、常任委員会として、議長を除く議員21名で構成する予算決算委員会を設置。

【予算決算委員会の審査事項】

- ・当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査。
- ・補正予算に関する議案については、委員会に分科会を置き、分科会へ分担して審査。

平成24年3月定例会における予算決算委員会での議案質疑については、通告制とする。

また、予算決算委員会での質疑時間については、答弁を含め20分とし、再度の質疑については、残時間を再度の質疑者数で考慮して決定する。

13

◆平成24年3月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「安全・安心なまちづくり」について
～ 防災体制の充実について ～
意見交換会 自主防災組織連絡協議会、防災ネットワーク、安心を備える女性の会CEF、PTA連合会
視察先 富士市、藤枝市

【教育民生委員会】

テーマ 「子育て支援」について
～ 学童保育所の位置付けについて ～
意見交換会 学童保育所連絡協議会、連合三重亀山地域協議会
PTA連合会
視察先 松本市、長久手市「ゴジカラ村」、市内各学童保育所

【産業建設委員会】

テーマ 「これからのゴミ処理」について
意見交換会 自治会連合会、地区コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、PTA連合会、婦人会連絡協議会、地区衛生組織連合会、食生活改善推進協議会、国際交流の会、各清掃業者
視察先 吉野川市、鳴門市、上勝町

14

◆平成24年3月

請願の紹介議員については、所管の正副委員長は紹介議員とならない。

◆平成24年5月

平成23年6月定例会から試行となっていた一般質問の一人当たりの持ち時間を、答弁を含め45分とし、回数制限を撤廃することを平成24年6月定例会から決定事項とする。

◆平成24年6月

- ①本会議での採決の方法について、全て原則起立により採決を行う。
- ②議会からの行政改革推進委員会委員に副議長を派遣していたが、条例にも規定されていないことから派遣しないことで決定。
なお、各種審議会・委員会等への議会からの派遣については、現在議会改革推進会議「検討部会」において協議中。

◆平成24年8月

議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするため、コンサルタントの活用

「議会の調査研究運営支援業務委託」を契約

契約内容

- ・議会が行う調査・研究に関する資料の収集
- ・亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等

契約方法

- ・随意契約

契約先

- ・株式会社ぎょうせい

◆平成24年9月

議会ホームページにて「議案の内容」を公開

・議案の公開

議案名と議案書、関連資料として、条例の制定・改廃の背景及び趣旨、予算書・決算書、報告書等を公開。

◆平成24年11月

・各種審議会、委員会等への議員の派遣について

議会改革推進会議「検討部会」において、基本的には議員を派遣をしないこととした。ただし、条例に委員として市議会議員と明記されているものは、執行部側と調整する。

・正副議長の選挙について

正副議長の被推薦者については、全員協議会において、1人10分以内で所信及び抱負を述べる。また、被推薦者が1名の場合でも、本会議において投票による選挙を行うものとする。

17

◆平成24年11月

・議員定数条例の制定について

平成24年第1回臨時会(11月9日)において、現行の22名から4名削減し、議員定数を18名とした。次回の選挙から実施する。

これまでの告示から条例に変更するためには、定数を変更しなければ制定できないことから、今回、さまざまな議論を経て、議員定数を削減し、条例を制定した。

なお、議会基本条例において、議会機能の強化を掲げていることから、今後、18名体制での委員会のあり方等の議論が必要。

◆平成24年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

18

【総務委員会】

テーマ
視察先

「補助金制度のあり方」について
深谷市、印西市

【教育民生委員会】

テーマ
意見交換会
視察先

「学校等における防災教育」について
教育委員会委員、市内中学生代表
神戸市、兵庫県、南あわじ市立阿万小学校

【産業建設委員会】

テーマ
意見交換会
視察先

「地域における産業振興」について
商工会議所
岡谷市、駒ヶ根市

◆平成25年1月

- ・市長より、審議会等への議会の議員の派遣については、議会の意見を尊重する旨の回答を受ける。
- ・平成25年第1回臨時会の生放送を開始

◆平成25年2月

- 議員定数条例制定に伴う条例の一部改正について
議会基本条例の一部改正(第17条 議員定数)
- 地方自治法の一部改正に伴う条例等の一部改正について
議会基本条例の一部改正
(第8条 市民と議会の関係、 第15条 政務活動費)
会議規則の一部改正
委員会条例の一部改正
政務調査費の交付に関する条例の一部改正

◆平成25年3月

審議会等への議員の派遣を行わないこととしたことから、亀山市住居表示審議会条例、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、亀山市水道水源保護条例の一部改正を行う。(3つの審議会と7つの委員会等に議員を派遣しないこととする。)

◆平成25年4月

広聴広報委員会規程を制定し、広聴広報委員会を議会運営に関し、協議又は調整を行うための場として会議規則に位置付ける。

◆平成25年8月

- ・議会改革推進会議において、1年間の活動報告の場を設けるため、議会改革推進会議規程を改正。
- ・平成25年9月定例会から予算決算委員会の予算・決算審査の様子を玄関ロビーにおいて放映を開始。

21

◆平成25年9月

本会議の討論の時間は、議案1件に対して5分程度とし、複数議案の場合は、10分程度とする。

◆平成25年10月

- ・議案の議員別賛否一覧、常任委員会行政視察報告書を議会ホームページにて公開。
- ・議会改革の年間報告として、議会改革推進会議において「議会改革白書2013」を作成、全議員及び執行部に配布。(今回は、平成22年6月の議会基本条例制定以後3年分を整理)

22

◆平成25年12月

- ・議会改革白書2013を議会ホームページで公開するとともに、議会図書室にて自由に閲覧できるようにした。
- ・議長が議会の同意を得て常任委員会委員を辞任。
- ・予算決算委員会に、委員長、副委員長及び各会派1人で構成する理事会を設置。
- ・常任委員会の所管事務調査について、これまで定例会毎に継続調査の申し出を行っていたが、申出書に調査期間を記載することで、初回時のみ継続調査を本会議で諮ることとした。

◆平成25年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「まちづくり基本条例の検証と新たな取り組み」について
意見交換会 まちづくり基本条例推進委員会、まちづくり協議会
視察先 鳥取市

【教育民生委員会】

テーマ 「スポーツ振興と施設の充実」について
意見交換会 各種スポーツ団体（6団体）
視察先 東員町、長浜市、あわら市

【産業建設委員会】

テーマ 「空き家・空き地対策」について
意見交換会 自治会連合会・コミュニティ、三重県宅地建物取引業協会
視察先 名張市、野洲市、坂井市

◆平成26年2月

当初予算の説明会の場を全員協議会から予算決算委員会協議会に改めるとともに、当初予算説明会実施要領を制定。

◆平成26年3月

予算決算委員会の質疑時間については、総括質疑は1人15分、個別質疑については1人25分とし、再度の質疑については、残時間を勘案して、1人10分から15分とする。

◆平成26年6月

6月からホームページにて政務活動費の会計帳簿を公表。

◆平成26年7月

20歳以上の市民1,000人を対象に、「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施。

25

◆平成26年9月

- ①平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会のインターネットによるライブ配信を開始するとともに、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにする。
- ②各会派室及び事務局に、無線LANの環境を整備。
- ③議会基本条例の一部改正について
議長及び委員長の責務を明確にするため、それぞれの責務を議会基本条例に規定。
- ④委員会条例の一部改正について
 - ・議長は常任委員にならないことを規定。
 - ・議会運営委員会委員の定数を6人に改める。
(委員の選出方法は、案分方式から会派人数固定方式とする。
 - ・委員会数(予算決算委員会を除く)は現行の3委員会とするため、委員の定数をそれぞれ総務委員会は6人、教育民生委員会は6人、産業建設委員会は5人に改める。また、予算決算委員会を17人に改める。

26

◆平成26年10月

- ・先例・申し合わせ等を見直した新たな「議会要覧」及び「議会改革白書2014」を作成し、全議員に配布。
- ・議会事務局において、タブレットを1台購入し、活用シーンの検討を開始

◆平成26年11月

議会運営委員会及び会派代表者会議については、これまで2人会派は委員外議員扱いであったが、議会運営委員会は2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じ選出し、会派代表者会議は、議長、副議長及び2人以上の議員が所属する会派の代表者をもって組織することとする。

◆平成26年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「収納率向上対策」について
意見交換会 公益社団法人亀山市地域社会振興会
視察先 野洲市

【教育民生委員会】

テーマ 「まちづくり観光」について
意見交換会 亀山市観光協会、亀山商工会議、NPO東海道関宿、
関宿案内ボランティアの会、石水溪観光協会、
亀山宿語り部の会
視察先 小浜市、若狭町、南丹市

【産業建設委員会】

テーマ 「下水道事業の公営企業会計」について
勉強会 三重県
視察先 美濃加茂市、伊那市

◆平成27年1月

- ・議会ホームページをリニューアル
- ・総合計画審議会への委員の派遣については、委員を派遣しないことを決定。

◆平成27年3月

議案の審査方法については、1議案ごとに審査することを決定し、平成27年3月定例会より実施。

◆平成27年5月

- ・重要な政策等への議論や議員提出議案、政策提言等を議論する場として全員協議会を活用すること、その補助機関として政策検討部会を設置することを決定し、協議事項の見直しとともに全員協議会規程を改正。
- ・かめやま市議会だよりを親しみやすく、分かりやすいものとするために、5月16日号からリニューアル。

29

- ・議場のカメラシステム、委員会室のマイクシステムの更新及び委員会のカメラシステムの新設について、平成27年9月定例会から稼働させること、また、新たに常任委員会の審査の様子をインターネット(ライブ・録画)で配信することを決定。

◆平成27年6月

- ・議会基本条例に関する例規等の見直し

平成27年6月定例会で可決(全会一致)

○亀山市議会基本条例の一部改正

平成23年の地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務が撤廃されたが、市が今後も総合計画を策定することとし、総合計画条例を制定することから、議会基本条例の議決事件の規定を改正する。

○亀山市議会会議規則の一部改正

全員協議会の補助機関として、平成27年5月22日に設置した政策検討部会について、地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場として位置づける。

30

◆平成27年8月

- ・平成27年度分からホームページにて政務活動費の領収書を公表することを決定。
- ・議会運営委員会において、緊急質問の申し合わせを決定。
- ・議場のカメラシステムを更新するとともに、委員会室のカメラシステムの新設、併せてマイクシステムを更新。

◆平成27年9月

- ・平成27年9月定例会から、議案審査の様子についてインターネットによりライブ、録画配信を開始。
- ・平成27年9月定例会の予算決算委員会における決算審査について、試行的に総括質疑を廃止し、個別質疑の質疑時間を答弁を含め30分と改める。なお、2順目の質疑は委員長の判断とする。

31

◆平成27年10月

- ・議決を要しない計画等への議会の意見反映について、原則パブリックコメントを実施する計画について、所管の常任委員会において骨子の段階と最終段階の2回説明を受け、それぞれ委員会から意見を提出し、執行部から回答を受けることとする。なお、関与する計画について、毎年提出される各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとする。

◆平成27年12月

- ・女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化するために、会議規則を改正し、会議又は委員会への欠席に関する規定に議員が出産により出席できない場合を追加。

32

- ◆各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「防災対策の充実・強化」について
 意見交換会 かめやま防災ネットワーク
 視察先 豊岡市、養父市

【教育民生委員会】

テーマ 「学童保育所」について
 意見交換会 亀山市学童保育連絡協議会
 視察先 篠山市、守山市

【産業建設委員会】

テーマ 「獣害対策」について
 意見交換会 亀山猟友会、城北サルの会、
 関南部地区地域まちづくり協議会
 視察先 美作市、
 西日本農業研究センター

33

◆平成28年1月

- ◆平成28年3月定例会の予算決算委員会における予算審査について、試行的に総括質疑を行うものは答弁を含め40分(各会派1人)、他の委員は答弁を含め30分に改める。なお、2順目の質疑は廃止する。

◆平成28年3月

- ◆平成28年3月定例会から、2人以上の会派にも代表質疑を認め、持ち時間については暫定的に答弁を含め45分とする。

◆平成28年5月

- ◆ホームページにて平成27年度分の政務活動費の領収書を公表。
- ◆公開するすべての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。

◆平成28年9月

- ◆予算決算委員会の質疑は、各会派の代表1人が総括質疑を行う場合は答弁を含めて1人40分とし、個別質疑のみを行う場合は、答弁を含めて1人30分とする。なお、総括質疑に個別質疑を含むことを可とするため、同じ委員が総括質疑と個別質疑の両方を行うことは不可とする。また、2順目の質疑は行わないこととする。

34

◆平成28年10月

- ・定例会及び委員会の配布資料のうち、ペーパレス化することが可能な資料を抽出し、12月定例会からペーパレス化することを確認。

◆平成28年11月

- ・反問権については、執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問の時間に含めず、回数制限は設けないこととする。また、反問権を行使できる人の範囲は部長級までとする。
- ・代表質問については、3月定例会で施政方針や改選時の市長の所信表明について行うこととし、質問時間は答弁を含めて40分+(会派人数×5分)以内とする。また、質疑・質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順に行うこととする。

◆平成28年12月

- ・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「指定管理者制度」について
意見交換会	亀山市地域社会振興会 三幸・スポーツマックス共同事業体 各放課後児童クラブ運営委員会
視察先	尾道市、三次市

【教育民生委員会】

テーマ	「図書館の充実」について
意見交換会	亀山市立図書館運営委員会
視察先	岐阜市、小布施町

【産業建設委員会】

テーマ	「定住促進」について
意見交換会	亀山市に移住・定住された方々
視察先	福知山市、西脇市

◆平成29年5月

- ・政務活動費に係る視察報告書・研修報告書について、議会図書室での閲覧を開始。
- ・平成29年6月定例会から「請願者による趣旨説明制度」の運用を開始し、請願者が希望する場合で請願を審査する委員会が認めたとき、又は委員会から説明を求めた場合は、委員会に出席して請願の趣旨を説明することができることとした。

37

◆平成29年12月

- ・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「新たな財源確保に向けた取り組み」について
視察先 愛知県蒲郡市

【教育民生委員会】

テーマ 「地域包括ケアシステム」について
意見交換会 田中内科医院院長、
地域包括ケアに関わる多職種の方々
視察先 岡山県津山市、兵庫県小野市

【産業建設委員会】

テーマ 「都市計画」について
意見交換会 中心市街地活性化推進域外大規模商業施設開発抑制
亀山市商業団体期成会
視察先 香川県高松市、香川県坂出市、岡山県津山市

38

◆平成30年1月

・歳入の審査について

これまで当初予算・補正予算・決算の審査では、歳入は全て財務部の所管としていたが、平成30年3月定例会からは歳入と歳出を一体的に審査することとし、歳出を所管する部署が歳入(財源)に関する説明及び答弁を行うこととする。

なお、運用は2月16日に開催される予算決算委員会協議会の当初予算説明会から開始する。

◆平成30年3月

- ・都市マスタープランを議会の議決事件に追加するため議会基本条例の一部改正を行う。

◆平成30年6月

- ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を制定。

◆平成30年8月

- ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、常任委員会委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを確認。

◆平成30年12月

- ・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「働き方改革」について
意見交換会 市職員組合
視察先 大阪府四條畷市、和歌山県橋本市

【教育民生委員会】

テーマ 「青少年の自立支援」について
意見交換会 NPO法人フリースクール三重シューレ理事長、
NPO法人亀っ子サポート・KHJ三重県支部みえ
オレンジの会
視察先 神奈川県川崎市、東京都日野市

【産業建設委員会】

テーマ 「災害に対応できるインフラ整備」について
意見交換会 棕川改修促進期成同盟会、
三重県宅地建物取引業協会：鈴鹿亀山支部
視察先 愛知県みよし市、静岡県伊豆市

41

◆令和元年5月

- ・議会傍聴規則の一部改正を行うとともに、「委員会の傍聴取扱いに関する内規」を廃止し、会派代表者会議を除く全ての公開会議に適用する「委員会等の傍聴取扱いに関する内規」を新規制定。

◆令和元年6月

- ・9月定例会における代表監査委員による決算審査結果報告については、これまで予算決算委員会の審査の日の冒頭に報告を受けていたが、令和元年9月定例会から、開会日の本会議終了後に予算決算委員会を開催し、報告を受けることとする。

◆令和元年8月

- ・令和元年9月定例会から、予算決算委員会の補正予算の全体審査における分科会長報告の内容は、すべての質疑・答弁から主な質疑・答弁を抽出したものとすることとし、内容を補完するために、委員全員に各分科会の会議録を配付することとした。

42

◆令和元年9月

- ・令和元年9月定例会から、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会(各分科会を含む))及び議会運営委員会に市長及び副市長の出席は原則求めないこととする。(必要に応じ出席を求めることも可)

◆令和元年10月

- ・議会報告会については、各常任委員会の所管事務調査における市民・団体との意見交換会を位置付けるものとする。

◆令和元年12月

- ・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「火災の被害拡大防止」について

【教育民生委員会】

テーマ 「青少年の自立支援亀山市立医療センターの可能性」について

【産業建設委員会】

テーマ 「これからの道路管理」について

※意見交換会及び視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行っていない。

◆令和元年11月

- ・所管事務調査の意見交換会の実施手法について、相手方となる団体等に意見交換ができる場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととし、また、意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるよう、あらかじめ日時等について周知を図ることとする。

◆令和2年4月

- ・予算決算委員会内規第7条第3項(補正予算は分科会審査により行う)に「委員会が全体審査の必要があると認めた場合は、この限りではない」とするただし書きを加えることとした。

◆令和2年9月

- ・市の実施機関が執行する事務に関する請願について、地方自治法第125条及び会議規則第136条の規定により市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにした場合についてはこれを請求することとした。また、処理経過及び結果報告の期限は、まずは次期定例会までに一度状況を確認し、一定の方向性が定まった段階で次の報告を求めるという2段階の手順で進めることとした。

45

◆令和2年11月

- ・各会計補正予算の審査を各分科会に分担せずに全体審査とする場合は、これまでその都度委員会に諮って決定していたが、会議の日程、議案の内容等により、委員長が必要があると認めるときは、議長と協議の上、全体審査とすることができるよう予算決算委員会内規を一部改正した。

46

◆令和2年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「消防力の強化」について
現場確認 亀山消防署北東分署等
視察先 岐阜県高山市（オンライン視察）

【教育民生委員会】

テーマ 「環境への配慮とコスト削減を踏まえた将来のごみ処理のあり方」について
意見交換会 ごみダイエットサポーター
視察先 四日市市（オンライン視察）

【産業建設委員会】

テーマ 「次世代の公共交通政策」について
意見交換会 関南部地区まちづくり協議会
視察先 度会郡玉城町（オンライン視察）

47

◆令和3年3月

- ・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合には、オンライン会議を開催できるよう、委員会条例を改正した。
- ・本会議又は委員会の欠席の届出に係る規定に、欠席の事由として「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」を加えるとともに、議員又は委員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長又は委員長に欠席届を提出することができることとした。

◆令和3年5月

- ・議員に一人一台配布しているタブレット端末を更新し、電子会議システム「SideBooks」を導入した。

48

◆令和3年6月

- ・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を制定し、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを一部改正することにより、オンライン会議の開催を可能とした。
- ・定例会中の常任委員会におけるインターネット配信について、これまでは議案の審査、もしくは請願の審査までとしていたが、6月定例会から、提出資料の説明及び一般質問も含め、委員会終了まで配信範囲を拡大することとした。

◆令和3年9月

- ・議会資料のペーパーレス化の本格運用に向け、令和3年9月定例会以降の各種会議は、紙資料の配布は希望者のみとした。

◆令和3年12月

- ・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「市の情報発信のあり方」について
アンケート調査 「市の情報発信」について
視察先 千葉県千葉市、東京都三鷹市、神奈川県川崎市
(オンライン視察)

【教育民生委員会】

テーマ 「児童発達支援センターの整備」について
意見交換会 児童発達支援施設関係者、
施設を利用している児童の保護者
視察先 伊勢市 おおぞら児童園

【産業建設委員会】

テーマ 「社会インフラ管理のDX化と市民参画」について
意見交換会 天神・和賀地区まちづくり協議会
視察先 愛知県半田市 (オンライン視察)

◆令和3年12月

- ・令和3年12月に執行部がタブレット端末を導入したことに伴い、12月定例会以降、一部資料を除く全ての資料について、原則ペーパーレスで対応することとした。

◆令和4年2月

- ・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様に、副議長及び常任委員会の任期は1年とし、常任委員会は、総務・教育民生・産業建設の3委員会の構成を変更しないこととした。

◆令和4年4月

- ・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとした。

◆令和4年6月

- ・亀山市議会議員政治倫理指針について見直しを行った結果、指針は廃止して、現在の規定内容を条例や規則、申し合わせ等で整理することとなり、亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定を行った。

◆令和4年10月

- ・亀山市議会基本条例について、条例1条ずつについて評価・検証を行った結果、条例改正は行わないこととなったが、検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮等の現条例に規定されていない事項について、今後の検討課題として取り組むこととした。今回行った検証については、「亀山市議会基本条例検証結果報告書」としてまとめた。

◆令和4年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「歳入確保の推進」について
意見交換会 市行政改革推進委員会委員
視察先 福井県福井市、三重県桑名市

【教育民生委員会】

テーマ 「学校給食センター」について
意見交換会 栄養教諭、給食調理員
視察先 三重県四日市市、志摩市

【産業建設委員会】

テーマ 「中山間地域の振興」について
意見交換会 野登、白川、加太地区まちづくり協議会
視察先 長野県松本市、長野市、伊那市、岐阜県下呂市

53

◆令和5年8月

・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓等を使用できるよう議員の通称等の使用に関する規程を制定した。

◆令和5年9月

・会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進め、議会運営の効率化を推進するとともに、議会事務局の業務効率化を目的に議会グループウェアシステム「LINEWORKS」を導入することとした。

◆令和5年11月

・特別職の委員会への出席については、市長、副市長と同様に、地域医療統括官は、定例会の常任委員会は基本的には出席しないこととする。なお、委員会で質疑・質問がある場合は、市長等と同様に、その旨をあらかじめ伝えて委員会に出席するものとする。ただし、3月と9月の予算決算委員会の総括質疑には、市長・副市長とともに出席するものとする。

54

◆令和5年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「公共交通政策」について
書面調査 バス事業者及びタクシー事業者
視察先 岐阜県岐阜市、三重県名張市

【教育民生委員会】

テーマ 「スポーツによる健康づくり」について
意見交換会 市スポーツ協会、NPO法人Let'sスポーツ
わくわくらぶ及び亀山市スポーツ少年団
視察先 三重県松阪市、愛知県美浜町、三重県熊野市

【産業建設委員会】

テーマ 「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について
意見交換会 亀山市環境未来創造会議 快適部会、循環部会
視察先 城南衛生管理組合、株式会社エコマスター、
香川県三豊市、徳島県鳴門市、奈良県葛城市

55

◆令和6年2月

・令和6年度の子ども議会については、「中学生議会」を開催することとする。

◆令和6年8月27日

・「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、令和6年度亀山市中学生議会を開催した。

56

◆令和6年12月

- ・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ 「行政DXの推進」について
意見交換 亀山市職員組合
視察先 三重県桑名市、三重県志摩市

【教育民生委員会】

テーマ 「子どもの育ちを支える場の形成」について
意見交換 子育て支援「かめのこ」、魚と子どものネットワーク、Windsoil
視察先 岐阜県海津市、愛知県田原市、「NPO法人体験ひろばこどもスペース四日市」、三重県津市

【産業建設委員会】

テーマ 「太陽光発電施設とまちづくり」について
意見交換 亀山市自治会連合会川崎支部・野登支部
視察先 山梨県北杜市、長野県上田市

57

◆令和7年2月

- ・令和7年度は令和6年度と同じような方法で中学生議会を実施することとする。

◆令和7年8月26日

- ・「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、令和7年度亀山市中学生議会を開催した。

58

議会改革推進会議の取り組みについて

1

議会基本条例（平成22年8月20日施行）

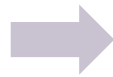
（議会改革推進会議）

第21条 議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。



平成23年8月19日に「議会改革推進会議」及びその補助機関として「議会改革推進会議検討部会」を設置

議会改革推進会議



議員全員で構成

推進会議は、亀山市議会が継続的に議会改革を推進するため、次の事項を所掌する。

- (1) 地方分権の時代にふさわしい議会の在り方の調査及び研究に関すること。
- (2) 社会情勢や他市の状況等議会を取り巻く環境の調査及び研究に関すること。
- (3) 条例における目的の達成の検証に関すること。
- (4) 検討部会の部会員の選出に関すること。
- (5) 亀山市議会「議会改革推進会議規程」に関すること。
- (6) その他推進会議の目的の達成に必要な事項に関すること。

議会改革推進会議検討部会



議員6名で構成(各会派から1名を選出、議長が必要と認めた場合は会派に属さない議員を部会員とすることができる)

議会基本条例の各条文ごとに検討課題を抽出し、優先順位を決めて協議している。

3

議会改革推進会議及び検討部会の開催状況

【議会改革推進会議】

- | | |
|-----------------|---|
| 第1回 平成23年 8月19日 | 議会改革推進会議の設置 |
| 第2回 平成23年11月11日 | 検討部会員の變更について |
| 第3回 平成24年10月19日 | 議員定数について |
| 第4回 平成24年12月 4日 | 検討部会員の選任について
検討部会における協議結果について |
| 第5回 平成25年1月 21日 | 検討部会員の選任について
各種審議会等への議員の派遣について
検討部会における協議経過及び執行部から派遣についての意見書
に対する議会として回答した内容の報告 |
| 第6回 平成25年2月19日 | 地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について
・委員会条例の一部改正
・会議規則の一部改正
・政務調査費の交付に関する条例の一部改正
・議会基本条例の一部改正
・広聴広報委員会規程の制定 |

4

- 第7回 平成25年8月20日 平成25年度に最優先に取り組む検討課題について
- ・予算決算委員会(当初予算・決算)の映像のロビー放映
 - ・委員会視察報告書のホームページへの公開
 - ・議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載
 - ・予算内示会の場の検討
 - ・議会改革推進会議に1年間の報告の場を設置
- 第8回 平成25年10月21日 議会改革の取り組みのまとめについて
「亀山市議会・議会改革白書2013」の作成
- 第9回 平成25年11月28日 検討部会員の選任について
議会改革白書について
- ・「亀山市議会・議会改革白書2013」のホームページへの掲載及び取り扱いについて
- 第10回 平成26年9月19日 議員定数18名での議会運営について
- 第11回 平成26年10月8日 議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2014」の作成
- 第12回 平成26年11月14日 亀山市議会議会改革推進会議規程の一部改正について
検討部会員の選任について

- 第13回 平成27年5月22日 委員会の運営方法について
政策検討会議(仮称)の設置について
議会だよりのリニューアルについて
議会の情報化について
第2次総合計画策定に伴う議会基本条例の改正について
- 第14回 平成27年8月20日 請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
長期欠席者への対応について
議会提出議案への市長等の意見表明について
委員会の運営方法について
議会の情報化について
公開内容の検討について
議会基本条例の改正に伴う逐条解説の改正について
かめやま市議会だよりのリニューアルについて
- 第15回 平成27年10月20日 議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2015」の作成
- 第16回 平成28年 3月25日 議会の情報化について

- 第17回 平成28年 6月 3日 亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの一部改正
について
- 第18回 平成28年10月21日 議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2016」の作成
- 第19回 平成28年11月8日 反問権の取り扱いについて
代表質問について
- 第20回 平成29年5月19日 請願者による請願の趣旨説明について
- 第21回 平成29年10月17日 議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2017」の作成
- 第22回 平成30年 2月20日 新たな議決項目の必要性について
- 第23回 平成30年 5月18日 長期欠席者への対応について
- 第24回 平成30年 8月17日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について

- 第25回 平成30年10月10日 議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2018」の作成
- 第26回 令和元年5月20日 通年議会制について
議会改革推進会議規程の一部改正について
- 第27回 令和元年10月23日 議会改革の取り組みの報告について
・監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
・議会報告会の開催
・新たな議決項目の必要性について(議会の議決事件)
・機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
(議長、常任委員会委員の任期について)
「亀山市議会・議会改革白書2019」の作成
・検討課題一覧・スケジュールについて
・各種委員会・会議の決定事項について
議会改革推進会議規程の一部改正について

- 第28回 令和2年10月20日 議会改革の取り組みの報告について
- ・ 広聴広報機能の充実(議会報告会)について
 - ・ 議会提出議案への市長等の意見表明について
 - ・ 議会の情報化について
 - ・ 所管事務調査結果の報告について
 - ・ 子ども議会の実施について
 - ・ 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
- 議会改革白書2020の作成について
- ・ 検討課題一覧・スケジュールについて
 - ・ 各種委員会・会議の決定事項について

第29回 令和3年 6月15日 オンライン会議の実施について
議会の情報化について

第30回 令和3年 8月27日 議会の情報化について

- 第31回 令和3年10月19日 議会改革の取り組みの報告について
- ・ 議会の情報化について
 - ・ オンライン会議の実施について
 - ・ 議員の政治倫理への対応について
- 議会改革白書2021の作成について
- ・ 検討課題一覧・スケジュールについて
 - ・ 各種委員会・会議の決定事項について

第32回 令和4年4月20日 議員の政治倫理への対応について
公開内容の検討について

- 第33回 令和4年10月7日 議会改革の取り組みの報告について
- ・ 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあるあり方について
 - ・ 議会の情報化について
 - ・ 所管事務調査の報告について
 - ・ 公開内容の検討について
 - ・ 監視及び評価をどのように行っていくのかについて
 - ・ 議員の政治倫理への対応について
 - ・ 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

- 第34回 令和5年8月18日 議会改革推進会議規程の一部改正について
- 第35回 令和5年9月25日 議会の情報化について
- 第36回 令和5年10月19日 議会改革の取組の報告について
 ・新たな議決項目の必要性について
 ・議会の情報化について
 ・旧姓使用について
 議会改革白書2023の作成について
- 第37回 令和6年2月20日 子ども議会の実施について
- 第38回 令和6年4月23日 子ども議会の実施について
- 第39回 令和6年7月19日 子ども議会の実施について
- 第40回 令和6年8月20日 子ども議会の実施について
- 第41回 令和6年10月21日 議会改革の取組の報告について
 子ども議会の実施について
 議会改革白書2024の作成について
- 第42回 令和7年2月7日 子ども議会の実施について
- 第43回 令和7年5月19日 子ども議会の実施について
- 第44回 令和7年6月23日 子ども議会の実施について

【議会改革推進会議 検討部会】

- 第1回 平成23年9月1日 正・副部会長の選任
- 第2回 平成23年10月28日 検討部会の運営について
- 第3回 平成23年11月22日 検討課題及び今後の進め方について
- 第4回 平成24年 1月20日 総合計画後期基本計画の審査の方法について
 → 予算決算常任委員会の設置と審査のフローについて
- 第5回 平成24年 4月20日 検討課題の取り組みの経緯について
 これからの検討課題について
 ・重要な政策の定義について
 ・各種計画、答申、意見書等への議会の関与について
 ・各種審議会等への議員の派遣について
- 第6回 平成24年5月25日 重要な政策の定義及び各種審議会等への議員の派遣等に関して
 執行部との意見交換会について
- 第7回 平成24年8月30日 調査研究運営支援業務について、コンサルタントと委託契約
 重要な政策の定義について
 → 市が掲げる政策・施策を重要な政策の定義とする。
 各種計画策定への議会の関与について
 各種審議会等への議員の派遣について

第8回 平成24年11月2日

各種審議会等への議員の派遣について

- 上位法令等で規定されているもの以外は、基本的に議員を派遣しないこととする。(平成24年11月12日に議長より市長へ口頭にて申し入れる。)
- 11月20日付で執行部(総務部長)より議会からの各種審議会等へ議員を派遣しないこととする旨の申し入れに対する検討結果意見書が提出される。
- 1月10日に11月20日付の執行部からの検討結果意見書に対し、議会の意見を送付

各種計画への議会の関与について

議会改革推進会議の会議録の公開について

- ホームページへ掲載することとする。
- 地方自治法の一部改正に伴う議会基本条例の改正について

第9回 平成25年1月18日

各種審議会等への議員の派遣について

- ・執行部から派遣についての意見書に対する議会として回答した内容の報告
 - 1月29日付で、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」という議会の意見を基本的に尊重する旨の回答あり。
- 議会基本条例の一部改正(案)について説明

13

第10回 平成25年2月18日

地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について

- ・委員会条例の一部改正
- ・会議規則の一部改正
- ・政務調査費の交付に関する条例の一部改正
- ・議会基本条例の一部改正
- ・広聴広報委員会規程の制定

第11回 平成25年4月19日

平成22年9月に議長に提出した答申に基づく検討課題

- ・議会基本条例に伴う検討課題について【平成25年3月末版】
- 平成25年度より新たに取り組む検討課題
- ・議会基本条例に伴う検討課題について【平成25年度版】

第12回 平成25年5月31日

平成25年度より新たに取り組む検討課題について

- ・課題ごとに取り組む時期をランク付け
- ・検討手法として、課題ごとにカルテを作成

第13回 平成25年7月26日

平成25年度より新たに取り組む検討課題の内、平成25年度中に着手すべきものの現状分析及び優先順位について

14

- 第14回 平成25年8月19日 平成25年度に最優先に取り組む検討課題について
- ・予算決算委員会(当初予算・決算)の映像のロビー放映
 - ・委員会視察報告書のホームページへの公開
 - ・議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載
 - ・予算内示会の場の検討
 - ・議会改革推進会議に1年間の報告の場を設置
- 第15回 平成25年8月20日 正副部会長の互選について
- 第16回 平成25年10月15日 議会改革の取り組みの報告について
- ・「亀山市議会・議会改革白書」の作成について
- 第17回 平成25年12月26日 完了した検討課題の整理について
- 平成26年10月までに取り組む検討課題の優先順位とスケジュールについて
- 第18回 平成26年1月27日 検討課題について
- ・議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについて
 - ・議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか
 - ・議会報告会の開催
 - ・常任委員会年間スケジュールについて
- 新たに追加する検討課題について
- ・政策の立案及び提言のあり方について

15

- 第19回 平成26年2月18日 検討課題に対する意見の集約について
- 議会報告会の県下13市の状況について
- 議員定数18名での議会運営について
- ・議会運営委員会の在り方の検討
- 第20回 平成26年5月1日 検討課題に対する意見の集約結果について
- 検討課題への取り組みのスケジュールについて
- 市民アンケートについて
- 第21回 平成26年5月29日 市民アンケートについて
- 政務活動費の会計帳簿の公開について
- 常任委員会の年間スケジュールについて
- 全員協議会調査結果について
- 議会基本条例の基本理念の抽出について
- 議会の情報化について
- 議会基本条例逐条解説の改訂について
- 今後の取り組みについて
- ・議会要覧の確認、見直し
 - ・議長、委員長の責務について

16

第22回 平成26年7月2日 市民アンケートについて
議長、委員長の責務について
議会基本条例逐条解説の改訂について
議員定数18名での運営について
議会要覧の見直しについて
議会基本条例の基本理念の抽出について
本会議、委員会のライブ中継について

第23回 平成26年7月25日 議員定数18名での運営について
市民アンケートについて
議会基本条例逐条解説の改訂について

第24回 平成26年8月21日 議員定数18名での運営について
議会要覧の見直しについて
議会基本条例逐条解説の改訂について
市民アンケートについて
議会事務局の機能強化について
検討スケジュールの進捗と新規項目について
議会改革白書2014について

17

第25回 平成26年10月7日 検討課題について
・市民アンケートについて
・議会要覧の見直しについて
・議会基本条例逐条解説の改訂について
・議会の情報化について
・委員会の運営方法について
・かめやま市議会だよりのリニューアルについて
・請願者の説明機会について
・議会提出議案の市長の意見表明について
検討課題スケジュールについて
議会改革白書2014について
議会の調査研究運営支援業務委託について

第26回 平成26年11月14日 正副部会長の互選について

18

- 第27回 平成27年1月28日 検討課題スケジュールについて
議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議(仮称)の設置の検討について
議会の情報化について
- 第28回 平成27年2月18日 議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議(仮称)の設置の検討について
- 第29回 平成27年4月14日 議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議(仮称)の設置の検討について
議会の情報化について
検討課題一覧・スケジュールについて
- 第30回 平成27年4月28日 議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議(仮称)の設置の検討について
議会の情報化について
検討課題一覧・スケジュールについて

- 第31回 平成27年6月5日 政策検討会議(仮称)の設置の検討について
条例の改正の検討(議会の議決事件について)
委員会の運営方法について
議会報告会の開催について
議会の情報化について
公開内容の検討について
- 第32回 平成27年7月21日 請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
長期欠席者への対応について
議会提出議案への市長等の意見表明について
議会報告会の開催について
議会の情報化について
委員会の運営方法について
議会基本条例の逐条解説の改正について
- 第33回 平成27年8月18日 議会報告会の開催について
議会の情報化について
委員会の運営方法について
派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
議決を要しない計画等への議会の意見反映について
かめやま市議会だよりのリニューアルについて

- 第34回 平成27年10月14日 議会報告会の開催について
議会の情報化について
派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
議決を要しない計画等への議会の意見反映について
請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
長期欠席者への対応について
議会提出議案への市長等の意見表明について
議会改革白書2015について
- 第35回 平成27年11月25日 検討課題スケジュールについて
議会の情報化について
長期欠席者への対応について
- 第36回 平成28年1月22日 通年議会について
派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
議決を要しない計画等への議会の意見反映について
長期欠席者への対応について
議会の情報化について
- 第37回 平成28年2月15日 議会の情報化について

- 第38回 平成28年 3月11日 議会の情報化について
反問権の取り扱いについて
請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
長期欠席者への対応について
- 第39回 平成28年 4月11日 反問権の取り扱いについて
代表質問について
質問者の制限について
- 第40回 平成28年 5月25日 反問権の取り扱いについて
代表質問について
議会の情報化について
- 第41回 平成28年 7月12日 代表質問について
請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
- 第42回 平成28年 8月 9日 請願者の説明機会について
議会の情報化について

第43回 平成28年10月12日 議会の情報化について
公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
議決を要しない計画等への議会の意見反映について
公開内容の検討について(政務活動費の視察報告書及び研修報告書)
議会改革白書2016について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について

第44回 平成29年1月25日 公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
議会報告会の開催について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について

第45回 平成29年2月21日 公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第46回 平成29年4月11日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第47回 平成29年5月9日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第48回 平成29年7月18日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
新たな議決項目の必要性について

第49回 平成29年10月4日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
新たな議決項目の必要性について
議会改革白書2017について

- 第50回 平成30年 1月17日 新たな議決項目の必要性について検討
長期欠席者への対応について
- 第51回 平成30年 2月14日 新たな議決項目の必要性について
長期欠席者への対応について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
- 第52回 平成30年 4月17日 長期欠席者への対応について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
- 第53回 平成30年 7月24日 長期欠席者への対応について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
議会改革白書2018の作成について
- 第54回 平成30年11月12日 正副部会長の互選について
- 第55回 平成31年 2月6日 議会報告会の開催
監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
新たな議決項目の必要性について検討(議会の議決事件)
議長及び常任委員会委員の任期について

25

- 第56回 平成31年 4月10日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
(議長、常任委員会委員の任期について)
監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
- 第57回 令和元年 5月10日 監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
議会改革推進会議規程の一部改正について
- 第58回 令和元年 8月20日 監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
議会改革推進会議規程の一部改正について
- 第59回 令和元年10月11日 監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
議会報告会の開催
議会改革白書2019について
- 第60回 令和元年11月21日 議会基本条例の制定の経緯について
議会改革推進会議及び検討部会の位置づけについて
議会改革の取り組みについて
- 第61回 令和2年 1月21日 検討課題について
スケジュールについて

26

- 第62回 令和2年2月17日 議会提出議案への市長等の意見表明について
議会の情報化について
子ども議会の実施について
所管事務調査の報告について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部
の検証の在り方について
- 第63回 令和2年10月12日 広聴広報機能の充実(議会報告会)について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長
及び常任委員会委員の任期について)
議会の情報化について
所管事務調査の報告について
子ども議会の実施について
公聴会制度について
議会提出議案への市長等の意見表明について
新たな議決項目の必要性について
議会事務局の機能強化について
議員の政治倫理への対応について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部
の検証の在り方について
議会改革白書2020について

27

- 第64回 令和3年 1月25日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長
及び常任委員会委員の任期について)
議会の情報化について
所管事務調査の報告について
子ども議会の実施について
公聴会制度について
新たな議決項目の必要性について
監視及び評価をどのように行っていくのかについて
議会事務局の機能強化について
議員の政治倫理への対応について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部
の検証の在り方について
- 第65回 令和3年 3月 2日 オンライン会議の実施について
- 第66回 令和3年 3月18日 オンライン会議の実施について
- 第67回 令和3年 5月28日 オンライン会議の実施について
議会の情報化について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
今後の検討課題への取り組みについて

28

- 第68回 令和3年 6月 4日 オンライン会議の実施について
議会の情報化について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
今後の検討課題への取り組みについて
- 第69回 令和3年 6月28日 タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
- 第70回 令和3年 8月25日 議員の政治倫理への対応について
- 第71回 令和3年10月15日 議員の政治倫理への対応について
議会改革白書2021について
- 第72回 令和3年11月25日 議員の政治倫理への対応について
今後の検討課題への取り組みについて
- 第73回 令和4年 1月13日 議員の政治倫理への対応について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
所管事務調査の報告について
政務活動費を使用して参加した研修等の研修報告書のホームページへの掲載について

- 第74回 令和4年 2月 7日 議員の政治倫理への対応について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
議会の情報化について
- 第75回 令和4年 5月13日 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
所管事務調査の報告について
議会の情報化について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
- 第76回 令和4年 5月26日 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
- 第77回 令和4年10月 3日 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
検討課題及びスケジュールについて
議会改革白書2022について
- 第78回 令和4年11月11日 正副部会長の互選について

- 第79回 令和5年 2月 7日 議会改革の取り組みについて
今後の進め方について
- 第80回 令和5年 5月26日 検討課題一覧スケジュールについて
新たな議決項目の必要性について
子ども議会の実施について
議会の情報化について
旧姓使用について
- 第81回 令和5年 8月16日 議会改革推進会議規程の一部改正について
通称又は旧姓の使用に係る規程について
- 第82回 令和5年 8月18日 議会の情報化について
新たな議決項目の必要性について
- 第83回 令和5年 9月15日 議会の情報化について
新たな議決項目の必要性について
- 第84回 令和5年 10月16日 新たな議決項目の必要性について
議会改革のまとめについて
議会改革白書2023について

- 第85回 令和6年 1月18日 子ども議会の実施について
本条例の目的達成の検証について
- 第86回 令和6年 2月15日 子ども議会の実施について
- 第87回 令和6年 4月19日 子ども議会の実施について
- 第88回 令和6年 7月9日 子ども議会の実施について
- 第89回 令和6年 8月18日 子ども議会の実施について
- 第90回 令和6年 8月26日 子ども議会の実施について
- 第91回 令和6年 8月27日 子ども議会の実施について
- 第92回 令和6年10月18日 子ども議会の実施について
議会改革のまとめについて
- 第93回 令和6年11月14日 正副議長の互選について
- 第94回 令和7年 1月23日 検討課題及びスケジュールについて
子ども議会の実施について
本条例の目的達成の検証について

- 第95回 令和7年2月7日 子ども議会の実施について
- 第96回 令和7年2月20日 本条例の目的達成の検証の在り方について
オンライン会議の実施について
議員の介護休暇及び育児休暇について
- 第97回 令和7年4月28日 本条例の目的達成の検証の在り方について
オンライン会議の実施について
議員の介護休暇及び育児休暇について
子ども議会の実施について
- 第98回 令和7年5月12日 本条例の目的達成の検証の在り方について
オンライン会議の実施について
議員の介護休暇及び育児休暇について
子ども議会の実施について
- 第99回 令和7年5月19日 子ども議会の実施について
- 第100回 令和7年6月20日 子ども議会の実施について
- 第101回 令和7年7月16日 子ども議会の実施について
- 第102回 令和7年8月18日 子ども議会の実施について

広聴広報の取り組みについて

1

◆目次

- 1. 広 報 議会だよりの発行・・・・・・・・・・P 3～4
 - 議会映像の放送とインターネット配信・・・P 5
 - ケーブルTVによる議会中継・・・・・・・・P 6
 - インターネット配信業務・・・・・・・・P 7～10
 - ケーブルTVにて「こんにちは！市議会です」の放送・・・P 11～15
 - 議会ホームページの掲載経過・・・・・・・・P 16～20
 - 市議会に関する市民意識調査（市民アンケート）・・・P 21
 - 議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧・・・P 22
- 2. 規 程 広聴広報委員会規程・・・・・・・・P 22～23

1. 広報

◆議会だよりの発行

◎発行回数 定例会4回、新年号（臨時会含む）1回

◎発行部数 令和7年度 17,800部

◎印刷製本費 1ページ当たり 21,000円（税別）

令和7年度予算 2,895,200円=21,000円×1.1×112ページ

◎編集 広聴広報委員会

◆議会だよりの発行（平成27年5月16日号からリニューアル）

◎掲載内容

・表紙に写真を掲載

写真を一般公募
市の花シリーズ
市の文化財シリーズ
三重県立飯野高校応用デザイン科で学ぶ市内在住の高校生の作品
市内幼稚園、保育園 園児写真

- ・定例会のあらまし
- ・定例会に提案された議案と議決結果
- ・議案に対する各議員の賛否状況
- ・議案質疑の質疑及び答弁の概要
- ・一般質問の質問及び答弁の概要
- ・とびっくす
- ・議会の主な動き
- ・次回定例会の日程

◆議会映像の放送とインターネット配信一覧

会議名	インターネット		ケーブルテレビ		ロビー放送
	ライブ	録画	ライブ	録画	ライブ
本会議	○	○	○	○ [臨時会を除く]	○
総務委員会	○	○			○
教育民生委員会	○	○			○
産業建設委員会	○	○			○
常任委員会 予算決算委員会	予算決算委員会 全体審査	○	○		○
	総務分科会	○	○		○
	教育民生分科会	○	○		○
	産業建設分科会	○	○		○

5

◆ケーブルテレビによる議会中継

- ◎平成16年6月定例会から、ケーブルテレビの行政チャンネルを利用して一般質問の生放送及び録画放送を開始。(録画放送は本会議が開催された週の土曜・日曜の日中時間帯に行う)
- ◎平成19年3月定例会から、議案質疑の生放送を開始。
- ◎平成19年6月定例会から、議案質疑の録画放送を開始。
- ◎平成21年3月定例会から、開会日の生放送及び録画放送を開始。
- ◎平成22年6月定例会から、閉会日の生放送及び録画放送を開始。
- ◎平成25年第1回臨時会から、臨時会の生放送を開始。
- ◎平成25年9月定例会から、予算決算委員会の当初予算・決算審査について、玄関ロビーのテレビにて生放送を開始。
(ケーブルテレビではなく、委員会映像を直接放映)
- ◎平成27年9月定例会から、総務委員会・教育民生委員会・産業建設委員会の各常任委員会、予算決算委員会及び各分科会の審査の様子を玄関ロビーのテレビにて生放送を開始。

6

◆インターネットによる録画配信

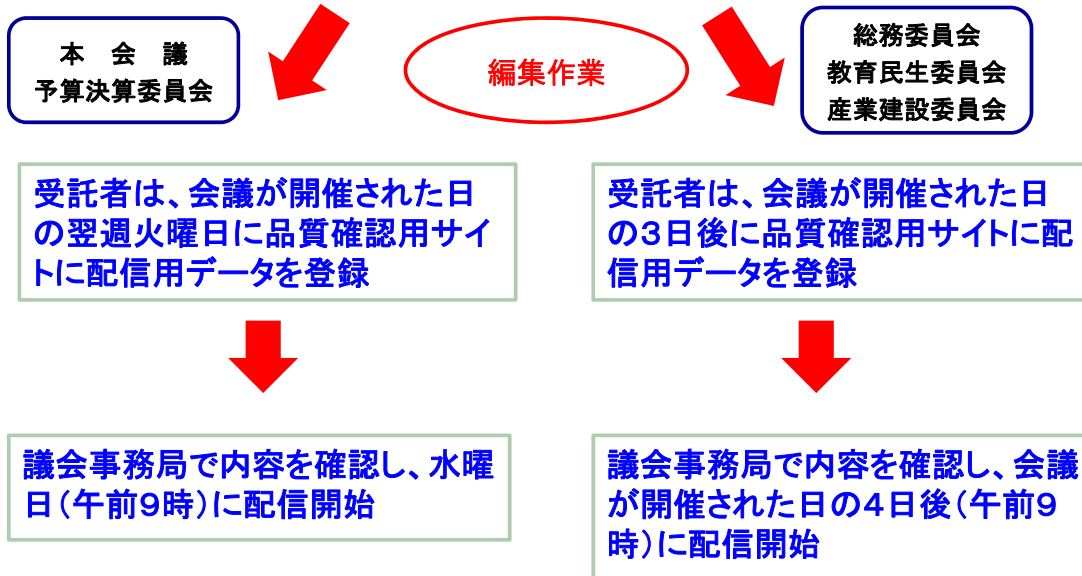
- ◎平成20年8月、議会運営委員会で先進地視察
- ◎平成21年9月定例会から、開会日、議案質疑、一般質問の録画配信を開始。
- ◎平成22年6月定例会から、閉会日の録画配信を開始。
- ◎平成22年9月定例会から、決算審査の録画配信を開始。
- ◎平成23年3月定例会から、予算審査の録画配信を開始。
- ◎平成24年第1回臨時会から、臨時会の録画配信をスタート。
- ◎平成26年9月定例会から、録画映像をスマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにシステムを改修。
- ◎平成27年9月定例会から、常任委員会の録画配信を開始。
- ◎令和元年7月から、MAC OS端末でも視聴できるようにシステムを改修。

◆インターネットによるライブ配信

- ◎平成26年9月定例会から、全ての本会議（臨時会を含む）及び予算決算委員会の当初予算・決算審査について、ライブ配信を開始。（スマートフォン、タブレット端末でも視聴可）
- ◎平成27年9月定例会から、常任委員会のライブ配信を開始。
- ◎令和元年9月定例会から、MAC OS端末でも視聴できるようにシステムを改修。
- ◎令和3年6月定例会から、常任委員会の閉会まで配信範囲を拡大。これまでは、常任委員会の開会から議案質疑まで配信しており、その後の資料説明や一般質問は配信していなかった。

◆議会映像インターネット録画配信業務

本会議・4常任委員会のインターネットライブ映像から、受託者は順次編集作業に取り掛かる



9

◆議会映像等インターネット配信業務経費

【ランニングコスト／年】（本会議・委員会のライブ・録画配信）

- ◎インターネット光回線使用料
- ◎インターネットプロバイダー利用料
- ◎サーバー利用料
- ◎編集作業 等

2, 557千円

10

◆ケーブルTVにて「こんにちは！市議会です」の放送

【取り組みの経緯】

亀山市では、ケーブルテレビ導入後、1チャンネルを借りて行政情報番組を放送しており、この行政チャンネルを活用して定例会の内容を報告する番組が作成できないかと議会改革推進会議検討部会長から提案があった。



会派代表者会議で確認後、事務局にて番組原稿の作成、議会活動の映像を撮影し、番組制作をケーブルテレビ会社へ委託し、平成23年9月定例会より放送をスタートした。（最初の番組は、検討部会長と事務局で内容を確認）



その後、番組の監修については、すでに設置されていた『議会だより編集委員会』を発展させ、新たに『広聴広報委員会』と名称を変更して、平成23年12月定例会より番組づくりを行い、現在に至っている。

11

◎番組監修 → 広聴広報委員会

「議会だより編集委員会」は、「市議会だより」の発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは！市議会です」の監修、並びに広聴機能の充実を図るため、「市議会広聴広報委員会」に名称を変更。

（平成23年12月設置 委員6名 副議長が委員長）

・委員会の役割

放送に向けたスケジュールの調整

放送する原稿及び映像のチェック（監修）

◎番組制作経費

【令和7年度契約額】

890,000円（税別）

15分番組（6月定例会、12月定例会）1本 190,000円

20分番組（3月定例会、9月定例会）1本 255,000円

（ケーブルテレビ放送及びインターネット配信は、1週間）

12

◆「こんにちは！市議会です」の制作から配信までの流れ

議会開会后、事務局にてTV原稿素案作成。番組制作業者と撮影日と放送日について協議。また、行政番組担当部署と放送日について協議。



定例会閉会日の数日後に広聴広報委員会を開催。事務局作成のTV原稿について協議。



委員会開催の数日後に広聴広報委員会を開催。前回の協議内容により修正したTV原稿について確認。



R6.3 定例会分から、
進行を事務局職員で
はなく、委員に変更

番組収録 カメラマン1名(1日)
広聴広報委員会委員2名(ナレーション・顔出し)
事務局職員1名(収録補助)、その他出演議員



13



事務局が収録スタジオ(関支所内に設置)にて番組内容を確認。修正箇所等協議し、その場で修正。
数日後に広聴広報委員会を開催し、番組内容を最終確認。



広聴広報委員会による番組内容の確認の様子



番組内容確認日の2日後、番組制作業者より、DVD納品



すみやかに事務局から配信委託業者へ映像データを送付。



配信委託業者にて番組映像を確認用サイトへ登録。事務局にて確認。



番組放送とともに配信開始。(1日又は16日から2週間にわたり放送)

14

◆「こんにちは！市議会です」の放送

◎平成23年10月から、定例会の内容を報告する議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送を開始。

- H23.10月～ 1日6回（8:00～21:00）、2週間放映
- H24.10月～ 1日9回（6:00～21:00）、2週間放映
- H25.4月～ 1日18回（6:00～24:00の間、毎時00分から）、1週間放映
- R7.5月～ 1日18回（6:00～24:00の間、毎時00分から）、2週間放映

【番組名】令和6年第1回臨時会、12月定例会
ダイジェスト

【放送日】令和7年1月31日～2月6日

【放送内容】◆令和6年第1回臨時会の経過について
◆亀山市議会の新体制について
◆令和6年12月定例会の経過について

【番組名】令和7年第1回臨時会、3月定例会
ダイジェスト

【放送日】令和7年4月18日～4月24日

【放送内容】◆令和7年第1回臨時会の経過について
◆令和7年3月定例会の経過について
◆予算決算委員会における審査の概要について

【番組名】令和7年6月定例会
ダイジェスト

【放送日】令和7年7月16日～7月31日

【放送内容】◆令和7年6月定例会の経過について
◆所管事務事業概要説明について

【番組名】令和7年9月定例会ダイジェスト

【放送日】令和7年11月1日～11月15日

【放送内容】◆令和7年9月定例会の経過について
◆予算決算委員会における審査の概要について
◆所管事務調査について
◆令和7年度亀山市中学生議会について

15

◎平成23年11月からインターネットでの配信を開始。

◎平成25年6月定例会から議員が出演。

～【議会改革について】議長・議会改革推進会議検討部会長が出演～

◎平成25年7月から亀山市facebookにて「こんにちは！市議会です」の放送とインターネット配信をPR。

◎平成26年9月からインターネットでの配信について、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにシステムを改修。

◎平成26年10月からインターネット配信については、ケーブルテレビの放送開始日から改める。

◎番組のナレーション等を事務局職員が行ってきたが、令和6年3月定例会分から、広聴広報委員会委員により行うこととした。

16

◆ホームページについて

- ◎平成21年9月定例会から議会映像の録画配信をスタート
- ◎平成22年8月 議会基本条例に関するページを開設
- ◎平成22年9月定例会から決算特別委員会の録画配信をスタート
- ◎平成22年12月から、政務調査費の収支報告書を公開
- ◎平成23年4月から、議長交際費の支出状況を公開
- ◎平成23年10月から、各常任委員会における所管事務調査を公開
- ◎平成23年11月から、「こんにちは！市議会です」の映像配信を開始
- ◎平成24年9月から、上程議案の内容を公開

17

- ◎平成25年度にホームページのリニューアルの検討
- ◎平成25年7月に、ホームページのリニューアルと議会の情報化に関する議員アンケートを実施。
- ◎平成25年9月定例会から、議員別賛否一覧、常任委員会行政視察報告書をホームページにて公開。
- ◎平成25年12月から、議会改革白書2013をホームページにて公開。
- ◎平成26年6月から、政務活動費の会計帳簿を公開。
- ◎平成26年7月、「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施するが、ホームページからも回答が出来るようにする。
- ◎平成26年10月、議会改革白書2014をホームページにて公開。
- ◎平成27年1月、ホームページをリニューアル

18

◎平成27年10月、議会改革白書2015をホームページにて公開。

◎平成28年5月から、政務活動費の領収書を公開。

◎平成28年10月、議会改革白書2016をホームページにて公開。

◎平成29年10月、議会改革白書2017をホームページにて公開。

◎平成30年10月、議会改革白書2018をホームページにて公開。
亀山市議会に関する市民意識調査を実施。

◎令和元年10月、議会改革白書2019をホームページにて公開。

◎令和2年10月、議会改革白書2020をホームページにて公開。

◎令和3年10月、議会改革白書2021をホームページにて公開。

◎令和4年10月、議会改革白書2022をホームページにて公開。
亀山市議会に関する市民意識調査を実施。
亀山市議会基本条例検証結果報告書をホームページにて公開

◎令和5年10月、議会改革白書2023をホームページにて公開。

◎令和6年10月、議会改革白書2024をホームページにて公開。

◎令和7年10月、議会改革白書2025をホームページにて公開。

◆ホームページのリニューアルの方向性

- ・利用者の視点に立ち、分かりやすく、使いやすい構成及びデザインとする。
- ・議員活動に活用できるよう、議案や関係資料等を掲載し内容の充実に努める
- ・操作性の向上

◆リニューアル後のホームページの特徴

- ・カテゴリー別に分類
 - ①市議会の活動 ②議員紹介 ③市議会の情報 ④広聴広報
 - ⑤市議会データベース ⑥インターネット配信
- ・カレンダーによるスケジュール掲載
- ・PR用にトピックスを活用
- ・議会活動に必要な情報（定例会の議案資料等）の掲載
- ・各種会議の経過及び資料の掲載
- ・キッズページを掲載

21

◎市議会に関する市民意識調査（市民アンケート）

目的

亀山市議会では、平成22年6月に議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げた「亀山市議会基本条例」を施行し、開かれた議会の実現に向けて議会改革に取り組んでいます。継続的な議会改革を推進するため、市議会に対する市民の率直な意見・要望を把握し、市民の意見を改革に反映することを目的として「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施しています。

【令和4年度調査】

調査区域：亀山市全域

調査対象：市内の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人

回答率：34.8%(348人)

調査項目：年齢、地区、職業等の基本的事項、議会の活動、議会基本条例、議会改革の取組、ホームページ、議会報告番組、議会だより、政策提言等

業務委託契約額：900,000円（税別）

効果：議会だよりや議会報告番組のリニューアル

22

◎議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和4年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	6,917	0	336	6,873	0	999	4,884	193	381	6,426	27,009
議会映像録画配信トップページ	345	357	3,623	379	446	3,473	339	889	2,718	628	621	2,944	10,211
各議員の映像配信ページ	1,473	1,807	1,030	2,392	770	1,500	2,239	1,268	2,702	1,905	956	1,828	19,870
報告番組配信ページ	208	125	15	145	33	34	109	37	178	200	36	29	1,149
令和5年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	3,807	0	273	7,603	0	619	5,490	0	433	7,778	26,003
議会映像録画配信トップページ	328	256	2,553	307	418	4,346	559	998	3,257	347	600	3,504	17,473
各議員の映像配信ページ	3,069	1,612	1,601	1,646	501	4,098	1,721	1,030	5,048	1,593	911	2,994	25,824
報告番組配信ページ	193	21	46	86	13	69	78	88	128	139	58	123	1,042
令和6年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	190	5,762	0	273	7,280	0	924	4,700	0	322	7,725	27,176
議会映像録画配信トップページ	479	1,009	3,208	386	499	3,539	409	409	2,663	209	702	3,474	16,986
各議員の映像配信ページ	1,802	1,654	2,765	2,165	601	2,950	1,969	1,379	2,849	1,280	818	2,099	22,331
報告番組配信ページ	103	450	34	94	9	18	152	30	42	85	39	32	1,088
令和7年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	402	4,708	0	255	7,342							12,707
議会映像録画配信トップページ	240	649	2,701	260	354	3,354							7,558
各議員の映像配信ページ	1,066	1,498	2,122	975	426	2,669							8,756
報告番組配信ページ	82	205	20	126	53	15							501

23

2. 規程

亀山市議会広聴広報委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会会議規則第1号）第157条第4項の規定に基づき、亀山市議会広聴広報委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 市民の多様な意見の集約に関すること。
- (2) 「かめやま市議会だより」に関すること。
- (3) ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。
 - ア 「こんにちは！市議会です」の企画・制作・監修に関すること。
 - イ 議会映像の配信に関すること。
 - ウ その他ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。
- (4) 議会のホームページに関すること。
- (5) 議会と市民との意見交換会の開催に関すること。
- (6) その他議会の広聴及び広報に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副議長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員は、副議長の属する会派以外の各会派から1人ずつ選出された議員とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会派に属さない議員を委員とすることができる。

24

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）に定める常任委員の任期の例による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の半数以上の同意があったときは、公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 委員会の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則（平成17年亀山市議会規則第2号）を準用する。

(記録)

第8条 委員長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月14日議会規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年10月27日議会規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年11月12日議会規程第4号）

この規程は、平成30年11月12日から施行する。

附 則（令和3年6月15日議会規程第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年10月19日議会規程第4号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年12月24日議会規程第3号）

この規程は、令和6年12月24日から施行する。

タブレット端末導入の経過について

1

タブレット導入の経過

- H25. 5 議員に対して議会の情報化に関するアンケートを実施
- H26. 4 会派室使用のインターネットの通信速度を40Mから160Mにアップ
- H26. 5 議会改革推進会議検討部会において、議会活動等へのタブレット端末の導入について検討を開始
- H26. 9 無線LAN（Wi-Fi）環境を会派室、事務局、議会図書室等に整備
- H26.10 タブレット（Microsoft Surface Pro3）1台購入、議会事務局で活用シーンを検討
- H27.10 タブレット（Microsoft Surface Pro3）10台購入、内部会議での活用シーンを検討
- H27.11 議会改革推進会議検討部会にプロジェクトチームを設置、タブレットの運用・使用基準の検討
- H27.12 タブレット（Microsoft Surface Pro3）10台追加購入
- H28. 3 「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を施行

- H28. 4 議場、委員会室に無線LAN（Wi-Fi）環境を整備
議員全員にタブレットを配付、研修会を2度開催
- H28. 5 タブレットの本格運用開始
- H28. 6 「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を改正
- H28.12 定例会及び委員会の配付資料について、出来るところからペーパーレス化に取り組むこととし、12月定例会から実施
- R2. 1 議会改革推進会議検討部にプロジェクトチームを設置、次期タブレット端末の仕様等について協議を開始
- R 2.10 更新するタブレット端末の機種は「ipadpro12.9」とし、電子会議システムは「sidebooks」を導入することを確認
- R 3. 4 タブレット（ipadpro12.9）22台購入
- R 3. 5 議員全員にタブレットを配付、操作研修会を開催
- R 3. 6 「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を改正
議場、委員会室の無線LAN（Wi-Fi）環境を改善
- R3. 12 執行部が導入したことにより、予算書、決算書を除き、資料の完全ペーパーレス化を実施

- R5. 10 会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進め、議会運営の効率化を推進するとともに、議会事務局の業務効率化を目的に議会グループウェアとしてLINEWORKSを導入

タブレット端末導入 (Surface pro3) 【H27年度】

初期導入費

- ・ 議場・委員会室の無線LAN環境整備
 - 無線ルーター 4台 71,496円
 - 電源工事、配線工事 228,960円
- ・ 備品購入費
 - タブレット端末 (Microsoft Office、キーボード等含む) 21台 3,149,820円
 - レーザー複合機 (カラー) 1台 72,576円、 (モノクロ) 1台 24,084円

ランニングコスト

- ・ タブレット端末通信費
 - 月額3,027円×18人×12ヶ月=653,832円
 - ※通信費月額3,027円の内、1,000円は各議員が政務活動費で負担
- ・ ウイルスバスター更新費 (18台分) 48,180円

運用システム

- ・ Microsoft OneDrive

5

タブレット端末 (ipadpro12.9) に更新【令和3年5月】

導入費

- ・ 議場・委員会室の無線LAN環境整備
 - 無線ルーター 4台更新 (業務用無線LAN機器)
- ・ 各会派室内の無線LAN環境整備
 - 無線ルーター 5台 (追加)
- ・ 通信運搬費
 - タブレット端末 (ipadpro) 22台 147,032円/月 (毎月の通信費と合わせて割賦払い)
- ・ 消耗品費 キーボード22台 533,852円 ペンシル22本 343,640円
- ・ 委託料
 - 議会負担分のみで会議システム初期設定料金及び講習会料金 506,000円

ランニングコスト

- ・ タブレット端末通信費 (タブレット端末代3,820円を含む)
 - 月額6,354円×22人×12ヶ月=1,677,456円
 - ※通信費月額6,354円の内、2,000円は各議員が政務活動費で負担
- ・ 会議システム利用料金※ライセンス数に応じて執行部と按分 執行部75：議会25
 - 全体費用1,254,000円/年のうち313,500円/年 (議会負担分のみ)

6

運用システム

- ・ SideBooks（電子会議システム）
クラウド本棚を利用
【月額費用】
基本料金（ファイル容量1GBを含む） 費用20,000円／月
クライアントライセンス150名まで（現在：議会25、執行部75）
費用30,000円／月
オプション ファイル容量追加10GB 費用45,000円／月
【システム管理】
情報政策部署が管理者
なお、議員や委員会委員の変更は議会事務局で対応
- ・ SMSM（KDDI Smart Mobile Safety Manager）
タブレット端末22台を一括で管理するシステム
通信会社KDDIのアプリであり、遠隔で各端末のアプリの追加・変更が可能、各端末にApple IDを使用せずにログイン

7

運用システム

- ・ Microsoft 365 app for business
5ライセンス（25台分） 費用59,400円／年
タブレット端末でのワード、エクセル、パワーポイントの利用に対応
- ・ LINE WORKS with KDDI（年額プラン月払い）
プラン：スタンダード 単価495円×27ID=13,365円／月（税込み）
議員18人+事務局8人+管理者1人=27人分
会議日程の調整やトークによる各種連絡に活用

8

タブレットの活用

目的

- ・情報伝達の迅速化
- ・ペーパーレス化



効率的な議会活動、議員活動及び政務活動

使用用途

議会活動、議員活動及び政務活動において使用

- ①公開する会議での使用のほか議会活動全般
- ②政務活動
- ③議会事務局との連絡手段

効果

- ・ペーパーレス化 約31,000枚削減（令和3年12月—令和4年6月）

政策条例制定に向けた取組内容について

背景

議会基本条例第15条 議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

全員協議会規程 第6条（協議事項）

- (1) 市の基本的な計画等の策定及び大幅な変更、新しい制度の導入その他の市政における重要な案件に関するもの
- (2) 議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの
- (3) 議員提出議案、政策提言等議員間討議を必要とするもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの

検討課題

重要な政策等への議論や議員提出議案、政策提言等を議論する場として、全員協議会にかわる、議会として結論が得られるような新たな場づくり



全員協議会規程を改正（平成27年）

全員協議会の下部組織として「政策検討部会」を設置

「政策検討部会」での検討事例

- 亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年）
- （仮称）子どもの権利条例（令和2年～）

1

（仮称）子どもの権利条例の検討経過

- 令和元年12月 議員から子どもの権利に係る政策条例制定について提案
- 令和2年1月 政策条例の立案に向けて議会として取り組むことを決定
- 令和2年3月 市の現状把握のため、子どもの権利に係る条例、規則、取組について説明を受ける
- 令和3年2月 みえ出前トークを活用して、県子ども福祉部少子対策課から子ども条例の制定に向けた検討内容、手順、課題等について説明を受ける
- 令和3年4月 全議員が山梨学院大学教授荒牧氏から子どもの権利条約の現状と課題、子どもの権利条例の策定に係る課題に関する講演を受ける（議員研修）
- 令和3年5月 「子どもの権利と地方自治体の政策～地方議会の果たすべき役割とは何か～」
（オンライン研修）
- 令和4年7、8月 川崎市、奥州市、丸亀市のオンライン行政視察
- 令和5年2月 こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行に伴う子ども施策全般への影響に関して執行部から説明を受けることと、子どもに関係する方と意見交換の場を持つという2本柱で検討を進めていくことを決定
- 令和5年4月 意見交換の相手方「子どもに関する団体」の洗い出しを行うこと、子どもの権利条例に向けた取組リーフレットの作成、配布を行うことを決定

2

- 令和5年6月 「子どもに関する団体」を抽出し、7団体程度に絞り込みを行い、子どもの権利条例の制定に向けた取組周知用リーフレットを修正
- 令和5年7月 意見交換の相手方との日程調整及び周知用リーフレットの確認、子どもの権利条例説明用ページについて協議・決定し、公開
「不登校のこどもと親と地域の会でん」と意見交換会を実施
- 令和5年8月 議会だより令和5年8月1日号と同時に周知用リーフレット配布
令和5年4月施行のこども基本法及び同時に設置されたこども家庭庁の実施する子ども関連施策について理解を深めるため、こども家庭庁職員を講師とし「こども家庭庁とこども基本法」をテーマにオンラインで議員研修会を開催
「亀山市学童保育連絡協議会」と意見交換会を実施
「NPO法人 ぼっかぼかの会」と意見交換会を実施
- 令和5年10月 「亀山市PTA連合会」、「各小学校児童会」と意見交換会を実施
意見交換について外国人、未就学児とその保護者、高校生、文化及び遊びに関わる団体と行うことを確認、アンケート調査票の内容、対象者、方法等を検討
- 令和5年11月 「各中学校生徒会」と意見交換会を実施
- 令和6年2月 「徳風高校」「亀山高校」と意見交換会を実施
アンケート調査票、アンケートスケジュール等について確認
また、最新の他市の条例を参考に条例の構成を検討
「未就学児の保護者（幼稚園・保育園）」と意見交換会を実施
- 令和6年4月 これまでの意見交換会での意見を総括し、条例の権利に係る部分について検討

3

- 令和6年5月 条例案の章立てや前文、目的、こどもの権利等の項目について検討
「第2章こどもの権利」の項目について検討
- 令和6年7月 アンケート調査結果を確認し、「第2章こどもの権利」の項目について検討
また、外部有識者との関わりについて確認
「前文、第1章総則」の項目について検討
- 令和6年8月 条例案について、外部有識者との意見交換を実施
- 令和6年11月 任期2年が経過したことにより、部会員の交替とともに副部会長の互選を実施
- 令和7年1月 外部有識者との意見交換を受け、条例案（前文、第1章、第2章）を修正
- 令和7年2月 外部有識者との意見交換を受け、条例案（第3章から第6章まで）を修正
- 令和7年4月 条例案全体（前文から第6章まで）を確認し、修正
- 令和7年5月 条例案に対する執行部の意見を確認
- 令和7年6月 条例案に対する逐条解説案を検討
- 令和7年7月 条例案に対する逐条解説案を検討
- 令和7年8月 条例案に対する例規審査結果、逐条解説案に対する有識者意見を確認、条例案等の一部修正

4